相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町

第4回 相模原市・藤野町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第10号 各種事務事業の取扱いについて(Cランク)その2

財務部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			1
保健福祉部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	3
市民部会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5	8
経済部会										•	•		•	•			•	3	1	8

各種事務事業の取扱いについて (Cランク)その2

財務 部 会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7			A協議会 B幹事会 C専門部会		
1	固定資産評価審査委員会		AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD		1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		収納課	税務課	税務課	税務課
		地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例	地方税法 町税条例
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	232千円	81千円	24千円	13千円	25千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0 千円
【事務事業の内容】	【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある者の 審査申出を審査決定するための機関	【目的】 固定資産課税台帳の登録価格に不服がある 者の審査申出を審査決定するための機関
	【内容】 委員 3年 委員報酬 1日15,000円 開催回数 1回在出件数 0件(H16案績)	【内容员 3人用 3年 3年 4日8,500円 開催回数 1回查目(H16実績) 審回(H16実績)	【内容】 委員 3人 任期 3年 委員報酬 1日7,700円 開催回数 1回車出件数 0件(H16実績)	【内容】 委員 3年 委員報酬 1日8,100円 開催回数 1回位(H16実績) 審合(H16実績)	【内容】 委員 3人 任期 3年 報酬 100円 開催回音 100円 開催回音 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	財政状況の公表		A協議会 B幹事会 C専門部会		
8	別以小元ツ公衣		AIMO BR D C S C S C S C S C S C S C S C S C S C	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第243条の3第1項 相模原市財政状況公表条例	地方自治法第243条の3第1項 城山町財政状況の公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 津久井町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 相模湖町財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項 藤野町財政状況の作成及び公表に関する 条例
歳出予算額(平成17年度)	105千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
「「本の人で学習(平成17年度)」「「事務事業の内容」	日十日 【公表時期】 条例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項 【公表方法】 ・当初予算の概要(ポスター) ・歳入歳出決算の状況(ポスター) ・相模原市の財政状況(上半期・下半期)	(公表時期) 条例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項 【公表方法】 ・一歳入歳出決算の状況(広報紙) ・城山町の財政状況(上半期・下半期)	(公表時期) 条例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 収入及び支出の概況 住民負担の概況 公営事業の経理の概況 財産、公債及び一時借入金の現在高 【公表方法】 津久井町広報に掲載	(公表時期) 宗例に基づき年2回(5月1日及び11月1日) 【公表内容】 歳入歳出予算の内容 歳入歳出予算の執行状況 財産、地方債及び一時借入金の現在高 その他財政に関する事項 【公表方法】 ・当初予算の概要(広報紙) ・歳入歳出決算の状況(広報紙) ・相模湖町の財政状況(上半期・下半期)	〇十円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	財政調整基金及び減債基金	の運用管理	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第241条第 1 項 相模原市財政調整基金条例 相模原市減債基金条例	地方自治法第241条第1項 城山町財政調整基金の設置、管理および処分に関 する条例 城山町滅債基金条例	地方自治法第241条第 1 項 津久井町財政調整基金条例 津久井町減債基金条例	地方自治法第241条第 1 項 相模湖町財政調整基金条例 相模湖町減債基金条例	世方自治法第241条第1項 藤野町財政調整基金の設置、管理及び 処分に関する条例 聴野町町債償還基金の設置、管理及び 処分に関する条例
歳出予算額(平成17年度)	155,970千円	251,053千円	355,000千円	0千円	143千円
歳入予算額(平成17年度)	5,970千円	1,524千円	662千円	0千円	143千円
【事務事業の内容】	〈財政調整基金〉 【目 的】 大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償 提供の他財源の不足を生じたときの財源とするため。 なお、平成15年度から、人件費の節減分を退職手当への財源として積み立てている。	<財政調整基金> 【目 的】 投資的事業等に充当するため。	<財政調整基金> 【目 的】 町財政の健全な運営を図るため設置	〈財政調整基金〉 【目 的】 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足 を生じたときの財源とするため。	〈財政調整基金〉 【目 的】 町の発展となるべき投資的事業等 に充当するため設置
	【平成15年度末残高】 約64億円(うち、退職手当財源分は5億円)	【平成15年度末残高】 9億3,000万円	【平成15年度末残高】 5億2,172万円	【平成15年度末残高】 417万円	【平成15年度末残高】 5億6,205万円
	【平成17年度繰入金予算額】 20億円	【平成17年度繰入金予算額】 2億4,100万円	【平成17年度繰入金予算額】 2億2,500万円	【平成17年度繰入金予算額】 0.1万円	【平成17年度繰入金予算額】 2億8,500万円
	【平成17年度積立金予算額】 477万円	【平成17年度積立金予算額】 140万円	【平成17年度積立予算額】 56万円	【平成17年度積立金予算額】 9,907万円	【平成17年度積立予算額】 10万円
	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内訳】 預金利子収入
	(減債基金> 【目 的】 市債の返還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため(平成15年度からのミニ市場公募債発行に伴い設置し、償還金に充てる経費を積み立てるもの)	<減債基金> 【目 的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため。	<減債基金 > 【目 的】 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するため設置	<減債基金> 【目 的】 町債の返還に必要な財源を確保し、もって将来 にわたる町財政の健全な運営に資するため。	<減債基金> 【目 的】 町債の償還に必要な財源を確保し、 将来にわたる町財政の健全な連営に 資するため設置。
	【平成15年度末残高】 0万円	【平成15年度末残高】 1億7,000万円	【平成15年度末残高】 8,940万円	【平成15年度末残高】 28万円	【平成15年度未残高】 6,573万円
		【平成17年度繰入金予算額】 10,053千円	【平成17年度繰入金予算額】 6,000万円		【平成17年度繰入金予算額】 2,100万円
	【平成17年度積立金予算額】 1億5,120万円	【平成17年度積立金予算額】 11万円	【平成17年度積立予算額】 9万円	【平成17年度積立金予算額】 0万円	【平成17年度積立予算額】 4.3万円
	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入	【特定財源の内容】 預金利子収入

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	指定金融機関等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	相处並慨慨則 可				1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等		地方自治法第235条第2項 地方自治法施行令第168条第2項 指定金融機関の指定(昭和41年城山町告 示第17号)	地方自治法第235条第2項 津久井町指定金融機関の指定(昭和41年告示第 9号)	地方自治法第235条第2項 相模湖町指定金融機関の指定(昭和41年告示第 12号)	地方自治法第235条第2項 藤野町指定金融機関の背定(昭和47年藤 野町告示第26号)
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務	【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務	【内 容】 公金の収納事務及び支払の事務	【内 容】 公金の収納事務及び支払の義務	【内 容】 公金の収納事務及び支払の義務
	【指定金融機関】 横浜銀行	【指定金融機関】 津久井郡農協川尻支所	【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合	【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合	【指定金融機関】 津久井郡農業協同組合
		【指定代理金融機関】 横浜銀行中野支店			【指定代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合
	【収納代理金融機関】 三井住友銀行、駿河銀行、みずぼ銀行、東京 三菱銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、UFJ 銀行、八千代銀行、神奈川銀行、静岡銀行、東 日本銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、市農 協、八王子信用金庫、平塚信用金庫、城市信用 金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫、八ナ信用 組合、県歯科医師信用組合、日本郵政公社	【収納代理金融機関】 みずほ銀行橋本支店、東京三菱銀行相模原支店、三井住友銀行八王子支店、りそな銀行橋本 支店、八千代銀行城山支店、山梨信用金庫城山 支店、中央労働金庫相模原支店、住友信託銀行 八王子支店、横浜地方貯金局	【収納代理金融機関】 みずほ銀行、りそな銀行、横浜銀行、山梨信用 金庫、半原信用組合	【収納代理金融機関】 横浜銀行、山梨信用金庫、半原信用組合、みず ほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、山梨中央銀 行、日本郵政公社	【収納代理金融機関】 みずほ銀行、三井住友銀行、山梨中央銀 行
	【出張所】 本庁舎内	【出張所】なし	【出張所】なし	【出張所】 本庁舎内	【出張所】 本庁舎内
	【派出所】 南合同庁舎内	【派出所】 本庁舎内	【派出所】 本庁舎内		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	電源立地地域対策交付金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
11	电冰丛地地线对束文的金				T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等		発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法	発電用施設周辺地域整備法
歳出予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	- 0千円
歳入予算額(平成17年度)		5,929千円	4,500千円	8,315千円	4,500千円
【事務事業の内容】	該当なし	・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を 図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑 化を図るため。 発電用施設の周辺の地域における公共用の施 設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び 産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 横山スポーツ広場防球ネット改修 工事 12,810千円 平成15年度 テニスコート改修工事 ・6,475千円 町道維持工事 6,149千円 町道維持工事 5,501千円 平成12年度 ブール管理棟塗装工事 10,500千円 マ成11年度 ブール管理棟塗装工事	・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を 図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑 化を図るため 発電用施設の周辺の地域における公共用の施 設の整備その他住民の生活の利便性の向上及び 産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 防火水槽設置工事 6,615千円 平成15年度 生涯学習センター維持補修事業 6,848千円 平成14年度 消防ボンブ積載車等整備事業 5,762千円 平成13年度 防火水槽整備事業 5,135千円 平成11年度 防火水槽整備事業 平成11年度 防火水槽整備事業 平成11年度 防火水槽整備事業	・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉の向上を 図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑 化を図るため 発電用施設の周辺の地域における公共用の施 設の整備その位住民の生活の利便性の向上及び 産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 町道改良工事 19,950千円 平成15年度 河道独市両購入 17,030千円 平成15年度 町道維持工事 8,793千円 平成15年度 町道維持工事 8,793千円 平成11年度 防火水槽設置工事 7,086千円 平成11年度 防火水槽設置工事 7,086千円 町道維持工事 5,250千円	・目的、対象 発電用施設の周辺の地域住民の福祉 の向上を図り、もって発電用施設の設置 及び運転の円滑化を図るため 発電用施設の関係の他住民の生活の 利便性の自上及び産業の振興に寄与する事業 ・過去の対象事業と事業費 平成16年度 水道配水管敷設替工事 19,992千円 平成15年度 水道配水管敷設替工事 6,636千円 平成14年度 消防水利整備事業 ・高3,576千円 平成13年度 町道維持修繕工事 4,536千円 平成12年度 消防水利整備事業 下成12年度 消防水利整備事業 5,397千円 平成11年度 消防水利整備事業 6,835千円
		・実績 各年度交付額は 5,929千円 (13年度は5,501千円)	・実績 各年度交付額は、4,500千円(定額)	・実績 各年度交付額は 8,315千円	・実績 各年度交付額は、4,500千円(定額)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	相模川ダム周辺地域振興協	力基金交付金	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等		財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金(民法34条に基づく財団法人)理事会決議	財団法人相模川ダム周辺地域振興協力 基金(民法34条に基づく財団法人)理事 会決議
歳出予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)		2,000千円	3,000千円	2,500千円	2,500千円
【事務事業の内容】	該当なし	相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要	相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要	相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要	相模川ダム周辺地域振興協力基金の概要
* チのガチネックド3日 **		・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の瓔境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上のために当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 【補助金の実績】 平成15年度 " 平成14年度 "	・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 ・神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上の対し、当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 【補助金の実績】 平成16年度 " 平成14年度 " 平成14年度 " 平成13年度 " 平成11年度 "	・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興、また地域住民の生活基盤向上の対し、当該地域の地方公共団体が行う事業に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 【補助金の実績】 平成16年度 " 平成14年度 " 平成15年度 " 平成14年度 " 平成11年度 " 平成11年度 "	・基金名 財団法人相模川ダム周辺地域振興協力 基金 ・設立年月日 昭和53年8月3日 ・設立団体 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 ・事業内容 ダム周辺地域の環境保全、整備等地域 振興、主法地域住民の生活基約であっために当該地域の公共団体が行う事業 に対する助成。 ・基本財産 500,000千円 【補助金の実績】 平成16年度 " 平成16年度 " 平成15年度 " 平成15年度 " 平成11年度 " 平成11年度 "

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	土地開発基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	財務課	財務課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	地方自治法第241条第1項 相模原市土地開発基金条例及び施行規則	地方自治法第241条第1項 城山町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項 津久井町土地開発基金条例	地方自治法第241条第1項 相模湖町土地開発基金条例	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	65千円	108千円	0千円	1
【事務事業の内容】	【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金 【平成15年度未残高】 35億8,000万円 (内訳) 現金 約6億3,700万円 土地 約4億2,800万円 (9件約9,800㎡ 及びその他隅切用地) 債権 約25億1,500万円	【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得するごとにより事業の円滑な執行を図るため設置された定額基金 【平成15年度未残高】約2億8,473万円 (内訳)現金 約1億8,7万円土地 約1億8,436万円(3件 約1,969㎡)債権 なし 【特定財源】預金利子	【概要】 「概要】 「概要】 「知者のおいた。 「知者のおいた。 「知者の表現である。 「知者の表現である。」 「知者の表現である。 「知者の表現である。」 「知るの表現である。」 「知るの表現である。」 「知るの表現である。」 「知るのまましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	【概要】 公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地な執行を図るため設置された定額基金 【平成15年度未残高】 1億4,151万円 (内訳) 現金約696万円土地約1億3,455万円(4件約1,379㎡) 債権なし 【特定財源】	平成 1 6 年3月29日解散

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	契約業者の登録及び指定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	契約課	財務課	契約検査課	総務課	総務課
根拠法令等	地方自治法施行令 第167条の11第2項 相模原市契約規則 第23条 相模原市指名競争入札参加者選定規程	地方自治法施行令 第167条の11第2項 城山町契約規則 第30条 指名競争入札に参加することができる者の資格に 関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項 津久井町契約規則 第32条 指名競争入札に参加することができる者の資格に 関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項 相模湖町契約規則 相模湖町指名競争入札に参加することができる者 の資格に関する規則	地方自治法施行令 第167条の11第2項 藤野町契約規則 藤野町指名競争入札に参加することができる 者の資格に関する規則
歳出予算額(平成17年度)	42.083千円	2.812千円	3,318千円	5.217千円	2.347千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	(内容)	(内容)	(内容)	(内容)	(内容)
「争切争素の内合」	(予報) 本市指名競争入札に係る業者登録については、「相模原市指名競争入札に係る業者登録については、「相模原市指名競争人札参加者留定規程」により参加者の資格基準、審査、格付方法等を必実施している。また、事務の取扱いについては、「相模原市市指名競争人札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者指名停止等措置要綱」及び「相模原市競争入札参加者指名停止等措置の場合、一部外を区別している。 (登録状況) 業者登録は、工事・委託・物品・小規模修繕に分け、さらにそれぞれを市内・準市内・市外を区別している。 (日本の一部の第26年) 中市内136年 市内136年 市外1,230)・表託:1,644社 (市内256年 本市内158年市外1,230)・表託:1,644社 (市内356年 本市内127・市外783)・小規模修繕:77社 (市内366年 本市内127・市外783)・小規模修繕:77社 (小規模修繕は市内業者のみ) (登録有効期間等) 全年間(登録の変更申請は降時受付) (電算多者は、相模原市財務会計オンラインシステムに登録者の表し、システム関連)登録者され、システム内で業者選定から支払いまでを行う。(参考) H18年度からの電子入札制度導入を目指し、にに作い、入札参加登録事務は、各市町はその登録を利用する形になる。メステム開発に伴う負担金はH17年度に支払いき売了が財政規模製で負担者の取扱いは、現時点で来確定である。	「お白田 会社	「内容 日本町	(「今日」 名職争入札に参加することを含っては、「藤野町日名競争入札に参加することができる者の資格基準、審査、格付方法等を定め変更を当る。また。野町工事等指名審査会の設置及び運営に関する思想」では、「藤野町工事等指名審査会の設置及び運営に関する場合では、「福野町工事等指名審査会の設置及び運営に関する。」「指名競争入札参加者指名要網」に基づき運用している。 17年度登録者数・工事・委託・物品に区別している。 17年度登録者数・工事:532社・物品:331社 (登録有効期間等)。 2年間は随時等) 2年間は随時等) 2年間は随時等) 2年間は随時等) 2年間は随時である。 418年度から成していない。(汎用デタベースによるの電子入入への間が開発を関するので、1、第一次では、1、第一次では、1、第一次では、1、第一次では、1、第一次では、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1

合併協議事項番号					
29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会		
- 23 事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	用品調達基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	1			T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		財務課	財務課	総務課	総務課
	相模原市用品調達基金条例 相模原市用品調達基金施行規則				
I I II I A A	101天凉印用山岬庄坐立旭门龙烈				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	a.t.m		0千円	0千円	0千円
成山了异額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)		<u>0千円</u> 0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	(基金の目的)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
(事が事業が)が付け	を課・場間が共通に使用する物品等について集中購買を実施することにより、取得価格の安定化及び購入・支払い等事務の効率化を図ることを目的とする。各課への払出し価格と実購入を額一般会計に繰り入れている。 (運用基金額) 50,000千円 (対象品目) 307品目(文具・雑貨・燃料等) (一般会計繰入額) H16年度決算額:34,802千円(H15基金収益) H17年度予算額:11,562千円(H16基金収益) (電算システム) 基金の運用(共通物品の購入・管理・払出等における予算執行等)の事務は全て相模原市財務会計オンラインシステム上で行っている。 (参考) 合併後も現行の基金額で対応可能と思われるため、基金の増額は不要。ただし、用品調達事務については、事務増が見込まれるため、人的な影響はある。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名						
29	各種事務事業の取扱い		財務部会						
事務事業番号	事務事業名		協議ランク						
7	納税貯蓄組合		A協議会 B幹事会 C専門部会						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	税務課				
	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法	納税貯蓄組合法				
根拠法令等									
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円				
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】				
	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理	納税貯蓄組合の設立及び解散の届出の受理				
	平成14年度に納税貯蓄組合連合会解散	平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散	平成11年度に納税貯蓄組合連合会解散	平成11年度に納税貯蓄組合相模湖支部解散	平成11年度に納税貯蓄組合藤野支部解散				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	原動機付自転車及び小型特		A協議会 B幹事会 C専門部会	T	T
	相模原市	城山町 城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	57千円	65千円	38千円	427千円	155千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 原動機付自転車等の登録等	【目的】 原動機付自転車等の登録等	【目的】 原動機付自転車等の登録等	【目的】 原動機付自転車等の登録等	【目的】 原動機付自転車等の登録等
	【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)	【内容】 取扱事務 新規登録 名義変更 廃止 標識交付証明書の交付 廃車受付書の交付 標識の再交付(弁償金200円)
	【参考】 平成15年度実績 新規 26,677台 名義変更 4,943台 廃止 22,073台 車台変更 134台 標識再交付 43台 標識の既交付件数 原付 36,171件 小型特殊 1,626件	【参考】 平成15年度実績 新規 357台 名義変更 27台 廃止 361台 車台変更 17台 標識两交付 標識の既交付件数 原付 2,018件 小型特殊 53件	【参考】 平成15年度実績 新規 634台 名義変更 30台 廃止 528台 單台変更 3台 標職再交付 0台 標職の既交付件数 原付 2,711件 小型特殊 261件	【参考】 平成15年度実績 新規 328台 名義変更 73台 廃止 248台 車台変更 0台 標識再交付 標識の既交付件数 原付 795件 小型特殊 91件	【参考】 平成15年度実績 新規 658台 名義変更 85台 廃止 565台 車台変更 12台 標識再交付 5台 標識の既交付件数 原付 1,340件 小型特殊 70件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		財務部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	土地価格等縦覧帳簿及び家	屋価格等縦覧帳簿の縦覧	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課	税務課
根拠法令等	地方稅法市稅条例	地方税法 町税条例	地方税法町税条例	地方税法町税条例	地方税法町税条例
歳出予算額(平成17年度)	50千円	5千円	7千円	315千円	50千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	→
【事務事業の内容】	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	[目的] 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧	【目的】 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧 帳簿の縦覧
	【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日~5月31日 【参考】 納税義務者数(平成17年度当初予算) 土地 119,622人 家屋 156,578人 土地筆数(免税点以上) 251,518筆(平成16年度概要調書)家屋棟数(免税点以上) 142,286棟(平成16年度概要調書)平成16年度縦覧者数 63人	【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 総覧期間 4月1日~5月31日 【参考】 納税義務者数(平成17年度当初予算) 土 地 6,894人 家屋 6,449人 土地筆数(免税点以上) 22,009筆 (平成16年度概要調書) 家屋棟数(免税点以上) 8,302棟 (平成16年度概要調書) 平成16年度縦覧者数 0人	【内容】 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日~5月31日 【参考】 納税義務者数(平成17年度当初予算) 土地・9,828人 家屋 9,538人 土地筆数(免税点以上) 48,190筆(平成16年度概要調書) 家屋棟数(免税点以上) 12,893棟(平成16年度概要調書) 平成16年度縦覧者数 0人	【内容】 土地価格等総覧帳簿、家屋価格等総覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより総覧に供する。総覧期間 4月1日~5月31日 【参考】 納税義務者数(平成17年度当初予算) 土 地 2,894人 家 屋 3,106人 土地筆数(免税点以上) 15,939章 (平成16年度概要調書) 家屋棟数(免税点以上) 4,592棟 (平成16年度概要調書) 平成16年度総覧者数 1人	【内容】 土地価格等総覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を作成し(3月31日まで)、納税者の求めにより縦覧に供する。 縦覧期間 4月1日~5月31日 【参考】 納税義務者数(平成17年度当初予算) 土地 3,673人 家屋 3,335人 土地筆数(免税点以上) 34,704章(平成16年度概要調書) 家屋棟数(免税点以上) 5,076棟(平成16年度概要調書) 平成16年度縦覧者数

保健福祉部会

29			専門部会名 保健福祉部会				
		各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク				
6	社会福祉審議会事務		A協議会 B幹事会 C専門部				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
3=	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
	社会福祉法 相模原市社会福祉審議会条例 相模原市社会福祉審議会条例施行規則						
歳出予算額(平成17年度)	1,496千円						
	0千円						
【事務事業の内容】	【社会福祉審議会】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	概要						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	社会福祉統計調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
1		I		I		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	統計法 統計法施行令 国民生活基礎調查規則					
歳出予算額(平成17年度)	1,100千円					
	1,100千円					
【事務事業の内容】	【目的】 厚生労働省からの委託により、各種福祉統計を 実施して国民生活の実態を把握し、国の社会福祉 施策推進のための基礎資料を得る。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	【委託内容】 社会福祉統計調査 国民生活基礎調査 社会福祉施設等調査 介護サービス施設・事業所調査 地域児童福祉事業所等調査 社会保障に関する意識調査					
	【事務内容】 事務 統計調査員の委嘱、調査員説明会の開催、 調査書類の内容確認、調査員報酬の支払 予算 1,100千円(調査員報酬、調査関連消耗品 等)					
	【特定財源】 名 称 福祉統計調査委託金 内 容 社会福祉統計の事務に対する国からの委託 金 銀 1,100千円 補助率 100%					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
29 事務事業番号	合性争務争業の収扱い 事務事業名				
		/D 0.4 6 10 4			
8	民間社会福祉施設賠償責任		A協議会 B幹事会 C専門部会		Т
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	1,000千円				
歳入予算額(平成17年度)					1
「事務事業の内容」	【事業内容】 民間社会福祉施設賠償責任保険制度は、施設の 不備、欠陥収は職員の業務にの管所者、場合の管所者、場合の場合に対策を関係して関係を持った場合、施設管理者が法律上負別を指し負別を保険金に代わってとにより、制度である。施して関である。近い、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。施り、制度である。他の補助金に、日滑である。他の補助金に、日滑で、地で、中域に、地で、地で、地で、地で、地で、地で、地で、地で、地で、地で、地で、地で、地で、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	防災資機材の整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	7,612千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市地域防災計画に位置付けられた災害弱弱者計画の中の「災害弱者固有の生活必需物資等の計画的備蓄」に基づき、計画的に備蓄する。 【平成16年度備品の購入・・型・銀子・関係では、100倍・車椅子(リクライング・型)・歩行補助杖・おぶいひも・日本は、1年間に対しませ、1年間に対しまりに対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対しませ、1年間に対します。1年間に対しまり、1年間に対しまりまり、1年間に対しまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	該当なし * 災害弱者計画、事業等は実施していない。災害 物質の整備は環境防災課が実施している。但し、 災害弱者用機材の整備計画はなし。	該当なし * 災害弱者としての整備はないが、防災資機材は 防災課で一元整備している。	該当なし	該当なし *災害弱者としての整備はないが、防 災資機材は総務課で一元整備して いる。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	3 3	九 市 火			
10	さがみはら健康都市宣言普	<u>火争</u> 耒	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【概要】 平成12年に策定した「さがみはら健康都市宣言」について、市民への普及啓発を行うとともにこの宣言を基本理念として策定した相模原市保健医療計画に定めた「市民の健康目標」について普及啓発を図る。 【事務内容】 地域保健事業の一環として保健所の市民健康づくり運動推進事業の中で普及啓発活動を行う。 【さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと市民人ひとりが尊重され、心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ、個人家庭 地域社会す。 一 健康について学びあい 健康づくりを進めます。 一 健康について学びあい 健康づくりを進めます。 一 健康について学びあい 健康づくりを進めます。 一 心と心のふれあいを大切にし だれもぐりを進めます。 一 心と心のふれあいを大切にし だれもぐりを進めます。 一 とがいきもち 安心して暮らせる環境づくりをとあるに入りできまして健康でがよりい義と広げ、はだくみますがけがえるない。	【健康都市しろや豊かな生活を営むうえで、健康ないと体は付がえのない財産であり、健康な生活を享受することは人間の基本的な権利である。健康で、明るきのとは人間の基本的な権利である。健康で、明るきのようの表別と実践を観として日みよい環境と健康づくりの積極的な施策の展開によるいでもたらされるものである。高齢化の進展など社会環境の著しい変化のなか、健やかさがこだまする生活制造都市に向わたって健康な生活が送られることをねがい、「健康都市しろやま」を宣言する。 (平成3年9月7日制定)	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	日内		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	保健福祉センター		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	900千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	1.(仮称)北地区保健福祉一個域の北地区における拠点施設として、保健福祉一位では一世人の総合的な調整・提供機能を備えた(仮称)北地区保健福祉センターを整備する。 17度は、(仮称)北地区保健福祉センターに関わる諸条件の検討を行う。	該当なし 既設施設 【名称】城山町保健福祉センター 【設理場所】 城山町久保沢2丁目26番1号 【敷地面積】 6,940㎡ 【施設内容】 1階 保健推進課、福祉推進課、高齢者福祉課、城山町社会福祉協議会、研修室 2階 健康運動室、和室、ヘルシーサロン 3階 会議室(A・B)	該当なし 既設施設 【名称】津久井町保健センター 【設置場所】 津久井町中野633番地 【敷地面積】 862.78㎡ 【施設内容】 1階 機能訓練室、作業指導室、健康相談室、会議室、事務室 2階 集団指導室(A・B・C)、診察室(1・2)、検査査室(A・B)、準備室 P H エレベーター機械室、キューピクル、空調機・自家発電機	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	町立児童館及び青少年広場並びに町立位		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総務課				社会教育課 健康福祉課
根拠法令等					藤野町立児童館並びに青少年広場の設置及び管理に関する条例、藤野町立児童館並び に青少年広場の設置及び管理に関する規則、藤野町立佐野川デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、藤野町立佐野川デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例に関する条例に関する条例に指する条例に指する条例に指する条例に指する条例に指する条例に指する条例に指する条例に対しませた。
歳出予算額(平成17年度)					1,755千円
歳入予算額(平成17年度)					84千円
【事務事業の内容】	該当なし				1 町立児童館及び青少年広場 【所在地】 藤野町佐野川2,903番地 【施設内容青事少年広場 【連営形態】 青少年代表、婦人団体代表、行政委員代表 表、スポる児童館運営審議会を設置している。 「予算】 「歳出:1,075千円」 運営費 児童館長報酬、児童館運営審議会を設置している。 「予算】 「歳出:1,075千円」 運営費 児童館長報酬、児童館連営審議会費 など籍情管理清掃委託、広場清掃作業委託、施設警備委託、広場清掃作業委託、施設警備委託、広場情管理清掃委託、広場情報作業委託 (歳入:72千円) 使用料 児童館使用料、青少年広場夜間照明使用料 児童館では野川デイサービスセンター 「旅設内容】 1階 室会議室・介護教室 【予算】 「歳出:680千円」 維持管理費 施設燃料費、光熱水費、施設修繕料 「歳入:12千円」 使野川デイサービスセンター使用料 (世野川デイサービスセンター使用料

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	社会福祉法人、社会福祉施	50. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	A協議会 B幹事会 C専門部会		
U	社会簡単法人、社会簡単地	I		T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導監査課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法§56、70 児福§46、59 老福§18				
歳出予算額(平成17年度)	162千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 中核市の事務として、社会福祉法人・社会福祉 施設・指定居宅支援事業者等の運営状況、利用 者へのサービス提供内容及び会計処理等につい て調査を行い、法今等に基づき適正に運営されて いるが指導監査 を規指導監査 ・実地監査 全ての法人等を対象に、原則として2 年に1回(児童福祉施設については 毎年)、個別に実地で行う指導監査 ・集合監査を実施しなかった法人等を対 象に、集合監査を実施しなかった法人等を対 象に、集合監査を実施しなかった法人等を対 象に、集合監査と実施しなかった法人等を対 象に、集合監査と実施しなかった法人等を対 象に、集合監査と実施しなかった法人等を対 ま、集合監査と実施しなかった法人等を対 を、生の利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に行う指導監査 ・開始事監査の分析結果及びその他の状況から、特に重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に行う指導監査 ・般指導監査の分析結果及びその他の状況から、特に重点的かつが経続的な指導が必要と認められた場合に行う指導監査 「参考」 監査対象件数(H17.4.1):315件	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
69	支援費制度における指定事	举 耂,体!!!	A協議会 B幹事会 C専門部会		
09	又扱貝剛反にのける拍上争	未有 * 心故守拍导型且 	ス は ス は	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	指導監査課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の21、28 知的障害者福祉法第15条の21、28 児童福祉法第21条の21				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 支援費制度における指定居宅支援事業者、指定施設及び基準該当居宅支援事業者に対し、支援内容、支援費の請求等に関して指導監査を実施することにより、交の適正化を図る。 【内容】 指導監査の対象 <居宅支援事業者(居宅介護、デイサービス、短期人所、地域生活援助(グルーガホーム))・基準該当居宅支援事業者(居宅介護、デイサービス)(施設支援2)・指定通勤的療、のぞみの関・事業の適法性、適正運営等に関する指導・助言を行い、方と類の適法性、適正運営等に関する指導・助言を行いて周知徹底を図る。 監査内容・・見正指導によっても改善がみられない場合、支援内容・支援費請監査を行いな事実関とよっても改善がからいて下等が疑わる場合等によっても改善がからいて事実関とることとする。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	民生委員審査専門分科会事	終	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	社会福祉法				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	357千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	 該当なし	該当なし	 該当なし
【事務事業の内谷】	民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。 【事業費の内容及び積算】 ・報酬(353千円) ・常部動特別職職員報酬 353千円 民生委員審査専門分科会委員報酬 352,800円 (7人×4回×@12,600) ・使用料及び賃借料(4千円) 公共施設使用料 4千円 公共施設使用料 4,000円 (1,000×4回)	政当はし	改当なり	政当なし	談目はし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	民生(児童)委員活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
U U	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	民生委員法	民生委員法	民生委員法	民生委員法	民生委員法
1K)Ø(A 4 G					
歳出予算額(平成17年度)	84,061千円	5,370千円	3,046千円	839千円	3,201千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	3,074千円	57千円	0千円	2,089千円
【事務事業の内容】	1 . 民生(児童) 嘱託員経費 (77,746) 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 報酬 74,281 非常勤特別職員報酬(74,281千円)市会長 @125,900円×1人中公会長 @110,300円×17人中般 @104,000円×695人*支払いは年2回(9月、3月)口座振行 337,7千円費用弁償 300,000円 票民児協等主催民生(児童)委員研修会参加費 37,7千円地区民児協会長県外視察随行旅費 37,000円普通旅費 37,7千円地区民児協会長県外視察随行旅費 37,000円 普通旅費 583千円 民生委員・野・長生委員・野・八郎・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	1. 民生委員関係経費(社会福祉委員) 1,072千円 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 社会福祉委員協議会報酬会長 @42,500円×1人副会長 @40,500円×2人委員 @38,500円×41人支払いは年1回 3月 口座振替 民生委員児童委員状況 男 22人 女 22人 計 44人平均年齢 男 63歳 女 56歳 主任児童委員状況 男 0人 女 3人 計 3人平均年齢 女 55歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯数 202件活動日数 延べ 4,843日 9日/月訪問回数 3,864日 7日/月 2. 民生委員推薦会経費 46千円 【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。【内容】 報酬 44千円 6人×1回×@7,300円 (行政1名は支出なし)需要費 2	1 民生(児童) 嘱託員経費 (2,463) 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 報酬 1,784 会長 @38,400円×1人 一般 @32,300円×54人 *支払いは年2回(10月、3月) 口座振替 679 費用弁償 678,550円 各種研修・訪問費用 民生児童委員状別 女 24人 計52人 平均年齢 要 28人 女 24人 計52人 平均年齢 要 0人 女 3人 計 3人 平均年齢 又 52歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 372世帯 活動回 数 延べ5,993日 /年 訪問回数 延べ5,993日 /年 3時間回数 延べ5,564回 /年 2 民生委員推薦会経費 (88) 【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 【内容】 報酬 88 委員長 1人×1回×@7,700円 委員 員 11人×1回×@7,200円 (行政2名は支出なし) 民生委員推薦会委員 定数14名以内 任期 3年	1 . 民生児童委員(社会福祉委員兼務)経費 (821千円) 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内容】 報酬 821千円 会長 @34,000円×1人 副会長 @31,000円×27人 *支払いは年2回(9月、3月) 口 座振替 旅費 18 千円 費用弁債 18,000円 各種研修会参加費用 特定財源 県費補助金 民生児童委員状況 男 12人 女 15人 計27人 平均年齢 男 61歳 女 57歳 主任児童委員状況 男 0人 女 2人 計 2人 平均年齢 男 -歳 女 52歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 114世帯 活動日数 延べ2,108日 年 訪問回数 2,125回 年	1.民生児童委員(社会福祉委員兼務)経費(1,074千円) 【目的】 民生委員・児童委員活動を推進し、社会福祉の増進に努める。 【内部】 774千円 会長 @31,600円×1人副会長 @27,500円×28人 ・支払いは年2回(9月、3月)口座振替 100千円 費用弁債 100,000円 各種研修会参加費用 社会福祉委員協議会活動費補助金200千円 民生児童委員状況 男 15人 女13人 計28人平均年齢 男64歳 女59歳 主任児童委員状況 男 0人 女 2人 計 2人平均年齢 男 - 歳 女54歳 活動状況 たりの平均担当世帯 118世帯活動日数 延べ3,032日 日/年訪問日数 2,935回 回/年
	(交付先 県民生委員児童委員協議会) 民生児童委員状況 男 255人 女 455人 計 710人 平均年齢 男 64.1歳 女 59.9歳 主任児童委員状況 男 2人 女 41人 計 43人 平均年齢 男 51.5歳 女 52.7歳 活動状況 1人あたりの平均担当世帯 359世帯 活動日数 延べ 82,495日 1 0日/月 訪問回数 延べ 71,011日 9回/月	消耗品費 2,000円 民生委員推薦会委員 定数7名 任期3年 (平成16年10月1日から 平成19年9月30日) 選出区分(各1名) 市議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者	選出区分(各2名) 町議会議員 民生委員 社会福祉 事業関係者 社会福祉団体代表者 教育関係者 関係行政機関職員 学識経験者	2 . 民生委員推薦会経費 (0千円) 【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。	民生委員等活動費補助金 2,090千円 特定財源 2,089千円 (県費補助金)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
8	民生(児童)委員活動事業	民生(児童)委員活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	2.民生委員推薦会経費【目的】 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 【事業の内容及び精算】 報酬(605千円) 非常勤特別職員報酬 605千円 民生委員推薦会委員報酬 604,800 (12人×40年料600) 使用料及び連門料 6千円 公共施設使用料 6,000円 民生委員推薦会委員報酬 604,800 (12人×40年料6,000円 民生委員推薦会委員 定數14名 任期 3年 (平成16年10月1日から平成19年9月 30日) 選出区分(各2名) 市議会議員 民生委員 社会福祉事業関係者 教育関係者 財係行政機関職員 学報関係者 財係行政機関職員 学報的係者 財務行政機関職員 学報日報報報 4世区に設置 委員概ね10名任期3年) 選出区分 社会福祉事業関係者 教育関係者 教育関係者 教育関係者 数有関係者 数有関係者 数有関係者 数有関係者 数有関係者 数有関係者 数有関係者 数有関係者 表达会福祉事業関係者 社会福祉団体等関係者 表达会福祉事業関係者 大会福祉団体等関係者 大会福祉の増進に認置 表別 (18地区に設置 4世紀の福祉二一ズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。 【内容】 負担金・補助金及び交付金 5,704 「関等と連携して地域福祉の増進に努める。 【内容】 (内容】 (内容】 (共和財政・企業の関係を表別のの円(交付先 市民生委員児童委員協議会)18地区本庁6地区 出張所管内12地区	3.民生委員協議会補助金(3,616) 【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。 【内容】	3 . 民生委員協議会運営補助金 (495) 【目的】 地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係 行政機関等と連携して地域福祉の増進に努める。 【内容】 負担金、補助金及び交付金 495 運営費補助金 495,000円 55人x回9,000円 (交付先 町民生委員児童委員協議会)	H17年度予算計上なし	2 . 民生委員 (目的) 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 【事業の内容を開始 - 千円 報信員長 - 円委員員		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			保健福祉部会		
事務事業番号			協議ランク		
9	人権啓発事業		励譲フノソ A協議会 B幹事会 C専門部会		
9	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
扣从無力					
担当課名 根拠法令等	地域福祉課	可民課	総務課	企画財政課	
	1 AUST				
歳出予算額(平成17年度)		491千円	719千円	400千円	
歳入予算額(平成17年度)	400千円	400千円 人権啓発推進費(91千円)	400千円	200千円 該当なし	400千円 該当なし
【事務事業の内容】	人権啓発推進費(4,138千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。 【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発冊子・新聞・研修会資料・ビデオなどの 購入 工負担金・補助金 人権啓発活動実施経費(442千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 相模原地域人権啓発フェスティバルの実施委託 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省 人権施策推進協議会経費(264千円) 【目的】 市民・企業・NGOなどの参画を得て、平成14年3月に策定された「相模原市人権施策推進指針」に基プ・施策の実施に関して検討を行う「さがみはら人権施策推進協議会」を設置調会) 以置当の市民参加による人権指針の進行等理 構 成市民・企業・NGOの代表表有等13名事業内訳 人権施策推進協議会の運営会 譲 年3回開催	(目的) 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。 (内容) ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ・	人権啓発推進費(319千円) 【目的】 地域社会の誰もが人権に配慮した行動につながる人権意識の啓発を推進する。 【内容】 ア人権問題講演会及び人権研修会の開催 イ各団体主催の研修会等への参加 ウ啓発用・新聞・研修会資料などの購入 工負担金・補助金 人権啓発活動実施経費(400千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 研修会及び啓発活動 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省	人権啓発活動実施経費(400千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権啓発事業を実施する。 【内容】 研修会及び啓発活動 【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省	本語では、人権管発活動実施経費(400千円) 【目的】 法務省委託費を活用し、人権管発事業を実施する。 【内容】 研修会及び管発活動 【特定財源】 人権管発活動委託金 法務省 【財源内訳】・啓発物品調節謝礼 122千円 ・研修会議師謝礼 140千円 ・ビデオ等借上料 200千円 ・配費 13千円 ・団体補助 50千円 ・同和対策事業推進県市町村連絡会 20千円 ・町人権、行政委員連絡会 80千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
10	市民福祉の集い開催事業		M協議会 B幹事会 C専門部会			
10	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度)	281千円	55千円	241千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の 輸づくり」を推進するため福祉月間事業の一つと して「市民福祉の集い」を開催する。 【内容】 第1部:表彰式 社会福祉功労者、福祉ポスター 一作文入賞者 第2部:福祉のまちづくり講演会(主催:相模 原市福祉のまちづくり推進協議会) *事務事業評価において見直しが求められている ため、今後、相模原市社会福祉協議会が主催で 開催している社会福祉大会との統合を検討して いく予定。	【目的】 町民及び町内福祉関係者の研修として実施する。福祉教育の視点から住民一人ひとりがそれぞれの役割や持ち味を発揮し、協力し合いながら福祉の心や人を育ていくための活動や方法について学ぶことを目的として実施する。 【主催】 域山町・城山町社会福祉協議会 【内容】 第1部 福祉功労者表彰式 第2部 研修会(パネルディスカッション)	【目的】 永年にわたり社会福祉活動に尽力された方々を 顕彰し、感謝の意を表すとともに、誰もが安心し ていきいきと暮らせる町づくりのための社会福祉 事業への理解と増進を図ることを目的として「津 久井町社会「基本関権する。 【主催】 津久井町・津久井町社会福祉協議会 【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 講演会	【目的】 一般町民への福祉の意識啓発及び社会福祉功労者への表彰等を目的として、毎年テ・マを定め福祉大会を開催する。 【主催】 相模湖町・相模湖町社会福祉協議会 【内容】 第1部 社会福祉功労者表彰 第2部 敬老のつどい 「敬老のつどいについては、高齢者調書No1 丁に掲載) 社会福祉大会予算 180千円 社協予算 「敬老のつどい」と「社会福祉大会」を併せて開催。 なお、平成17年度は敬老のつどいのみ開催し、社会福祉協議会との合同開催はなし 平成17年度のみ社会福祉協議会20周年記念行事を計画(日時未定)	【目的】 だれでもが安心した暮らしができるまちづくりをすすめるために、多くの住民が参加し、福祉団体等の日頃の活動発表や今日的福祉問題を学ぶ事を通して、より一層の福祉理解する。 【主催】 顧野町・藤野町社会福祉協議会 【内容】 第1部 福祉功労者表彰 第2部 コンサート	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
11	社会福祉功労者、福祉作文	等 λ 営者夷彰 事 業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
11	相模原市	サバ貝 日 ペジ 事 来			☆並用マ Ⅲ丁	
			津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	1,131千円	95千円				
歳入予算額(平成17年度)		0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 社会福祉の増進に功労があった者に対し、表彰 の意を表して、その功をたたえ、労をねぎらうと ともに、福祉作文等の入選者に対しても賞状を贈 り、もって心のかよいあう明るいまちづくりを進 める。 【内容】 社会福祉功労者選考会の開催 選考 相模原市社会福祉協議会、相模原市 民生委員児童委員協議会、相模原市 自治会連倉会、相模原立、共職業安定 所、相模原市) 角筒、記念品(市内地域作業所の製品の詰合 せ)等の關人 ポスター、作文作品集の作成 みんなの福祉ポスター展の開催(市役所ロビー) 【平成16年度表彰実績】 社会福祉功労者 1事業所 2団体 60名 福祉作文入賞者 12名	功労者表彰は城山町表彰条例により実施のため該当なし。 【目的】 児童福祉週間(5月5日~5月11日)に際 し、児童が幸福な生活を送り、明るい家庭で心身 ともに健やかに育つことを目的に児童福祉週間ポ スターコンクールを実施する。 【内容】 町内中学校第2学年より各中学校20点以内で 出品の募集を行い、審査委員会において入選作品を審査し、表彰を行う。 (特殊学級分は上記20点の枠とは別枠で出品可) 【平成16年度表彰実績】 福祉ポスター入賞者 16名	該当なし *津久井町表彰条例による。	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	社会福祉協議会運営助成事				
12	相模原市	某	津久井町	相模湖町	藤野町
	11112411311	72-3		TH DOM: 3	20123 - 3
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	社会福祉法	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する 規則		相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	社会福祉法人の助成に関する条例
造山之管苑 (亚代47年度)	299.609千円	21.489千円	48.919千円	23,700千円	6.000千円
歳出予算額(平成17年度)	11711111	7 1 1 2	-7		
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	5,800千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 社会福祉協議会に運営費を助成することにより、市社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。(昭和43年度補助開始) 運営費助成 ・ 補助対象経費 専任職員人件費及び会議関連経費を除いた経常的事務経費 ・ 補助金 22,587干円(17年度予算) * あじさい会館事務経費 ・ 補助金・25,587干円(17年度予算) * あじさい会館事務経費 ・ 施費・消耗品・リース料・各種負担金など * 南分室事消耗品・リース料・各種負担金など * 市分室事消耗品・リース料など * 17,453千円 * ボランティアセンター運営費 非常勤賃金・消耗品・リース料など 4,504千円 * 地区社会福祉協議会活動助成 630千円・ 補助率 10/10 職員給与費助成 630千円・ 神助章 10/10 職員給与費助成 630千円・ 10/10 職員給与費助成 630千円・ 10/10 東京 12年度 170,076千円 平成 13年度 171,983千円 平成 13年度 171,983千円 平成 14年度 236,433千円 平成 15年度 237,263千円 平成 15年度 237,263千円 平成 16年度 253,941千円 名称 社会福祉と目的とする事業の健全な発達及び社会福祉と目的とする事業の健全な発達及び社会福祉と目的とする事業の企画及び実	【目的】	【目的】 社会福祉協議会に人件費等運営にかかる経費を助成することにより、町社協における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。職員給与費補助金・補助対象経費・専任職員(8人)、兼任職員(3人)人件費金・補助金・46,000千円(17年度予算)・補助金・10/10 事務所管理補助金事務所維持管理に関する経費・(建物質情料、光熱水費、消耗品費など)平成17年度予算 48,919千円平成13年度 44,493千円平成13年度 44,493千円平成15年度 50,989千円平成15年度 50,989千円平成15年度 51,362千円名・101年 10 計算を開発していても補助、平成16年度廃止)平成16年度 51,362千円名・101年 10 計算を開発していても補助、平成16年度廃止)を11,362千円名・101年 10 計算を開発していても補助、平成16年度廃止)を11,362千円名・101年 10 計算を開発していても補助、平成16年度を開発していても補助、平成16年度の近社会福祉協議会目的に対しても補助、平成16年度の近社会福祉協議会目的に対しても補助、平成16年度の近社会福祉を目的とする事業の企会を発達及び社会福祉を目的とする事業の企画及び実施福祉を目的とする事業の企画及び実施福祉に関する活動への住民の参加のための援助・社会福祉を目的とする事業に関する活動への住民の参加のための援助・社会福祉を目的とする事業に関する調査を提供している。140年 10 計算を表現している。150年	【目的】 適営費等の助成をすることにより、社会福祉協議会における社会福祉事業の能率的運営及び地域福祉活動の促進を図る。 【内容】 社会福祉協議会運営費補助金(人件費及び福利厚生費) 人件費 15,000千円 *過去の実績 平成14年度 22,059千円 平成15年度 16,025千円・役員構成 理事 15人 監事 3人 評議委員 34人 評議委員 34人 評議委員 34人 評議委員 34人 評議委員 34人 正規外 3人 ふれあいのまちづくり事業は、国庫補助金として、各部道応、神奈川県では15年度が19年度になる。神奈川県では18か指定している。神奈川県では18か指定している。神奈川県では18か指定としている。神奈川県では18か指定としている。神奈川県では18か指定を受け本年が3年度目になる。 委託料 参考 国 2,900,000円 児 2,900,000円 別 2,900	【目的】

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
12	社会福祉協議会運営助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	施・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、1連絡、調整及び助成など 事務局組織終課 (総務グループ、あじさい会館グループ) 福祉推進課グループ、ボランティアセンターグループ) 役員構成理事 10人 監事 3人 評議委員 21人 事務局職員 法人採用職員 131人 正規外 94人 市派遣職員 37人 正規外 94人 市派遣職員 3人 (合計)134人		役員構成 理事 10人 監事 3人 評議委員 21人 事務局職員 17人 正規 17人			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			保健福祉部会		
事務事業番号			協議ランク		
13	あじさい会館等売店運営助	战事 業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
13				10.144.70 m.r.	++ m2 m7
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	18,507千円				
歳入予算額(平成17年度)					1
【事務事業の内容】	【目的】 あじさい会館売店については、売店販売員の人件費を助成することにより、障害者の職場確保や障害者に対する理解を深め、福祉の向上を図るため、運営費を社会福祉協議会に助成することとしている。 【内容】 補助対象経費売店販売員の人件費から売店収入を控除した額あじさい会館(社協専任職員2人、臨時職員1人)補助率 10/10過去の実績等平成12年度 17,309千円平成13年度 16,764千円平成14年度 18,852千円平成15年度 18,956千円平成16年度 19,756千円補助金 18,507千円事業費 18,907千円人件費 17,782千円諸経費 1,125千円補助金と事業費の差額は収益で補完	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			保健福祉部会			
事務事業番号			協議ランク			
14	社会福祉事業振興資金補助			is C専門部会		
17				LD LH VIDET	++ m2 m7	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	1,314千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市社会福祉協議会が民間社会福祉事業の振興の一環として、社会福祉法人が行う社会福祉所設の建設等に必要な経費を補助する。 【内容】 利子補填 本事業に係る市社協の事務経費及び市社協が金融機関へ支払う金利と市社協が法人から予算措置する。 損失補償 市社協が金融機関から借入する資金に対して損失補償件数等 平成16年度 2件 貸付額65,615千円(予定)貸付対象 ・市社協の会員、または会員になることが確実なもの ・市内に社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備を国庫域的企業投票をしようとする社会福祉流人・「社会福祉備設国庫域的企業投票をしようとする社会福祉活人・「社会福健備国庫をの交付及び福祉医療機構の借入れが確実なもの 平成16年度補助金の交付及び福祉医療機構の借入れが確実を開助金の変け及び場別と表示のといる。 「本会福祉活力を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会	}			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	`			
15	社会福祉事業団本部運営補	助事業	A協議会	B幹事会(専門部会		
10	相模原市		7 100 100 2		- (3 Jul-24	₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	市本田 又□T
I THE STATE OF		城山町		津久井町		相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課		1	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	99,562千円						
歳入予算額(平成17年度)	0千円						
「水人では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	日的	該当なし	該当なし			該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会	<u> </u>		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	`		
16	地区社会福祉協議会育成推	准事業補助全	A協議会	B幹事会 C専門部会		
10			/ (M/) H32 ZX		10 1# VDm7	++ m2 m7
	相模原市	城山町		津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課		健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	9,749千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 地区社会福祉協議会の福祉活動や関係行政機関・団体等の調整を効果的に推進するため、地区活動推進員(非常動)を配置し地域における福祉活動の展開を図る事業に対し、相模原市社会福祉協議会に助成する。(昭和61年度開始)補助率 1/2 【内容】 地区活動性進員の設置状況 ア配置地区(18地区)上溝、野中、大大野北、大野市、溝が丘、大大町、大大町、溝が丘、大大野市、溝が丘、大大野、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	該当なし	i i i i i i i i i i i i i i		該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
29 事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	地域福祉計画策定事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
17		1			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	社会福祉法				社会福祉法 藤野町保健福祉推進委員会設置要綱
ID the St. A for					[M 1] [M
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				519千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円				0千円
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	【計画の名称】
1 7 W 7 X V 1 1 1	平成12年度の社会福祉法の改正等を踏まえ、 一層の地域福祉の推進を図るため住民参加による 地域福祉計画の策定を図る。				「藤野町保健福祉総合計画」 H 1 5 年 3 月に完成
					【計画の内容】
	【内容】 計画策定体制等				「藤野町保健福祉総合計画」は、平成1 2年度~21年度の乳幼児から高齢者の保
	ア 相模原市地域福祉計画策定委員会(平成15				健と福祉を一体化した計画です。計画は次
	年7月22日~平成17年3月31日) ・ 市民による計画づくりを進めるため、策定委				の3つの部門で構成され、障害者と高齢者 の部門については平成13~14年度に
	員会を設置し計画案を検討する。				「地域福祉計画」も視野に入れて改定し、
	[構成員]31名 学識経験者3名、福祉団体代表11名、N				乳幼児期から青年期の計画を含めて「地域 福祉計画」として位置づけた。
	P O団体等代表 4 名、公募市民 6 名ほか				
	・ 効率的、具体的な検討を図るため、策定委員 会に福祉サービス利用促進検討部会などの3部				【計画の構成】 乳幼児期から青年期の保健福祉計画
	会を設置し検討する。 イ 地域福祉計画連絡会議				障害者保健福祉計画 高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画
	[構成員]				
	庁内関係課長等 ・ 庁内の検討及び連絡調整等を図るため設置す				【計画策定体制】 ア.藤野町保健福祉推進推委員会
	ప 。				イ、保健福祉計画策定部会
	・ 地域福祉計画策定委員会の部会に連携した3 つの作業部会を設置する。				上記 ~ の3部会
	市民参加の機会				【事業内容】
	地域別説明会(市内18箇所)、市政モニタ ー会議、ワークショップの開催、シンポジウム				計画の策定及び、進行管理。 ア.推進委員会 年1~2回
	の開催、地域別懇談会の開催 現況調査(地域福祉に関する課題の把握、地域				イ. 策定部会 年3~4回×3部会
	の社会資源調査)地域福祉ニーズ調査、地域資				【事業内訳】
	源調査の実施 事業費の概要				報償費(委員謝礼) 494千円 ア、保健福祉推進委員(19名) 年1回
	地域福祉計画の策定にあたり策定委員会やシン				イ. 乳幼児期から青年期計画部会
	ポジウムなどを開催する経費。 事業費の内容				(15名) 年4回 障害者計画部会(15名) 年3回
	報償費				高齢者計画部会(14名) 年3回
	委員謝礼 2,413千円 *委員会開催5回等 消耗品費 1.649千円 *再生紙等				需要費 10千円 2000年 20
	委託料				
	会議録等作成 1,688千円 その他 旅費、公共施設使用料等 368千円				
	平成17年3月計画策定完了				
	一成11年3月前閏来た元]				
	1	1	_1		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	日 川 伽哉 事項		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	社会福祉基金運用事業補助	소	A協議会 B幹事会 C専門部会		
10				In Ithinat	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	健康福祉課	総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	11,535千円				
	0千円				
	【目的】	<u> </u> 該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
【事務事業の内容】	「中医等から寄せられた寄附金及び一般財源からなる社会福祉基金の運用収益金を社会福祉推進のために助成する。 「内容】 交付・委託先 相模原市社会福祉協議会助成対象事業 社会福祉研算等 地区福祉活動拠点整備助成事業地区不活動拠点整備助成事業地区不過でアラックループ活動助成事業在宅福ンティア活動助成事業福祉コンティーブ活動助の事業福祉活動支援システムの構築推進事業福祉活動支援システムの構築推進事業福祉活動支援システムの構築推進事業福祉活動支援システムの構築推進事業福祉活動之により、行政部の主要を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	政三体し	政当はし	談 目 は し	改画 (1)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	社会福祉基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	財務課	企画財政課	総務課
根拠法令等	相模原市社会福祉基金条例	城山町地域福祉基金条例	津久井町地域福祉基金条例	相模湖町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関 する条例	藤野町地域福祉基金条例
歳出予算額(平成17年度)	13,000千円	0千円	0千円	0千円	71千円
歳入予算額(平成17年度)	13,000千円	0千円	1千円	0千円	50,071千円
【事務事業の内容】	【目的】 市民等から寄せられた寄附金及び一般財源を基金に積立て、市民と行政により基金を充実し、地域での福祉活動の活発化を図る。 【実績】 平成16年度寄附金 9,056,940円 基金総額 1,054,652,687円 (平成17年3月末現在) 運用内訳 公共債 1,008,907,594円(0.8%) 定期預金等 45,745,093円	【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため城山町地域福祉基金を設置し寄付金及び予算で定める額を積み立て、事業に要する費用に充てる。 【実績】 平成16年度寄付金 61,469円 基金総額 178,121,627円 (平成17年3月31日現在額) 定期預金 平成17年度30,000千円を事業費に充当 利息は団体補助金事業に運用。但し申請が無い 場合は、地域福祉基金に充当する。	【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするために 設置 【実績】 平成13年度 70,000千円 平成15年度 0千円 平成16年度 0千円 財政状況の厳しさから、2年間で112,000千円の 事業費充当を行なっている。 基金総額 784千円 果実運用型基金のための利子収入は、地域福祉 事業費に充当。	【目的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため相 機湖町地域福祉基金を設置し事業に要する費用に 充てる。 【実績】 平成16年度寄付金 0円 基金総額 8,895,000円 (平成17年3月31日現在額) 連用内訳 定期預金 平成14年度に果実運用型から取崩し型とした。 取崩額 平成15年度 52,000千円 平成16年度 60,000千円	【目 的】 地域福祉の推進を図る事業の財源とするため、藤野町地域福祉基金を設置 【実 績】 平成16年度寄付金 0円 基金総額 170,903,068円 (平成17年3月31日現在額) 運用内訳 定期預金、普通預金 平成17年度中5千万円取崩し予定。 7万1千円は利息収入。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	福祉機器展示室運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20		151		In Ith Vinet	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	12.528千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
L チッパチボント2日 A	高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心 して生活し、できるだけ自立して社会参加してい くとともに、介護を行う者の負担経滅を図るため に、福祉用具の使用体験を通じ適切な情報提供、 相談等を実施する。				
	【内容】 実施主体 相模原市(運営は市社会福祉協議 会に委託) 施設概要 総合保健医療センターA館 2 F				
	167.77㎡ ・福祉機器展示室 104.7㎡、福祉機器展示コー ナー 63.07㎡ 展示内容				
	・福祉機器展示室 モデルルーム内に、電動昇 降式洗面化粧 台、トイレ、キッチンなど実際に 使用体験で きる福祉機器を配置する。				
	・福祉機器展示コーナー モデルルーム機能とは別に、身体障害者・高 齢者用の給付対象となる日常生活用具を中心と した展示紹介を行う。(食事、調理用品、衣 類、靴、便利用品等) 展示品				
	展示は、市の購入物品と民間企業(市内21 社、市外3社)からの無償提供貸与物品で行 う。(展示数 350点) 会館日				
	年末年始を除く毎日 午前9時から午後5時まで 勤務体制 各部屋に1名ずつ、計2名が常駐し、機器の 案内、相談業務に応じられる体制とする。(社				
	協固有職員1名、社協非常勤職員1名) 年間来場者数 7,202人 600人/月 相談件数 2,922件 機器無料貸出 1,454件、用具レンタル 409件、用具購入 703件、住宅改造 43 件、見学その他 313件				
	事業運営費·市社協委託料 12,028千円 [人件費 10,582千円、消耗品費·役務費他 1,446千円] 備品購入費 500千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
21	人命救助者等見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会			
21	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	500千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
「事務事業の内容」	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	在宅福祉サービス供給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
		1-1: L mT		10.1#.\10.#T	++ m2 m7
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	2,880千円				-
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 在宅福祉サービスの充実を図るため、市民が相 互に助け合うことを基本とした相模原市社会福祉 協議会が実施する家事援助・介助サービス事業に 対して助成する。(平成元年度開始) 【内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	内容				
	人件費 5,494千円 活動謝礼 14,892千円(協力会員へ) 旅費 660千円 その他経費 1,891千円 <歳入> 市補助金 2,880千円 会費収入 515千円(利用者、協力者 515人× ②1,000)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
22	在宅福祉サービス供給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	ぶれあい交流会参加費 90千円 利用料収入 14,613千円(会計単位間繰入金収入 4,839千円)						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	ねたきり高齢者等おむつ支	· 绘重業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
20	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施 要網	城山町ねたきり老人等紙おむつ購入費助成要網	The second secon	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要網) ・ 相模湖町在宅ねたきり老人等介護用品給付事業 運営要綱	蘇野町要介護高齡者等介護用品購入費支給 事業実施要網
歳出予算額(平成17年度)	19.070千円	540千円	4.113千円	594千円	
歳入予算額(平成17年度)	2,200千円	0千円	303千円	407千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	目的】	【目的】
	(児)等の病苦及び介護者の労苦を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。 【内容】 委託料 (19,070千円) 対象者条件 低所得世帯(その者の属する世帯の生計の中心者の市民税課税が非課税とは均等割のみ譲税の世帯)で、在宅の60歳以上等) 利用者負担 なしたきり高齢者、在宅の心身障害者(児)等利用者負担 なしたきり高齢者、在宅の心身障害者(児)等利用者し申込方法 保健福祉総合相談課 在宅介護支援センターで受付支給方法 業者による宅配 年6回(奇数月)又は年2回(5月11月)種類及び枚数・・紙おむつ フラット型 3種類 8サイズアーブ型 3種類 8サイズアーブ型 3種類 8サイズテーブ型 3種類 8サイズ・尿取りパット 6種類 国庫補助 介護予防・地域支え合い事業費補助金補助金対象額(4,400千円)× 1/2 14年度実績紙おむつ 192,540枚 17,264,016円尿取りバット 73,600枚 1,932,000円15年度実績紙おむつ 189,690枚 16,724,250円尿取りバッド 74,150枚 1,853,750円 16年度実績紙おむつ 191,112枚 14,552,336円尿取りバッド 70,950枚 1,489,950円	在宅のねたきり老人等で常時紙おむつを使用している者に対し、紙おむつの購入費の全部又は、一部を助成することを目的とする。 【対象】 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者は、ただし、他の制度において助成を受けているを言うとの表します。 (対象】 町内に住所を有し、次のいずれかに該当する者は、行う機は、一般にはいて助成を受けているを言うとうとの表します。 (1)概ね65歳以上のねたきりを2を認められる体管者書者手帳又は療育手帳の交付を認められる体管者書者手帳又は療育手帳のを必要と認められる体管者者者をで常時紙おむつを必要と認められる体質者者者をで常時紙おむつを必要と認められるを書きます。 (2)身体障害をでで、対象者の前年度所得税課税年額140,000以下の世帯とする。 【財象者の額】・生計からの場所の発掘、ただし、月額10,000円を限度と者の前年所得税課税年額140,000円以紙おむつ調本る。 「は助金の額」を開入品の2分の1の額(1円未満のがより、日間、10円を限度とする。 【請助金のでは、10円ので	在宅の寝たきり高齢者、痴呆性高齢者及び重度 身体障害者に対し、病苦及び介護者の労苦を軽減 するため、紙おむつ等の支給を行う。 【内容】 委託料 (4,113千円) ・対象者条件 在宅のねたきり高齢者、痴呆性高齢者及び 重度身体障害者で紙おむつの必要が認め られる者 ・利用者し なしと ・地込方法 業者により毎月(年12回)宅配 ・種類及びツ型(パンツタイプ) パンツ型(デーブタイプ) フラット *上記の種類から希望する製品を、各製品の 相包枚数を単位とし、月90枚を限度として 支給 ・課補助金 介護予防・生活支援事業補助金 事業費(404千円)×3/4 ・14年度実績 紙おむつ 78,881枚 4,100,655円 ・16年度実績 紙おむつ 74,232枚 3,790,202円	長期に亘って臥床している老人、一人暮らし老人及び痴呆性老人に対し、介護用品を給付又は貸す与することにより、ねたきり老人等の健康増進、日常生活の便宜を図ることを目的とする。 【対象】 紙おむつ(給付) 町内に居住している者でおおむね65歳以上のねたきり老人、一人暮らし老人及び痴呆性老老人不・ム、養護老人保健施設等)に入所されている方、病院等に入院されている方は、対象外となります。 【助成金の額】 支給限度額 1回9,000円以内 年3回・世帯の所得税が課税の場合は、利用者負担額は第10%。 【始付方法】・町が会託した業者へ希望する商品を対象者が直接注文する。・町から委託された業者が対象者の自宅へ配達【平成16年度予算】	在宅で要介護状態にある高齢者で紙おむつ等介護用品が必要と認めらなる行い、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。対象】、次に掲げる条件を満たしている者とする。(1)65歳以上の者及び40~64歳で介護保険に関係があり、1年以上居住している者との者で、1)の者に関係を決している。(2)所の性に住民票があり、1年以上居住している者との者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
24	低所得者等援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
		T		1			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	地域福祉課 相模原市被爆者等慰問金支給要綱	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	102,008千円						
歳入予算額(平成17年度)	0千円						
【事務事業の内容】	1.低所得者等緊急援護資金貸付資金交付金 【目的】	該当なし	該当なし	該当なし(相模湖町社会福祉協議会で対応。) 参考 ・原爆被爆者数 4名 ・在宅の重度心身障害者福祉手当受給者 3名	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
24	低所得者等援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	(日)	- 47% 山口 PJ	(本久升叫)	作任民。附回	旧称まプロリ		

合併協議事項番号	 合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
			A協議会 B幹事会 C専門部会		
25	災害援護事業	T	AI協議会 B軒事会 C専门部会	_	_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市災害・制金の支給に関する条例 相模原市バ災害見舞金支給要網 相模原市災害緊急特別融資要網 相模原市大規模災害見舞金要綱	城山町災害甲慰金の支給等に関する条例 城山町災害中慰金の支給及び災害援護資金の貸付 に関する条例 城山町災害見舞金支給条例	津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例 津久井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規 則 津久井町災害見舞金支給条例	相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例 相模湖町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規 則 相模湖町災害見舞金支給要網	藤野町災害弔慰金の支給等に関する条例 藤野町災害見舞金支給条例 藤野町災害見舞金支給条例施行規則
		城山町災害見舞金支給条例施行規則		災害弔慰金支給等に関する法律・施行令	
歳出予算額(平成17年度)		11,200千円	8,900千円	3,502千円	1,061千円
歳入予算額(平成17年度)		9,125千円	7,250千円	0千円	1,061千円
「事務事業の内容」	1 . 相模原市災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ・城山町災害・制金 (5,000千円) (特財3,750千円) 【目的】 自然災害により死亡した者の遺族に対して	1 . 津久井町災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ・ 相模湖町災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 藤野町災害・・・ 関係 (1)災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	災害援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
<u> </u>		1-12 1 mm		In Ittilant	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	*対象となる災害の程度 ア 市内で住居の滅失した世帯の数が5以上である災害 イ 県内で災害教助法による教助が行われた市町村がある場合の災害 ウ ア又はイと同等の災害と認められる特別の事情のある場合で、厚生労働大臣が定める災害	支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 財源内訳 1件に対して 国 2 / 4 県 1 / 4 市 1 / 4 (3) 災害援護資金貸付金 (3,500千円)	 ・支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 ・財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 市1/4 (3) 災害援護資金貸付金 (3,500) 	支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 財源内訳 1件に対して 国 2 / 4 県 1 / 4 市 1 / 4	支給額 生計維持者 250万円 その他の者 125万円 財源内訳 1件に対して 国2/4 県1/4 町1/4 (3)災害援護資金貸付金(3,500千円)
	をが定める災害 支給額 生計維持者 250万円以内 その他の者 125万円以内 財源内訳 1件に対して 国 2 / 4 県 1 / 4 市 1 / 4 (3) 災害援護資金貸付金 (3,500) 【目的】 自然実護さの貸付を行い、援護を図る。 【内容】 対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主に対して災害接護ののは上の病害(個師の1 / 3以上の損害)を受けた、所得が行われた災害をので災害教助が行われた災害をある場合の可以民税におりる総所得金額の1 / 3以上の大きを収害の程度 ア 本市内で災害教助法による教助が行われた災害をした。所得の対民税における総所得金額(市利がある場合の可以民税における総所得金額(市利がある場合の対民税における総所得金額(市利がある場合の対民税における総所得金額の4 は一度に対談失した場合の方円と人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 に1人増すごとに30万円 4人世帯 730万円 に1人増すごとに30万円 (5)0万円 (5)0万円 (5)0万円 (5)0万円 (5)0万円 (5)0万円 (6)内民存部分を取り壊さざるを得ない場合合うでは、対した住居の放存部分を取り場合があり、かつ下記の被害とごの万円 (5)0万円 (5)0万円 (1)内民存部分を取り場合で表別の表別では、対した住居の放弃の対しては、対した住居の対方の所に、被災した住居の対方の所容が表別の対しては、対した住居の対方の対方を取り場合があり、かつ下記の被害と対した。1 (1) 内民ないり場合の対方の所に、対した住居の対方の所に、対した住居の対方の所に、対した住居の対方の所に、対した住居の音楽は、対したは、対したは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	(3) 災害援護会により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。 【内容】対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。 【内容】対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯、が月線をでした。 世帯、家財等におりの損害と受けた、所得が一定未満の世帯、 * 対象・となる災害により、法大10条第1項目とのでは、一般である。 * 所得におる災害により、法大10条第1項による貧能所得である。 第1項に規定する事件に該当すること。 貸付主ががヶ月以上負傷 150万円生居・家財に被害があった場合家財が3以上 150万円生産・270万円完全生に減失 350万円世帯害と重視した場合。家財が3以上 150万円生帯害とが1ヶ月未満の身傷で、かつ下記の被財が173以上 150万円生機・流失 350万円と壊 270万円発壊をである。 「内の方法第二のの被財が行る。 第173以上 150万円と壊 250万円金壊・流失 350万円と関切が被関がで火寒・流失 350万円と関係を対した場合を対策をしまれている。 第173以上 150万円 第184 に関係を支給した。を実施によるを無害との変には、でいるのがで、対策を対策を表し、表示者とに対し、対策を対策を表し、表示者とに対し、対策を表し、表示者といるにより、対策を表し、表示を受け治療過により被とといる。大の場合のといるにより、対策を表し、表示を受け治療過により、対策を表し、表示を受け治療過により、対策を表し、表示を受け治療過により、対策を表し、表示を受け治療過により、対策を表し、表示を受け治療過により、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、表示を表し、対策を表し、表示を表し、ののの円ののののののののののののののののののののののののののののののののの	(3) 災害援護資金貸付金 (3,500) 目的別 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を受けた規護を図る。 【内容】 ・対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で 悪風、豪雨等異常な自然現象による災害で 世帯によが負害によりに、所得が一定未満の世帯。 と称現りに大の横響により、法第10条第 1項各号による被害を受けた、世帯(ま) ・ 資付額 家材等による被害を受けたと世帯(ま) ・ 資付額 家材等第1項合金額等第1項付を登けるとの表別があり、かつ下記の指導が活第10とと。 ・ 貸付額 家材等第11項を取り場合を取り場合を取り場合を収りた性にあの時等があり、かつ下記の投存を取り場合を取り場合を取り場合を収したない場合等 世帯波が1ヶ月以上負傷があり、かつ下記の被害と重複した場合 家材等と重複した場合。 ながあり、かつ下記の被害と重複した場合。 では、被災した住居の残存の力に、被災した住居の残存部分を取り場合を取り場合を収したない場合等 は、第200万円 全壊 350万円 全壊 350万円 全壊 350万円 全壊 360万円 全壊 360万円 全壊 360万円 全壊 370万円 全球を行い、災害に損して応急的援護を行い、災害に損害ないが強いよる人際、災害に損害ないが強いよる。 「内容別、災害による人際、災害に損害を行い、災害に対害を行い、対害を行い、災害に対する。 350万円 (18歳未) 250万円 (18歳未) 250万円 (18歳未) 250万円 (18歳未) 250万円 (18歳未) 250万円 (18歳未) 2500円	【目的】 自然災害により障害を受けた世帯主に対して災害援護金の貸付を行い、援護を図る。 【内容】対象 暴風、豪雨等異常な自然現象による災害で世帯主家が負害(1ヶ月以上の療養)し、1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害が負害(相当程度の被害(価額の1/3以上の損害)を受けた、所得が一定未満の世帯。 *対象となる災害により、受害により、受第3行に掲げる災害により、受第3行に掲げる受害を受けた。 新門に規定する要件に該当すること。貸付制限(市町村民税における総所得とは発金の所得が法第10条第11項額 世帯主が1ヶ月以上負傷 150万円住居・新財に被害があった場合家附1/3以上 250万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重視した場合家財1/3以上 150万円 生壊 350万円 世帯主が1ヶ月未満の負傷で、かつ下記の被害と重視した場合家財1/3以上 150万円 生壊 170万円全壊 350万円 と壊 350万円 と環 700円 発表を支給 (予備費対応) 【目的】 町民の火災災害見舞金支給要網 (予備費対応) 【目的】 町民の火災、風水害、地震等の災害により被害とになり発生を収入の変害により、後害し、ただとしにより発生とははいの増定をはまり、ととははより、ととははいるとははいる。 ただし、により発生した災害を額 ただときは除く。 現金管理 たとさは除く。 現金管理 全境1件 70,000円 死亡 第考。本寺本赤七あり。	(3)災害援護資金(3,500千円) 【目的】 目然災害により障害を受けた世帯主にする。 「内容】 対象風、はり質性を行い、援護を図るるし、対象 暴雨等異常な自然現象に表して災害接近の標子・クロールでは、対象・では、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象をは、対象を

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
25	災害援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市		津久井町		藤野町	
【事務事業の内容】		城山町		相模湖町	藤野町	

合併協議事項番号 合併協議事項 29 各種事務事業の取扱い					
29 各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	専門部会名 保健福祉部会			
事務事業番号	協議ランク				
25 災害援護事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
相模原市 城山	町津久井町	相模湖町	藤野町		
		相模湖町	藤野町		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
多加罗 莱爾与 26	行事等災害見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
		I		T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	財務課	財務課	総務課	総務課
根拠法令等		城山町総合災害補償規程	津久井町総合災審補償規程	相模湖町総合災害補償規程	藤野町総合災害補償規程
造山圣等苑 (亚式17年度)	900千円	2.052千円	2.319千円	732千円	
歳出予算額(平成17年度)	11111	7 1.12	7	. 110	832千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円 【目的】	0千円 【目的】	0千円 【目的】	0千円 (目的)
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市が主催(共催)する行事等及び市が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【贈呈対象事故】 市主催事業における事故 懇談会の構成員等の往復途上の事故 市が管理する施設での事故 他 【贈呈の制限】 原因が本人の故意または重大な過失による場合 原因が風水害、震災その他非常災害による場合 他の保険制度に基づき、市から給付金を受けられる場合 【見舞金の額】 死亡 50万円以内 第1級 10万円(全治180日以上の傷害) 第2級 7万円(135日~179日の傷害) 第3級 5万円(90日~134日の傷害) 第4級 3万円(5日~44日の傷害) 第6級 5万円(7日~14日の傷害) 第6級 5千円(7日~14日の傷害) 第6級 5千円(7日~14日の傷害) 第6級 15年度 69件 510,000円 1 5年度 69件 510,000円 1 6年度 58件 405,000円	日町リ 城山町が主催(共催)する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【対象事故】 学校教育業務(活動) 社会体育活動(行事) 社会権(活動)(行事) 社会権(社活動(行事) 社会権(社活動(行事) 社会権(社活動(で)) 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	【目的】 「町が所有又は管理する公共施設等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【対象事故】 学校の管理下にある者の活動 社会体育活動 社会体育活動 社会体育活動 社会の他町が計算等 以上の活動等参加中の事故 【制限】 被災者の超級行為又は犯罪行為 被災者の超級疾患、疾病又は心身喪失 被災者の知妊娠、出産又は流産 大気汚染、水質活濁等の環境汚染 地震、の質とは津波又はこれらに 「見舞金の額】 「記をしていた事故 【見舞金の額】 「記をしていた事故 【見舞金の額】 「15~500万円 人院(1~5日) 1万円 「(6~15日) 1万円 「(6~15日) 1万円 「(16~30日) 12万円 「(31~60日) 12万円 「(91日以上) 15万円 通院(6~15日) 1万円 「(16~30日) 1万円 「(16~30日) 1万円 「(16~30日) 4.5万円 「(31~60日) 4.5万円 「(31~60日) 4.5万円 「(61日以上) 6万円	【相模湖町が主催(共催)する行事等において発生した事故により災害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 【対象事故】 学校の管理下にある者の活動 社会体育活動 社会体育活動 社会体育活動 社会権性活動 その他町が主催する活動、行事等 以上の活動等参加中の事故 【制限】 (成業者の故意 被災者の故意 被災者の敵疾患、疾病等 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴 して生じた事故 【見舞金の翻】 500万円 後遺障害 15~500万円 人院(1~5日) 1万円 〃(6~15日) 3万円 〃(16~30日) 6万円 〃(31~60日) 9万円 〃(61~50日) 12万円 〃(91日以上) 15万円 〃(91日以上) 15万円 〃(16~30日) 3万円 〃(31~60日) 4.5万円 〃(31~60日) 4.5万円 〃(61日以上) 6万円	【目的】

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
27	ボランティア活動指導者等	车 巛宝仅陪仅除料	A協議会 B幹事会 C専門部会			
				Т		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	町民課	健康福祉課	健康福祉課	
1— 1 W H	O WILLIAM	134 135 75 75 1911		here take 1 line 100.	Particle (and interior)	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	3,800千円		2,770千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円			
成八予算報(平成17年度) 【事務事業の内容】	(目的) ボランティア活動を行う者が災害を負った場合に救済する制度で、市民が安心して活動できるようボランティア活動が推進を側面から支援する。 【内容】 ボランティア活動指導者等災害保障保険料対象者 ボランティア活動を行う者 市が主催する行事における直接参加者等 人命救助をした地震等の天災の際に、市民を援助するがランティア活動者 ・ は特約 保障内容 損害賠償責任保険 (最高額)対人 1人1億、1事故5億円 対物 1事故 1,000万円(尿管物)	該当なし	(目的) (住民団体等(団体及び個人)が行う活動中に発生した事故を救済することにより、地域の国際を表別である。 (内容) 津久井町町民活動(ふれあい)保険 対象者(語画) 住民により自主的に構成された団体。) 指導者等・・指導者(計画) では民活動に参加した。の人(信民活動) 指導者者(日民により自主的に構成された団体。) 指導者者(日民により自主的に構成された団体。) 指導者者(日民活動を対している者) 対象者者をは民団体のの構成員(世民の人の場合を対したので発生したが表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	慰霊塔の維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市慰霊塔設置に関する条例			・相模湖町福祉活動費補助金交付要網	
歳出予算額(平成17年度)	4.953千円	765千円	62千円	85千円	
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	(目的) 戦没者を合祀し、その霊を弔慰するため維持管理を行う。 【内容】 事業費 (4,953) 需用費 809 消耗品費 88,000円 光熱水費 721,000円 役務費 50 手数料 5,000円 その他保険料 45,000円 その他保険料 45,000円 委託料 4,094,000円 横内清湯委託 松くいり銀売素託料 4,094,000円 横内清湯委託 松く可能等管理運営委託料 4,094,000円 横内清湯委託 松く可能等	(目的) 戦没者に対し弔慰を表し、慰霊碑周辺の維持管理を行う。 【内容】 事業費765千円 委託料765 殉国碑前除草清掃委託料137,000円 殉国碑自本剪定等業務委託460,000円 殉国碑合祀刻名業務委託料168,000円 慰霊塔の概要 所在地城山町久保沢二丁目2435-1	(目的) 先の大戦において、戦死した方々を追悼し、平和を祈念する。 可戦没者慰霊塔の維持管理を行う。 【内容】 事業費 (62) 役務費 40 草刈手数料 40,000円 使用料及び賃借料 22 思霊塔敷地借上 21,750円 慰霊塔の概要 所在地 青山2978番地外 合祀者数 475柱	【目的】 戦没者の英霊に対し敬意を表すとともに、英霊を弔慰するため維持管理を行う。 【内容】 事業費 (85千円) 補助金 84,700円 町遺族会へ慰霊塔の管理費として町から補助金を交付している。 慰霊塔の概要 町内4地区に各1カ所。 与瀬地区 57柱 千木地地区 51柱 内郷地区 111柱 小原地区 10柱	該当なし各地区遺族会で清掃を実施

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	慰霊祭開催事業		Mm機フング A協議会 B幹事会 C専門部会		
23	相模原市	城山町	津久井町		藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
担目球石	^{ບ攻} 権性球 相模原市慰霊塔設置に関する条例	福祉作进录)建原(倫化試)	建原倫化蘇)建康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	1,109千円	136千円	179千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
「事務事業の内容」	【目的】 本市慰霊塔に合祀されている軍人・軍属等の御霊を中慰する。 【内容】 事業費 (1,109) 報償費 4,000円 需用費 200,000円 零託料 788 終納骨の儀会場設置委託料 315,000円 合同慰監察祭壇設置委託料 473,000円 使用料及び賃借料 117 公共施設使用料 80,000円納骨の儀放送機械賃借料 37,000円 平成16年度実績納骨の儀 10月10日 参列者 139名(慰霊塔)合同慰霊祭 10月15日 参列者 320名(市民会館)慰霊塔合祀者数 2,155柱	【目的】 戦没者に対し追悼の意を表することを目的とする。 【内容】 事業費 136 消耗品費 73,000円 食料費 63,000円 平成16年度実績 城山町追悼式 10月19日 参列者78名	【目的】 先の大戦において戦死した方々を追悼し、平和 を祈念する。 【内容】 事業費 (179) 需用費 1979 消耗品費 (1979) 海球 4,200円 平成16年度実績 慰霊祭 10月22日 参列者 130名 (町福祉会館) 慰霊塔合祀者数 475柱	【目的】 戦没者の英霊を弔慰するため開催。 【内容】 相模湖町においては、4地区においてそれぞれ 遺族会・自治会等が中心となり実施している。 (慰霊祭に係る費用については各地区遺族会等で 負担しているため、町からの支出は無し) 平成17年度慰霊祭実施状況 与瀬地区 4月14日 参列者 60名 千木良地区 4月14日 参列者 70名 小原地区(H16年度) 8月15日 参列者 30名	【目的】 町内戦没者292柱の御霊を慰霊するとともにその冥福を祈るために巡拝供養を実施する。 【内容】 町内5ヶ所において、遺族会、藤野町が主催し実施。 (経費、遺族会で負担) 平成16年度慰霊祭実施状況 実施日「平広717日」全地区 藤野地区 30名 佐野川地区 25名 名倉地区 10名 日連地区 20名 牧野地区 30名

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	戦争犠牲者援護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)	1,241千円 150千円	135千円 0千円	301千円	相模湖町福祉活動費補助金交付要網 45千円 0千円	
【事務事業の内容】			[left]	[left]	該当なし
	戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。 【内容】 事業費 (1,241) 報償費 80 勝礼 42 中国残留孤児等通訳 1人×@38,000円南方戦跡製置参加者 1人×@38,000円 75 日 1人×@38,000円 76 国残会随行(春) 1人×818,300円 遺族会随行(核) 1人×818,300円 遺族会評議委員会 1人×818,300円 選接会評議委員会 1人×818,300円 選接会評議委員会 1人×818,300円 1人×818,300円 1人×810円	戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。 【内容】 事業費 (135千円) 旅費 1 1 普通旅費 11,000円 需要費 41 消耗品費 41,000円 負担金、補助金及び交付金 8 3 沖縄慰霊団参加者負担金 83,000円 1名×83,000円 参考 城山町遺族会 会員数90名 補助金100千円	戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。 【内容】 事業費 (320) 使用料及び賃借料 45 南方戦跡慰霊参加者自動車借上 45,000円 負担金、補助金及び交付金 256 運営費補助金 256,000円 (会員数 301名)	戦争犠牲者、遺族のための援護を行う。 【内容】 事業費 (45千円) 補助金 100千円 ・町遺族会運営費補助金 10,000円 (会員数 175名) ・南方諸地域戦没者慰霊参拝補助金 35,000円×1名=35,000円	「各種社会福祉団体補助金(No.148)へ記入」

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	行旅病人・死亡人の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
01	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法	行旅病人及行旅死亡人取扱法
歳出予算額(平成17年度)	4,810千円	752千円	1,202千円	531千円	495千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	200千円	843千円	200千円	465千円
【事務事業の内容】	(目的) 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。 【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 事業費 (4,810) 需用費 12	(目的) 市内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを1) (内容) 対象者・身元が判明しない遺体・外国人が成行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 事業費 (752千円) (役務費 13 行旅死亡人宣報掲載手数料 13,000円 委託料 689 行旅死亡人型責費 189,000円 行旅病人救護費 500,000円 使用料及び賃貸料 50 行旅死亡人遺骨保管場所使用料 50,000円 参考 (行旅死亡人 16年度取扱件数 0件 行旅病人 16年度取扱件数 0件 行旅病人 16年度取扱件数 9件 守旅房 (計算) (日本 16年度取扱件数 16年度度取扱件数 16年度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度度	(目的) 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。 【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 事業費 (1,202) 報償費 412 謝孔 442 預骨料 15体×12月×@2,000円 預費料 15体×12月×@2,000円 供養料 年4回×@3,000円 需用費 111 消耗品費 111 本棺及び付属一式 @107,100円 供花 @ 3,150円 役務費 19 公告料 19 官報授取賃借料 60 自動車借上料 59,350円 技助費 60原費 1件×@600,000円 参考 行旅死亡人 16年度取扱件数 0件 取扱件数 0件 取扱件数累計 15件 行旅病人 取扱件数累計 15件 行旅病人 取扱所 町内寺院 1箇所依頼	(目的) 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の救護及び取扱いを行う。 【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 事業費 (531千円) 報償費 12 無線墓地供養料 4回×@3,000円 委託料 319 「行旅死亡人火葬一式 2件×@14,500円 官報掲載料 2件×@14,500円 接助費 200 「行旅病人医療費等 200,000円 参考 「行旅死亡人 16年度取扱件数 1件 取扱件数累計 61件 可放件数累計 61件 可放件数累計 0件 熱骨場所 慈眼寺内無縁墓地	【目的】 町内で発生した行旅病人、行旅死亡人の教護及び取扱いを行う。 【内容】 対象者 ・身元が判明しない遺体 ・引取り手がいない遺体 ・外国人が旅行中に病気になった場合 (日本人は生活保護を適用) 「事業費」(496千円) 賃金 12.千円 無線塞地草川賃金 12,000円 管理費 20千円 無線塞地草川賃金 12,000円 管理費 30千円 行旅死病人取扱謝礼 30,000円 役務費 33千円 行旅死亡人官報掲載料 「件×@13,000円 委託料 120千円 行旅死亡人火葬一式 「件×@13,000円 表託料 120千円 行旅死亡人火葬一式 1件×@13,000円 表託料 120千円 行旅死亡人人 動費 300・円り 行旅死・し人 16年度取扱件数 0件 取扱件数累計 20件 行旅病人医療費等 300,000円 参考 「旅死・し人 16年度取扱件数 0件 取扱件数累計 20件 行旅病人の歌計 0件 納骨場所 青蓮寺内無縁墓地

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	各種社会福祉団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
52		L-B. L. mT		101#30mT	## mz m
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	2.902千円	293千円	60千円	291千円	
	711 110			111	= · · · · ·
張入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	□ 千円 相模原市福祉のまちづくり推進協議会 【目的】 全ての市民が地域社会において生きがいに満ちた生活を営んでいけるような福祉のまちづくりを進める。 【構成】 78団体 社会福祉関係団体、保健医療関係団体、労働関係 団体、関係行政機関 【補助金額】 1,980,000円 相模原市保護司会 【目的】 ・ 148 を明るの浄化を図る。 【構成】 84 (表記の円) 相模原市社会を明るくする運動 【目的】 ・ 全の国民が非行・犯罪を防止し、罪を犯した人たちの更生に理解を派し、犯明のない明るい社会を察こうとする、犯罪のない明るい社会を変こうとする、別係原団体、福祉関係団体、教育関係機関・団体、防犯関係団体、民間協力団体 【補助金額】 500,000円 相模原地区更生保護女性会 【目的】 ・ 180 に関係ので、数に関係ので、数に関係が犯思想の普及徹底に努める。 【構成】 8 (表記の音を築くため、女性の立場から更生保護事業の推進に協力するとともに、地域社会の浄化と防犯思想の普及徹底に努める。 【構成】 会員数 530名 女性保護性 【補助金額】 77,000円 *上記4団体の事務局は地域福祉課に設置している。	□ (日的) 遺族会 (目的) 遺族会の同上と、会員相互の親睦を図る。 (積成) 遺族会会員数 95名 (補助金額] 100,000円 城山町赤十字奉仕団の基本方針に基づき身近な事柄に奉仕することを目的とする。 (相動金額] 35,000円 城山町保護司会「自的] 保護司会活動の協力を目的とする。 (【補成】 保護司会活動の協力を目的とする。 (【補成】 保護司裁 9名 (補政金額】 30,000円 深地世区保護司会(計算) (保護司法第13年に展議司会(計算) (東久井地区保護司会(目的) 保護司法第13年に基づく津久井地区保護司会(計算) (14年) (14年	の子門 津久井町保護司会 (目的) 東生保護事業推進のため、防犯・予防の世論の 啓発と地域社会の浄化を図る。 (構成) 保護司定数・暫定定数 8名 【補助金額】 60,000円	の千円 相模湖町分区保護司会 【目的】 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を職務とする保護司からなる保護司会への支援により、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目的とする。 【構成】保護司数 6名 【補助金額】 相模湖町分区保護司会 88,000円	0千円 藤野分区保護司会 【目的】 藤野分区保護司会は、保護司会法に定める保護司会とりつは、会員相互の連携をとりつつ課期解決に積極的に取り出み、もって知識を図ることを目的とする。 【構成金額】 藤野分区保護司会 48,000円 標力地区保護司会 48,000円 藤野町遺族会 48,000円 藤野町遺族会 48,000円 藤野町遺族会 193名 【補助金額】 遺族会へ369,000円 藤野町遺族会 193名 【補助金額】 遺族会へ369,000円 「75,000円 ×2名) 藤野町遺族会 219,000円 「75,000円 ×2名) 藤野町町遺族会 219,000円 「75,000円 ×2名) 藤野町町造跡会 219,000円 「75,000円 ×2名) 藤野町町造跡会 219,000円 「75,000円 ×2名) 藤野町町造跡会 219,000円 「75,000円 ×2名) 藤野町町赤奉仕団 【目的】 赤十久のしおわせを願い明るく住みより、95近な事柄に奉仕することを目的とする。 【構成】 会員数 69名

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
33	防災ボランティア推進事業		Mi A協議会 B幹事会 C専門部会			
აა					T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	総務課	総務課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	454千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円				1	
【事務事業の内容】	【目的】 災害に備えたボランティア団体等の活動体制を を備するため、相模原市社会福祉協議会が実施する る防災ボランティアリーダー育成事業、防災ボラ ンディアネットワーク活動に対し助成するもの。 (平成9年度新規) 補助率 10/10 【内容】 「所災ボランティアフォローアップ研修(年2回) 及び防災ボランティアフェュアル改訂版の発行 (57千円) 通信遺費(2千円) 結模原円円) 相模原防災ボランティアネットワーク助成金 (90千円) 別の千円) 本内の民間市社協がエンティアネットワーク負担金 (35千円間) 本内の民間市社協が中心となり、平クノーを設ワーク、1を設ワーク、でが、ボランティアネットワーク1、を設ワーク、(平成) 年4月に に「防災ボウンチィアネットワーク、1、を設立し、「が次なが4月で、1、2、2、1、2、1、2、1、2、1、2、1、2、1、3、1、3、1、3、1	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
34	生活保護施設運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会			
				101#V0mT		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	救護施設及び更生施設運営費補助金交付要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	4.863千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
【事務事業の内容】	【目的】 被保護者が入所している県内の保護施設(生活保護法に規定する救護施設及び更生施設)に対し、施設の自主的で柔軟施設経営を促進し、福祉施設のサービス水準の維持・向上、地域間の均衡を図ることを目的に運営費補助金を交付する。 【内容】 交付先 平塚ふじみ園 補助金額 (4,863) @16,291円×17人×12ヶ月 =3,323,364円 処遇困難者分 @21,378円×6人×12ヶ月 =1,539,216円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	生活保護法に規定する医療機関及び介記	護機関の指定、指導及び施術機関の登録			
- 00	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	生活保護法				
造山区等颇(亚成47年度)	s cootm				
歳出予算額(平成17年度)					
歳入予算額(平成17年度)	4,431千円 【目的】	 該当なし	 該当なし	該当なし	該当なし
【事務事業の内容】	【目的】 生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録を行う。 「内容】 事業費 (1,194) 報酬 1,194 内科嘱託医 1人×15日×@31,300円 精神嘱託医 1人×13日×@31,300円 指療報酬点検員 生活保護法第50条忠基づ(病院指導 ・委託保護法第50条忠基の適切な処遇の確保 ・生活保護法にている患者への適切な処遇の確保 ・生活保護法第54条の2第4項に基づく介護機関指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護治第54条の2第4項に基づく介護機関指導 ・委託している患者への適切な処遇の確保 ・生活保護制度による介護倫関でな処置等の確認を目的でな処遇の確保 ・生活保護制度による介護	談当なし	談当なし	該当はし	談当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	生活保護法に規定する保護	施設等	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
3— — WN III	生活保護法				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【内容】 生活保護法による保護施設の認可、指導等を	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	行う。				
	市内に対応(指導等)施設は現在なし。				
t	1			l .	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	市民福祉会館の管理運営事	术	M協議会 B幹事会 C専門部会		
37					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域福祉課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	111,038千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	あじさい会館維持管理費 【内容】 本課分 (42,220千円) 施設賠償責任保険 清掃、警備等委託 社会福祉協議会委託分 (68,818千円) 人件費 管理業務等委託費 小破修繕費 その他 相模原市立市民福祉会館の概要 【構造】 鉄筋(幹目ン)クリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階 【規模】 建築面積 1,418,308㎡ 延床面積 7,071.531㎡	該当なし 【参考】 保健福祉センター維持管理事業費 【内容】 保健福祉センター建物・設備・その他全般の機能を維持し、管理する。 平成16年度予算額 (歳出) 〇需用費(消耗品・燃料費・食糧費・光熱水費・備品修繕費・施設修繕費等) (9,287千円) 〇役務費(通信運搬費・手数料・災害保険料) (426千円) 〇委託料(総合管理業務・その他設備保守等) (25,438千円) 〇使用料及び賃借料 (869千円) (場出) (40千円) 保健福祉センターの概要 【構造】鉄筋コンクリート造地上の階 【規模】敷地面積 6,940㎡ 延床面積 2,808㎡	該当なし 【参考】	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		守り命云右 保健福祉部会			
29 事務事業番号		国務事業名		保健価値部会 協議ランク		
38	法外援護事務	1	A協議会 B幹事会 C専門部会		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市法外援護支給要綱					
歳出予算額(平成17年度)	4.615千円				-	
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	被保護世帯等特別援護費	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	【目的】 生活保護法による被保護者等に法外援護費を支給し、その自立を助長することを目的とする。 (相模原市法外援護費支給要網)(1) 被保護者等書者が死亡を時の住居整備力が、被保護者等書者が死亡を時の住居整備力がいるとき、遺留産活によるのとき、生活ときのよいのというのではい。・被保護の適用にならなが、受けられるときは医するいのを記料・保護の適用にならなが、自的地に赴くときの旅費が、日本人レスレス係療費等援護対象・ホームレスが、医療機関を受診する場合の医療力の破胎費		参考 (就学援助費の概要) 【目的】 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に基づく学用 品費、通学中品費、修学旅行費、校外活動費 の補助及び学校給食法に基づく学校給食商・ 等である。 (津久井町修学援助事務要領による) 【援助対象額等】 生活保護法において教育扶助されない「修学旅行費」「医療費」について、就学援助費の対象とする。 修学旅行費:修学旅行に要する経費(交通費、宿泊費、見学料並びに保護者が均一に負担すべき記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料) 【平成15年度実績】 小学校:1件 17,384円 中学校:2件 117,171円			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	保健福祉総合相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
0		T			T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	福祉推進課・保健推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	25,437千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目検別・高高齢者保健福祉計画等により、高齢者等を対象とした保健・福祉サービスの総合的な提供と介護者の支援を図ることなどを目的として保健福祉総合相談課が設置された。次にあげるの時、発を行った。また、保健分野と福祉分野の横断的な相談に対応できるよう、一般職員のほが講会職員)を配置している。初回相談対応窓口機能保健福祉総合相談表別を機能保健福祉総合相談システムネットワーク概念内部講演機能合相談課等務所、保健センダー設置的所21台(在宅介護支援センダー設置前所21台(在宅介護支援センダー設置前所21台(在宅介護支援センダー設置前所21台(在宅介護支援センダー設置前所21台(在宅介護支援センダー間が、社会福祉協議会3ヶ所)開発経費平成9年度から11年度にかけて計104,835,000円相談要付等件数36,614件相模原市保健福祉総合相談業務委託契約・保健福祉総合相談議が所蒙する事名の。 【参考】 端末等賃借料 7,286千円専用回線使用料20回線×12ヶ月×単価=8,774千円運用支援委託料40人日×単価=2,100千円社会福祉協議会窓口業務委託料2ヶ所分6,733千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号 合係			専門部会名		
	種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	務事業名		協議ランク		
	製幹型在宅介護支援センタ·	一運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
3==#/		高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	_健康福祉課
2、 在宅 根拠法令等 相模		介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 津久井町町在宅介護支援センター実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模湖町在宅介護支援センター実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網 藤野町在宅介護支援センター実施要網
歳出予算額(平成17年度) 17,2	,274千円	14,626千円	11,380千円	9,130千円	11,997千円
歳入予算額(平成17年度) 8,26	266千円	10,688千円	8,389千円	6,847千円	6,847千円
【事務事業の内容】 【 総の	目的】 地域型在宅在宅介護支援センター(18ヶ所)を 枯支援し、その資質向上のため在宅介護支援セ ター職員を対象にした研修・地域ケア会議等を 権するために基幹型在宅介護支援センター連営協議会を また、在宅介護支援センター事業の問済な通 を図るため在宅介護支援センター事業の問済な通 を図るため在宅介護支援センターの事業計画の検討及び事業 施上の諸問題について検討を行う。 内容】 ・中成12年4月に設置、 ・平成16年度までは基幹型在宅介護支援センター ・1ヶ所のみの設置で市の直営であったが、平成 ・程度から中央地区と南地区にそれたが、基幹型 ・設置すると同時に、社会福祉協議会に一部委 を行っている。 健師)と社会福祉協議会に一部委 を行っている。 健師)と社会福祉協議会に「福祉職・ 健師)と社会福祉協議会職員 1名(福祉職・ 健師)と社会福祉協議会職員 1名(福祉職・ をき、福祉協議会職員 1名(福祉職)を 会福祉協議会職員 1名(福祉職)を 会福祉協議会職員 1名(福祉職)を 会福祉協議会職員 1名(福祉職)を 会福祉協議会職員 1名(福祉職)を 会福祉協議会職員 1名(福祉職)を 会福祉協議会の構成員は医 会に、福祉団体等11団体16名。開催頻度は年2回の 定定。 特財】 助金名称:在宅介護支援センター運営協議会の構成員は医 会に国庫補助金)8、266千円 参考】 基幹型在宅介護支援センター運営協議会 ・福祉団体等11団体16名。開催頻度は年2回の 定定。 特財】 ・ 131千円 ・ 220千円	【目的】 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように市町村等関係機関方破機則、サービス実施施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要	(国的) 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはたの家族に対し、在宅介護等に関することではその家族に対した。在宅介護等に関するニーズに対したと名種の保健福祉サービスが機関行政機関、サービス実施の顕著等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。 【内容】・平成13年10月設置・津央井町社会福祉協議会に委託。管理者1名、専任職員2名を配置・・平成16年の計画相談事業地域ケア会議の開催介護予防事門員支援住宅改造相談福祉用具展示会の開催 【参考】 基幹型在宅介護でまるの開催 【参考】 基幹型在宅介護でまるの開催 【参考】 基幹型在宅介護では1名:専任2名)委託料 11,380千円 特定財源 8,389千円	(目的) 在宅の要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者若しくはその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談の応じ、在宅の要援護高齢者等又はその家族の介護等に関するニーズに対した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられる施設関係等との連絡調整等の便宜を供与し地域の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。 【内容】 ・平成15年4月設置より相模湖町町社会福祉協議会に委託(地域型と併せて委託)・平成16年3日間 相談事業地域ケア会計画相談事業地域ケア会計画の作成介護予防専門設支援住宅改造相談。福祉用具展示会の開催 【参考】 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所(専任2名)委託料 9,130千円特定財源 6,847千円	【目的】 在宅の要援護高齢者又は要介護登なる恐れのある高等語者若しなどの家族に対した宅介護等に関する名等のはその家族の介護サービス実施施設は一世の要援護高齢者等及びその家族の介護サービス実施施設を受けられるようのに機関、サービス実施施設の要援護高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。 【内容】・平成12年4月設置。藤野町社会福企協置。・平成16年度の計画相談を上での書が明報を表示を計画相談を対して、一部では一個では、一部では一個では、一部では一個では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決	マノ海ル東政氏の大祭に属するものを除く)			
8	体性及び個性に係る相談业びにサービスの決	に(価値事務別の主旨に属するものを除く)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				1
【事務事業の内容】		該当なし	該当なし *各部署にて対応。	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	保健福祉サービス調整機構	の選供	A協議会 B幹事会 C専門部会	Δ.	
9	体性性化リーに入詞空機相		AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD	—	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保健福祉総合相談課	高齢者福祉課 福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)				47千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円		ANNUAL I	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 高齢者及び障害児者等の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を総合的に調整し、円滑でかつ効果的な保健福祉サービスの提供を図る。 【内容】 保健福祉サービス調整会議 保健福祉強力・ビスのを総合的に調整するとともに個別機対会。構成員は保健福祉部内の関係課長及び地域保健課、中央保健センター所長。(平成16年度日開催)保健福祉サービス個別処遇検討会 個別ケースを調整する。構成員とした保健福祉サービスを調整する。構成員して開催。(平成16年度31回開催)	高齢者については、該当なし障害児者についても該当なし	該当なし	【内容】 住民の地域保健及び福祉の向上に資するため、 相模加丁保健福祉サービス調整機構を設置しその 組織及び運営を推進する。	藤野町保健福祉サピース調整機構平成13年3月31日廃止 下記となる。 社会福祉法の改正等を踏まえ、住民参加による、地域福祉計画の策定を平成15年3月末を持って完成。今後は管理運営を推進して行く。 藤野町保健福祉推進委員会委員数 20名 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会委員数 15名 随害者保健福祉計画策定部会委員数 15名 乳幼児期から青年期の保健計画策定部会委員数 15名 No133「地域福祉計画策定事業」に記載

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	重度障害者医療費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	地域医療課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	 相模原市医療費助成条例 神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要網 	 ・城山町重度障害者等の医療費扶助に関する規則 ・城山町の結核予防法、精神保健及び精神障害者 領土を受ける場合の受験を対象を表現の一部 負担金に係る助成要網・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要網 	(県)神奈川県重度障害者医療費給付助成事業 補助金交付要綱 (町)津久井町重度障害者医療費助成条例 (町)津久井町重度障害者医療費助成条例施行 規則	 ・相模湖町医療費の支給に関する条例 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業補助金交付要網 	・藤野町重度心身障害者等の医療費扶助に 関す る規則 ・神奈川県重度障害者医療費給付助成事業 補助 金交付要網	
歳出予算額(平成17年度)	1,280,886千円	51,296千円	59,632千円	18,180千円	16,674千円	
歳入予算額(平成17年度)	630,000千円	24,606千円	28,934千円	8,980千円	8,262千円	
【事務事業の内容】	【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 IQ(知能指数)が3・5以下の方 3級の身体障害も明をお持ちの方で、かつIQが5・0以下の方の1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。は市単独の対象者で、平成16年10月1日から対象。 【参考】 平成17年度予算の概要対象者数(月平均)県補助対象者 7,230人市単独対象者 765人合計 7,995人 助成金額(扶助費)県補助対象者 7,230人市単独対象者 1,180,515千円市単独対象者 1,264,515千円市単独対象者分 1,180,515千円市単独対象者分 1,264,515千円 6会計 1,264,515千円 84,000千円合計 1,264,515千円 130,000千円 6元 計 1,264,515千円 6元	【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図る ため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与 する。 精神医療費を受ける場合に要する公費負担対 家医療の一部負担金に対し、必要な助成を行う ことにより、生活の安定を図る。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入され ている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 IQ(知能指数)が35以下の方、 3級の身体障害者手帳をお持ちの方 IQ(知能指数)が35以下の方、 1項(知能指数)が35以下の方、 精神保健福社法第32条の通院医療費 担制度(自己負担額5%)適用者 の医療費の医療保険各活の一部負担金を助成。 、は重度障害者医療費関係、 は精神医療費関係、 「参考】 平成17年度等の概要 対象者実験の機要対象者は、199人(平成17年4月1日現在) 町単独対象者は、199人(平成17年4月1日現在) 町単独対象者:336人(平成17年4月1日現在) 町単独対象者は、199人(平成17年4月1日現在) 町単独対象者は、199人(平成17年4月1日現在) 町単独対象者が10番護用書を廃費助成対象者 のうち訪問看護規利者を のうち訪問看護利者を (就問書護用者を除く)、 東補助対象者分は重度障害者医療費助成対象者のうち訪問看護利用者分 【特定財源の対象者のうちご問種。 「計算を計算を計算を対している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の対象者のうちご問題を表している。」 「特定財源の表している。」 「特別などの表している。」 「特別などの表している。 「特別などの表している。」 「特別などの表している。 「特別などの表している。」 「特別などの表している。 「特別などの表している。」 「特別などの表している。」 「特別などの表している。」 「特別などの表している。」 「特別などの表している。 「特別などの表している。」 「特別などの表している。 「特別などの表している。」 「特別などの表している。 「特別などの表している。 「特別などの表している。 「特別などの表している。 「特別などの表している。 「特別などの表している。」 「特別などの表している。 「特別などのまたいる。 「特別などのまたいる。 「特別などのまたいる。 「	【目的】 重度障害者の健康を保持するため、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で、1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 I Q (知能指数)が3 5 以下の方。 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつ I Qが5 の以下の方、の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 【参考】 平成17年度予算の概要対象者実数・H16年度月平均人数 407人・H17.4.1日現在人数 409人 助成金額(扶助費) 扶助費合計 59,105千円 【特定財源の内訳】 ・重度障害者医療費補助金 27,934千円・高額療養費返還金 1,000千円 28,934千円 【電算システムの概要】・機種:NEC・保守:町企画政策室(電算システム係)・処理内容・医療証発行(再発行)・各種統計	【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入している方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 IQ(知能指数)が35以下の方。3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 【参考】 平成17年度予算の概要対象者実数・H16年度月平均人数 131人・H17・4・1日現在人数 132人助成金額(扶助費) 扶助費合計 17,960千円 【特定財源の内訳】・重度障害者医療費補助金 8,980千円	【目的】 重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 IQ(知能指数)が35以下の方 3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQが50以下の方、の医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。 【参考】 平成17年度予算の概要対象者実数・H16年度月平均人数 150人・H17.4.1日現在人数 153人助成金額(扶助費) 扶助費合計 16,524千円 【特定財源の内訳】・重度障害者医療費補助金 8,262千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い			保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名			協議ランク			
7	障害者歯科診療事業			事会 C専門部会			
1		Tm.1.4-4			## @₹ m⊤		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	地域医療課	福祉推進課・保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
	相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱						
42 thish A 47							
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	43,096千円						
歳入予算額(平成17年度)	7,990千円						
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
	一般の歯科診療所では治療困難な障害者の歯科 診療を確保するため、相模原口腔保健センター内						
	で障害者歯科診療を実施する事業に対し、助成す						
	る。 【事業の内容】						
	補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会						
	内容						
	1) 対象者 一般の歯科診療所では治療困難な障害者。						
	ただし、全身麻酔や入院を要する者を除く。						
	2) 受付 電話予約制。月曜日から金曜日(休日を除						
	<)						
	3) 診療内容 口腔衛生指導、治療、アフター・ケア						
	4) 診療体制 歯科医師4人、歯科衛生士等9人、事務員1人						
	5) 診療日						
	原則として週2日(火曜日・木曜日)午後1 時から午後5時						
	補助金積算内訳						
	1)総事業費60,191千円2)診療収入その他の収入17,095千円						
	3)補助基本額(1-2) 43,096千円						
	4)補助金額 (補助金の概要】						
	名称 相模原口腔保健センタ 運営費補助金交付要綱						
	補助率						
	補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県 補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割						
	以内						
	【 社団法人相模原歯科医師会の概要 】 目的						
	地域社会の住民の健康の保持、会員の学術研修						
	等を行い、もって住民の健康の増進並びに公衆衛 生の向上及び増進に寄与することを目的とする。						
	活動内容等 1)地域住民の健康増進						
	2)休日急患歯科診療所の管理運営						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い				
	事務事業名		協議ランク		
7	障害者歯科診療事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
2 5 6 7 8 8 A A A A A A A A A A A A A A A A A	3)障害者歯科診療所の管理運営 4)歯科医学の研究及び研修 5)予防歯科医学の研究及び研修 6)公衆衛生及び地域歯科医療活動 7)歯科医療制度、社会保険その他関係法令の調査、研究等 8)その他 役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事2人 組織の状況 会員数301人、事務局長1人、職員4人 市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。 【特定財源人容・障害者歯科診療所の運営費補助事業に対する県補助 ・補助金額 7,990千円 ・補助率 定額補助				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	ひとり親家庭等医療費助品	戊事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	 ・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要網 	城山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交 付要綱	津久井町ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交 付要綱	相模湖町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交 付要網	藤野町ひとり親家庭等医療費助成事業実施 要綱 神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業 補助金交付要綱
歳出予算額(平成17年度)	321,702千円	7.900千円	9,678千円	2.190千円	2.383千円
歳入予算額(平成17年度)	,	3,930千円	4,821千円	1,088千円	1,146千円
	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】
【事務事業の内容】	【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的し、保護者の経済をといる。 医療費の児童のをから、 医療費の児童のをから、 医療費の できる。 と	【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な自担の増進に同図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に同図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に同窓を育り、各種医療保険に加入されているのでは、会社のいいないのでは、会社のいいないないないないないないないないないないないないないないないないないない	【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 「町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母子家庭、父子家庭、父又は母が重度の児童をもっているのと療費の医療保険として対象期間は、原則としてが象別では、原則としてが多いの児童が18歳に達した日以降最初の3月31日まで) 【所得制限】 、父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部支給水準以下と同額)所得額が次の限度額以軍による児童大人内であること、父又は問の遺産による児童の者り2万円配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者、扶養義務者、父母がいない児童の養育者、養親族等が0人の場合と36万円、、養親族等が1人につき、38万円を上記の金額に加算、県の補助対象・所得制限と同じ。 【参考】 平成17年度予算の概要対象者数(月平均) 378人 助成金額(扶助費) 8,948千円 【特定財源の内訳】・ひとり親家庭等医療費補助金 4,821千円	【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と保護者の経済的は、保護者の経済的と、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。 【内容】 「町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている母に家庭、父子のないないない。 「町内に住所を有し、各種医療保険に加入されている家庭、父母がいない。 「町内でする。医療費の医療保険とは、対象期間は、た日以降最初の3月31日まで) 【所得制限】 、父、母、養育者、扶養義務者等に所得制限有り。(児童扶養手当の一部を力及びを人扶養控除等と、父又は母趙母遺衆による児童の者のを表しいたので、と、父又は母親族等が0人の場合の192万円配偶者、扶養義務者、父母がいない児童の養活者、技養親族等が0人の場合といる場合と、父又は母親族等が0人の場合の場合と、大養親族等が1人の場合とも、大養親族等が1人の場合とも、大養親族等が1人につき、38万円を上記の金額に加算 「県の補助対象・所得制限と同じ。 【参考】 平成17年度予算の概要対象者数(月中均) 93人 助成金額(扶助費) 2,074千円 【特定財源の内訳】・ひとり親家庭等医療費補助金 1,088千円	【目的】 ひとり親家庭等の児童の健全な育成と 保護者の養育のと のとの書といい。 「内容】 町内にいるの管本との児童の児童の健全な育成と の、寄与する。 【内容】 町人に日の子をない。 日本では、人名種で、大文ので、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を変して、大変を表して、ない。 「と多考」では、大変を表して、大変を表して、大変を表して、ない。 「と多考」では、大変を表して、大変を表して、ない。 「と多考」では、大変を表して、大変を表して、いるに、大変を表して、ない。 「と多考」では、大変を表して、大変を表して、いるに、ない。 「と多考」では、大変を表して、大変を表して、いるに、ない。 「と多考」では、大変を表して、いるに、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、ない。 「とない。」に、いるに、ない。 「とない。」に、ない。 「とない。」に、ない。 「とない。」に、ない。 「ない。」に、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない。」に、ない。 「ない。」に、ない。 「ない。」に、ない。 「ない。」に、ない。 「ない。」に、ない、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない。」に、ない。 「ない。」に、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない、ない。」に、ない、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない、ない。」に、ない。 「ない、ない、ない。」に、ない、ない。 「ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、な

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	老人保健医療給付費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課	町民課
	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	28,318,593千円	1,194,161千円	1,850,299千円	759,801千円	834,000千円
歳入予算額(平成17年度)	26,408,620千円	1,113,039千円	1,721,157千円	707,269千円	776,350千円
【事務事業の内容】	【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、担分の屋原かに国民が公平に負担する制度(保険者・国・原・市が付費として支出するもの) 【を人医療受給者の要件】次のいずれかに該当する保険加入者で、本市に居住地である者であると、で、のでは、として支出するもの)を、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、の	【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき担分のほか、明明では、現情神に基づき担分を、特別会計にあいて医療付分を医療のでは、2 者を総称して医療費とする。)としてを選び、2 者を総称して医療費とする。)として支対するもののでは、2 者を総称して医療費とする。)として表もとの、「2 表して、2 をのでは、2 者を総称して医療費とする。)とのよるもののでは、2 者を総称して医療性とする。)に表して、2 本町に、2 でのでは、2 者を総称して医療費とする。)に、2 本町に、2 でのでは、2 者を総称して医療性の者(平成14年9月30日現在70歳以上の者も対象と定以上の障害がある者(その者の者の者のででは、2 との者を定以上のででは、2 をのででは、2 をのでは、2 をのでは、4 に、4 に、4 に、5	【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき担分のほか、町が公平に負担する制度(保険者・国・県・町町それぞれの負担分を、特別会計において医療費(を医療支給費として分けている。このため、ここでは、現物給付分を医療とする)として対力では、現りを書きを総称して医療費とする)として支療受給者の要件】次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地の者もの当まり、この者も表しての者とでは、2名をのでは、2るをのでは、2をのでは、2をのでは、2をのでは、2をのでは、2をのでは	【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、担分のほか、知問について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・町が付費として支出するもの) 【老人医療受給者の要件】 次のいずれかに該者で、本町に居住地である者で、本町に居住地である者で、一定以上の障害がある者で、一定以上の障害がある者で、一定以上の障害がある者で、一定以上の障害がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上の所得がある者で、一定以上所得者で、と人医療と対かの者で、一定以上の所得がある者で、一定以上所得者の主が、一定以上の所得がある。のなる。のなる。のなる。で、一般のは、「一定以上所得者を表して、一般のでは、「一定以上所得者」で、一般のでは、「一定以上所得者」で、一定以上所得者で、一定以上所得者で、一定以上所得者で、一定、「一定、「一定、「一定、「一定、「一定、「一定、「一定、「一定、「一」、「一」、「一」、「一」、「一」、「「一」、「	【目的】 国民の老後における適切な医療の確保を図るため、自助と連帯の精神に基づき、老人医療に要する公費用について、本人の自己負担分のほか、国民が公平に負担する制度(保険者・国・県・町がそれぞれの自担分を、特別会計において医療給付費として支出するもの) 【老人医療受給者の要件】次のいずれかに該当する保険加入者で、本町に居住地を有する者 75歳以上の障害がある者 【老人医療受給者の一部負担金】高齢者の一部負担金】高齢者の一部負担金として負担する。(一定以上所得者)は医療費の21割を、それ以外の者(一般)は1割を一部負担金として負担する。【内容】 老人医療受給対象者に対して、老人医療給付費(医科・歯科・薬剤・食事療養費・現金支給分等を支出する。【参考】《平成17年度予算の概要》 老人医療经常数 (月平均) =1,319人受給者数の内訳(一定以上所得者 = 71人)(一般 =1,248人)医療給付費の支出療給付費=1か月 52,691円)《特定財源の内訳》(支払基金)医療給付費量 230,600千円(国)医療給付費費負担金 230,600千円(県)医療衛付費機入金 57,650千円医療給付費機入金)が保険者の負担分であり、「(支払基金)医療費負担金・(町)医療給付費繰入金 57,650千円医療給付費機入金 57,650千円 医療給付費費の支出額のうち、「(支払基金)医療費負担金・(県)医療費負担金・(町)医療給付費場入金。」が保険者の負担分である。

20 老人保健医療給付費 A協議会 B幹事会 C専門部会 相模原市 城山町 津久井町 相模湖町 藤野町 【電算システムの概要】 NEC 資格・所得・給付データを保有 システムで処理している事務 ・資格の判定 ・減額認定 ・減額認定 ・医療証の発行 NEC 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・資格の判定 ・減額認定 ・減額認定 ・ 医療証の発行 NEC 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・ 資格の判定 ・ 減額認定 ・ 医療証の発行 NEC 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・ 資格の判定 ・ 減額認定 ・ 医療証の発行 「電算システムの概要】 日本電子計算(株) 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・ 資格の判定 ・ 減額認定 ・ 減額認定 ・ 医療証の発行				専門部会名					
38	29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会					
「電算システムの概要] NEC 資格・所得・給付データを保有	務事業番号	事務事業名		協議ランク					
「電算システムの概要] NEC 資格・所得・給付データを保有		老人保健医療給付費	老人保健医療給付費						
NEC 資格・所得・給付データを保有 システムで処理している事務 ・資格の判定 ・滅稽認定 ・医療証の発行 ・負担区分割合の判定(年次更新を含む) ・償還払い ・高額医療費の支給			城山町	津久井町	相模湖町	藤野町			
	【事務事業の内容】	相模原市 【電算システムの概要】 NEC 資格・所得・給付データを保有システムで処理している事務・資格の判定・減額認定・医療証の発行・負担区分割合の判定(年次更新を含む)・償還払い・高額医療費の支給	【電算システムの概要】 NEC 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・資格の判定 ・滅額認定 ・医療証の発行	【電算システムの概要】 NEC 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・資格の判定 ・減額認定 ・医療証の発行	【電算システムの概要】 日本電子計算(株) 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・資格の判定 ・減額認定 ・ 医療証の発行	【電算システムの概要】 日本電子計算(株) 資格・所得データを保有 システムで処理している事務 ・資格の判定 ・減額認定			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
古併協議事項留亏 29	古州協議争項 各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	老人保健医療審査支払手数	料	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	町民課	健康福祉課	町民課	町民課
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法
歳出予算額(平成17年度)	140,375千円	5,452千円	7,844千円	3,206千円	3,298千円
歳入予算額(平成17年度)	136,106千円	5,321千円	7,614千円	3,114千円	3,235千円
【事務事業の内容】	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審査支払手数料を支払う事業	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適 正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保 健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払 基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該 機関に審査支払手数料を支払う事業	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適 正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保 健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払 基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該 機関に審査支払手数料を支払う事業	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適 正に行うため、これらの審査支払事務を、老人保 健法に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払 基金、国民健康保険団体連合会)に委託し、当該 機関に審査支払手数料を支払う事業	【目的】 老人医療給付費の給付に係る審査支払事務を適正 に行うため、これらの審査支払事務を、老人保健法 に基づき専門の機関(社会保険診療報酬支払基金、 国民健康保険団体連合会)に委託し、当該機関に審 査支払手数料を支払う事業
	【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金 及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支 払手数料を支払う。	【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金 及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支 払手数料を支払う。	【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金 及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支 払手数料を支払う。	【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金 及び国民健康保険団体連合会に対して、審査支 払手数料を支払う。	【内容】 審査支払事務を行う社会保険診療報酬支払基金及 び国民健康保険団体連合会に対して、審査支払手 数料を支払う。
	【参考】 《平成17年度予算の概要》 審查支払手数料の件数 = 約1,294,000件 審查支払手数料の支出額 = 140,375千円 ·上記の件数及び支出額の内款 支払基金交付金対象分 約1,257,000件 136,127千円 支払基金交付金対象外分 約37,000件 4,248千円	【参考】 《平成17年度予算の概要》 審查支払手数料の件数 = 約50,100件 審查支払手数料の支出額 = 5,452千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約49,000件 支払基金交付金対象外分 約1,100件 131千円	【参考】 《平成17年度予算の概要》 審查支払手数料の件数 = 約71,000件 審查支払手数料の支出額 = 7,844千円 ・上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約69,000件 7,614千円 支払基金交付金対象外分 約2,000件 230千円	【参考】 《平成17年度予算の概要》 審查支払手数料の件数 = 約29,400件 審查支払手数料の支出額 = 3,206千円 ·上記の件数及び支出額の内訳 支払基金交付金対象分 約28,600件 3,114千円 支払基金交付金対象外分 %1800件 92千円	【参考】 《平成17年度予算の概要》 審查支払手数料の件数 = 約30,100件 審查支払手数料の支出籍 = 3,298千円 · 上記の件数及び支出籍の内訳 支払基金交付金対象分 約29,500件 3,235千円 支払基金交付金対象外分 約600件 63千円
	《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 136,106千円	《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 5,321千円	《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 7,614千円	《特定財源》 (支払基金)審查支払手数料交付金 3,114千円	《特定財源》 (支払基金)審査支払手数料交付金 3,235千円
	審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。なお、「支払基金交付金対象分」の金額と「(支払基金)審査支払手数料交付金」の金額が相違するのは、前年度の交付金の精算額が平成17年度分に算入されているためである。	審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。	審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。	審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。	審査支払手数料の支出額のうち、「支払基金交付金対象分」を、特定財源の「(支払基金)審査支払手数料交付金」として、保険者が負担する。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	県立千木良診療所敷地借上	米寸	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度)				503千円	
歳入予算額(平成17年度)				0千円	1
「「本のでは、」」」、「本のでは、「ものでは、「本のでは、「ものでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、	該当なし	該当なし	該当なし	①・丁円 【事業概要】 県立千木良診療所借地にかかる経費 【参考】 平成16年度決算額 503千円 事業費の 需用費 1 印紙代 1千円 使用料及び賃借料 502 県立千木良診療所敷地借地料 502千円	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	高齢者入所判定委員会運営	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者入所判定委員会要綱		津久井町高齢者サービス供給部会設置要綱	相模湖町福祉サービス検討部会設置要綱	
歳出予算額(平成17年度)	311千円		90千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円	0千円	
「事務事業の内容」	【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居主養護国難な者に対して、後して行われるよう、入所判定委員会において、措置の要否総合向に判定する。また、委員会へ諮る事項の事前協議を行うため、検討会を設置している。 = 委員構成 = 市医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、市職員 【開催状況(平成16年度)】 入所判定委員会…2回検討会…2回 【平成17年度予算】 入所判定委員会。(医師謝礼②41,700×2人×3回=250,200円委員謝礼②5,000×2人×3回=30,000円検討会委員謝礼②5,000×2人×3回=30,000円	該当なし	【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護風報と着に対して、養護を入水ーへ入所措置が最も適切かものとして行われるよう、高齢者サービス供給部会において、措置の要否を総合的に判定する。 = 委員構成 = 町医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会職員、津久井保健福祉事務所職員、町職員【開催状況(平成16年度)】なし 【平成17年度予算】 委員謝礼@ 5,000×9人×2回= 90,000円	【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護加暴な者に対して、養護を入ホーム入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の要否を総合的に判定する。 ■委員構成= 町医師会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、津久井保健福祉事務所職員、町保健師 【開催状況(平成16年度より開催)】 なし 【平成17年度予算】 予算計上なし 補正対応予定	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	高齢者保健福祉計画推進事	業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条	- 老人福祉法第20条の8 - 老人保健法第46条の18 - 介護保険法第117条			・老人福祉法第20条の8 ・老人保健法第46条の18 ・介護保険法第117条
歳出予算額(平成17年度)	6,627千円	2,927千円	3,480千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	「事業目的」現計画の進行管理 次期計画の進行管理 次期計画のの策定 「平成17年度事業内容】 第3期高齢者保健福祉計画の策定 高齢者保健福祉推進会議(計画の進行管理 及び策定組織)の開催 「委員構成(20名)] 学識経験者。医療関係者、福祉関係者、各種団体・公募市民 市民シンボジウムの開催 「平成16年度事業内容] 高齢者保健福祉計画の概要 治革 平成 5年度 (旧)老人保健福祉計画 (計画終期平成11年度) 平成12年度 第1期高齢者保健福祉計画 (計画終期平成19年度) 平成15年度 第2期高齢者保健福祉計画 (計画終期平成16年度) 平成15年度 第2期高齢者保健福祉計画 (計画終期平成15年度) ・計画期間 平成15年度 19年度(5か 年) ・基本理念「いききと充実した生活をお くることができる高齢社会の 形成」 「平成17年度予算」 シンボジウム謝礼、207千円 推進会議委員謝礼(8回分) 680千円 シンボジウム関連 策定支援業務委託 5,650千円 施設使用料	「事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の 進行管理 次期計画(3年ごとに行われる計画の見直 し)の適切かつ円滑な策定 【平成17年度事業内容】 委員14名の予定 回数4回 【平成17年度予算】 委員謝礼 252千円 消耗品 50千円 委託料 2,625千円	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の次期計画の適切かつ円滑な策定 【平成16年度事業内容】 介護保険居宅サービス実態調査高齢者保健福祉計画策定のためのアンケート調査を実施 【平成17年度事業内容】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる会議の開催・推進会議…2回 【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要】第3期計画期間…平成18年度~平成20年度 【平成17年度予算】計画策定委託科 委員謝礼 3,000千円 480千円	平成14、15年度で保健福祉総合計画(仮称)策定 【高齢者保健福祉計画】 【障害者福祉計画】 【子育て支援計画】 【健康さがみこ21】 【介護保険事業計画】策定済 平成16年度で印刷製本の実施(委託) 平成16年度で終了	「事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 次期計画(3年ごとに行われる計画の見直し)の適切かつ円滑な策定。 【事業内容】 藤野町保健福祉計画・介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 部会 3回 【事業費内訳】 地域福祉課、3-17、地域福祉計画策定事業に計上

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	高齢者大学運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課 相模原市高齢者大学設置運営要綱 あじさい大学開催要項	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課 相模湖町高齢者の生きがいと健康づくり企画推 進会議運営要網	健康福祉課
歳出予算額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)	34,293千円			47千円 0千円	-
【事務事業の内容】	【事業目的】	該当なし	該当なし	【事業目的】	該当なし
【事効争素の内合】	高齢者の方々が、心身ともに健康で生きがいと 喜びに満ちた生活を送るために、学習活動を通じ て仲間づくりを図りつつ、知識と技能の習得を図 る。 【平成17年度事業内容】 学科数: 4学部35学科 芸術学部 書」 加西学科、陶芸2学科、民謡 1学科、詩吟1学科 陳芸2学科、民謡 1学科、詩吟1学科 歴史4学 健康学部 健康学科、文学5学科、歴史4学 園芸学部 健康学科、文学5学科、歴史4学 大学部 少年。 本科 定員: 1110人 授業料: 6000円 教材費は自己負担 【平成16年度実績】 4学部29学科 正員912人 入学希望者 1,959人 倍率2, 15倍 修了者873人 事業費決算額 21,233千円 【保健福祉オンライン】 申込者の氏伝、住所等のほか、受講状況等を把 握するために使用 【平成17年度予算】 講師謝礼 22,466千円 システム保守委託料 1,998千円 備品購入費 672千円 その他 8,790千円 特定財源 国庫補助金 13,846千円	《参考》 町民の生涯学習の場として「しろやま町民大学」 シニア講座を実施している。 教育委員会生涯学習課において所管している。	会等3> 生涯を通じた町民の学習の場として「津久井町民大学」。グリーンカレッジつくい。を実施、教育委員会生涯学習課、生涯学習センターにおいて所管しています。	高齢者が充実した生活を創造するため学習活動 を通じて生きがいと社会参加することを目的とす る。	EX 3 G U

J	合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
ľ	29	日内		保健福祉部会		
ŀ		事務事業名		協議ランク		
ľ				A協議会 B幹事会 C専門部会		
L	11	生きがい農園運営事業	,	AIM議会 B軒事会 C専门部会	_	
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
Į	担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	根拠法令等	相模原市生きがい農園設置及び運営要綱				
ľ	歳出予算額(平成17年度)	1,500千円		26千円		
j		0千円		19千円		1
	歳入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	0千円 【事業者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。 【事業内容】 相模原市市市民農園運営協議会に対し、生きがい農園に関する運営費用の助成を行う。 = 生きがい農園の概要 = ・農園数 21農園(958区画) H16.4現在・耕作期間 4月から翌々年の1月までの22ヶ月耕作地については、地権者から無償で6年間の使用貸借契約で借り上げ。 【対象】 60歳以上の市民 【平成17年度予算】 生きがい農園運営費補助金 1,500千円	該当なし	【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。 【事業内容】 津久井可老人クラブ連合会に生きがい農園に関する運営を委託して実施。 生生きがい農園の概要 = ・耕作面積 2,000㎡ ・耕作助間 4月から翌年の3月まで1年間 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	該当なし	該当なし

合併協議事項 各種事務事業の取扱い 事務事業名 高齢者交流事業 相模原市 高齢者福祉課 目模原市高齢者交流事業実施要網	城山町	専門部会名 保健福祉部会 協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会 津久井町			
事務事業名 高齢者交流事業 相模原市 ^{高齢者福祉課}		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
高齢者交流事業 相模原市 ^{高齢者福祉課}		A協議会 B幹事会 C専門部会			
高齢者福祉課		津々 共町			
	三龄 老短处理	/千八八百	相模湖町	藤野町	
目模原市高齢者交流事業実施要網		健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
3,240千円					
千円					
【事業目的】 市内の公案が場を利用して親湯会を開催し、高 持者の仲間づくりと健康づくりを進めるとともに 目互の交流と親睦を深め、高齢者福祉の向上を図 5。 【事業内容】 実施日…前期(7~9月)後期(11~1月)の平日 祝日及び12月27日から1月7日を 除く 利用向数…月4回まで 利用向数…月4回要で 利用方義担…100円 実施施設…市に登録し利用券発行 利用者負担…100円 実施施設…市内11浴場 【対象】 65歳以上の市民 【過去の利用実績】 (延べ人数) 平成13年度 16,584人 平成14年度 36,727人 平成15年度 24,499人 【平成17年度予算】 協力謝礼 8,190千円 利用券用紙 50千円	該当なし	該当なし *高齢者交流については、町老人クラブ連合会主 催により実施。	該当なし	該当なし	
【 鈴目る 【	事業目的】 市内の公衆浴場を利用して親湯会を開催し、高 有の仲間づくりと健康づくりを進めるとともに 互の交流と親睦を深め、高齢者福祉の向上を図 ・ 事業内容】 実施日…前期(7~9月)後期(11~1月)の平日 旅く 利用回数…月4回まで 利用電気は、100円 実施施設…市内11浴場 対象】 85歳以上の市民 過去の利用実績】 (延べ人数) 平成13年度 16,584人 平成13年度 16,584人 平成15年度 24,499人 平成17年度予算】 8,190千円	事業目的】 該当なし 市内の公衆浴場を利用して親湯会を開催し、高名の仲間づくりと健康づくりを進めるとともに互の交流と親睦を深め、高齢者福祉の向上を図。 事業内容】 事業内容】 実施日…前期(7~9月)後期(11~1月)の平日祝日及び12月27日から1月7日を除く 利用回数…月4回まで利用方法…市に登録し利用券発行利用者負担…100円実施施設…市内11浴場対象】 36,584人平成13年度 16,584人平成13年度 36,727人平成15年度 24,499人平成17年度予算】 過去の利用実績】 (延べ人数)平成13年度 24,499人平成17年度予算】 8,190千円	下部の	野菜目的]	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	シルバー人材センター育成	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		高齢者の雇用の安定等に関する法律		相模湖町福祉活動費補助金交付要網	
歳出予算額(平成17年度)	129,347千円	5,815千円	6,965千円	4,101千円	
歳入予算額(平成17年度)	23,960千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円	
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする(社)相模原市シルバー人材センター育成のための助成を行う。 【平成17年度予算】 運営資本館付金	【事業目的・内容】 高齢者の短期的就業機会の確保と就業に伴う生きがいづくりの機会の提供を目的とする城山町生きがい事業団の運営のための補助を行う。 【平成17年度予算】 運営費補助金 5,800千円 その他(県シルバー人材センター負担金) 15千円 特定財源 県補助金 1,800千円	【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする津久井町生きがい事業団育成のための助成を行う。 【平成17年度予算】 連営費補助金 6,950千円 その他(県シルバー人材センター負担金) 15千円 特定財源 県補助金 1,800千円	【事業・目的】 高齢者が知識・経験・技能を生かし相互の協力のもと、生きがいを見出し、相互の交流を深めるため相模湖町生きがい事業団に助成を行う。 【平成17年度予算】 遭営費補助金 4,101千円 その他(県シルバ・人材センタ・負担金) 15千円 特定財源 県補助金 1,800千円	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	老人クラブ補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課相模原市老人クラブ連合会運営費補助金交付要網	高齢者福祉課 城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関す る規則	健康福祉課 津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	健康福祉課 相模湖町福祉活動費補助金交付要網	健康福祉課
歳出予算額(平成17年度)		897千円	2,521千円	894千円	
歳入予算額(平成17年度)		484千円	1,162千円	567千円	Land to the state of the state
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと仲間づくりを目的に設立された老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の助成を行う。 【平成16年度補助対象クラブ数】 適正クラブ 222クラブ 小規模クラブ 8クラブ 【平成17年度予算】 運営費補助金 23,181千円 特定財源 国庫補助金 3,974千円	【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 13(連合会 1 団体含む)単位地区クラブ 12 【平成17年度予算】 運営費補助金 897千円 特定財源 県費補助金 484千円	【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向 上、また老後の教養を深めるための事業を行う老 人クラブに対して事業の充実を図るため、連営費 の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 35(連合会1団体合む) 単位地区クラブ 34 【平成17年度予算】 連営精助金 2,521千円 特定財源 県費補助金 1,162千円	【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動のしている老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。 【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 15(連合会1団体含む)単位地区クラブ 15 小規模クラブ 1 【平成17年度予算】運営費補助金 894千円特定財源県費補助金 567千円	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	老人いこいの家の維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10		1		T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	総務課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立老人いこいの家条例			相模湖町立集会施設等の設置及び管理に関する条 例	
歳出予算額(平成17年度)	727千円			17千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 高齢者が相互の親睦、レクリェーション、老人クラブ活動を行う場を提供し、相互の交流と高齢者福祉の向上を図る。 【施設概要】 開設…昭和50年2月 所在地…相模人野8-9-5 規模…敷地面積189.88㎡ 床面積122.55㎡ 和室2室 利用時間…午第9時~午後4時 休所日…日曜・祝日、年末年始管理…(社)相模原市シリバー人材センターへ委託 【平成17年度予算】管理委託料 500千円 光熱水費 119千円 その他 108千円	該当なし	該当なし	【施設概要】 開設…昭和60年3月 所在地…相模湖町干木良363-2 規模…勝地面積211.63㎡ 床面積97.50㎡ 管理…赤馬自治会へ委託 地域集会所として、他の地域集会所と一括して「町立集会施設等の設置及び管理に関する条例」を設置条例としている。管理条託については、団体を特定してこれを認めており、委託契約の中で管理補助金として年額15,000円を交付するものとしている。	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	福祉施策紹介冊子作成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10		1			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)		0千円			
歳入予算額(平成17年度)		0千円			
【事務事業の内容】	【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりや すく簡単に紹介するため、介護保険、保健、医	【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりや すく簡単に紹介するため、介護保険、検診、老人 医療など事業を掲載した冊子を発行する。 【平成16年度発行部数】 500部	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	敬老会開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課 「敬老の日」を中心とする行事について(国老 人福祉課長通知) 相模原市敬老会実施要領	高齢者福祉課 「敬老の日」を中心とする行事について(国老 人福祉課長通知) 城山町敬老のつどい実施要網	健康福祉課	健康福祉課 「敬老の日」を中心とする行事について(国老 人福祉課長通知)	健康福祉課
歳出予算額(平成17年度)		1,823千円	410千円	30千円	_
歳入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】		12千円	410千円 <補助金等交付事業 > 財産区からの原資をもって敬老会運営費を助成する。 【内容】中野地区敬老会助成金 300千円 三ヶ木地区敬老会助成金 110千円 他地区おいても自治会にて開催。 【対象】 敬老会運営団体 2団体 【平成17年度予算】 補助金 410千円 特定財源 財産区繰出金 410千円		該当なし各地区自治会において開催。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	敬老訪問事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課 「敬老の日」を中心とする行事について(国老 人福祉課長通知)	高齡者福祉課 城山町敬老祝品贈呈事業実施要領 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領	建康福祉課津久井町敬老祝品条例	健康福祉課相模湖町敬老金交付金要綱	健康福祉課 藤野町敬老祝金品支給条例 藤野町敬老祝金品支給に関する規則
专山 又 笠 苑 / 亚 武 4 7 左 庚 \	175千円	770千円	0千円	30千円	
歳出予算額(平成17年度)	***			* * * *	
横入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねざらう。 【事業内容】 市の幹部職員 (原則として市長) が対象者を訪問し、記念品(市長筆耕色紙)を贈呈する。 【過去の事業実績】 平成16年度 対象者数58人 可成19年度 対象者数4人 可成13年度 対象者数21人 訪問者数 3人 「中成14年度 対象者数21人 訪問者数 3人 「中成17年度予算】消耗品費(色紙、額等) 165千円印刷製本費(記念写真) 10千円	【事業目的】	○千円 【事業目的】	○千円 【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねざらう。 【事業内容】 町長が対象者を訪問し、祝い金を贈呈する。 【過去の事業実績】 平成16年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 平成15年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 平成14年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 平成17年度予算】 報償費(祝い金) 30千円 平成17年度 対象者数 2人	□ (平乗目的】 88歳 (米寿) 及び100歳以上の高齢者に対し、長寿を祝福しもってその家庭の平和と福祉の増進に寄与することを目的とする。 □ (事業内容】 □ (東安) □ (東安) (東安) (東安) □ (東安) (東

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	敬老祝金等支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	· 相模原市敬老金条例	城山町敬老祝金要綱	津久井町敬老祝品条例	相模湖町敬老金交付金要綱	藤野町敬老祝金品支給条例 藤野町敬老祝金品支給に関する規則
歳出予算額(平成17年度)	55,582千円	3,135千円	2,703千円	205千円	3,652千円
歳入予算額(平成17年度)	36千円	0千円	0千円	0千円	— 0千円
「本の内容	【事業目的】	【事業目的】 高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、 長寿を祝い敬老の意を表わすことを目的とする。 【対象者】 (1)9月15日現在で77歳、88歳、99歳 又は100歳以上である者 (2)9月15日現在で引き続き6月以上本町に 在住しかつ、4日民基本台帳法に基づき体民法は、外国人登録 法に基づき外国人登録原票に登録されている者名。 【祝金の額】 (1)77歳の者 15,000円 (2)88歳の者 20,000円 (3)99歳の者 25,000円 (4)100歳以上者 30,000円 【祝金支給実績】 平成14年度 107人 平成15年度 225人 【平成17年度予算】 印刷製本費 5千円 祝い金 3,130千円	【事業目的】 質寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給 し、長寿を祝い、敬老の意を表する。 【事業内容】・88歳以上の質寿 誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈 する。 (80歳については、民生委員による贈呈) ・町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム人 所者に対しを贈呈する。 【対象者】 (1)80歳、88歳、99歳及び100歳を迎 える者 (2)年齢に達する日現在で引き続き6月以上居 住し、かつ、住民基本台帳法に基づき外国人登録 法に基づき外国人登録原票に登録されている 者。 【祝品】 (1)80歳の者 7,000円相当の品物 (2)88歳の者 10,000円相当の品物 (2)88歳の者 10,000円相当の品物 (3)90歳の者 15,000円相当の品物 (4)99歳の者 15,000円相当の品物 (5)100歳の者 25,000円相当の品物 (7)20歳の者 15,000円相当の品物 (7)20歳の者 15,000円相当の品物 (8)20歳の者 15,000円相当の品物 (10歳で数実績】 平成14年度 94人 平成15年度 99人 平成16年度 250人 【平成17年度予算】 報償費(祝品) 2,696千円 消耗品費 7千円	(事業目的)	(下野

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	高齢者能力活用施設運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
20	同取省化力治用他改建合争	未 	7、励磁公 时争公 (等) 103公		I
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)				
歳出予算額(平成17年度)	1,512千円				
歳入予算額(平成17年度)	301千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者の能力や技能の活用及び趣味や活動を通 しての社会参加や地域交流を促進するための事業 を行う。 また、高齢者の短期的な試業の機会を確保し、 組織的に提供する(社)相模原市シルバー人材セ ンターの連営を支援する。 【事業内容】 講座等の開催 健康づくりや介護予防に関する講座等、家庭でできる軽易な補修技能などの修得を目的 とした講習、高の計画とした講習で、高の表記を関連運運営会託 施設の管理運運営会託 施設の管理運運営会託 施設の管理運運営会託 施設の管理運運営会託 施設の管理運運営会託 施設の管理運運営会託 の批パー人材センターへ委託する。 【平成17年度予算】 施設賠償賃運運営会託 901千円 事業実施委託 901千円 事業実施委託 901千円 事業実施委託 901千円 事業実施委託 901千円 事業実施の状況】 当該施設は現相模原市以外にはなく、また、調整 方針においても「合併時に相模原市の制度を適用 する」こととなっており、特に調整の必要は無いと思われる。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	れんげの里あらいその管理	運	A協議会 B幹事会 C専門部会		
Z 1		T -		T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	・相模原市立ふれあいセンター条例 ・相模原市立大凧センター条例 ・相模原市立こどもセンター条例				
歳出予算額(平成17年度)	75,600千円				
歳入予算額(平成17年度)	205千円				
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 れんげの里あらいそ(相模原市立新磯ふれあい)センター、相談の事業運営はそれぞれが設別園に行うものとし、施設全体の維持管理は、複合による施設の効率性による。簡設の事業運営はそれぞれが記り間間に行うものとし、施設全体の維持管理は、複合による施設の効率性による。簡認の事業では、では、のは、相談の事業のでは、のは、相談のでは、のは、相談のでは、のは、相談のでは、のは、相談のでは、のは、相談のでは、のは、相談のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
	3 111 2 111 1				
22	給食サービス事業	1-4-1-mT	A協議会 B幹事会 C専門部会	7U 1# 7U WT	### MP MT
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事 業実施要綱	高齢者福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町配食サービス事業実施要綱	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱 津久井町給食サービス事業実施要綱	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模湖町福祉給食サービス事業実施要綱	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要 綱) 藤野町給食サービス事業実施要綱
根拠法令等	宋大ル女 府				旅歩 川 ログ
起子算額(平成17年度)	171,475千円	8,291千円	12,692千円	1,037千円	1,291千円
裁入予算額(平成17年度)	50,586千円	6,939千円	3,420千円	777千円	967千円
	【事業目的】	【事業目的】	【事業目的】	【事業目的】	【事業目的】
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養のパランスのとれた食事を居宅まで届けるサービスを提供することに、安否の確認、孤独感の軽減等を図り、生活の自立支援に資する。 【事業内容】 対象者に、週4回(月・火・木・金)以内、夕食を言まず直接届ける。 【対象】 在宅で自分で食事の支度をすることが困難かつ家族等からも食事の提供を受けることが困難かつ家族等からも食事の提供を受けることが困難な以下の世帯の者概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫重度障害者 【実施方法】(福)相模原市社会福祉協議会へ委託(調理等は再委託。老人ホーム等20施設、3業者へ。) 【利用者負担】 1食当たり400円 【過去の実績(延配食数)】 平成15年度 210,908食平成15年度 208,996食 平成15年度 209,604食 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成17年度予算】 事業委託料 171,475千円 特定財源 国庫補助金 50,586千円	【事業目的】 定期的に居宅を訪問し配食サービスを行うことで孤独感の解消及び安否確認、栄養バランスの取れた食事の提供による健康管理等を目的とする。 【事業内容】 対象】 可内容量ので食事の支度をすることが因難であり、かつ、家族等の食が必要と認められる次に該当するもので、 とび、というのでででいる。 「対象】 のないが、でいるのでででいるでででいる。 「対象】 のないでででいるでででいるでででいるでででいるでは、いいでででは、でいるでででいるでは、というでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者に対して、健康を配食を目的に基質を受ける。 【事業内容】 1 会食食を配食し、昼食をごの、金質を受ける。 【事業内容】 1 会食会開放がまる。 【事業内容】 1 会食会開放がまる。 【事業内容】 1 会食会の関が、生活を変化を、生また、会り、一、日のでは、生活を変化でので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	【事業目的】 在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行う。 【事業内容】 対象者に昼食週4回(火・水・木・金)の昼食を自宅まで届けている。 【対象】 町内在住のひとり暮らし老人、老人夫婦世帯のみの世帯等 【実施方法】相模湖町社会福祉協議会へ委託(調理は再委託) 【利用者負担】 1食当たり450円生保300円 【過去の実績(延配食数)】 平成14年度 2,362食 平成15年度 2,577食 平成16年度 3,103食 【平成17年度予算】 事業委託料 1,037千円 特定財源 県補助金 777千円	【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び障害者等に対して、健康管理、孤独感の解消、安否の確認等を行う。 【事業内容】 対象者に週2回(火・金)昼食を自宅まで届ける。 【対象】 ・一人暮らしの高齢者・高齢者・高齢者・高齢者・障害者 【実施方法】 藤野町社会福祉協議会へ委託(調理は再委託) 【利用者負担】 1食当たり 300円 【過去の実績(延配食数)平成14年度 3,960食平成15年度 4,000食 【平成17年度予算)事業委託料 1,291千円 県費補助金 967千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	ねたきり高齢者等移送サー	ビス利用助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市ねたきり高齢者等移送サービス利用助 成事業実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町移送サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 津久井町移送サービス事業実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模湖町八ンディキャブ(リフト付)運行事業実 施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 悪野町移送サービス事業実施要網
歳出予算額(平成17年度)	2,500千円	8,334千円	23,750千円	3,695千円	3,678千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	494千円	12,160千円	2,771千円	2,758千円
【事務事業の内容】	【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。 【事業内容】 ねたきり高齢者等が通院等の目的で、外出しようとする時、居室から移送車両までの介助及びストレッチャー対応の車両により目的地までの移送、目的地での引継ぎのサービスの提供に対して助成内容市民税非課税世帯…2,700円の利用券を年間36枚、年度途中の申請は申請月から1月当り3枚交付その他世帯…2,500円の利用券を年間36枚、年度途中の申請は申請月から1月当り2枚交付「試験】 介護保険の要介護4、5の認定を受けた者及び受介護3の内市長が特に認める者で、流のより月間がで記した。 「対策30人では該当りを受けたる者を除くの場所を受けている者を除く。」 「対策6人である。」の内により利用助成を受けている者を除く。」 「対策7人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人では、10人でより、ストレッチャー又は車椅子による特別な移送を必要とする者居室から移送車両まで全介助を要する者	【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び 重度身体障害者に対して、ハンディキャブ等を有 用して移送を行うことにより、寝たきす の福祉の向上を図る。 【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。 【対象者】 (1) おおむね6の歳以上のもので以上経過 いいている者 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害級又通している者 (2) 身体障害者福祉法に規定する程度が1級者 (3) 町長が特に認めた者 【利用範囲】 (1) 病気治療(通院治療、入退院) (2) 福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき、(4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (6) その他 長が認めたとき 【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村町内内以び30キロ未満 片道200円町外5キロ未満 片道200円町外5キロ未満 片道200円町外10~15キロ未満 片道200円町外10~25キロ未満 片道200円町外10~25キロ未満 片道200円町外10~25キロ未満 片道200円町外10~25キロ未満 片道500円町外10~25キロ未満 片道600円大00円 「日外15~20キロ未満 片道600円円外16~20キロ未満 片道40円円 イルは7年度 第334千円 利用状況 8,334千円 利用状況 1,196回平成15年度 1,596回	【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。 【実施方法】津久井町社会福祉協議会へ委託 【対象者】町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者(1)身体障害者の手帳交が護者及び要支援者(3)前頃に準ずる者で町長が認めた者 【利用の範囲】(1)医療機関への通院。(病状悪化等緊急の場合を除く)(2)福祉施設への入退研時。(3)自公庁への事務手続き(4)その他町長が必要と認めたとき 【運行範囲】原則として30キロ圏内 【利用者負担】 1 kmにつき 50円 【利用状況】 平成12年度 6,728回平成14年度 7,887回平成15年度 8,554回平成16年度 7,762回	【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。 【対象者】 (1)概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 (2)概ね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者 (3)車いす等を使用している重度身体障害者 (4)町長が特に認めた者 【利用者負担】 可内 一律300円町外北側につき70円50km以上1km毎50円 【実施方法】相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。 【利用状況】 平成16年度町内 1,123回町外 1,706回 【平成17年度予算】事業委託料 3,695千円特定財源県補助金 2,771千円	【事業目的】 車いすを使用している者やねたきりの状態にある者など既存の交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行するなど、社会参加の手段の充実を図り、社会福祉の向上に資することを目的とする。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
24	寝具消毒乾燥事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模原市ねたきり高齢者等寝具消毒乾燥事業実 施要綱	高齢者福祉課	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要 網) 津久井町ねたきり老人等寝具消毒乾燥事業実 施要網	健康福祉課	健康福祉課	
歳出予算額(平成17年度)	2,070千円		25千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円			
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅の要接護商齢者、ひとり暮らし高齢者及び 陳書者では対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等の サービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と生活の自立支援に資すること を目的とする。 【事業内容】 寝具教機の業者が家庭を訪問し、寝具(掛けぶとん、敷きぶとん、毛布、枕)の消毒と乾燥を、それぞれ年3回ずつ行う。 【対象】 寝具乾燥の必要があるが、自宅において寝具の衛生管理がの路難な状況にある市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とす。 あおむね65歳以上のひたきり高齢者又は認知症高齢者名の世帯 おおむね66歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 重度障害者「身体障害者1・2級又は療育手帳 イ・A2の者)世帯 前各号に規定する世帯のほか、特に市長が必要と認める世帯 に関事業者へ委託 【変施方法】 民間事業者へ委託 【変施方法】 (実施方法】 (実施方法】 (実施方法】 (保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成17年度予算】 事業委託料 2,070千円	該当なし	【事業目的】 在宅の要授護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び 障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等の サービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と病苦の軽減を図ることを目的 とする。 【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具(掛けぶとん、敷きぶとん、毛布、枕)の消毒と乾燥を、それぞれ年1回ずつ行う。 【対射】 おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は認知症高齢者で寝具乾燥が必要と認められるもの前各号に規定する世帯のほか、特に町長が必要と認める世帯要と認める世帯を以るを強力を表示。 【実施方法】 民間事業者へ委託 【延べ実施者数】 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 東鎖なし 【平成17年度予算】 事業委託科 25千円	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
25	家事援助事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市高齢者家事援助条例 相模原市高齢者家事援助条例施行規則	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 城山町軽度生活援助事業実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網 津久井町生活支援型ホームヘルパー派遣事業運営 規則	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模湖町生活支援ホ - ムヘルブサ - ビス事業実施 要網	一介護予防・地域支え合い事業実施要網(国 要網) 藤野町生活支援型ホームヘルブサービス事 業実施要網	
歳出予算額(平成17年度)	31,868千円	918千円	1,903千円	69千円	138千円	
歳入予算額(平成17年度)	1,291千円	99千円	60千円	51千円	103千円	
「事務事業の内容」	【事業目的】 家事等の日常生活の世話を行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を管むことができるよう援助することを目的とする。 【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助 (調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び 整理、生活必需品の買物、関係機関等との掃除及び 援助等を行う。サービス提供は原則週1回2時間以内。 【対象】 市内に住所を有する60歳以上の高齢者で、加齢、虚弱、(介護保険認定者は除く)。 【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・市民税・農護世帯 なし ・市民税・財産・より日常生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。 【利用者負担】 ・生活保護世帯 60円/時間 「実施方法】 相模原市社会福祉協議会へ委託 【延べ利用時間】 平成13年度 11,841時間 平成15年度 9,712時間 平成15年度 10,720時間 平成15年度 10,720時間 平成16年度 8,598時間 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【呼成17年度予算】 事業委託料 31,868千円 利用者負担金 1,291千円	「事業目的】 家事等の日常生活の世話を行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助する。 「事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、加齢、虚弱、傷病等の身でのに支障がある者(介護保険法の要支援認定を受けている者、身体障害者福祉法により、施設訓練等支援費の受給にかかる者者を除く)。 「対象】 町内に居住する高齢者 「利用者負担】・生活保護世帯 なし・上記以外の世帯 150円 「実施方法】 介護保険指定事業所へ委託 「延利用時度」 なし平成15年度 54時間 「平成17年度予算】 事業の担金 99千円	【事業目的】 在宅で生活する高齢者に対し簡易な日常生活上の援助を行践を行うにとにより、高齢者の妊護状やへの防止及び進続を可能とし、また要者福祉の向上を図り健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することができるよう援助することができるよう援助することができるよう援助することができるよう援助することができるよう援助するとの地震を関係とびを理、生活必然需多、健康管理・栄養管理に関する助高等を行う。 【対象】 在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者等で、生活に関する援助がなければ居宅での地等を行う。 【列象】 在宅で生活する援助がなければ居宅でのは除く)。 【利用者保護に関する助き等を行う。 【利用者のより、健康管理・栄養管理に関する助高等を行う。 【列象】 在宅で生活する援助がなければ居宅でのはない。 【利用者のより、といるのは、といる	【事業目的】 家事等の日常生活の世話を行うことにより、高 齢者が健全で安を自的とする。 【事業内容】 「事業内容」 「知りには、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	【事業目的】 家事等の日常生活の世話を行うことにより、高齢者が、健全で安らな生活を営するとがな生活を含まるよう援助することを含。 【事業内容】 66歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者で、日常生活を営むのにな事がらる場かする援助・ステービス利用者は対象外)でる派遣し、家事に関するイで、日常生活を営むのに変事を行う。 【対象】 町内と派遣し、家事に関うを行う。 【対象】 町内に居住する高齢者 【利用者負担】 週2回2時間以内 1時間 150円 【実施方法】 町が委託したサービス提供事業者 【延利用時間】 平成17年度 「9時間 「平成17年度 59時間 【平成17年度 138千円 県補助金 103千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	住宅改修相談事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市住宅改修相談員設置要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 城山町住宅改造相談事業実施要網			
歳出予算額(平成17年度)	3,404千円	1,235千円			
歳入予算額(平成17年度)	1,702千円	925千円			
【事務事業の内容】	【事業者の障害者の自立と家族の介護負担軽減のための住宅改修に対し、情報の提供と専門的指導・助言を行う。 【事業内容】 保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班に住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行う。 【対象】 住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行う。 【対象】 住宅設備の改善を必要とする高齢者及び障害者とその家族(をおしの依頼を受けたケアマネージャー及び効修業者から和談にも対応)高齢期に備えた住宅設備・構造の情報提供については市民一般も対象とする。 【相談件数】 平成13年度 131件 平成13年度 131件 平成15年度 246件 平成16年度 234件 【平成17年度予算】相談員報酬 3,330千円 その他 74千円 特定財源 国庫補助金 1,702千円	【事業目的】 身体状況や家屋の構造等により、在宅生活に支 障を来たしている高齢者及び障害者に対し住宅の 改善等に関する相談や助言等を行うことにより、 自立生活の助長、介護者の負担軽減および二次的 障害の予防等を目的に行う。 【対象者】 (1) 町内に居住し、在宅で生活していく上で、 住環境の改善を考えている高齢者等とその家 族(2) 町長が必要と認める者 【相談日及び回数】 (1) 家屋の構造、高齢者等の身体状況及び保健 福祉サービスの活用状況等を踏まえ相談に応 じ、助言を行う。 (2) 施工後において、適宜相談に応じ、助言を 行う。 (3) 住宅改善が円滑に行われるよう関係機関と の連絡を調整する。 【事業実施】 社会福祉協議会に委託 【相談件数】 平成15年度 97件 【平成17年度予算】 委託料 1,235千円 補助金 925千円	該当なし 基幹型在宅支援センターにて相談事業を実施。	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
27	ねたきり高齢者出張理美容	サービス助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市ねたきり高齢者出張理美容サービス助 成事業実施要網						
歳出予算額(平成17年度)	1,120千円						
歳入予算額(平成17年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美 容サービスが受けられるよう、居宅までの理容師 又は美容師の出張料金を助成することにより、利 用者の負担の軽減を図り、生活の支援に資するこ とを目的とする。	該当なし(検討作業中)	該当なし 【該当者】 町内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたき 1)高齢者数 24人(4月1日現在)	該当なし	該当なし		
	【事業内容】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美 容サービスを受ける場合における出張料金を助成 する。助成にあたっては、年間6枚、年度途中の申 請は、申請月から2月当たり1枚の助成券を交付す る。						
	【対象】 市内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたき り高齢者						
	【実施方法】 神奈川県理容生活衛生同業組合(理髪組合)相 模原支部・相模原南支部及び神奈川県美容業生活 衛生同業組合(美容組合)相模原支部へ委託 平成16年度から、個人事業者へも委託						
	【利用券交付人数】 平成12年度 95人 平成13年度 100人 平成14年度 114人 平成15年度 125人 平成16年度 121人						
	【平成17年度予算】 協力謝礼 150千円 助成券印刷費 52千円 事業委託料 918千円						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	生きがいデイサービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
28		₹ 城山町			藤野町	
	相模原市		津久井町	作作(吴/叻甲)		
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市高齢者生きがいデイサービス事業実施 要網	高齢者福祉課城山町虚弱高齢者孤独解消	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 津久井町生きがい対応型デイサービス事業実施 要網	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模湖町生きがい対応型デイサービス事業実施 要綱	健康福祉課 藤野町生きがい対応型デイサービス事業実施 要網	
歳出予算額(平成17年度)	8,892千円	3,510千円	4,800千円	488千円	2,270千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	480千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【事業目的】 市内のデイサービスセンターにおいて生きがい 活動及び昼食などのサービスの提供をとおことの 予防を行うなどのサービスの提供をとおことの 予防を行う。 【事業内容】 生きがい活動等のサ・ビス提供により、社会的 孤立の解消や介護・レクリエーション活動)、 昼食提供。 【対象】 60歳以上の高齢者のうち、次のいずれかに該当する者、ただし、介護保険の要支援・要介護に認定された者養にとし、介護保険の要支援・要の関係が薄い。 日中独居となり家に閉じこもりがちである。が ちる、後間もないため近隣とのの関係が保てない。その他家のに閉じこもりがちでの介護予防が必要である。 【利用者負担】 1回当り500円(昼食相当分)	【事業目的】 家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、生きがいづくりや社会参加を促進し、社会的孤独感の解消及図自立生活の助長を図り、心身機能の維持向上を図ることを目的とする。 【対象者】 介護保険の対象外で、概ね65歳以上のひとり暮らしや心身の見守り支援が必要な虚弱高齢者 【実施日時】 週2回(火曜日・金曜日)午前10時~午後3時 【実施明保健福祉センター 【利用人数】 1回の人数は15~20人 【事業内容】 1.監験・サール・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	【事業目的】 在宅の高齢者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、高齢者の自立生活の助長、孤独感の解消、生きがい趣味活動の習得心身機能の維持向上を目的とする。 【事業内容】 生きがい活動等のサ・ビス提供により、社会的孤立の解消や介趣・レクリー・ビス提供により、社会は、生きがい活動(趣味・レクリ康チェック、登高、 はきがい活動(趣味・レクリ康チェック、日常動作訓練、生活指導、健康・アウルでは、一般である。 「対象】のに居住するおおむね65歳以上の高齢者。ただし介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。 【利用回当り1,000円(飲食物費等)・生活保護世帯に属する場合なし 【実施方法】社会福祉法人(特養旭ヶ丘老人ホーム)へ委託 【延べ利用回数】平成12年度 308回平成13年度 293回平成14年度 293回平成15年度 536回平成16年度 232回 【で成17年度予算】事業委託料 4,800千円	【事業目的】 おおむね60歳以上の高齢者等であって、家に開けるないは200歳以上のがちな者を対象に社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。 【事業内容】 日常動作訓練、軽体操、レクリエ・ション、趣味、生活指導等を行う。 【対象者】 町内居住者でおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者 【実施日時】 週3回(月、火、金)10:00~15:00 【実施場が関リフレッシュセンタ・【利用者負担】 1回当たり 300円 その他材料費 150円(必要時徴収)お茶代 150円(必要時徴収)お茶代 150円(必要時徴収)お茶代 150円(必要時徴収)を洗さして、金額では、130円の要時では、139回で成16年度 137回で成16年度 137回で成16年度 145回 【平成17年度予算】事業委託科 488千円	【事にいる は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
28	生きがいデイサービス	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】				相模湖町	下藤里子田丁	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	緊急一時入所事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	介護予防·地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要網	城山町在宅ねたきり高齢者等一時入所実施要綱	津久井町在宅高齢者等短期入所実施要綱	相模湖町高齢者等短期入所事業実施要綱	藤野町生活支援型ショートステイ実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	38,577千円	224千円	238千円	102千円	96千円
歳入予算額(平成17年度)	1,255千円	0千円	197千円	61千円	0千円
【事務事業の内容】	【事業内容】 介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護の日数を含めて、2か月が限度。介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護を優先して利用。また、信護保険の要介護で養を優先して利用。また、時人所利用的際に必要な健康診断書の取得に要する費用を助成する。 【対象】 在宅の600歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当す介護保険・非該当者で、次のいずれかに該当す介護保険の要介護・要支援の認定を受けたる者・介護保険の要介護・要支援の認定を見たる者・介護保険の要介護・要支援の認定を見たおした。 日常 きる者・介護保険 の要介護・要支援の認定を見たおした。 日常 きる者・介護保険 の要介護・要支援の認定を見たる者・介護保険を会かした。 日常生活を営むのに支障のある者・介護保険と関係で、次のに支障の表と、は、ののでは、ののでは、は、食材料費等を合かせた額等を合かせた額。生活保護受給者は、食材料費等を除き無料と「実施方法】 「市内で特力を経営する社会福祉法人へ委託 【薬施方法】 「本ので特別養護を入ホーム及び養護を入ホームを経営する社会福祉法人へ委託 【薬産活験を含めた。 3,149日平成13年度 2,002日平成13年度 2,002日平成13年度 4,343日(保健福祉をは、4,571日平成15年度 3,149日平成16年度 4,343日(保健福祉力登録、サービス利用状況の照会等で使用は、1,255千円健康診断料 38,514千円健康診断料 1,255千円	【事業内容】 在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者を介護 している者な所禁急な理由により一時的に介護す ことができなったでは場合、高齢者等者福祉の向 上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。 【対象者居住し、かつ住民基本台帳法の規定に規 可内に居録している者又は、登録されてにおいる 要支援、要力護1及び要介護2に認定された高齢 者 【人所の範囲】 (1)災護者及び場所により入る院とかできる。 【対象者】 (1)災害者が疾病な場合では、少したとき。 (2)介護1及び場所により入る院とができる。 【対の範囲】 (1)災害者が疾病なが傷病により入るにしたができないいの場合できなくなったとき。 (3)介護者及び対象者もだき。 (3)介護者及び場合を持ちにより可長が認めたときる。 (4)前を1号がよる場合では、原則として6月に1月前条第1号から第4号までの理由が解消間を1月前条第5号による人所は、原則として6月に1月前の特別を第5号による人所は、原則として6月に1月のの特別を入水上の場所を限度する。 (2)前条の方に関係を表しての関係を表しての場所に対して6月に1月前の方にできなくなったときのでは、原則として6月に1月前をできなくなったときが解消間を収入する。 (4)前を表する。 (2)前条の方に、原則として6月に1月前をできなる。 (4)前条を1号は表する。 (4)前条を1号は表する時間を1号が多なりに対して6月に1月前をできなる。 (2)前条の方に、原則として6月に1月前をできなるがよりによりでは、原則として6月に1月前をできる。 (4)前を1日は、方に、原則として6月に1月前をできる。 (4)前を1日は、1日間に	【事業内容】 介護保険の要介護者及び要支援者で、介護者又は同居する者の緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることにより一時的に介護する。 【対象者 というない のいずれかに該強するに関する法律等の別域に関する法律等の規定により医療機関に入院すべき人家権関で医療を受ける必要があると認められる者。 (2)医療機関で医療を受ける必要があると認められる者。 (3)その範囲】 (1)心理をないは、10円時的に在宅生活が出張ないは、2)の実験をである。 (2)医療機関で医療を受ける必要があると認められる者。 (3)その範囲】 (1)心理をないと判断される者。 (2)介護者等の場では、定数が表別では、一方では、10円を関係では、10円を関係を受ける。とができる。 (2)介護者等の場では、10円を限度とする。ただしことができる。 (2)介護者等の場では、10円を限度とする。ただしことができる。 (2)年間利用日数は50日間を限度とする。 (2)年間利用日数は50日間を限度とする。 (2)年間利日数は50日間を限度とする。 (3)年間利日数は50日間を限度とする。 (4)年間対別を限度とする。 (5)年間利日数は50日間を限度とする。 (5)年間利用 10日間を限度とする。 (5)年間利用 10日間を限度とする。 (5)年間利用 10日間を限度とする。 (5)年間利用 10日間を限度とする。 (5)年間利用 10日間に対して、10日間に対しに対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対して、10日間に対しで、10日間に対しに対して、10日間に対しで、10日間に対しで、10日間に対しに対しに対して、10日間に対して、10日間に対しに対して、10日間に対しに対しに対しに対しに対しに対し	【事業内容】 在宅の虚弱高齢者等を介護している者(以下「介護者という。)が、一時的に当該高齢者を介護できなくなった場合に、一定期間施設に入所させることにより、虚弱高齢者等及び介護者の福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。 【対象者】 庁内に居住するおおむね65歳以上の在宅の高齢者であって、次の各号に該当するものとす39余第1項に規定する要介護認定を受けている者は除く。 (イ)虚弱高齢者(2)その他・町長が特に必要と認めたもの2次の各号に該当するものは、この事業の利用対象者としない。(イ)感病等に医療行為を必要とする者(2)入院治療等に医療行為を必要とする者(3)他の施設利用者等に感染させるおぞれがある者 (人)の統領者等等に変換でいる。(4)の強力を持ちにの機力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(1)の強力を表しない。(2)の他の施設利用者等に感染させるおぞれがある者 (2)の他の施設利用者等に感染をして、(2)を表して、(3)他の施設利用者等に表しい、対象高齢者の介護が一時的にできなくなったとき(2)その他、町長が特に必要と認めた場合 【利用期間】入所の期間は、原則として7日以内とする。 【入所実施施設は、あらかじめ町長が指定した特別養護を入ホームとする。 【利用者負担金】・1日当たり 2,120円	【事業内容】 在宅の虚弱高齢者等を介護している者がった 一時的に当該高齢者を介護できなくなった 場合に一定期間、特別養護老人ホー海及で のをする。 【対象者】 町内に居はする65歳以上の在宅高齢者で ののことを図ることを目的とする。 【対象者】 町内に居はする65歳以上の在宅高齢者で あって次のいず疾患を有し、他の施設者 (1)感染症疾患を有し、他の施設者 (2)入院治療等に医療行為を必要とする 者(3)他の施設利用者等に著しい迷惑を及 ぼすおそれがある者 【入所の範囲】 (1)介護者等に疾病、事故、出産、由野な、当時のに出来なく なったとき。 【利用期間】 原則として7日間以内 【入所の実施施設】 あらかじめ町長が指定した特別養護老人ホーム 【利用者負担金】 1日当たり2,340円 【延利用回数】 平成15年度 該当者なし 平成15年度

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
	徘徊高齢者家族支援サービ	ス助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課		健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市徘徊高齢者等検索サービス事業実施要 網		津久井町徘徊高齢者位置探知システム事業運営実 施要綱			
歳出予算額(平成17年度)	2,089千円		126千円			
歳入予算額(平成17年度)	1,044千円		94千円			
【事務事業の内容】	1,044千円 【事業目的】 (排御のみられる認知症高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、認知症高齢者等が排御した場合に、早期発見ができより、事故の不然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することにより、事故の系統防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することにより、事故の系統防止を図り、家族の身体的・精神の負担の軽減に資することを自的とする。 【事業内容】 認知症高齢者等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、家族等に対すべ変システムを使って目場所がわかわンターへ関門に合いでは、家族等に知らせる。とで、検索システムを使って国際に、なるとで、検索システムを使ってに該るものを対し、方では、ないでは、大変のすべてに該るものの機関・要支援認定を・説知症による徘徊の常習があると認められる者 【利用者負担】 月額機器レンタル料等 生活保護世帯に表る徘徊の常習があると認められる者 【利用者負担】 月額機器レンタル料等 生活保護世帯に帯に報記は帯による徘徊の常習があると認められる者 【利用者負担】 月額機器レンタル料等 生活保護世帯に帯に、無料市民税非課就世帯:420円 その他世帯:1,155円 【登録古代度 14人平成15年度 29人平成16年度 31人 【平成17年度予算】 業務機利用料 1,659千円 ファクシミリリース料 1550千円 コアクシミリリース料 1,659千円		(工事業目的】 (非細のみられる認知症高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、認知症高齢者等が俳個した場合に、早期発見ができより、事故の不然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することにより、事故の自然を携帯してもらい、万一、家族等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、御側によりその匠場所がわからなった際に、家族等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、御側に合いすることで、検索システムを使って居場所がわからなった際に、家族等に知らせる。 「対象】 町内を有該しているを使って居場所がわからなった際に、なの各別会にも、変族等に知らせる。 「対象】 町内を有該当する者も含む。(10分割と関係では、一つくいは、10分には、10分割を関連にある。でつくいました。 「利用者負担」なし 「登録者数(年度末現在)】 平成14年度より実施している者 「平成17年度予算】 業務委託料 特定財源 国庫補助金 94千円	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
32	家族介護慰労金支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模原市家族介護慰労金支給事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 城山町在宅寝たきり老人等介護手当交付要綱 城山町家族介護者元気回復事業実施要綱			介護予防・地域支え合い事業実施要網 藤野町家族介護慰労事業実施要網	
歳出予算額(平成17年度)	1,200千円	1,366千円			500千円	
歳入予算額(平成17年度)	300千円	236千円			0千円	
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅でねたきり等の高齢者を介護する者の経済的負担等の軽減を図ることを目的とする。 【事業内容】 家族介護則労金の支給 ・市民稅非課稅世帯 年額100,000円 ・その他の世帯 年額 60,000円 【対象】 介護保険の要介護4・5と認定された(またはそれに相当すると判断された)65歳以上の高齢程を、過去1年間介護保険のサービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けずに在宅で介護している家族等 【支給決定件数】 平成13年度 20件(うち非課稅世帯5件) 平成16年度 12件(うち非課稅世帯5件) 平成16年度 10件(うち非課稅世帯3件) 【平成17年度予算】 慰労金 1,200千円 特定財源 国庫補助金 300千円	寝たきり老人等介護手当 事業目的】 在宅において、寝たきり老人及び認知症老人を常時介護する介護者の日頃の苦を労い、合わせて寝たきり老人等の福祉の向上を目的として、介護慰労金及び介護手当で交付する。 【対象者】 (1)本町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている護認定は基準等に関するの妻童査のに基準等に関する要介護3から5の範囲の者又は、それに相当する状態区分の範囲の者子は、または5の範囲の者表述のよいでは、または5の範囲の者で、公介護別労金】 要介護状態区分4または5の範囲の者並びに非常に利用を除く)の者に相関し、介護問程程度の短期入所サービスの利用を除く)の者に対し交付する。 【介護手当で】(1)要介護状態区分4または5の範囲の者で、別要介護状態区分4または5の範囲の者で、公介護保険法に利用の利用を除く)の者に対し交付する。 【介護手当で】(1)要の強大の者に対している。 【介護手当で】(1)要の行きなが、の者で、別別労金対策を分3の者 「交付の額】を対象者はないの手門の領護手当で4.5 30千円 の前妻当て4.5 30千円 の前妻当で4.6 30千円 の前妻当で4.6 30千円 の前妻当で4.6 30千円 の前妻当で4.7 30千円 の前妻当で4.7 30千円 の前妻当で4.7 30千円 の前妻当で4.7 30千円	該当なし 【参考】 介護保険の要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者数 151人	該当なし 【参考】 要介護4・5と認定された高齢者数 72人(16.4.1現在)	「事業目的】 在宅で高齢者等を介護している家族に対し、家族に対し、家族に対し、家族の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 【対象者】 町内に住所を有し、毎年1月1日を基準とし、次に掲げる条件を満たして者を在宅で介護している家族とする。 (1)基準日において、1年間継続して介護、保険法の「要介護を受けている者を受ける。(2)医療が必要となり医療保険適用で病院等に入院した場合に、それぞれ60日以内を限度対金】100千円【支給決定件数】平成15年度 3件平成15年度 5件 【平成17年度予算】 慰労金 500千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
33	生活援助員派遣事業		- MG MG A MG MG A MG			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
11 平知名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	(1口1天/)	健康福祉課	
担当課名	向既有価位課 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)	高既有価性課 一	(建康備性)	健康愉性課	连原恒位录 ————————————————————————————————————	
	相模原市生活援助員派遣事業実施要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	47,077千円					
	13,569千円					
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)及び 高齢者世帯向け借上型市営住宅(あじさい住宅) に居住する高齢者等に対し、自立して安全かつ快 適な生活を営むことができるよう生活援助員を派 遣するもの。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	【事業内容】 原則、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午 後4時まで(祝日及び年末年始を除く)、生活援助 員を派遣し、生活指導及び相談、安否の確認、一 時的な家事援助等を行う。					
	【対象】 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)及び 高齢者世帯向け借上げ型市営住宅(あじさい住 宅)に居住する高齢者等					
	【利用者負担】 生計中心者の前年所得税年額に応じて、月額 0~3,400円					
	【実施方法】 市内で通所介護等を実施する社会福祉法人へ委 託					
	【派遣先】 平成13年度 12か所 平成14年度 15か所 平成15年度 16か所 平成16年度 16か所					
	【平成17年度予算】 事業委託料 47,077千円 特定財源 国庫補助金 12,861千円 利用者負担金 708千円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	成年後見制度利用支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	高齢者福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模原市成年後見制度利用支援事業実施要網	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課 介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 相模湖町成年後見制度利用支援事業実施要網	健康福祉課
歳出予算額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)	1,277千円 638千円	163千円		170千円	
「「本学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学	【事業目的・内容】 認知症高齢者など判断能力が不十分な者が、財 産管理や介護サービス契約等について、後見人等	【事業目的・内容】 認知症高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等 の援助を受けられるよう、市長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。 【平成17年度予算】 町長申立費用 163千円	該当なし	【事業目的・内容】 認知症高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、町長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。 【対象】 (50歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者・配偶者や四親等以内の親族がいない・親族がいても虐待や放置される場合・親族が戸籍確認できるが、連絡がつかない場合 【申請件数】 平成14・15・16年度 実績なし 【平成17年度予算】 審判申立等経費 170千円 特定財源 県補助金 127千円	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
36	高齢者住宅設備改善費助成事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	相模原市高齢者住宅設備改善費助成要網						
歳出予算額(平成17年度)	2,860千円						
歳入予算額(平成17年度)	0千円						
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者の介護予防を目的として、手すりの設置、投差解消等による転倒防止等の住宅を改造するために要する費用の一部を助成するもの。 【事業内容】 既存の住宅に施工するもので、次の工事(維持補修的工事は除く。)を行う場合に、工事経費 割、生活保護世帯は10割)を助成する。助成する。助成するで、一個人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	緊急通報システム運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス 事業実施要網	城山町ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業・ 連営要綱	津久井町緊急通報システム事業運営要網	相模湖町緊急通報システム事業運営要綱	藤野町緊急通報システム事業運営要網
歳出予算額(平成17年度)	11,304千円	2,124千円	2,013千円	2,233千円	2,445千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	1,502千円	0千円	0千円	一 1,833千円
【事務事業の内容】	(事業目的) 在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、在宅中の通常や災害等の緊急することにより、日常生活における不安感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】 利用者では、緊急ボタンを押すと自動的に119番通報ができる装置(電話機設置式及びペンダント式)を設置し、利用者の支援情報(かかりつけの医療機関等)を通路時に迅速かつ受信装置に登録し、緊急通報について、電話の場所といいで表記を通いでは、必要に応じて委託業者と契約して24時間体制できる。あじさい住宅入居雷線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて委託業者と契約して10年の計算をである。当時では、必要に応じて委託業者と契約して3年のかの世帯を10とり募らし重度身体障害者及び高齢者のみの世帯・第時注意を要する高齢者又は重度身体障害者のみの世帯・常時注意を要する高齢者又は重度身体障害者のみの世帯・常時注意を要する高齢者又は重度身体障害者のみの世帯・常時注意を要する高齢者又は重度身体障害者のみの世帯・第は記を要する高齢者とは重度身体障害者がいる世帯・あじさい住宅入居者 【利用者負担】緊急通報装置使用料として月額400円程度 【実利用者数(年度末現在)】平成12年度 763件平成13年度 763件平成14年度 968件平成15年度 1,140件平成16年度 1,149件 【保健福祉オンライン】利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用では17年度予算1電話料(取付工事料) 762千円業務委託料 10,542千円	【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急事態に対する不安解消及び日常生活の安全を確保するために実施 【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話で調例の担合のでは、必要に応じてのいるでは、必要に応じてのいるでは、対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者で侵失患等により日常生活上注意を要する必要のある方申請に際して民生委員が協力員となっていただく 【利用者負担】 緊急通報装置の設置負担金として3000円程度尚、生活保護世帯・住民税非課税世帯等は免除H16年度から施行 【実利用者数(年度末現在)】 平成14年度 27件 平成15年度 37件 【平成17年度予算】 設置手数料 121千円業務委託料 2,003千円	【事業日的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態 発生における臨機の処置を演全確保することを目的とする。 【事業内容】 利用者宅に、緊急通報システムを設置、緊急ボタン(中海では、緊急通報システムを設置、緊急ボタン(中海ではのからでする。 【事業内容】 利用者では、緊急通報システムを設置、緊急ボタン(中海ではのができる。 【事業内容】 利用者では、緊急通報システムを設置、緊急ボタン(中海ではのができる。 【事業内容】 のいまでは、対心を行う。 緊急時は、対急車の出動要請を行い、正誤報判断が困難な場合は、協力員に確認要請する。 【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態の者 一人著しの重度障害者 その他特に必要と認められる者 【実施方法】安全センタ・株式会社へ委託 【利用者負担】なし(通話料金は実費負担) 【実利用者数(年度末現在)】 平成13年度 38人 (平成13年度より実 平成14年度 39人 平成15年度 33人 平成16年度 33人 平成16年度 33人 「平成17年度を予算】 手数料(設置・撤去) 198千円 業務委託料 1,815千円	【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。 【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じび隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。 【対象者】 60歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等を抱える高齢者世帯 【実施方法】 安全センタ・株式会社へ委託 【利用者負担】前年度の所得税額により負担あり設置時のみ 【実利用者数(年度末現在)】 平成15年度 49件 平成15年度 49件 平成16年度 49件 「平成17年度予算】 事業委託料 2,233千円 平成17年度より一般財源化	【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者などの緊急事態発生における臨機の置を請じ、緊急事態と対する不安を解消し、目常生活の安全を確保することを目的とする。 【事業内容】 対象者から発せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が急行したり、救急車の出動要請を行う。 【対象者】 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者一人暮らしの重度障害者その他、町長が特に必要と認めた者 【実施方法】安全センター株式会社へ委託 【利用者負担】なし(電話料は、実費負担) 【実利用者作度来現在)】 平成14年度 50件 平成15年度 52件 【平成17年度予算) 事業委託料 手数料(設置・撤去)240千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	議ランク		
38	慰問品支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市ねたきり高齢者等慰問品支給事業実施要網	城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領				
歳出予算額(平成17年度)	826千円	113千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 ねたきり、認知症高齢者に対し、慰問品を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。 【事業内容】 毎年11月に、業者が対象者に対し、慰問品(防水シーツ)を個別に配布する。 【対象】 9月15日現在、65歳以上で、1年以上市内に在住し、かつ7月1日現在、次のいずれかに該当する者・ねたきり状態がを持いというでは、1年以上継続中・認知症の状態が継続中・認知症の状態が経続中・心調症を受けているかもしくはこれに相当する者・市長が特に認める者 【利用者負担】なし 【支給件数】 平成14年度 397件 平成15年度 397件 平成16年度 333件 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成17年度予算】 慰問品 826千円	 【事業目的】 在宅のひとり暮らし老人及び寝たきり老人・認知症老人に対し慰問品を贈呈することにより福祉の増進を図る。 【対象】 (1)ひとり暮らし 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者で77歳以上のひとり暮らし老人登録をしている者(9月1日現在でひとり暮らし老人登録をしている者(9月1日現在でひとり等らし老人等9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者で数当年度に在宅ねたきり老人等つりまる。 (2)寝たきり老人等9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者で該当年度に在宅ねたきりを)のまる。 【駅間品】 (2)寝たきりき人等9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者で該当年度に在宅ねたきり老人等の目にいる者では当事を訪問し、贈呈する。 【駅間品】 (2)寝たきり老人等9月中旬に収入役(場合によっては職務代理者)が対象者宅を訪問し、贈呈する。 【支給件数】	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	日常生活用具給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人日常生活用具給付等事業実施要網(国要網) 相模原市高齢者日常生活用具給付事業実施要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網	介護予防・地域支え合い事業実施要網(国要網) 津久井町在宅ひとり暮らし高齢者等日常生活用 具給付事業実施要網		
歳出予算額(平成17年度)	1,101千円	41千円	41千円		
歳入予算額(平成17年度)	150千円	27千円	27千円		
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅において虚弱、傷病、加齢に伴う身体的な衰えなどにより日常生活を営むのに支障がある、おむむね6歳以上の局輪者を対象に、介護予防などを目的とした歩行支援用具及び入浴補助用具等を給付することにより、自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。 【事業内容】 給付品目	【事業目的】 在宅において虚弱で日常生活を営むのに支障がある。おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活の利便を図りその福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】 給付品目・電磁調理器(41,000円) 【対象】 概ね65歳以上の援護を要する在宅の高齢者 【利用者負担】 給付限度額を超えた分は全額自己負担 【給付件数】 平成12年度 0件平成13年度 0件平成15年度 0件平成15年度 0件 平成15年度 1 大助費 27千円	【事業目的】 在宅ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用 具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】 給付品目 () 内は給付限度額	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	はり、きゅう、マッサージ	依然料 肋式 車業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
40	はり、ロッフ、マッケーク	旭ヤリヤオ切リ以事表 		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市はり、きゅう、マッサージ等施術料助 成事業実施要綱				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	67,888千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅の高齢者及び原子爆弾破爆者に対し、は リ・きゅう・マッサ・ジの施術料を助成すること により、健康の保持と介護予防を図り、生活の自 立支援に資することを目的とする。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【事業内容】 助成券を年間12枚交付する。(ただし、年度の 途中で申請があった場合には、申請月から1月当 たり1枚を交付する。)助成は、1治療につき 2,000円。				
	【対象】 7の機以上の高齢者と被爆者健康手帳の交付を受けている市民 8の歳未満の者は、本人及び扶養義務者の市 県民税が非課税若しくは均等割のみ課税されている世帯に属する者に限る。 8の歳以上の高齢者及び被爆者健康手帳の交付を受けかつ健康管理手当等を受給している市民は、所得制限なし。				
	【利用者負担】 施術料と助成券との差額				
	【実施方法】 はり・きゅう・マッサージ師会事業者及び個人 事業者に委託				
	【助成件交付者数】 平成12年度 1,367人 平成13年度 1,948人 平成14年度 2,333人 平成15年度 2,866人 平成16年度 3,015人				
	【平成17年度予算】 助成券印刷製本費 1,200千円 助成費 66,688千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	老人ホーム入所措置事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法第11条	老人福祉法11条	老人福祉法第11条	老人福祉法第11条	老人福祉法第11条
歳出予算額(平成17年度)	188,517千円	1,086千円	5,153千円	4,204千円	1,800千円
歳入予算額(平成17年度)	23,343千円	64千円	4,497千円	0千円	1,350千円
【事務事業の内容】	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者 を、養護老人ホーム等に入所措置する。	【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の 高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置す る。
	【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な 65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当、 やむを得ない事由により介護老人福祉施設 (特養)に入所することが著しく困難な者 【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、 それぞれ費用を徴収 【年間延べ措置者数】 平成12年度 660人 平成13年度 741人 平成14年度 854人 平成16年度 892人 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 188,517千円 特定財源 入所者負担金 23,343千円	【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な 65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当 し、やむを得ない事由により介護老人福祉施 設 (特養)に入所することが著しく困難な者 【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、 それぞれ費用を徴収 【呼成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 1,086千円 特定財源 入所者負担金 64千円	【対象】	【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な 65歳以上の者 【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、 それぞれ費用を徴収 【年間延べ措置者数】 平成12年度 3人 平成12年度 3人 平成14年度 2人 平成15年度 2人 「SWANシステム】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用 【平成17年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 4,204千円 (平成17年度見込額 4,507千円) 特定財源 入所者負担金 1,006千円 平成17年度より一般財源化	【対象】 養護老人ホーム 身体もしくは経済的に居住生活の困難 な65歳以上の者 特別養護を人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該 当し、経験を記し、場合では、10年のでは、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	在日外国人高齢者等福祉給		A協議会 B幹事会 C専門部会		
72		1			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付 金支給要綱				
10 to 1.4 0 to 1.4	业人叫父母				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	4,752千円				
歳入予算額(平成17年度)	1,584千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	相模原市在住の制度的無年金外国人高齢者等に 福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ることを目				
	的とする。				
	【事業内容】				
	月額18,000円の福祉給付金を支給する。				
	【対象】				
	1年以上市内に在住する高齢者で、制度上無年 金となっている者 (大正15年4月1日以前に生まれ				
	た在日外国人や、大正15年4月1日以前に生まれた 日本人で昭和36年4月2日以降に国外から日本国内				
	に住基法第22条1項の規定に基づく届け出をした				
	者等)				
	【利用者負担】				
	なし				
	【実施方法】				
	年2回(9月・3月)に分割して口座振込				
	【支給対象者数(各年3月)】 平成12年度 27人				
	平成13年度 25人				
	平成14年度 25人 平成15年度 22人				
	平成16年度 21人				
	【平成17年度予算】				
	福祉給付金 4,752千円 特定財源				
	県補助金 1,584千円				
L		l .		1	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
44	特別養護老人ホーム等建設	費補助金	A協議会 B幹事会 C専門部	会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設 施設整備費及び設備整備費補助金交付要網			相模湖町福祉活動費補助金交付要網	
歳出予算額(平成17年度)	885,307千円	0千円			0千円
歳入予算額(平成17年度)	576,844千円	0千円			0千円
【事務事業の内容】	「事業目的】 特別養護老人ホーム等を整備する社会福祉 法人に対し、建設費の一部を助成し、整備を 促進する。 【事業内容】 補助率 国制度 国2/3、市1/3 市制度 国制度補助金の上乗せ制度 対象施設 特別務護老人ホーム、老人短期入所施設 (特別養護老人ホームに併設するもの)、軽費老人ホーム(ケアハウス)、老人ディ サービスセンター、養護老人ホーム 「対象】 国庫補助等を受けて、市内に特別養護老人ホーム 「対象】 国庫補助等を受けて、市内に特別養護老人ホーム 「対象】 「国権補助等業】 (仮称)特別養護老人ホームこもれび (16・17年度事業)・特別養護老人ホームこもれび (16・17年度事業)・特別教護とが、一人の第型) ・デイサービスセンター(認知症対応型)・デイサービスセンター(認知症対応型) ・ケアハウス 「補助金・アイリーで、10人/日20人 「補助金・アイリーで、10人/日20人 「神のは1年度・3件 353,131千円 平成13年度・3件 353,131千円 平成15年度・3件 353,131千円 平成15年度・3位 「平成17年度予算」建設費補制助金 特定財源 国交付金 576,844千円	高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携し、広域的に必要費の確保に努めるとともに、施設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。 【平成16年度補助事業】 特別擁護老人ホーム(さがみ桂寿苑)建設のため郡4町で費用の一部を負担する。 【補助金交付状況】 平成15年度 800千円 平成16年度 3,200千円 【平成17年度予算】 補助金 0千円	該当なし 平成16年度で終了	該当なし平成16年度で終了	「事業内容」 対象施設 特別養護老人ホーム 【平成16年度補助事業】 特別養護老人ホーム(さがみ湖桂寿苑) 建設のため郡4町で費用の一部を負担する。 【補助金交付状況】 平成15年度 1,200千円 平成16年度 4,800千円 【平成17年度予算】 建設費補助金 0千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
45	軽費老人ホーム事務費補助	金	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市軽費老人亦一厶事務費補助金交付要網				
歳出予算額(平成17年度)	137,009千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
「事務事業の内容」	【事業目的・内容】 軽費老人ホーム(相模原市の場合はケアハウスのみ)入所者の経済的負担軽減のため、社会福祉法人が所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合の減免額に対し補助する。 平成15年度中核市移行に伴う事業 【対象】 市内で軽費老人ホーム(ケアハウス)を運営する社会福祉法人等 【補助金交付状況】 平成15年度:8施設 121,396千円 平成16年度:8施設 123,471千円 【平成17年度予算】 補助金 137,009千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
		△		in A		
46	高齢者福祉施設運営費補助	<u> </u>	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	 相模原市高齢者福祉施設運営費補助金交付要網 					
歳出予算額(平成17年度)	35,131千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
「事務事業の内容」	【事業目的・内容】 高齢者福祉施設(養護老人ホーム・ケアハウ ス)のサービス水準の維持、向上のため、社会福祉法人が設置する高齢者福祉施設の運営費を補助する。補助対象は、国の配置基準を超えて雇用する直接処遇職員経費及び国の定める基準事務費の級地区分を補正する経費。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業 【対象】 養護老人ホーム(本市措置者を有する県内施設を含む)及び市内軽費老人ホーム(ケアハウス)を運営する社会福祉法人 【補助金交付状況】 平成15年度:11施設 37,037千円 平成16年度:10施設 36,902千円 【平成17年度予算】 補助金 35,131千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
47	施設入所高齢者福祉給付金	支給事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市施設入所高齡者福祉給付金支給事業補助金交付要綱				
歳出予算額(平成17年度)	2,856千円				
歳入予算額(平成17年度)					1
成人予算額 (平成17年度) 【事務事業の内容】	(中円) 【事業目的・内容】 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者 のうち、無収入または極めて低所得の高齢者の処 週水準の維持向上を図るため、施設が月収7千円 未満の入所者に、月額7千円を限度に福祉給付金 を支給する事業に要する経費に対し、10/10を補助する。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲 された事業 【対象】 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを運営 する社会福祉法人 【補助金交付状況】 平成15年度:8施設 2,837千円 平成16年度:6施設 2,380千円 【平成17年度予算】 補助金 2,856千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
48	老人福祉センターの管理運	営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	老人福祉法 相模原市立老人福祉センター条例 相模原市立老人福祉センター条例施行規則		津久井町文化福祉会館条例 津久井町文化福祉会館条例施行規則	老人福祉法 相模湖町立老人福祉センター条例 相模湖町立老人福祉センター条例施行規則		
歳出予算額(平成17年度)	79,593千円		0千円	4,362千円		
歳入予算額(平成17年度)	70千円		0千円	0千円		
「事務事業の内容」	【事業目的】 高齢者が健康で生きがいのある生活を築くことができるよう、各種の上、レクリエクの便宜を総合的に供与することを目的とする。 【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施者等 ・施設の維持管理 ・施設の維持管理 ・施設規模	該当なし	● 参考 【事業目的】 高齢者の健康増進、生きがいの創造の場として、また、広く町民文化の向上、増進に供与することを目的とする。 【事業内容】・施設の維持管理(教育委員会生涯学習課にて一元管理) 【施設概要】 津久井町文化福祉会館 (津久井町中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設)・鉄骨、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建(老の第一、地上3階、地下1階建(名を198㎡)・学習室(和室)、築室(和室)、教養娯楽室(和室)、茶室 【対象】 一般 【利用者負担】 高齢者団体(免除団体該当)として登録により免除 【平成17年度予算】 維持管理費 36,639千円自主事業 115千円整備事業費 2,426千円*上記は、津久井町文化福社会館維持管理予算で、老人福祉センターについては、施設の一元管理により全体の管理運営費(生涯学習課、)で対応。	【事業目的】 高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。 【事業内容】 ・高齢名に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理 【施設概要期立老人福祉センタ・] ・開設 昭和50年5月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 延726㎡ 【対象】 ・町内に居住する60歳以上の者 ・町内の老人クラブ会員 【利用者負担】なし 【過去の利用実績】 H14 H15 H16 5,071人 5,210人 5,384人 5,941人 【平成17年度気料等) 1,150千円 役務費(ゴ雪・し尿処理等) 219千円 委託料(警備・清掃等) 1,494千円 使用料(NHK受診料等) 1,118千円 債金購入費 340千円	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
49	介護老人保健施設建設費補	助金	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市介護老人保健施設整備費補助金交付要網	Terrant and the state of	Party IN Maler	The same and the s	
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【事業目的】 介護老人保健施設を整備する医療法人等 に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。 【事業内容】 次のうち、いずれか少ない額を交付 (1)補助会対象経費の実支出額(国庫補助金等 を控除した額)の2分の1 (2)床数×200万円(上限100床・2億円) (3)総事業費から寄付金その他の収入額を控除 した額 【対象】 国庫補助等を受けて市内に介護老人保健施設を建 設しようとする医療法人及び社会福祉法人等 【補助金交付状況】 平成11年度:3件 423,000千円 平成12年度:2件 132,000千円 平成13年度:1件 115,000千円 平成13年度:1件 5,000千円 平成13年度:1件 5,000千円 平成13年度:1件 115,000千円 平成13年度:1件 5,000千円 平成13年度:1件 115,000千円 平成13年度:1件 115,000千円 平成13年度:1件 5,000千円 平成13年度:1件 115,000千円 平成13年度:1十 5,000千円 平成13年度:1十 5,000千円 平成13年度:1十 5,000千円 平成13年度:1十 5,000千円 平成13年度:1十 5,000千円 平成15年度:1十 5,000千円 平成15年度:11 5,000千円 日本15年度:11 5,000千円 日本15年度:11 5,000千円 日本15年度:11 5,000千円 日本15年度:11 5,000千円 日本15年度:11 5,000千円 日本15年度:11 5,0	該当なし	該当なし	該当なし(平成16年度で終了)	該当なし

合併協議事項 各種事務事業の取扱い 事務事業名 市立高齢者デイサービスセ		専門部会名 保健福祉部会 協議ランク		
_{事務事業名} 市立高齢者デイサービスセ				
	いた 学の答用字母			
101# 	ノグー寺の官理連合	A協議会 B幹事会 C専門部会		
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
相模原市立高齢者デイサービスセンター条例 相模原市立高齢者デイサービスセンター施行規則 相模原市立高齢者介護支援センター条例 相模原市立高齢者介護支援センター施行規則				
0千円				
0千円				
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・施設の維持管理 ・デイヤービスセンターの運営 ・施設の無力管理 ・ディヤービスセンターの運営 「施設概要】 「清野設 平成9年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋1ンクリート造(市営住宅との合築) ・延床でサービスセンターごと見 25人・在宅介・護女センタターの併設 あり 「星が丘ディサービスセンター」 ・開設				
* 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1	日模原市立高齢者介護支援センター施行規則 千円 ・	日根原市立高齢者介護支援センター施行規則 干円 干円 「事業内容」 ・施設の維持管理 ・デイサービスセンターの運営 ・在宅介護支援センターの運営 ・在宅介護支援センターの運営 ・(施設機要) 「満新デイサービスセンター] ・開設 平成9年4月1日 ・構造 会骨鉄筋コンクリート造(市営住 宅との合築) ・延床面積 608㎡ ・デイサービスセンターの併設 あり 「星が丘デイサービスセンター」 ・開設 平成10年4月1日 ・構造 会骨鉄筋コンクリート造(市営住 宅との合築) ・延床面積 582㎡ ・デイサービスセンターコート (市営住 宅との合築) ・延床面積 582㎡ ・デイサービスセンターコート (市営住 宅との合業) ・延床面積 582㎡ ・デイサービスセンターフの月設 あり 「古淵デイサービスセンター」 ・開設 平成10年4月1日 ・構造 会骨鉄筋コンクリート造(市営住 宅との合業) ・延床面積 589㎡ ・デイサービスセンターの併設 なり 「古淵デイサービスセンターの併設 なり 「古淵・平成1年4月1日 (精造 会別が)・ なし 「デイサービスセンターの利用発金】 ・ 大田・正本の合業 (本)	田原原立高齢者介護支援センター施行規則	関係所立高齢者介護支援センター機行規則

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	介護予防事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等				さがみ湖リフレッシュセンターの設置及び管理に 関する条例 さがみ湖リフレッシュセンターの設置及び管理に 関する条例施行規則	
歳出予算額(平成17年度)			0千円	6,760千円	504千円
歳入予算額(平成17年度)			0千円	0千円	0千円
成入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	相模原市は、中央保健センター事業や在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。	城山町では地域型在宅介護センタ・の事業の中で介護予防実施している。又、城山町社会福祉協議会へ委託している。	(事業内容) 連久井町は、在宅介護支援センター事業の中で、介護予防事業として転倒予防教室等を実施。また、町保健師が地域の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及を行う。 ・基幹型在宅支援センターにて、おおむね65歳以上の高齢者を対象に「転倒骨折予防教室」を実施。年1コース(日間)・地域型在宅介護支援センターにて、社協が主催するやすらぎステーションで「転倒予防教室」を年4回実施。・町保健市が老人会ややすらぎステーション等に参加し、転倒予防や食生活、閉じこもり予防等の調座を実施。	(0千円) 相模湖町では、介護予防拠点施設である「さが み湖リフレッシュセンタ・」において、介護予 防事業を実施している。また、「さがみ湖リフ レッシュセンタ・」で実施している高齢者を対 家にした介護予防事業への参加者の送迎も実施 している。 「さがみ湖リフレッシュセンタ・」で開催する介護予防事業の実施とリフト付マイクロバスの運 行を相模湖町社会福祉協議会へ委託している。 平成17年度予算のロバス運行事業費 1,655千円・さがみ湖リフレッシュセンタ・ 管理委託費 5,105千円 「さがみ湖リフレッシュセンタ・」の管理を相模湖町社会福祉協議会へ委託している。 介護予防事業は、28の生きがいデイサービス に掲載。	0千円 藤野町では、在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。また、藤野町社会福祉協議会へ委託している。 【事業名】 生きがい対応型ディサービスのびのびクラブ高齢者福祉課28生きがいディサービス事業に連携 転倒骨折予防事業 504千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
54	ゲートボール場維持管理		Mio Mio Aido Aido Aido Aido Aido Aido Aido Ai			
J 4				1		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)			19千円	12千円		
歳入予算額(平成17年度)			0千円	0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1. ゲートボール場維持経費(29) 【目的】 ゲートボール場の維持管理に努める。 【内容】 原材料費 19 用地砂代 18,900円(2箇所分) 民有地については,契約を行う(無償)	【事業目的】 高齢者の健康増進やコミュニケ・ションの場として設置。 【設置数】 相模湖町内 3箇所 【平成17年度予算】 需用費(砂代) 7千円 役務費(し尿処理手数料) 5千円	該当なし (生涯学習部の「スポーツ施設管理事業」の中に記載)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
55	電話貸与事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ひとり暮らし高齢者等電話貸与サービス 事業実施要網	城山町老人福祉電話貸与事業運営要網	津久井町福祉電話貸与に関する要網		
歳出予算額(平成17年度)	6,786千円	10千円	126千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円		
減入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話 の貸与及び電話料等の助成を行うサービスを提供	(1) 「事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に貸することを目的とする。 【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料のみを町が負担する。 【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。 【利用者負担】 毎月の通話料全額 【保健福祉オンライン】 行っていない 【実利用者数 (年度未現在)】 平成12年度 7人平成13年度 7人平成15年度 7人平成17年度予算】 電話架設料等 10千円	(丁円) 「事業目的」 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 「事業内容」 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料及び基本料金を町が負担する。 「対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。 「利用者負担」 毎月の通話料全額 「保健福祉オンライン」 行っていない 「実利12年度 6人平成13年度 6人平成14年度 6人平成14年度 4人平成16年度 4人 平成16年度 4人 「平成17年度予算」 電話架設料等 126千円	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
56	電話訪問サービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市ひとり暮らし高齢者等電話訪問サービス 事業実施要網				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、電話による安否確認等を行うサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 【事業内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	安否確認及び健康相談を行うため、利用者に対し、在宅介護支援センターから週1回以上電話をかける。 また、利用者が電話に出ない場合など、必要に応じて緊急出動を行う。 【対象】 市内に居住する60歳以上のひとり暮らし高齢者				
	及び高齢者のみの世帯で、心身が虚弱、傷病等の ため常時注意を要する状態にあると認められる者 【利用者負担】 なし				
	【実施方法】 在宅介護支援センター運営事業の一部に含めて 実施 【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用				
	【実利用者数(年度未現在)】 平成12年度 188人 平成13年度 180人 平成14年度 154人 平成15年度 143人 平成16年度 134人				
	【平成17年度予算】 事業委託料 0千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
57	特別養護老人ホーム等建設	费供λ偿 得全補助全	A協議会 B幹事会 C専門部会		
37				T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	相模原市特別養護老人ホーム等福祉施設整備に 係る建設資金の借入償還金助成要綱				
.=	(ぶる) 建议員立の自八俣 医立助 (以安) 割				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	122 731千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】	該当なし	<u></u> 該当なし	該当なし	該当なし
* テッパテ 木ツ 「リロ #	特別養護老人ホーム等を建設した社会福祉法人				
	が、独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉 協議会からの借入金の償還に要する費用の一部				
	に対して助成を行い、特別養護老人ホーム等の整 備促進を図る。				
	伸促進を図る。				
	【事業内容】 元金償還額の1/4(特養、デイ等は国庫補助基				
	本額の1/3の8割に相当する金額を、ケアハウスは				
	1人当り200万円をそれぞれ控除した残りの元金が				
	補助対象。土地購入費、造成費、利息は対象外)				
	【対象】				
	特別養護老人ホーム等の建設に要する費用に充 てるため、独立行政法人福祉医療機構及び県社会				
	福祉協議会から借り入れを行った社会福祉法人				
	【補助金交付状況】				
	平成11年度:102,559千円				
	平成12年度:115,236千円 平成13年度:115,859千円				
	平成14年度:116,484千円				
	平成15年度:119,741千円 平成16年度:120,363千円				
	【平成17年度予算】 償還金補助金 122,731千円				
		l .	l .	1	l .

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
58	介護老人保健施設建設費借	λ偿温全结 加 全	A協議会 B幹事会 C専門部会			
30	月	八俱退立補助立	A伽俄云 D针争云 C号 「叩云			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	相模原市介護老人保健施設整備資金の借入金利子 の補助金交付要綱					
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	32,280千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	(事業目的) 介護老人保健施設の建設促進を図る中で、介護 老人保健施設を建設した法人に対し、借入償還金 の一部を助成することにより、施設経営の安定化 を図ることを目的とする。 【事業内容】 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対 し、償還第四での借入残高の1.5%を補助 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対 し、償還金額の1/2を補助 【対象】 介護老人保健施設の建設に要する費用に充てる ため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れを 行った医療法人 【平成16年度補助事業】 ・事業内容の 対象施設・3施設 ・事業内容の 対象施設・5施設 【補配15年度:21,988千円 平成15年度:24,733千円 平成15年度:33,614千円 平成16年度:33,937千円 【平成17年度予算】 【環金補助金 32,280千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
59	高齢者・障害者虐待防止体	制	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課・福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者・障害者虐待防止のための検討会 議並びに検討チームの設置要綱				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者・障害者虐待の防止並びに早期対応及び 総合的支援を図ることを目的とする。 【事業内容】 高齢者・障害者虐待防止検討会議(庁内関係 課長で組織)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	・総合的な支援に対する協力体制の検討及び 確認 ・高齢者・障害者虐待に関する現状分析及び 対応策の検討 ・検討チームの進行管理 高齢者・障害者虐待防止検討チーム(庁内関 係課及び警察署等の外部機関) ・高齢者・障害者虐待に関わる訪問調査 ・ケース情報、経過及び問題の把握(進行管 理) ・処遇方針(総合的な支援)の検討 【ケース実績(平成17年3月末現在)】 虐待防止体制発足(平成13年度)からの総件数 虐待件数 75件 終結件数 54件 経過觀察件数 21件				
	【平成17年度予算】 庁内関係課による会議が主のため、予算措置 は行わない。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
60	生きがい対策事業			A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等		城山町高齢者スポーツ大会開催要綱	津久井町福祉スポーツ大会実行委員会規約 介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)	相模湖町ふれあいスポーツ大会開催要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国 綱)	
歳出予算額(平成17年度)		1,020千円	837千円	157千円	716千円	
歳入予算額(平成17年度)		765千円	608千円	0千円	462千円	
【事務事業の内容】	該当なし	【事業内容】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進及び生きがいを図るとともに社会との連携を深める。 【事業内容】 町内 12 地区を4チーム組み分けし、競技を行う。 その他民生委員・町内 2 中学校・体育指導委員のBの協力を得て実行し、高齢者との交流を深めている。 【対象】 6 0 歳以上の町民 【平成17年度予算】 報償費(参加賞・抽選会賞品) 117千円 需用費(食糧費・消耗品) 205千円 役務費(保険料) 111千円 委託料(会場設営) 439千円使用料(送迎バス) 116千円 特定財源県補助金 (高齢者の生きがいと健康づくり推進事業) 765千円	(津久井町福祉スポーツ大会) 【事業目的】 高齢者や障害者を中心に、幼児から小中学校、高齢をの児、スポーツを楽しむことときもに、代代高めることとともに、代代高めることときもに、単年を選れた交流の向上を図ることとももに、解をを関係して実にの増進とを通れて実にの関係機関を構成して実にのもまた。を記して、関係の自動を経過して実現を目指すものです。 【事業内容】 実行委成とします。 また、会別のです。 【事業内容】 実行委成者 15人 ・開加団ケースのです。 【事業内容】 実行委成者 16人 ・別加ヶ中等に関い、ガール、別間団体を、福祉団体等代表をのです。 【事業内容】 までのよりに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのがある。から、800人 【平成17年度予算】 報告に対して、大型バスにより会場をのが、第一次のでの送りに分け、大型バスにより会場をのからに分け、大型バスにより会場をのが、大型がスにより会場をのが、大型がスにより会場をのが、大型がスにより、表別により、表	【事業内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》 【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。 【平成16年度予算】 報償費 100千円 特定財源 75千円 《高齢者メポーツ大会》 【事業目的】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進等生きがいを図る。 【平成17年度予算】 委託料 616千円 特定財源 462千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
60	生きがい対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】			(津久井町ゲートボール大会) 【事業目的】 高齢者が一堂に集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の当。ことを目的とします。 【事業内含】 高齢者を対象としたゲートボール大会を開催する。また、会場は大型バスにより送迎を行う。大会運営は、津久井町ゲートボール協会が主幹する。 【平成17年度予算】 報信費(調礼) 50千円使用料 189千円原材料費 19千円代配料料費 19千円代配齢者の生きがいと健康づくり推進事業) 「事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。 【平成17年度予算】 報償費 45千円特定財源果補助金 33千円			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
61	高齢者入浴サービス事業	¥	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課 津久井町入浴サービス事業実施要綱	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)		5,832千円	9,500千円		
歳入予算額(平成17年度)		728千円	864千円		
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者に対し特殊浴槽を利用し入浴サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。 【対象者】 入浴することが困難な高齢者とは、おおむね60歳以上の者であって、床につききりの状態がおおむね3ヶ月以上継続している者(1)自力で入浴することが困難なで、かつ、家庭で入浴することが困難なる。(2)入浴サービスを受けることについて、家庭の同意と医師の承認を受けている者。 【内容】(1)入浴及び洗髮(2)血圧、脈拍及び体温の測定(3)健康相談、助言その他必要な措置【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託 平成17年度予算委託料 5,832千円利用者負担額 728千円 平成16年度利用状況(見込み)登録者 9人	(本庭)入浴サービス> 【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。 【事業内容】 福祉施設の特殊浴槽等を利用し、(1)入浴及び洗鍵(2)血圧、脈拍及び体温の測定(3)健康相談、助言その他必要な措置等の入浴サービスを行う。 【対象者】 町内に居住する要介護者で、家庭において入浴が困難な方(介護保険サービス優先) 【実施方法】 津久井町社会福祉協議会に委託 【利用者負担】 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし 平成17年度予算 委託料 9,500千円 利用者負担金 864千円 平成17年度利用状況(見込み)登録者人数・・・18人 延回数・・・・・756回	該当なし	該当なし

合併協議事項		専門部会名			
各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業名		協議ランク			
生きがいセンターの維	持管理	A協議会 B幹事会 C専門部会			
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課 津久井町生きがいセンター条例	健康福祉課	健康福祉課	
		津久井町ミニ・ディサービス事業実施要網			
		5,841千円			
		0千円			
該当なし	該当なし	マ東久井町生きがいセンター管理	該当なし	該当なし	
	各種事務事業の取扱い 事務事業名 生きがいセンターの組 相模原市 高齢者福祉課	各種事務事業の取扱い 事務事業名 生きがいセンターの維持管理 相模原市 城山町 高齢者福祉課	各種事務事業の取扱い 事務事業名 協議ランク 生きがいセンターの維持管理	議議ランク 生きがいセンターの維持管理	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	社会福祉審議会児童福祉専	門公科会	A協議会 B幹事会 C専門部会			
,		I				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	社会福祉法第12条第1項 児童福祉法第8条第1項 市社会福祉審議会条例					
歳出予算額(平成17年度)	181千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
	【名称】 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 【目的】 児童福祉に関する事項を調査審議する 【主な議題内容】 こどもブラン進捗について 民間保育所の設置認可等について 児委真楠成】 人数 10名 学識経験者、医師会、社会福祉協議会、 民生委員、私立保育園長会、幼稚園協会、小学学校長会、中学校長会、児童相談所、 人権擁護委員 【予定開催回数】 2回 【予定開催回数】 177千円 @12,600×7人(報酬支払該当委員)×2 費用弁債 4千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	婦人保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	売春防止法					
歳出予算額(平成17年度)	7,641千円					
歳入予算額(平成17年度)	2,712千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のいろいるな悩みでとの相談相手となり、助言などを行う。 【内容】 婦人相談員(非常勤特別職職員)の設置・場所 ウエルネスさがみはら(2人)南保健福祉センター(2人)・日時 月曜日~金曜日 (月、水、金 各々2名) (火、木、金 各々2名) 午前9時~午後5時【参考】 報酬 6,960千円 (@145,000×12月×4人) 共済費 136千円 宗用費 24千円 年会費等負担金 24千円 安保護婦人移送費等援護費 100千円 【特定財派】 補助金 名称 婦人保護事業費補助金(婦人相談員活動強化対策費) 金額 2,656千円 補別 名称 労働保険被保険者負担金 56千円 福力 名称 労働保険被保険者負担金 12千円 東都市婦人相談員連絡協議会負担金 12千円 県都市婦人相談員業務研究会負担金 12千円 県都市婦人相談員業務研究会負担金 12千円	津久井保健福祉事務所に婦人相談員(母子自立 支援員と兼務)を設置している。	津久井保健福祉事務所に帰人相談員(母子自立支援員と兼務)を設置している。	津久井保健福祉事務所に婦人相談員(母子自立支援員と兼務)を設置している。	津久井保健福祉事務所に婦人相談員(母子自立支援員と兼務)を設置している。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	幼児養育費の助成		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	幼児養育費支給要綱(市要綱)				
歳出予算額(平成17年度)	40,800千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 幼児の保護者に対し、その養育に要する費用の一部を支給することにより、保護者の負担を軽減し、もって次代の社会を担う幼児の健全な育成を図る。 【資格】 小学校就学前3年間の幼児の保護者が養育者登録があること。ただし、4月1日年間者として相模原市な立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対象にならない。(補注:上記の条件より、一般的には在宅の幼児を対象とした制度といえる。) 【申請時期】 9月、(10月以降は遅延理由書を徴して受付け、最長12月末まで。) ことも育成課の当時の情報が表出して受付け、最長12月末まで。) ことも育成課で受付、原則として郵送提出は認めないり、「支給額・支払方法】 幼児も「たい込み。(当初期日に間に合わなかった分は、2月中旬に支払)【多者】 幼児も「たい込み。(当初期日に間に合わなかった分は、2月中旬に支払)【多者】 幼児も「たいシストリーの でを11月なかった分は、2月中旬に支払)【参考】 3,600件×812.08 = 44千円 通知書 任着八折主) 3,400枚×84.62 = 16千円、窓あき封筒の、400枚×87.9 = 61千円)184千円 申請件数(16年度実績) 3,412人 (内こども育成課取り扱い分 80%)【交付金】幼児養育費 立給費 (3歳児) 2,850人 34,200千円(4歳児) 285人 3,420千円(5歳児) 265人 3,180千円	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校訪前3年間の幼児数 664名 認可保育所入所児童数 127名 幼稚園入園児童数 約450名 対象幼児数 87名(664 - 127 - 450) 見込支給金額 87名×12,000円 = 1,044,000円	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 705名 認可保育所入所児童数 202名 幼稚園入園児童数 約480名 対象幼児数 23名 (705 - 202 - 480) 見込支給金額 23名×12,000円 = 276,000円	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 190名 認可保育所入所児童数 71名 幼稚園入園児童数 約97名 対象幼児数 22名(190 - 71 - 97) 見込支給金額 22名×12,000円 = 264,000円	該当なし 【参考】 支給が実施された場合 平成17年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 認可保育所入所児童数 61名 幼稚園入園児童数 約134名 対象幼児数 11名(206-61-134) 見込支給金額 11名×12,000円=132,000円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	児童手当・特例給付事務	T	A協議会 B幹事会 C専門部会	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童手当法	児童手当法	児童手当法	児童手当法	児童手当法
歳出予算額(平成17年度)	2,587,490千円	101,400千円	114,480千円	28,625千円	37,680千円
歳入予算額(平成17年度)	2,240,795千円	88,005千円	97,850千円	24,555千円	
【事務事業の内容】	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金手当の所得限度額以上、一定中修了前時給付し、3歳以上小学校第3学年修了前時給付し、3歳以上小学校第3学年修了前時過程を養育し、一定年後で、100円室を養育し、一定年後で、100円で、100円で、100円で、100円で、100円で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回で、10回	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭におけるを図る。特例給付は、被用者(厚生年金手当の所得限度額以上、学校第3学年修了前別報を持ちて、3歳入に手当を支給財産の場合を関係を受ける。特別給付は、3歳入に事当を支給財産の場合を関係を受ける。小学校第3学年修了前別量を養育し、2年の所得限度額以上、3歳入に手当を支給制度。(2年度施行・7定)【内容】・対象、小学校第3学年修了前の児童を養育し、一方会額 1・2人目の別量を養育し、一方会額 1・2人目の別量を養育し、一方会額 1・2人目の別量を養育し、一方会額 1・2人目の別量のの別面の別の3月31日までの児童の出生順)・支給目との別理の別のの別では18歳に達すの出生順)・支給目の別量分から支給目の前算まで)・支給月に16年度)の別量がある。 16年度)の別量が16年度)の別点が16年度)を対象数(16年度)を17、010千円現況高者数(16年度)を16年度)を17、010千円現況高者数(16年度)を17、010千円別、16年度)を17、010千円別、16年度)を17、010千円別、16年度)を17、010千円別、17、010千円別、10人間別を計算を計算を1年での計算的と対象を1年での計算的といる。 17、010千円別、10人間別を1年で前時の場合の計算を1年での対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合に、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の両上を被用を持続している。特例給付は、被用者(厚生年金乗子等)で、児童と明確的情報、以上、学校第3学年修了前時型を養育)で、児童と明確を表している。「小学校等学修了の規量を養育している人に手当を支給制度。(今年度施行予定)【内容】・対象・小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定給額・1・2人目の別量(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(月額)10,000円(申請した自数(最初の3月31日までの児型の出生順)・支給月・10月(申請した自数での児母)がら支給月の前月まで)・支給月・10月の翌月分から支給月の前月まで)・支給月・10月(申請した自数(14,040千円)月(申請した自数(14,040千円)月(申請別者割別事)(1,065件対別者数数(16年度)(1,065件対別名者数(14,040千円)(1,065件対別者数)(1,065件対別者数)(1,065件対別者を財務)(1,065件対別を財務・日本の計算・10月(申請別金)(1,005件)(1,	【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合に、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給价は、被用者(厚生年金集当の所得限度額以上小学校第3学年修了前の児童を養育)で、児童正支給商以上小学校第3学年修了前の児童を養育した。小学校第3学年修了前の児童を養育した。一定会解している人に手当を支給制度。(今年度施行予定)【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育した。一定会解 1・2人目の児童(月童)10,000円(18歳に達する出生順)・支給額 1・2人目の児童(月頭)10,000円(18歳に達する出生順)・支給額 1・2人目の児童(月頭)10,000円(18歳に達する出生順)・支給目の児童童出生順)・支給目の児童童の出生順)・支給目の児童童の出生順)・支給目の児童童の出生順)・支給目の児童音が表別の前月まで)、大会解した月の翌月分から支給月の前月まで)、大会解した月の翌月分から支給月の前月まで)、大会解した月の翌月分から支給月の前月まで)、大会解した月の翌月分から支給月の前月まで)、大会経月、2月の00千円、18歳日、2月の00千円、18歳日、2月の00千円、18年度計算を開発を開発を表別の手向。第600千円 4/6。国)特例給付負担金(1,200千円前特例給付負担金(1,200千円)前特例給付負担金(1,200千円)1/6。国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金(1,200千円)1/6。目前を保護の手向といるので、1月の付負担金(1,200千円)1/6。日間、1月の行り負担金(1,200千円)1/6。日間、1月の行り負担金子の大会の千円(1月の付り負担金子の千円)1/6。日間、1月の行り負担金子の千円(1月の付り負担金子の千円)1/6。日間、1月の行り申しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りを表しているのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月のでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月のでは、1月のでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月の行りのでは、1月のでは、	【目的】 国東・市・事業主が費用を持合に、児 国を育している人に手当を支給し家庭におけるの年を図る。特別用者年後の日本を保険等手列の内上を図る。特別用者年後の日本を収入して、日本の日本を収入して、日本の日本を収入して、日本の日本を収入して、日本の日本を収入して、日本の日本を収入して、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	助産施設母子生活支援施設	λ 航禾	M協議会 B幹事会 C専門部会		
12		1			T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法 相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する 規則				
歳出予算額(平成17年度)	23,537千円				
	10,871千円				1
【事務事業の内容】	【助産施設】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な 理由により出産が困難と認められる好産婦を助産 施設に入所させ、助産措置を受けさせることで、 母子の保健保持を図るもの 市内助産施設 総合相模更生病院 のぞみ助産院 独立行政法人国立病院機構相模原病院	津久井保健福祉事務所において実施している事業 である。	津久井保健福祉事務所において実施している事業 である。	津久井保健福祉事務所において実施している事業 である。	津久井保健福祉事務所において実施してい る事業である。
	【母子生活支援施設】 配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある 女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援 施設に入所させることで保護するもの 【参考】				
	A所委託費 23,537千円 措置見込み数 助産施設入所 30人 母子生活支援施設入所 6人 平成16年度実績 助産施設入所 25人 母子生活支援施設入所 5施設に5世帯入所				
	【特定財源】 名称・金館・負担率 助産施設生活支援施設人所者負担金 248千円 (増置見込み人数30人のうち要負担階層 (@62千円)を4人と見込んだ。) 児童福祉費負担金 10,623千円 1/2				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
13	(仮称)子どもの権利条例		A協議会 B幹事会 C専門部会			
13						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
	子どもの権利条約					
151151 4 55						
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	227千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【名称】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	相模原市子どもの権利を考える懇話会 【目的】	 『子どもの権利条例』の策定については、子ど				
	子どの権利の主体として尊重し、子どもの権利が	もにとって最善の利益が得られる配慮ができるよ				
	保障される環境を確立するための方策について子ど もの権利条例の必要性や課題を含め検討をする。	うに、児童憲章・児童権利宣言などを基に研究を すすめていきたいと考えております。				
	【委員人数】					
	人数 8名 【参考】謝礼該当委員					
	懇話会委員謝礼 @12,600円×6名×3回					
1	1	I		1	I	

合併協議事項番号	一合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	次世代育成支援行動計画進行管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法		次世代育成支援対策推進法
歳出予算額(平成17年度)	147千円	0千円	390千円		0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円		0千円
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に策定した「城山町次世代育成行動計画」の進行管理を行い公表する。なお、進行管理の方法については、検討中。	【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定し、進行管理を行う。 【協議会の名称】 津久井町児童福祉協議会 【委員人数】 22名(出17.4現在) 【開催回数】 2 回を予定 【参考】 報酬 委員長	該当なし (進行管理を行う協議会等の設立なし)	【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度策定した「藤野町次世代育成支援行動計画」の進行管理を市民等で構成する協議会で行う。 【協議会の名称】 藤野町乳幼児期から青年期の保健福祉計画策定部会 【委員人数】 14名を予定 【開催回数】 年2回~3回 【参考】 委員報酬については、既存の部会を活用するため、次世代分では予算計上はなし。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
16	16 ファミリー・サポート・センター推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課		
根拠法令等	仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱 相模原市ファミリーサポートセンター設置要綱 相模原市ファミリーサポートセンター事務取扱規程 相模原市ファミリーサポートセンター運営委員会要 網						
歳出予算額(平成17年度)	12,289千円						
歳入予算額(平成17年度)							
【事務事業の内容】	【目的】 安心とりをもって子育ケができるように、子どもをもつ家庭を地域で支援することを目りをして、育児の援助を受けたい人と行いたいと奏員として、「相模原市ファミリーサポートと地で、「相模原市 ファミリーサポートと地で、「相模原市 オ会福祉協議会に委託 【運営体制】 センター事務局・所在地(相模原市市社会福祉協議会内(相模原市市社会福祉協議会内(相模原市市社会福祉協議会内(相関の自由の自由を発展を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	該当なし	該当なし	該当なし	藤野町の「乳幼児期から青年期の保健福祉計画に事業として位置づけているが未着手		

	事項		専門部会名			
	事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号 事務事業名	名		協議ランク			
16 ファミ	ファミリー・サポート・センター推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
説明会 ミ二説明 講習会 随時研修 会員交流	F度説明会・講習会の開催状況等】 12回 月会 4回 9回 多(援助会員対象) 2回 統会 2回 総行 2回 間 項・負担率 責等補助金 2,546千円 1/2					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29					
蘇那業番号	事務事業名		協議ランク		
17	17 児童扶養手当の認定及び支給事務	給事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法
最出予算額(平成17年度)	1,884,860千円	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう	─
成入予算額(平成17年度)	1,413,645千円				
【事務事業の内容】	【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を 同じくしていない18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの児童を養育している母子家庭等 の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進 を図る。 【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 ―部支給(月額) 6,880~41,870円 児童2人のとき上記金額(月額)に5,000円加算・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで) 【予算】 児童扶養手当支給費 1,884,860千円 【特定財源】 名称 児童扶養手当負担金金額 1,413,645千円 補助率 3/4 【参考】 16年度実績請求件数 763件 受給者数(H17.3末)4,112人	【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。 【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 ――部支給(月額) 41,880円 ――部支給(月額) 6,800円 ――記金額(月額)に5,000円加算・・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)(予算)神奈川県において支出【参考】 16年度実績情報といる場合では、38件受給者数(日17.3末)115人<全部支給 53名 ――部支給 62名>	【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。 【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者と、・支給額 全額支給(月額) 41,880円 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。 【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880-41,870円 児童 2人のとき上記金額(月額)に 5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)【予算】 神奈川県において支出【参考】16年度実績請求任数 7件 受給者数(H17.3末)28人<全部支給 17名 一部支給 11名>	【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、今生計を同じくしていない118歳に達す。 以後の最初の3月31日まで完全と言い安定と自 との最初の3月31日まで完全と言い安定と自 を促進し、児童の福祉の増進を図る。 【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡など、父と生計を同じくし母以は養育。 ・支給額 全額支給(月月額) 9,880-41,870円 児童2人のとき上記金額(月月底で5,000円別第)を発展のでは、1870円 児童6人の地算・支給月月分から支給月月分から支給月月分から支給月1日まで) 【予算】神奈川県において支出 【参考】 16年度実績請求件数 14件 受給名数(H17.3末)31人 <全部支給 18名 一部支給 13名

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	母子寡婦自立支援計画策定	車業			
10			A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措 置に関する基本的な方針				
歳出予算額(平成17年度)	40千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的及び内容】 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための 措置に関する基本的な方針に基づき、子育で・生 活支援、総済的支援などの本市における母子家庭及び寡婦施策の方向性 を示す「自立促進計画」を平成16年度に策定し、 公表した 【予算】 報償費 計画の進捗状況を報告し、意見を聴取する 連絡会の委員出席謝礼 【特定財源】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
19	母子・父子家庭等援護事業		Mii Ai A				
19	以丁・又丁豕庭守抜喪争未		AIMO B D P P S C O F I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1	T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課		
根拠法令等	相模原市母子・父子家庭等福祉手当支給要綱 相模原市母子・父子家庭等高校進学・就職支度金 支続要綱 相模原市母子福祉資金等利子補給規則 相模原市補助金等に係る予算執行に関する規則	城山町母子・父子家庭等福祉交付金支給要網	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則				
歳出予算額(平成17年度)	153,098千円	2,640千円	40千円	0千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	一 0千円		
【事務事業の内容】	【母子・父子家庭等福祉手当】 【目的】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉手当を支給し福祉の増進を図る。 【財政的な影響を把握するための基礎数値】・対象 対象者本人の市民税額が均等割課税以下に該当する母子・父子家庭等、 支給額 1世帯(月額) 3,000円平成17年度予算額 142,935千円対象世帯 延へ47,645世帯 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】【目的】 母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】【目的】 母子・父子家庭等向校進学・就職支度金】【目的】 母子・父子家庭等向校建学、以就職するときに支度金経済的負担を軽減する。【参考】・対象 12月1日現在市内に居住し、中学3年生を養育している母子・父子家庭等支給額 児童1人につき 20,000円平成17年度予算額 9,200千円対象人数 460人 【母子福祉資金等利子補給】 【目的】 福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している人に対し、利子を補給し、経済的負担の軽減を図る。【参考】 母子・專婦・特別母子福祉資金のその年の償還を完了した人支給額 その年に返済した利子相当額平成17年度予算額 900千円	【母子・父子家庭等福祉交付金】 【目的】 本町に在住し、18歳までの児童を監護している 母子・父子家庭等の対象世帯に対し、月額2,000円の交付金を支給する。 【参考】 平成17年度予算額 ・対象世帯数 ・110件 ・交付金額 2,640,000円 *所得制限については児童扶養手当法の所得制限を適用 本町においては、 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 【母子福祉資金等利子補給】 【母子福祉資本等利子補給】 【相模原市母子募婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。	【母子・父子家庭等福祉手当】 該当なし 【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子 家庭 129世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子・ 家庭 1世帯 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 該当なし 【参考】 ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子 家庭 22世帯 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子 家庭 0世帯	【母子・父子家庭等福祉手当】 該当なし 【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子 家庭 38世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子・ 家庭 2世帯 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】 該当なし 【参考】 ・平成17.3末に中学3年生を養育している母子 家庭 6世帯 ・平成17.3末に中学3年生を養育している父子 家庭 0世帯	【母子・父子家庭等福祉手当】 該当なし 【参考】 ・町民税額が均等割課税以下に該当する 母子家庭・・・把握していない。 ・町民税額が均等割課税以下に該当する 父子家庭・・・把握していない。 【母子・父子家庭等高校進学・就職支度 金】 該当なし 【参考】 ・平成17.3末に中学3年生を養育している 母子家庭・・・把握していない。 ・平成17.3末に中学3年生を養育している 父子家庭・・・把握していない。 (母子福祉資金等利子補給】 該当なし 【母子福祉資金等利子補給】 該当なし		
	【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の充 実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的と する。 【参考】 相模原市母子寡婦福祉協議会の活動に対し、運 営費補助を行う。 平成17年度予算額 63千円		【津久井町母子福祉会活動運営事業費補助金】 【目的】 会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の充 実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的と する。 【参考】 津久井町母子福祉会の活動に対し、運営費補助 を行う。 平成17年度予算額 40千円	本町においては、 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。	本町においては、 【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】 に相当するものはなし。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
20	母子相談事業				
20	可丁怕談争耒		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法				
歳出予算額(平成17年度)	12,715千円				
	89千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	母子(父子)家庭の就職や、子どもの養育に関する相談・福祉資金の貸付け指導等を行う。 【内容】 母子自立支援員(非常勤特別職職員)の設置 ・場所	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	協議ランク		
21	母子家庭等自立支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則					
歳出予算額(平成17年度)	24,764千円					
歳入予算額(平成17年度)	18,517千円					
【事務事業の内容】	【目的】 日子家庭の母等の自立を図るため、各種セミナーの実施や給付金を支給し、就業・企業等を支援する。 【内容】 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業主要では多い。 対象者 児童扶養手当本準にのの事業を支援するため、指定の職業が表別である。 対象者 児童大神の所得水平家庭の動訓練給付の指定を調座の受調料の40%相当額(上限20万円、下限8千円) 母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生め、の要に資する資格の取得を促進費母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生め、の要に資する資格の取得を促進期間にことにある。 ・対象者 児童扶養手当の支給をこと等の表別にするのでは、またのでは、またのでは、またいのでは、またのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またいのでは、またので	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号			協議ランク		
21	母子家庭等自立支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
Z1					1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	子算				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	母子家庭等日常生活支援事	業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行規則 母子家庭等日常生活支援事業実施要綱				
歳出予算額(平成17年度)	400千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	母子家庭等の生活上の困難を生活支援員の派遣により解決を手助けし、当該家庭の福祉の増進に努める。 【内容】 母子家庭等の病気などによる家庭機能の低下の事態に当むための手助けを行うことにより、当該家庭の潜止に努める。 【対象】母子家庭、父子家庭及び寡婦 【派遣事由書師の家族の傷病、冠婚葬祭や公的行事への出席、技術習得のための通学、就職活動、配偶者急死等の緊急事態(事由発生後概ね6ヶ月以内、選事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物、医療機関への連絡等派遣日数同一家庭に1年間原則として10日以内 【東西方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託 【特定財源】 名称 母子家庭等日常生活支援事業補助金金額 185千円 補助率 1/2 【利用本 1/2	福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。	福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。	福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。	福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
23	ひとり親家庭生活支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
25				1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	1,407千円				
歳入予算額(平成17年度)	703千円				
【事務事業の内容】	【目的】 ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する 諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひ とり親家庭及び事婦への生活支援事業を実施する。 【対象】 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦 【内容】 育児、健康づくり等の生活支援講習会、及び生 括相談の実施 【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託 【特定財別 名称 ひとり親家庭生活支援事業補助金金額 703千円 補助率 1/2	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
24	母子家庭等厚生活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
27		T		T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	350千円				
	0千円				
成人プ昇額(平成1/年度) 【事務事業の内容】	【目的】	<u> </u> 該当なし	 該当なし	 該当なし	該当なし
【事務事業の内容】	日前別 母子家庭に対する厚生活動の一環として集い互いに情報交換する機会を提供することにより、相互扶助活動を支援する。 【対象】 母子家庭の母と児童 【内容】 「湖月荘」(津久井郡城山町)への招待 (年1回40人) 【実施方法】 県母子寡婦福祉連絡協議会へ委託 (県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協調して委託)	談当なし	談当なり	談当なし	談当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	·				
20	母親クラブ育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	生涯学習課	教育委員会 生涯学習課	教育委員会・社会教育課
根拠法令等	相模原市母親クラブ連絡協議会補助金交付要網		津久井町補助金等の予算執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱	藤野町社会教育団体育成·活動補助金交付 要網 藤野町社会教育団体物品助成補助要網
歳出予算額(平成17年度)	390千円		136千円	5千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円	0千円	1
【事務事業の内容】	【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。 【内容】 運営費補助 ・相模原市母親クラブ連絡協議会 150千円・単位のラブ 1クラブあたり 12千円(10月以降設立されたクラブは 6千円)単位クラブ補助要件 ・会員が概ね10人以上であり、市内在住、在勤、在学者が構成員の三分の二以上占めていること。・会則を備えていること。・会則自の会計帳簿を備えていること。・会員の総意で自主的に運営されていること。参考】 単位クラブ数 12クラブ(17年4月現在)【補助金】 運営費補助(H17見込み)・相模原市母親クラブ連絡協議会 @150千円・単位母親クラブ @12千円×12	該当なし 【参考】 本町においては、該当する母親クラブはないもの と思われる。	【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。 【内容】 運営費補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 15,000円単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。 【参考】 単位クラブ数 4クラブ(17年4月現在)	【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。 【内容】 活動事業補助 ・単位母親グラブ 1クラブあたり 5,000円単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。 【参考】 単位クラブ数 1クラブ(17年4月現在)	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
37	母子福祉資金貸付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則					
歳出予算額(平成17年度)	183,990千円					
歳入予算額(平成17年度)	127,299千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	母子家庭・寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲助長を図るため資金の貸付を行う。 【内容】 対象:母子家庭の母及び児童、父母のない児童(母子福祉資金貸付金)。 寡婦等(寡婦福祉資金貸付金)。 資金種別:13資金 (うち1資金は母子福祉資金貸付者のみ)。 貸付利子は資金により3~10年 優選期間:資金により3~10年 (予算) 事務費 2,890千円(旅費 10千円、消耗品費 109千円、即刷製本費 255千円、郵送料 1,216千円、郵更振替手数料 100千円、システム保守委託 1,200千円)、母子貸付金 176,000千円、寿婦貸付金 5,000千円、一時借入金利子 100千円	津久井保健福祉事務所で実施している。	津久井保健福祉事務所で実施している。	津久井保健福祉事務所で実施している。	津久井保健福祉事務所で実施している。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	特別児童扶養手当の調整事	務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき 都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施 行令
歳出予算額(平成17年度)	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出	ー 神奈川県において支出
歳入予算額(平成17年度)	1,081千円(事務費委託金)	32千円(事務費委託金)	43千円(事務費委託金)	14千円(事務費委託金)	23千円(事務費委託金)
本の内容 本の内容	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある 2 0 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 相模原福祉事務所及び南福祉事務所が、特別児童扶養手当認定請求書を神祭川県へ進進の一、神祭川県が設定決定及び手当の支給事務を行う。ことも育成課は、特別児童扶養手当に関係する電算帳票の打ち出しや打ち出し帳票の相関原福配の必要なデータの神祭川県との調整、特別児童扶養手当事務取扱交付金の申請・報告等の事務を行う。 【参考】 平成17年4月1日現在 安給者数 7 2 4 人 対象児童 7 4 6 人 【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金金 額 1,081千円	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 福祉推進課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 20人 対象児童 23人 【特定財源】名称 特別児童扶養手当事務委託金金額 32千円	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 児童福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 28人 対象児童 28人 対象児童 28人 第一年 19月1日 19月1	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 こども課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 【参考】 平成17年3月1日現在 安給者数 10人 対象児童 10人 【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金金額 14千円	【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。 【内容】 健康福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 【参考】 平成17年3月1日現在 受給者数 15人 対象児童 16人 【特定財源】 名 称 特別児童扶養手当事務委託金金額 23千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	ひとり親家庭等証明書等発	行事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社 公告)	特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社 公告)	特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社 公告)		
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減 を図るため、特定者資格証明書の発行事務を行 う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購 人塩班接奪手当の受給者予を購入さる場合資格 でがJRの通いで期乗車等購入証明書となるため、特定部間を発 行する。 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 相模原ふれあい科会と前では、一まるものを受けた。 の母子とり親である。施設使用がない程子である。 の母子のより親の作のとでは、一まるものを受けに提示する。 の母子の表に、一まるものを受けに提示する。 の母子のより親の作のとの表に、一まるものを受けに提示する。 の母子のより親である。施設使用がない相関子・ひとり親である。施設使用がない相関子・のとり親である。 の母子のより親では、一まの表に、、一まの表に、、一まの表に、、一まの表に、、一まの表に、、一まの表に、、一まの表に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者労を購入等で者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発売した。 10世末の日本のでは、該当場の表別のでは、10世末の日本のはなし、本部においては、該当するものはなし、本部においては、該当等を制定を明めてはない。 「他のでは、大道料金子組、人当する方のいる世帯等について、水道料金の方ち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。受付は本町ではなく、水道局にで行なっている。 【参考】 平成16年度実績特定者資格証明書の発行件数 1件特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件水道料金の減免申請適用件数(H16.11月現在) 40件	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書、児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通動定期乗車券を開入する場合、3割引となるため、申請に基づき場合に基等を開入でする。 【参考】 平成16年度実績特定者資格証明書の発行件数 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通動定期乗車等を購入する場合、3割引となるため、申期乗車等場所が選挙を発行する。 【参考】 平成164年度実績特定者資格証明書の発行件数 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 の件	【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担 の軽減を図るため、特定者資格証明書等の 発行事務を行う。 【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期 乗車券購入証明書児童扶養手当の受 給者又は特定者所入する場合、3割引となるため申請に基づ乗車券購入証明 書を発行する。 【参考】 平成16年度実績 特定者資格証明書の発行件数 4件 特定者用定期乗車券購入証明書 の発行件数 5件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
43	子育て広場事業				
40			A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども育成課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
	つどいの広場事業実施要綱				
₩ th A 55					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	3,553千円	0千円	0千円	0千円	- 0千円
	1,500千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	こどもセンターや児童館などの既存の施設を利用して、地域の人材を活用した常設的な集いの場とし				
	て、乳幼児(0~3歳)を持つ親が気軽に集える場				
	を設置し、子育ての支援を行う。				
	【内容】				
	子育て親子の交流、つどいの場の提供(親子遊び、おはなし会、絵本の会、季節の行事、ハンデ				
	ィキャップの会、マタニティの会など)				
	【運営方法】				
	実施場所ごとに実行委員会を組織し、市から実 行委員会に運営を委託する。				
	【事業スケジュール】 平成17年度 モデル事業として3箇所で実施				
	平成18年度~21年度				
	毎年5箇所を設置 平成21年度末 市内に23箇所を設置完了				
	【特定財源】				
	名称 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金) 金額 1,500千円				
	 上記予算額には、ふれあい親子サロン用消耗品				
	費85千円、子育で情報誌作成委託料468千円				
	を含む。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	家庭児童相談事業	1	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども家庭支援センター	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	厚生省事務次官通知(昭和39年)				
歳出予算額(平成17年度)	5,472千円				
歳入予算額(平成17年度)	41千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	家庭における乳幼児の養育・しつけ・発育に関する相談、指導とともに、学齢期の児童の全般的な相談を行う。 【内容】 家庭児童相談員(非常勤特別職職員)の設置・場所 ウエルネスさがみはら(1人)・ 市保健福祉センター(1人)・ 日時 ウエルネスさがみはら 月~金曜日 午前9時~午後5時 南保健福祉センター 火・木・金曜日 午前9時~午後5時 102千円、⑥145,000×12月×3人 共済費 102千円、旅費 90千円、需用費 45千円、年会費等負担金 15千円	津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している。	津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している	津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している	津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	児童虐待防止事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども家庭支援センター 市児童虐待防止ネットワーク設置要網	福祉推進課城山町要保護児童対策地域協議会設置要網	児童福祉課 津久井町要保護児童対策地域協議会 (平成17年4月1日施行)	こども課 相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要網	健康福祉課 藤野町子ども虐待防止ネットワーク会議選 営要網
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	4,661千円	58千円	0千円	15千円	54千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	2千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 児童虐待に迅速かつ適切に対応する業を実施する。 【内容】 市児童虐待を未然に防止するための諸事業を実施する。 【内容】 市児童虐待防止ネットワークの事務局であるこども家庭支援機関、南福祉事務所、児童虐待防止院所、相模原児童保健所(地域保健課、保健予防課、中央保健センターが、児童連行の事務局である相模原所、(地域保健課、保健予防課、中央保健センター)等の連絡調整を行う。 【参考】 児童虐待防止協議会虐待關人場等を目的に年2回程度開催。 【愛自問題人場等を目的に年2回程度開催。 【愛自財訴所、児童養清確設、民師会、条領人民師会、弁護社会、弁護社会、弁護社会、外学校校育部長、学校教育部長会、弁護社会、大学校校育部長、学校教育部長会、介護、分学校校育部長、学校教育部長、「委員が、分別の円別・金融の場合、「大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	【目的】 児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のため開機関相互における連携を図ること。 【内容】 協議会事務局 福祉推進課 1 協議会 児童産人の取り組みに関する情報交換、協議会 児童産連携に係る事項を掌握する。 構成側町 民生環境部長 教育部長 関係機関系所、津久井郡医原設全人人政和談委、主人共保健福祉委員協会、行政相談委、会人権護委長過路会、海、中、各人中、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	【目的】 児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応 のため関係機関相互間における連携を図る。 【内容】 事務局、児童福祉課 児童虐待への取り組みに関する情報交換・協議・連携等に関わる事項 ・協議会、課人共野医相談所、津久井保健福祉事務所、津久井繁庭の選議会、町民生児童委員協議会、町民生児童委員協議会、一連絡会 ・連絡会 ・連絡会 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所	【目的】 「児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応をを図るとともに子どもたちの健かな成長と健全な子育で支援を行うための諸会議などを実施。 【内容】 事務局 こども課 1 町における図実状把握 2 支援困難とする事例、他機関との調整が必要な事例などの検討会 3 支援体制の検討会び事例、他機関との調整が必要な事例などの検討会 1 関係機関の連分とでも、一次のででは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次の連絡性を対し、一次の連絡性を対し、一次の連絡性を対し、一次の連絡性を対し、一次の連絡性を対し、一次の連絡性を対し、一次の連絡性は、表的主義に、一次の連絡性は、表的主義に、一次の連絡性は、表的主義に、一次の連絡性は、表的主義に、一次の連絡性の連絡性、表的主義に、一次の連絡性、一次の連絡性、表的主義に、一次の連絡性、一次の単位、一次の、一次の、一次	【目的】 児童虐待の予防、関係機関を持ちために、以よりを持ちために、以よりないで連携をはかり、以よりよい支援を行うった。 「内容】 事務局 らとはかりのでは、教育総務課を見ならり、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク		
14	児童虐待防止事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
【事務事業の内容】	事務担当者会議 事務的な課題の増加・複雑化などに対応する ために、月1 回程度開催。(関係各課) 定例会議 各機関で把握しているケースの状況報告と今 後の対応力の確認及び検討などを行なうため に年2 回開催。 (関係各課あよび児童相談所。) 育児元現教室「AQUA」 育児不安中見ストレスからごかな悩みを抱えた「仲間に出会所」を是別の直すことにより、不安 やストレスを軽減し、より良い親子関係を 築き、児童虚行の予防を図る。保健師、保育士 がスタッフとなり月1回開催。 (非常勤保育工賃金) ②1,050×3時間×12回×3人 (連営アドイザー謝礼] ③10,000×2時間×4回 心理相談員による相談を週3回実施する。 [補別ののな52週×3回 職員制修 児童虚信に対する知識を渡め、虚待予防、早期 発見、早期対応を図るための研修を実施する。 [講師離礼] ③15,000×2時間×4回			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
44	育児支援家庭訪問事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
44					1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども家庭支援センター	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(平成16 年)					
	,					
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	3,612千円		973千円		-	
歳入予算額(平成17年度)	1,769千円		0千円			
	【目的】	該当なし	【目的】	該当なし	該当なし	
	子どもの養育について支援が必要でありながら自 ら支援を求めることが困難な家庭に対し保健師等の		養育者にとって過重な負担がかかる出産後間もない時期等に支援を行うことにより子どもの健全育成			
	訪問による支援を実施する。		を図る。 子育て、育児支援が必要な家庭に経験者やヘル			
	【内容】		パーなどによる育児、家事の支援			
	・家庭内での育児に関する具体的な援助 ・産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の		保健師、助産師による具体的な育児に関する技 術指導			
	援助		【参考】			
	・未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導 ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する		保健師 576千円 子育てOB・ヘルパー 337千円			
	相談・指導		費用弁償 60千円			
	・若年の養育者に対する育児相談・指導 ・児童が児童養育施設等を退所後にアフターケアを					
	必要とする家庭等に対する養育相談・支援					
	【参考】					
	報酬 3,339千円 @10,700×52週×3回×2人 講師謝礼 60千円@15,000×2時間×2回					
	旅費 70千円, 需用費 41千円、					
	備品購入費102千円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	児童遊園維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	生涯学習課	児童福祉課	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 社会教育課
根拠法令等	市立児童遊園要綱			相模湖町児童遊園施設維持管理要綱	
歳出予算額(平成17年度)	2,898千円	92千円	1,423千円	211千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 児童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置した 児童遊園の維持管理をおこなう。 【内容】 市内14箇所の児童遊園の維持管理 平成15年度から地元自治会等のアダプト制度による活動支援を導入。 アダプト制度に係る活動支援費 468,000円 管理する児童遊園の面積に応じて積算 基本額(019,000円)・(面積-100㎡)×1,500円 光熱水費 143,000円 公熱水費 1,396,000円 管理運営委託料 833,000円 【参考】 児童遊園 14箇所(総面積:14834.88㎡)	【目的】 自治会からの要望により自治会内に児童の遊び場を提供する 【内容】 施設数 11箇所 ・児童遊園地 4箇所・青少年広場 7箇所 管理団体 自治会 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい	【目的】 古くから地域の広場として親しまれた児童遊園地や、町住環境整備条例に基づき設定された児童遊園地に小規模の遊具を設置し、児童の遊び場を提供する。 【内容】 施設数 36箇所 (総面積 20,800.84㎡) 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等 管理は町で行なっている。 【参考】 17年度予算 〇消耗品費 38千円 〇流程、54千円 〇施段、遊具修繕料 683千円 ○瀬具は接針 619千円 ○原材料費 29千円 8箇所は地主から無償で借りている。有償で借りている児童遊園地はない。	【目的】 町内各地域に設置してある児童遊園地が、子供達にとって安全に遊べるよう、自治会、育成会に管理委託を依頼し、地域のぶれあいの場として社会性の育成に努める。 【内容】 施設数 12箇所(1箇所整備予定)・児童遊園地 11箇所・青少年広場 1箇所 管理団体 自治会,育成会 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等 維持管理は自治会,育成会に委託する。 (管理委託料@10,000円) 【参考】 児童遊園 12箇所(総面積:約9,743㎡)	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
29	子どもの広場助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
29		T			1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども施設課	生涯学習課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
	市子どもの広場設置要領					
根拠法令等						
造山 Z 笠苑 / 亚 武 4.7 左 庄 \	40 OFFIT III				-	
歳出予算額(平成17年度)					-	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
【事務事業の内容】	【目的】 地域の子供たちの安全な遊び場として、自治会または青少年を育成する団体等が土地所有者と土地の無償使用賃貸契約を締結して設置・管理する「子どもの広場」に対して、各種的では場合では、「子どもの広場を設置・管理する自治会等に対して経費の一部を補助する。 【参考】 既存広場数 119ヶ所 (平成17年4月1日) 【補助金等補助金施設賠償責任保険料補助金施設賠償責任保険料補助金を補助率1/2 限度額10,000円建設事業補助金設置補助率1/2 限度額300,000円整備補助率1/2 限度額50,000円機法補助率1/2 限度額200,000円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
30	児童館管理運営事業					
30	九里昭日坯建品争未	_	八脚城云 5针事云 5寸 1日	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	教育委員会 社会教育課	
	相模原市立児童館条例 相模原市立児童館条例施行規則					
根拠法令等						
INICIA 4 G						
歳出予算額(平成17年度)						
歳入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	0千円 【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びをし、その健康を増進するとともに情操を豊にしまって青少年の健全育成を図ることを目的とする。 【内容】 (1)児童館の概要 児童館数 25館 開設時間 平日及び日曜日 午後1時から午後5時まで 土曜日 午後1時から午後5時まで 土曜日 大会時まで 大館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始 児童館での主な行事 こどもと高齢者のぶれあい事業、工作展、卓球大会などを実施している。 (2)指導員 相模原市非常勤一般職、時給830円勤務体制 開設時間に1人勤務 万事の準備のため年間65日の2人勤務がある 任用者数 50人任用期間 6カ月ごとの任用、更新有り(3)運営形態、自治会会育会を設立している。契約は、民生委員、小学校表者、運営委員会等の地域の代表者、予とも会員会を設立している。契約は、民生委員、小学校表表、運営委員と第2と表表を締結している。委託契約を導びしている。契約は、長生委員、小学校表表、運営委員と第2と表表を認立している。契約は、長生委員、小学校表表、運営委員と第2と表表を終結している。を表記を第2している。表記対策を関係を定じている。表記対策を表現ので表表の表記が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現を終結を発見、第2とは、1年は、1年は、1年は、1年は、1年は、1年は、1年は、1年は、1年は、1年					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
31	児童クラブ管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	放課後児童健全育成事業費補助金 相模原市児童クラブ条例 相模原市児童クラブ条例施行規則		津久井町学童クラプ設置条例	児童福祉法 放課後児童健全育成事業補助金	藤野町放課後児童健全育成事業実施要網 放課後児童健全育成事業補助金	
歳出予算額(平成17年度)	211,420千円		9,810千円	2,084千円	4,708千円	
歳入予算額(平成17年度)	97,480千円		4,730千円	605千円	1,151千円	
【事務事業の内容】	【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に市立児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供宣事業を行う。 【内容】 (1)児童クラブの概要施設数・独立施設 21クラブ、	独立施設なし 余裕教室型なし 「こどもセンター管理運営事業」に内容記載	【目的】 「児童福祉法に規定されている放課後児童健全育 成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラフを利用して適切なで生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。 【内容】 (1)児童クラブの概要 施設数・独立施設 3クラブ 開設時間・午後1時30分から午後6時30分まで (土曜日は千前8時30分から午後4時、30分、長期休業日は、午前8時30分から午後4時、30分、長期休業日は、午前8時30分から午後4時、30分、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで)休会日・日曜日ノガ育成料 月額8,000円を入会保護者から徴収。 (直接クラブへ支払) クラブでの主な力を会会、受まき、お別れ会などを実施。 (2)指導員 身分・津入井町学童クラブの会とのより、キャンプ おもちつき会、受まき、お別れ会などを実施。 (2)指導員 シニュールの任用。更新あり。 (3)運管形態 独立施設 津久井町学童クラブの会父母会と町が委託 契約を締結。応じて消耗品の購入や行事を実施。 【参考】 (日17年度)・児童クラブ数 3施設・申請者数・約1年 (大契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。 【参考】 (日17年度)・児童クラブ数 3施設・申請者数・120名・大会者数・120名・指導員数・9名 【特定財源】名称 放課後児童健全育成事業補助金金額 4,730千円補助率 2/3	【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童アラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、そのを行う。【内容】 (1)児童クラブの概要施設数・独立施設 1クラブ 開設時間・放課後から午後6時30分まで(土曜日休年前8時30分から午後1時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで(土曜日休日・明治30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで)休会日・日曜日・別部の大会保護者から徴収。(五曜日・別事の大会保護者から徴収。(五年カラブ育成料月額6,500円を入会保護者から徴収。(五年カラブでの主な行事・立き、クリスマス会、お別人・フラブでの主な行事・さき、クリスマス会、お別人・日本日・指導員と、非常勤2名、その他3名任用期間・1年ごとの任用。更新あり。(3)運営形態独立施設 14年第一年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1	【目的】 児童福祉法に規定されている放譲後児童 児童福祉法に規定されている放譲後児童 健全育成事業として、保護者が労働等に投 業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供、その健全な育成を図るため児童クラブの概要施設力・独立施設2クラブ南小学校、名倉小学校、開設時間・放課から午後6時分まで(1)児童クラブの概要施設力で、長時間・が成功から午後5時30分から午後6時分まで、長時時分まで、長時分・日曜日、祝日、年末年始等費用・児童クラブス会保護者から供し、「直接クラブへ支払ンプ、クラブでの主な行。別の大きな行り、クラブでの主な行。別の大きな行り、クラブでの主な行。別の大きな行り、クラブでの主な行。別の大きな行り、クラブでは行り、「2)指導費別が表別・指導で変更の性の任用、更新あり。(3)連営形態独立施設施設が表記を発展を発展して、10名任用期間・1年ごとの任用。更新あり。(3)連営形態独立施設を締結。 【参考】(日7年度)・児童クラブ数 2施設・入会者数・48名・指導再類 5名名 情報財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金金額 1,151千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
32	民間児童クラブ運営費補助	金	- A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市民間児童クラブ運営費等補助金交付要綱 相模原市民間児童クラブ運営費等補助金取扱い 領					
歳出予算額(平成17年度)	40,480千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 民間で児童クラブを設置し運営している団体に対し、その経費の一部を補助することにより、公立児童クラブとの役割分担を踏まえつつ、地域における放譲後児童の健全育成を図ることを目的とする。 【内容】 「施設質学・費」 施設の維持管理・運営に要する費用 児童数(5月1日現在人会数)×20,000円 「指導員処遇費」、児童数による。5~9人900千円36~71~3,600千円36~71~3,600千円11・20円で、10円で担える部分は1/2で、12万円を限度) 「施設費相当額10円を起える部分は1/2で、12万円を限度)「施設の借換え時に要する費用家賃の2月分(240万円を限度)「開設時で度金」施設の借換入時に要する費用家賃の2月分(240万円を限度)「開設時で度金」開設時に必要な構品等を調達する資金300万円を限度 【参考】補助対象児童クラブ10クラブ児童数322人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
33			A協議会 B幹事会 C専門部会			
33	児童クラブ整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	児童福祉法 市児童クラブ条例 市児童クラブ条例施行規則					
歳出予算額(平成17年度)	63,315千円					
	41,517千円					
【事務事業の内容】	【目的】 待機児童の多い児童クラブや老朽化の進んだ児童 クラブの改修・建替えを行う。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	【内容】 1. 田名北児童クラブ (現在余裕教室を活用しているが、仮設教室を 改修し独立施設とする。定員50人、延床面積 130㎡) 2. 東林児童クラブ (独立施設 定員40人、延床面積80㎡を、独立 施設定員80人 延床面積170㎡に建替えを 行う) 【特定財源】					
	名称・金額・補助率(充当率) 児童クラブ整備事業補助金 8,017千円 1/2 社会福祉施設整備事業債(市債) 33,500千円 80%					
	水道利用加入等負担金 550千円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	こどもセンター管理運営事	業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立こどもセンター条例 相模原市立こどもセンター条例施行規則	城山町立児童センター条例 城山町立児童クラブ条例 城山町立児童クラブ条例施行規則			
歳出予算額(平成17年度)	335,924千円	21,877千円			
歳入予算額(平成17年度)	68,239千円	7,999千円			
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし
	機能 1.児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 2.地域における健全育成事業の機能 (児童クラブ) 事業 1.健全な遊びを通じて行う児童への集団的個別的指導 2.子な助い長 3.大阪性会な成功を通じて行う児童への集団的個別が表現の関係団体の育成的長 3.その他児童の健全育成上必要な活動・事業 (内容) センター数:19館 (平成17年5月現在) 2.施設:遊戯室、集会室、幼児室、辺を重な、児童グラブ人の場響 1.センター数:19館 (平成17年5月現在) 2.施設:遊戯室、集会室、幼児室、遊び庭室、児童グラブ人場 3.開館日間:年末年始をのぞく毎日4.開館時間:年末年始をのぞく毎日4.開館時間:年前9時の会合時までは地域関係 6.職員体制・15名人の書きには地域関係 6.職員体制・15名人の影配置 7.運営助言:地域の関係団体で員会とは大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	機能 1.子育で支援センター 2.地域に含量を育成活動を高める機能 3.放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) 事業 1.健全な遊びを通して行う児童への集団的・個別が指導 2.子の他児童の的指導 2.子の他児童ので支援サークルなどの育な活動・事業 【内容】 センターの			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
35	こどもセンター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
- 33						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	# (19館) (特定財源) (特定財源) アンダー活動事業費補助金 18,555千円 補助率1/3 労働保険被保険者負担金 1,498千円電話使用料 35千円	子育で支援センター事業補助金3,888千円 補助率2/3	ATMI	1口1天/切凹]		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
36	こどもセンター建設事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
30				T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	こども施設課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 1.児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 2.地域における健全育成活動を高める機能 3.放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) 各公民館区(23)に各1館のこどもセンターを整備する。 【整備状況】 19館整備(H16.4.1現在) 【今後の予定】 大野奇地区(H19.7開設) 横山地区(H20.7開設) 横出地区(H20.7開設) 「大野台地区(H21.7開設) 【センターの概要】 述べ床面積 約600㎡ 施設:遊戲室、集会室、幼児室、図書室、児童 クラブ室、事務室、遊び庭または小広場	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	保育料		A協議会 B幹事会 C専門部会		
6	休月科		AI协議云 D针争云 C号门部云	1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課・収納課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市保育所入所者費用徵収規則	城山町立保育所条例 城山町立保育所条例施行規 則	津久井町保育所条例 津久井町保育料徴収規則	相模湖町保育所条例施行規則	藤野町保育の実施に関する条例 藤野町保育の実施に関する規則
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	1,737,469千円	49,360千円	61,056千円	16,388千円	10,796千円
【事務事業の内容】	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経 費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を 保護者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経費 職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を保護 者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経 費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を 保護者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保育経 費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を 保護者が負担する。	【目的】 保育所が運営する経費(児童に必要な保 育経費、職員の人件費、施設の維持管理等)の一部を保護者が負担する。
	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて26階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児,4歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層	【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層
	【参考】 保育所分(私立+公立) 人所児童見込数 82,006人 1,726,667千円 延長保育負担金(公立) 対象児童見込数 2,880人 10,802千円	【参考】 保育所分(私立+公立) 人所児童見込数 2,325人 約49,360千円	【参考】 保育所分(私立+公立) 入所児童見込数 3,268人 約63,915千円	【参考】 保育所分(管内分) 16,388千円	【参考】 保育所分(管内・委託分) 10,796千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	公立保育所の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市一般職の臨時的任用職員等の給与及び勤務条件 に関する規則	城山町職員の給与に関する条例、城山町職員の勤 務時間、休暇等に関する条例、城山町臨時的任用 職員及び非常勤職員の給与等に関する規則	津久井町一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員 の給与及び勤務条件に関する規則	相模湖町臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及 び勤務に関する規則	藤野町臨時職員給与等に関する規則
歳出予算額(平成17年度)	722,373千円	61,305千円	70,703千円	17,082千円	34,651千円
歳入予算額(平成17年度)	54,460千円	34,104千円	26,904千円	19千円	12,813千円
【事務事業の内容】	【内容】 保育所の職員数(H17.4.1現在)保育所の職員数(H17.4.1現在)保育土数(正規職員)319人(各保育園に園長、副園長、地域担当各1名配置上年齢 園児:保育土地職員の配置基準年齢 園児:保育土地職員の記憶を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	【内容】 保育所の職員数(H16.4.1現在) 保育士数(正規職員・但し、所長を除く) 29人(正規職員・召臨時職員 22名) (各保育胆当師是の配置基準 年年齢 閲見:保育士 0歳 3:1 1歳 6:1 2歳 6:1 3歳 20:1 4歳 30:1 5歳 30:1 6常!兄対応則職員 22名) 4人(正規職員 23 4人(正規職職員 23 4人(正規職職員 23 6時間 20 6時間 20 6時間 20 6時間 20 6時間 20 6年間 20 6年日 2	【内容】 保育所の職員数 (H17.4.1現在) 保育士数 (正規職員・但し、所長は課長兼務の ため除く) 35人 (各保育所に所長代理,または所長補佐を配 置) ・保育担当職員の配置基準 年齢 圏児:保育士 0歳 3:1 1歳 4:1(国6:1) 2歳 6:1 3歳 15:1(国20:1) 4歳 30:1 5歳 30:1 5歳 30:1 5歳 30:1 5歳 4:(国20:1) 4歳 30:1 5歳 7人とも常回時間で4人を配置 保育士1名の副会 197年(正規職員) 7人(正規職員を5名 臨時職員 2名) 7人とも常回時間で4人を配置 栄養土が5保育所で1名 庁務作業員の配置 公立保育所の配置 公立保育所の配置 公立保育所の配置 公立保育所の配置 202保育所の配置 202保育所の確算(年休,過保等) 延べ1,590人、他延長保育10人4,840時間 【参考】 産育休・傷病体等の代替職員にかかる経費 4,473千円 備品購入・給食時材料の購入等、施設運営にかかる経費 4,473千円 燃料費・警備を記等施設の維持管理にかかる経費 4,474千円 施設修繕にかかる経費948千円 各保育園の保育教材及び消耗品にかかる経費 2,600千円	【内容】 保育所の職員数 (H16.4.1現在) 保育所の職員数 (正規職員) 9人 (各保育贈園長、園長補佐を配置)・保育担当職団児・保育士 0歳 受け入れなし 1歳 4 : 1 (国6:1) 2歳 6 : 1 3歳 2 0 : 1 4歳 3 0 : 1 5歳 3 0 : 1 3 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	【内容】 (保育所の職員数(H16.4.1現在) (保育所の職員数(H16.4.1現在) (保育計数(正規職員・但し、所長を含む)) (各人保育土補助員1人(正規職員)・保育土当職員の配置基準年齢 圏児 :保育土 1 位

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	認定保育室補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市認定保育室助成金交付要綱	城山町認定保育施設補助金交付要綱認定保育施設補助金交付要綱	津久井町小規模保育施設補助金交付要網		藤野町小規模保育施設運営費補助金要綱
歳出予算額(平成17年度)	289,320千円	192千円	1,224千円		
蔵入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	の千円 中核市移行に伴う、市単独事業 【目的】 増入する保育需要に対応するため、相模原市認定保育室に助成することで入所児童の適切な処遇 を図り、その利用を促進することで、待機児童解 消策の一環とする。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を 行うごとを目的とする保育施設であり、次の要件 職員の福利厚生のための施設は除く。 児童定員 10人以上 関所時間 原則として、看護師・助産の機関 保育士等値切な有資格者、人数を配置 設備、良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施 【参考】(H17.4.1現在)・市内施設数 23箇所・入所児童数 693人	□・一円 【目的】 増大する保育需要に対応するため、保育に欠ける児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の設で、職員の福利厚生のための施設は除く。 児童定員 10人以上開所時間 原則として、1日11時間以上施設責任者 保育主・看護師・助産の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1千円 【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかける児童に対し適切な保育が図られな必遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消策の一環とする。 【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次設で、職員の福利厚生のための施設は除く。 児童定員 4人以上60人未満開所時間 原則として、1日11時間以上施設責任者 保育主・看護師・助産の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	□ (目的) 「目前) 「保育需要の多様化に対応するため、保育にかける児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に対しあるの利用をとする。 「内容」 公立及び私立の認可保育所以外で児童の海でを持ち、一切のでは、一般での一環とする。 「内容」 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことする。 「内容」 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うにない。 「豊富定員」の以上60人未満開所時間原則の関係であり、次の施設は除く。 「児童定員」の以上60人未満開所時間原則の関係であり、次の施設は除く。 「児童定員」の以上60人未満開所時間原則のであり、次語が表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
9	コミュニティ保育推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	市コミュニティ保育推進事業補助金交付要網					
歳出予算額(平成17年度)	5.099千円				=	
歳入予算額(平成17年度)						
	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
【事務事業の内容】		該当なし 【参考】 ・グループ数 4 ・対象者数 約60人	該当なし 【参考】 ・グループ数 1 ・対象者数 約30人	該当なし 【参考】 ・ファミリー・サポートゲーループ 1 ・育児サークル 3 対象者数 約35人	該当なし (参考) グループ数 5 対象人数 53人	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
	事務事業名		協議ランク			
10	児童福祉関係団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部)会 ————————————————————————————————————		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	663千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 「児童福祉関係団体に補助を行い、児童福祉行政の活性化を図る。 【内容】 「相模原保育ウイーク実行委員会補助金相模原保育ウイーク(保育所等の保育内容を地域住民に理解立変に行委助的成立を行う実施のための「を行う実施のための活動費補助」といる。相模原市保育室及び活動費用を助成する。相模原市領資及び活動費用を助金和立保育衛室及び活動費用を助金和立保育所を動力方等の情報交換、苦情処理の制度会換、苦情処理の制度会換、苦情処理を開発の関係と換、表情機原認定保育室を活動費用を助成する。 相模原保育工会保育工会に研修、苦情処理のあり方等の「たたいして、その活動費用を助成する。相模原保育工会に研修、苦情処理を削減を表情が発育。 「参考】 「一切対象団体数 各 1 補助定額 「参考】 「参考】 「参考】 「参考】 「参考】 「参考】 「おいているのでは、またいのでは、また	該当なし【参考】 ~ 間での対象団体数 0	該当なし 【参考】 - 間での対象団体数 0	該当なし【参考】 ~ 間での対象団体数 0	該当なし【参考】 ~ 間での対象団体数 0	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	入所児童災害見舞金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名 根拠法令等	保育課 市児童生徒災害見舞金条例	福祉推進課 城山町立学校等災害見舞金支給条例 城山町立学校等災害見舞金支給条例施行規則	児童福祉課	こども課	健康福祉課
歳出予算額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)	0千円	30千円			
【事務事業の内容】	【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。 【内容】 医療見舞金 10~200万円 障害見舞金 20万円以内 歯科見舞金 歯1本につき、5万円 【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 (平成16年度決算金額 54千円) *上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。	【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病。身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。 【内容】 医療見舞金 1~35万円障害見舞金 5~100万円 甲駅見舞金 100万円 【参考】 (偶発性が高い給付のため、特にありません。(平成16年度決算金額 0千円) *上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。	該当なし 【参考】 件数 10件(スポーツ振興センターへの請求)	該当なし 【参考】 独立法人日本スポーツ振興センター、災害 共済に加入	該当なし 【参考】 独立法人日本スポーツ振興センター、 災害共済に加入

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	民間保育所入所児童保育委	託	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市保育所入所児童委託費支弁要綱市保育所運営委託料交付要網市障害児保育推進事業委託料交付要網市開所時間延長促進事業委託料交付要網				
歳出予算額(平成17年度)	5,071,596千円				
歳入予算額(平成17年度)	2,234,770千円				
【事務事業の内容】	【目的及び内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	保育所入所児童保育委託 相模原市が児童福祉法第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合の、保育の実施に要する費用につき、第45条の最低基準を維持さるために要する費用を民間保育所に委託料として改立の基準を維持としての表別では、保育所に対して助成は、保育所に連当の場合では、保育所に対して助成する。、関書児保育機のでは、保育者のがである。、関連、保育、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	*城山町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・決定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。 【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。	*連入井町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。 【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。	*相模湖町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。 【参考】 民間保育所の数がであるため、事業経費については生じることはないと思われる。	*藤野町内の児童が管外の民間保育所に 入所した場合において、国で定めた年齢 ごとの保育単価・事務暖費・施設機・能強 化推進費、都や市ごとに定められた加算 分等については、民間保育所に対して支 出を行なっている。 【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。

合併協議事項番号	一合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	民間保育所助成費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市乳児保育推進事業委託料交付要網市民間保育所施設整備費補助金交付要網市民間保育所借入償還金補助金交付要網市民間保育所土地賃借料補助金交付要網市分園設置運営補助要網市方因民間保育所運営資金貸付金貸付要網他				
歳出予算額(平成17年度)	537,951千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	目的及び内容 民間保育の一部の補助を行う。具体的には次の 12項目。 乳児保育促進事業補助金施設整備養物。 九児保育保育補助金力園遊營費補助金分園遊營費補助金分園遊營費補助金分園遊營費補助金分園遊營費補助金分園遊營費有促進事業補助金休日保育育工業權制助金休日保育各工業權,由金條一等人等。 2 施設事業費19,201千円対象: 2 施設事業費19,201千円対象: 2 施設事業費6,31千円対象: 2 施設事業費6,32千円対象: 2 施設事業費6,32千円対象: 2 施設事業費6,300千円対象: 3 施設事業費6,300千円対象: 3 6 施設事業費6,31千円対象: 3 6 施設事業費6,31千円対象: 3 6 施設事業費6,31千円対象: 3 6 施設事業費2,882千円対象: 3 6 6 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じる ことはないものと思われる。	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じる ことはないものと思われる。	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じる ことはないものと思われる。	該当なし 【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が 生じることはないものと思われる。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	家庭保育福祉員委託事業				
14	<u> </u>		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	市家庭保育福祉員に関する規則	城山町家庭保育福祉員に関する規則	津久井町家庭保育福祉員に関する規則		
歳出予算額(平成17年度)	0千円	1,050千円	2千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円	126千円	1千円		
【事務事業の内容】	【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童(3歳児未満)を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。 【内容】 次の9項目を委託。 保育単価基本分 児童1人あたり@87,070円 給食助成費 児童1人あたり@ 400円 長時間保育費 月5,500円 代替雇用助成費 月 2,500円 代替雇用助成費 7,680円 委託特別調整費 42,240円 保育奨励金 26,000円 【参考】 当該事業は平成16年度末で事業廃止。	【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童(3歳児未満)を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。 【内容】 2歳未満児1名(12ヶ月)の保育を2名の家庭保育福祉員と委託 名成2) 委託料 85,000円×12ヶ月×2人=1,020,000円保育奨励費 30,000円×2人= 30,000円保育奨励費 1,050,000円【特定財源】<歳人>家庭保育福祉事業負補助金 811,000円家庭保育福祉事業負担金 62,100円【参考】	【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童(2歳児未満)を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。 【内容】 今年度申請なし <歳出> 委託料 1歳以下56,000円 2歳 51,000円 (6ヶ月以上の受託者) 【特定財源】 <歳人> 家庭保育福祉事業負担金 236,000円 【参考】 平成17年度は科目立てのみ	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
古 併 励 俄 争 項 笛 亏 29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	保育所施設整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	353,529千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 保育環境の改善を図るため公立保育所の4歳以上の保育室及び安全な給食のために調理室への冷房設備を設置する。並びに相模原保育園の老朽化等に伴う施設整備を行う。 【内容】 冷房設備設置関係 平成17年度冷房設置工事対象園:4園 平成17年度冷房設置工事対象園:2園 (平成17年度で冷房設置工事は終了予定) 相模原保育園改修問係 仮設園舎土地賃借、仮設園舎建設(リース)、平成17年度以降改修工事予定。 【参書】 今後の大規模な公立保育園施設整備予定田名保育園・平成18年度建設、平成19年度期園舎解体(現在の園舎から別の敷地へ移設となる)。	該当なし 【参考】 (待機児童解消のための保育室等の増築(改築)、 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、 具体的な事務事業化には至っていない。	該当なし 【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、 具体的な事業化には至っていない。	該当なし 【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、 具体的な事務事業化には至っていない。	該当なし 【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	公立保育所民営化推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	公立休月州氏吕北班進爭未	T	AIDD M C C C C C C C C C C C C C C C C C C		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市公立保育所活性化・民間移管計画				
歳出予算額(平成17年度)	13,656千円				-
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	(目的) 多様化する保育ニーズへの対応、民営化により生じる人材の有効活用、限られた財源の有効活用、限られた財源の有効活用、を図るため、現在の公立保育所の一部を、設置主体運営主体ともに民間に移管を行う。 (民設民営) 【内容】 市立橋本保育圏の仮設圏舎での保育開始、組営保育画成17年4月1日から法人の運営による新展舎建設、引と3新保育圏関(橋かして保育圏関、信といるで、定員の拡充及び特別保育の充実化も行う。 【参考】 今後の民営化予定 平成20年度南大野保育圏 平成21年度 文京保育圏 平成21年度 大部保育圏 平成21年度 大部保育圏	該当なし 【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。	該当なし 【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。	該当なし 【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。	該当なし 【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画は ありません。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名						
17	保育所の設置認可等	育所の設置認可等		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課		
根拠法令等	相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要網						
歳出予算額(平成17年度)	0千円						
歳入予算額(平成17年度)							
【事務事業の内容】	【内容】 認可を行おうとする法人(若しくは個人)との事前協議 児童福祉審議会への報告 施設認可、変更認可に係る指導 【参考】1 平成17年度認可実績 1園 (平成17年4月1日付 私立保育園) 当該保育所の設置認可事務については、民間保育所の施設整備とあわせて2名の担当職員で行っている。認可の件数や内容に基等の少事が選します。 一般に当該事務の必要とは建定できないが、書類の数量も多人員は必要と思われる。 【参考】2 平成17年4月1日現在保育所の覧・公立保育園 17園・民間保育園 36園(内2園に分園あり)・認可外保育 面 36園(内2園に分園あり)・認可外保育 面 36園(内2園に分園あり)・認可外保育 面 2 に関保育室 一定以上の基準に達している認可外保育施設に対して助成費を交付。公立・民間保育園定員 6,328人内公立・民間保育園定員 6,328人内、公立・民間保育園定員 6,328人内、公立・民間保育の書く、2,210人民間4,118人入所児童数 6,608人内、公立 2,250人民間4,358人	該当なし 【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。	該当なし 【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。 【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 5園 ・認可外保育園 2園(公立)	該当なし 【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。	該当なし 【参考】 1 神奈川県で行なっている事務事業である。 【参考】 2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 1カ所		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	=	短头 电阻力到点, 电木动点			
9	社会福祉審議会身体障害者	個性等リカイス・番旦の云	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市社会福祉審議会: 社会福祉法第7条第1項、相模原市社会福祉審議会条例 身体障害者福祉専門分科会: 社会福祉法第11条、社会福祉審議会条例第6条 審査部会: 社会福祉法施行令第3条,社会福祉審議会条例第7条				
歳出予算額(平成17年度)	4,075千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 障害者福祉に関する事項等の調査・審議する。 【内容】 1	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	協議ランク			
10	社会福祉協議会補助金(障害者・高	晶祉協議会補助金(障害者・高齢者財産保全管理センター運営費) A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する 規則	津久井町補助金等の交付に係る予算の執行に関す る規則	相模湖町補助金等の交付に係る予算の執行に関す る規則			
歳出予算額(平成17年度)	8,275千円	3,685千円	863千円	716千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	目的] 日常生活(在宅)において、財産の保全または 日常生活(在宅)において、財産の保全または 管理が関係な意思能力のある障害者及び高齢者の 権利を擁護し、居宅生活の安定を図る。 【内容】 実施主体:(福)相模原市社会福祉協議会 実施内容 実施内容 東藤大郎、西藤の権利証等を金融機関の貸金庫を利用して保管する。。 (2)財産管理サービス 日常金の支払の代行等を行う。 (3)権利擁護相談 弁護日よる権利擁護相談等 (4)利用支援サービス 福祉サービスに関する情報提供、手続の援助及び利用料の支払(代行、代理等)、苦情解決制度の利用援助等を行う。 を考】 マ対応 東門員:3名(賃金@174,500円×延べ48月 = 8,376,000円) 生活支援員:4名 (賃金@174,500円×延べ48月 = 8,376,000円) 東門員:3名(賃金@840円×6時間×500日=2,520,000円) 第一日、第一日、第一日、第一日、第一日、第一日、第一日、第一日、第一日、第一日、	【目的】	【目的】	【 宇郎 ・ 日本 ・ 日	該当なし 平成13年度補助金廃止 【参考1】 地域福祉権利擁護事業(県社協委託) 日本のは、1年のなれた家で、地域の業務を実施である。とにより、住宅がなれた家で、の、次の業務を実施を実施を実施の関係を表している。 「対象・施力を実施を表している。 「対象・施力を表している。 「対象・施力を表している。 「対象・施力を表している。 「対象・施力を表している。 「対象・施力を表している。 「対象・施力を表している。 「対象・施力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
10	社会福祉協議会補助金(障害者・高	齢者財産保全管理センター運営費)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		生活支援員 1名(黄金@920円×6時間×168日 = 927,360円 審査会委員謝礼(@15000円×4回×5名 = 300,000円 権利擁護相談弁護士謝礼(25,000円)	< 契約状況> 平成16年度予算	【資金・報酬費等事業費内訳】 生活指導員200,700円×12月=2,408,400円 交通費 18,250円×12月=219,000円 労働保険3,289,875円×10.5/1,000=34,543円 生活支援員1,000円/時間×6時間/日×50週 ×2名=600,000円 旅費交通費 45,600円(1,900円×2回/月 ×12ヶ月) 消耗品50,000円(ファイルFD、契約書資材等) 審査委員会費用弁償 小計 405,000円 弁護士38,000円×6回/年÷2町=114,000円 を師 28,000円×6回/年÷2町=84,000円 社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者 23,000円/回×6回×3名÷2町= 207,000円 要金庫費 100,000円 手数料 50,000円 上記予算の内716,000円を町から活動助成金として頂いています。 生活指導員833円/時間×1.5時間×50週= 62,475円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い			保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名			協議ランク		
11	福祉バス提供事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	個性ハク症状争表	1	AIMO BH 争云 C号 I I I			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市福祉バス提供事業実施要網					
歳出予算額(平成17年度)	6,380千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 福祉団体が目的遂行のために行う行事に使用するパスを提供することにより、経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。 【内容】 対象:福祉団体等(身体障害児者・知的障害児者・知的障害児者・精神障害児者等)実施方法:利用団体の申請に基づいて提供する。(10回につき2日間を限度とする。)利用者負担:無料 【参考】 提供団体数(平成17年度予算)17団体〈障害者書者協会・相模原市故体障害者協会・相模原市技体再投师障害者協会・相模原市市政体不自免・相模原市事政体不自免・相模原市事政体不自免・相模原市事政体不会、相模原市等公司公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
12	障害者福祉団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会			
12		1		1	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	_健康福祉課	
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則	城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する 規則	津久井町補助金等に係る予算執行に関する規則	相模湖町福祉活動補助金交付要綱	藤野町福祉団体活動補助金交付要綱	
歳出予算額(平成17年度)	3,216千円	230千円	327千円	80千円	60千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。 【内容】 対象:市内福祉団体10団体 実施方法:利用団体の申請に基づいて助成する。 【参考】 交付団体(10団体) 市障害児者福祉団体連絡協議会 225千円 みどり会(市精神障害者家族会) 135千円 市身体障害者連合会 135千円 市場疾軍人会 135千円 市勝な年の会 135千円 市財な年のの会 135千円 市時間を全の会 135千円 市時間を全の会 135千円 市実語をなの会 135千円 市事をつなぐ育成会 130千円 市車・大部で表して、一部の千円 市自閉症児・者父母の会 135千円 市障害者地域作業所等連絡協議会(福祉ショップ含む) 1,596千円	【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図 リ、福祉増進の一助とする。 【内容】 対象: 町内福祉団体3団体 実施方法: 利用団体の申請に基づいて助成す る。 【参考】 交付団体(3団体) 町身体障害者福祉会 160千円 町肢体不自由児父母の会 45千円 町めばえ会 25千円	【目的】 福祉団体等の活動に係る経済的負担の軽減を図り、福祉増進の一助とする。 【内容】 対象:町内福祉団体2団体 実施方法:利用団体の申請に基づいて助成する。 【参考】 交付団体(3団体) 町身体障害者福祉会 219千円 町放体不自由児父母の会 54千円 町のぞみの会 54千円	【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図る ため補助金を交付する。 【内容】 対象:町内福祉団体1団体 実施方法:利用団体の申請に基づいて助成する。 【参考】 交付団体(1団体) 相模湖町身体障害者福祉会 80千円	【目的】 会員各位の親睦を深めつつ、福祉の向上を図るため補助金交付する。 【内容】 対象:町内福祉団体1団体 実施方法:利用団体の申請に基づいて 助成する。 【参考】 交付団体(1団体) 藤野町たんぽぽの会 60千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	-		
	支援費制度経費		A協議会 B幹事会 C専門部会	77 ^		
13	又拨頁前及紅頁		Al伽俄云 P针事云 V용I J라고		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	身体障害者福祉法第17条の4、第17条の10等 知的障害者福祉法第15条の5、第15条の11等 児童福祉法第21条の10等	
歳出予算額(平成17年度)	6,838千円	453千円	385千円	254千円	284千円	
歳入予算額(平成17年度)	1,473千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援 費制度に係る事務的経費) 【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会 議、運用会議への出席 かながわ支援費支払総合システムに係る運営 委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム・に関いを表して、利用状況 をシステム化 【参考】 支払総合システム直營委託、かながわ支援費 システム負担金:人口割(市/県)7% 平成17年4月1日現在市人口:623,642人 (平成17年4月1日現在市人口:623,642人 (平成17年4月1日現在市人口:623,642人 (平成17年4月1日現在市人口:523,642人 (平成17年4月1日現在市人口:523,642人 (平成17年4月1日現在市人口:523,642人 (平成17年4月1日現在市人口:523,642人 (平成17年4月1日現在市人口:523,642人 (平成17年4月1日東発育) 第163千円 無用費 351千円 負担金、補助及び交付金(かながわ支援費システム負担金、補助及び交付金(かながわ支援費システム集中 第2144年円 システム開発委託料(データクリーニング処 4,016千円	(目的) 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援費制度に係る事務的経費) 【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席(年12回)かながわ支援費事業者情報提供システムの運用委託その他消耗品の購入 【参考】 支払総合システム回線:1回線 支払総合システム直担会:人口割 く平成17年度予算> 旅費 39千円 需用費 51千円 役務費(支払総合システム回線使用料) 92千円 委託料 172千円 使用料及び賃借料 99千円	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援 費制度に係る事務的経費) 【内容】 「内容】 かながわ支援費支払総合システムに係る運営 委託費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム:障害者のサービス利用状況 をシステム化 【参考】 支払総合システム回線:1回線 支払総合システム回線:1回線 支払総合システム回運営委託、かながわ支援費 システム負担金:人口割(市/県) 平成17年4月1日現在町人口:28,943人 <平成17年度予算 > 旅費 39千円 需用費 21千円 役務費(支払総合システム回線使用料) 109 千円 委託料 216千円(かながわ支援費シス テム運営委託料)	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。(支援 費制度に係る事務的経費) 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会 議、運用会議への出席(年8回) かながわ支援費支払総合システムに係る運営 委託 支援費事業者情報提供システムの運用委託 その他消耗品の購入 障害者システム:隠害者のサービス利用状況 をシステム化【参考】 支払総合システム直營委託、かながわ支援費 システム負担金:人口割 平成17年4月1日現在町人口:10,251人 <平成17年度予算> 旅費 第11千円 需用費 47千円 役務費(支払総合システム回線使用料) 116千円 無用費 47千円 負担金、補助及び交付金(かながわ支援費システム負担金、補助及び交付金(かながわ支援費システム負担金、利助及び交付金(かながわ支援費システム負担金、補助及び交付金(かながわ支援費システム負担金、補助及び交付金(かながわ支援費システム負担金、補助ので書者福祉連絡協議会負担金 3千円	【目的】 支援費制度の円滑な運営を目的とする。 (支援費制度の円滑な運営を目的とする。 (支援費制度に係る事務的経費) 【内容】 制度の円滑な運用を行うための県連絡調整会議、運用会議への出席 (年8個) かながわ支援費支払総合システムに 係る運営委託 支援費事業者情報提供システムの運 用委託 その他判式テム:障害者のサービス利 用参打 支払総合システム化 【多式というなどのでは、10回線 支払総合システムに関係をが わ支援費システム員担金・10,461人 <平成17年度予算) ※16千円 第月費 118千円 (次数6 システム回線 日料等) (交払総合システム回線 日料等) (交払総合システム回線使用料等) (方4 と呼吸が表現を対して、10,461人) (10 を呼吸が表現を対して、10 を呼吸が表現を対して、10 を呼吸が表現を対して、10 を呼吸がある。 18千円 (かながわ支援費システム回線を用料等) (かながわ支援費システム負担金) 80千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
14	障害福祉相談員設置事業 A協議会 B幹事会 C専門部会					
14	<u> </u>		AIDIO			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法第12条の3 知的障害者福祉法第15条の2 相模原市障害福祉相談員設置要綱					
歳出予算額(平成17年度)	675千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 「関書者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、障害者に対する援護思想の音及など、障害のある者の福祉の増進に資する。 「内容】 「関書者相談員 9名 (保護者) 計26名 (資格・原則として、民生委員及び児童委員の職になく、身体障害者と関係と対して、民生委員及び児童委員の職になく、身体障害者と事者では大きない。 「会員、一年に一度、中に活動報告を行う手当、月額2十日の実施(全員、十月額2十日の実施(本書)相談 30千円 600円 一人あたり年時書)相談自跡和、30千円 600円 一人あたり年障害が関係書・2人・腎臓体不自由:10人・視覚障害・3人間・現境で書・9人間・現境でと、と、大年のは、1041人・音声、1041人・東部権能障害:3、414人・知的障害:2、516人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会	建福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	身体障害者福祉バス(あじ	さい号)運行事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	障害福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網 相模原市身体障害者用福祉パスあじさい号運行 事業要網	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
歳出予算額(平成17年度)						
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 車イス等を使用したままで乗車できる車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲を拡大し、障害者の福祉の増進を図る。 【内容】 対象者: 歩行が困難な身体障害者で車イス等を使用しているをとび終めの下肢を存所に住所を有しているを犯び終め下肢の範囲・市内に住所をも数が認め、下肢・体幹機能障害、児り者・上記部・福祉団体等の一般の通所、通所等、福祉団体等の手続き買い物等 「福祉団体等の手続き買い物等」として、市内及び隣接市町利用を方法・温・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし 参考 城山町移送サービス事業 ・事務事業番号D-6-23に記載 【事類目的	該当なし 参考 津久井町移送サービス事業 ・事務事業番号D-6-23に記載 【事業目的] ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進高齢者の生活の支援に資する。 【実施方法】 津久井町 (該当なし 参考 相模湖町八ンディキャブ(リフト付)運行事業 ・事務事業番号0-6-23に記載 【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を運行することにより、交通の不便の解消、を図る。 【事業内容】 歩行が不自由な65歳以上の高齢者で一般の交通機関の利用が困難な者60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者商齢者で下肢が不自由な者増生者ででは、1利用者負担】町内 一につき 70円50km以上 1km毎50円 【実施方法】相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。 【利用状况】 平成16年度 町内 221回 町外 144回 【平成17年度予算】 事業委託料 494千円 特定財源 県補助金 0千円	該当なし 参考 藤野町八ンディキャブ(リフト付)運行 事業 【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者終など一般交近の展析を表すとが通過である。 日常生活を通過である。時期を記した。 日常生活を通知で乗りで、一般のでは、一般の円、一体の円、一体の円、一体の円、一体の円、一体の円、一体の円、一体の円、一体	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名 協議ランク				
16	障害児者入浴サービス事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国) 訪問人浴サービス事業実施要綱 相模原市障害者入浴サービス事業実施要綱	城山町入浴サービス事業実施要網	津久井町入浴サービス事業実施要綱	相模湖町在宅障害者訪問入浴サービス事業実施要 網	藤野町重度障害児者巡回入浴サービス事業 実施要項
歳出予算額(平成17年度)	14,833千円	5,883千円	10,830千円	1,352千円	1,200千円
歳入予算額(平成17年度)	7.341千円	84千円	1,752千円	964千円	900千円
「本務事業の内容」	【目的】 在宅において人浴が困難な障害者に対し、入浴サービスを提供し健全でをらかな生活を営めた。 「内容】 対象 市内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2)で、家庭において入浴が困難な方(介護保険対象者を除く)実施方法 民間業者に委託特定財源 国庫補助金(1/2)身体障害者福祉費補助金 15,206千円 【参考】 平成17年度利用状況(見込)・登録者人数・・・46人・延回数・・・・・1,745回利用者負担:無料	【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者及び 重度心身障害者に対し、特殊治槽を利用して入浴 サービスを行うことにより、ねたきり高齢者等の 福祉の向上を図ることを目的とする。 【対象】 町内に居住するねたきり老人等で次の各号に 該当する者 (1)自力で入浴することが困難でかつ、家庭では入浴することが困難な者 (2)このサービの子を受けることについて、家族の同意と医師の承認を受けている者 【内容】 (1)入浴及び洗髪 (2)血圧、脈拍及び体温の測定 (3)健康相談、助言その他必要な措置 【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託 平成17年度予算 委託料 特定財源:利用者負担額 84千円 平成17年度 利用状況(見込み) 登録者・・・・12人 延回数・・・・590回	【目的】 家庭において人浴の困難な、要介護者及び重度 心身障害者に対して入浴サービス、健康な生活な 維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な 負担の軽減を図ることを目的とする。 【内容】 (1)訪問人浴サービス(人浴車両を利用) 対象 町内に居住する重度心身障害者(身体障害 者手帳・2級及び療育・駅・スクス・大変で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で	【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行うことにより重度障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。 【内容】 対象 町内に居住する重度障害者(身体障害者手帳1・2級)で、自力で入浴することが困難なもの(家庭の同意及び医師の承認を受けている者)実施方法 社会福祉協議会に委託特定財源 国庫補助金(1/2)障害者入浴サービス事業補助金643千円県費補助金(1/4)321千円 【参考】 平成17年度利用状況(見込)・登録者入数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【目的】 在宅において入浴することが困難な在宅 重度障害者に対して、移動入浴車を派遣し、 訪問入浴サービスを行うことにより重度 障害者の福祉の向上及びその家庭の身体及 び精神的な負担の軽減を図ることを目的と する。 【内容】 対象

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	重症心身障害児者通園事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
17		I			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
	(国)重症心身障害児(者)通園事業実施要綱相模原市市重症心身障害児(者)通園事業実施要綱				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	17,237千円				
歳入予算額(平成17年度)	8,618千円				
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、状理者等に必身障害児(者)の福祉の増進に資する。 【内容】 在宅で重症心身障害児(者)の福祉の増進に資する。 【内容】 在宅で生活している重症心身障害児(者)が施設に通園して、リハビリ訓練等をうけるもの対象 市内在住の重症心身障害児者実施方法 社会福祉法人等に委託 (補)慈恵療育会に委託 利用者負担 給食サービス利用料 (食費相当額)等の実費相当額特定財源 国庫補助金(1/2) 心身障害児(者) 福祉対策費補助金 9,061千円障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化【参考】利用者数 登録者数16名平成17年度延べ利用者1,200人(見込み)に一15人×240日)重症心身障害児(者)数 (平成16年10月1日現在)・施設人所者40人・入院 2人・在宅者85人 3135人	該当なし	該当なし	該当の事業はないが、相模湖町心身障害児通園 事業パンダこあら教室において、重症心身障害児 の療育や家庭への支援、相談、助言を行ってい る。 【参考】 H17:対象児あり(脳性マヒ)こあらグループ(週 2日契約)	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会	`		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
18	手話・要約筆記通訳者養成	・派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町		津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課		健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網相模原市手話通記者設置等要網相模原市要約筆記通訳者派遣事業実施要網	(福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者 派遣事業実施要網 (福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会要約筆記者 派遣事業実施要網				
歳出予算額(平成17年度)	8,729千円	24千円				
歳入予算額(平成17年度)	4,480千円	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し社会 参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を 養成するとともに、設置、派遣する。 【内容】 〈手話通訳者等養成事業〉 対象 手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員 を希望する方(市に登録し活動できる方) 実施方法 市社会福祉協議会に委託 ・手話通訳者設置 窓口において障害者の相談・手続き等の手話 通訳にあたる。(相模原福祉事務所、南福祉事務所) 適置 窓口において障害者の相談・手続き等の手話 通訳にあたる。(相模原福祉事務所、南福祉事務所) 派遣 福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を 派遣する。(市等が開催する大会等のにおいて障害者の相談手続き等の 〈要約筆記通訳者派遣事業〉 派遣 福祉事務所への派遣依頼により手話通訳者を 派遣する。(市等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、市役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳) 特定財源 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金4,480千円 【参考】 実施要網に基づき実施。(国カリキュラムにそって実施) 〈手話通訳者等複次講座(人門課程1講座(35時間)、手話通訳者養成講座(長時間)) 手話通訳者養成講座(45時間)) 手話通訳者養成講座(55時間)) 要約筆記奉仕員養成講座(67日課程1講座(20時間))	【目的】 聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し、 社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。 【内容】 〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業〉 派遣 (福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会への 派遣依頼により手話通訳者を派遣する。 (町等が開催する大会等の通訳、個人的な用務で病院、役所、学校等において障害者の相談手続き等の通訳) 【参考】 〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業〉 平成17年度予算 手話通訳者・要約筆記者謝礼(3回)	該当なし		該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	手話・要約筆記通訳者養成	・派遣事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	< 手話通訳者設置・派遣事業 > 平成17年度予算 通訳者:4名 手話通訳者謝礼(4時間未満:4,000円、4 時間以上6時間未満:6,000円、6時間以上:8,000円) 設置件数:79回 流遣件数:79回 ・市派遣 4時間未満 643回 4~6時間 33回 6時間以上 17回 ・県派遣 96回 <要約筆記通訳者派遣事業 > 平成17年度 通訳者:過訳者調者割礼(4時間未満:3,360円、4時間以上6時間以上6時間以上6時間以上6時間以上6時間以上6時間以上6時間以上6				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
19	身体障害者スポーツ・レク	リエーション等事業	A協議会 B幹事会 C専門部会	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名 根拠法令等	障害福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網 (県)身体障害者スポーツ大会実施要網	福祉推進課 (県)身体障害者スポーツ大会実施要網	健康福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網 (県)身体障害者スポーツ大会実施要網	健康福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施要綱 (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	健康福祉課 (国)市町村障害者社会参加促進事業実施 要綱 (県)身体障害者スポーツ大会実施要綱	
歳出予算額(平成17年度)	1,321千円	28千円	0千円	8千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	5千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会 練習会への支援、参加者第 全国障害者スポーツ大会 参加者・多加者・3回計134人(平成16年度実績)選手送迎方法・借り上げパスにより市内から会場へ送迎 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎方法・借り上げパスにより市内から県方で送迎 (大会パス送迎用パス使用料 平成17年度予算・11台 884千円) 身体障害者作品展 看板作成(1回)	「目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会参加者送迎、参加者活 特定財源:日本赤十字社神奈川県支部 県身体障害者スポーツ大会が加助成金 5千円 【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技、フライングディスク」・参加者回計4人(平成16年度実績)選手送迎方法:町マイクロパスにより町内から会場へ送迎	【目的】 身体障害者に対し、各種スポーツ大会の参加支援を行うことにより、健康の維持、体力の増進並びに活発的な精神活動の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会 参加者第 【参考】 県身体障害者スポーツ大会(平成17年度見 込)・参加者:計1回 計1人 現在参加予定者なし 果身体障害者スポーツ大会(平成16年度実 ・参加者:計1回 計0人 日本赤十字社神奈川県支部より各市町村選手団宛の助成金5,000円有り	【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接する機会を設けることにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。 【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」参加者に対し、昼食の手配等の支援(参加者賄) 【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」・参加者:1人(平成16年度実績)	【目的】 身体障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援、スポーツ・レクリエーションに接するとにより、健康の維持、体力の増進等の促進を図る。【内容】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」参加者に対し、昼食の手配等の支援(参加者所) 【参考】 県身体障害者スポーツ大会「陸上競技」・参加者:0人(平成16年度実績)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	身体障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、身体・知的・児 童福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支 援費の支給等に関する規則、身体・知的・児童福 祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る 費用の徴収に関する規則、相模原市居宅生活支援 措置実施要網	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉 法、障害児に係る児童福祉法施行細則、身体障害 者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉 法 津久井町身体身体障害者福祉関する規則 津久井町知的障害者福祉に関する規則 津久井町障害児居宅生活支援費支給規則	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法 児童福祉法
歳出予算額(平成17年度)	1,355,722千円	61,738千円	58,270千円	28,315千円	12,695千円
歳入予算額(平成17年度)	669,135千円	46,303千円	42,880千円	21,235千円	8,498千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 身体障害者等が支援費対象サービスを 利用した場合、その費用を助成するもの。
	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉・居宅介護(ホーム・ガイドヘルブサービス) 【身体障害者】・日帰り介護(デイサービス) 【身体障害者】・短期入所(ショートステイ)【身体障害者】 〈施設訓練等支援> ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】対象者 「支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含む)または、やむを得ない事由により措置される者を表しまたは、やむを得ない事由により措置される者を表しまたは、やむを得ない事由により措置される者を表しまたは、やむを得ない事由により措置をおいた額(国基準)が表しまたは、やむを得ない事由により措置を終いた額(国基準)が表に、では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中	【内容】 対象事業 《居宅生活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・施設(療護的設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 対象者	【内容】 対象事業 〈居宅主活支援> ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・短期八【身体障害者】 〈施設訓練等支援> ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用 著含む)または、やむを得ない事由により措置 される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額 (国基準) 特定財源 (施設入所事業) 身体障害者保護費国庫負担金(1/2) 20,938千円 身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金(1/4) 10,469千円 (居宅介護事業・短期入所事業) 国)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(1/2) 「7,769千円 県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(1/2) 「2参考】 (平成17年度予算) 居宅介護事業(知的障害者も含む) 15,442千円 (内訳)居宅 15,355千円 児童 87千円 ・居宅介護 利用実人数 18人(身体16人、知的 1人、児童 1人)	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・デイサービス【身体障害者】 ・居宅介護【身体障害者】 ・店宅介護【身体障害者】 〈施設訓練等支援〉 ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額(国基準) 特定財源 国庫負担金(1/2)身体障害者保護費負担金(施設入所事業)10,519千円 県費負担金(1/12)身体障害者保護費負担金(施設入所事業)5,259千円 開庫補助金(「/12)年宅福祉事業費補助金(居宅介護事業・短期入所事業)3,638千円 県費補助金(「/12)在宅福祉事業費補助金(居宅介護事業・短期入所事業)1,819千円 国庫補一近公、事業)0千円 国庫補一近公、「/14」在宅障害者福祉対策費補助金(デイサービス事業)0千円 国産、(デイサービス事業)0千円 「受養】 (平成17年度予算)デイサービス事業 0千円 利用回数:0回 居宅介護事業(知的障害者も含む)5,906千円 (内訳)居宅5,906千円	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・デイサービス【身体障害者】・居宅介護【身体障害者・知的障害者・児童】・短期入所【身体障害者】 ・施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者」、施設(療護施設、更生施設、授産施設)【身体障害者」、大変を受けている者(相互利用者含む)または、やむを得ない事由により措置される者支払対象経費支援責領国基準)特定影源、国庫負担金(施設入所事業) 3,794千円、関責負担金(施設入所事業) 1,896千円 国庫補助金(居2)類・第72千円 明責補能企(居2)類・第72千円 明責補能企(居2)類・第72千円 明責補能企(居2)類・第72千円 明責補能企(居2)類・第72千円 明責補金(居2)類・第74千円 明責補金(居2)類・第74千円 明責補金(居2)類・第74千円 明責補金(居2)第14日 日本に表します。 936千円 国庫補助金(1/2)在宅福祉知対策 1936千円 国庫補助金(デイサービス事業) 0千円 明責補助金(デイサービス事業) 0千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	身体障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	施設入所事業 379,008千円 延人数:1,428人(施設数26)短期入所事業 10,494千円 利用実人数:48人延利用日数:1,320日	居宅介護・移動介護(知的障害者も含む) 22,731千円 利用人数39人 延利用時間:9,000時間 施設支援事業 36,558千円 延人数:132人月(施設数9) 短期入所事業 196千円 利用人数:身体2人(延利用日数: 12日)、児童2人(延利用日数: 12日)、児童2人(延利用日数:	延利用時間: 9,696時間 ・移動介護 利用実人数: 9人(身体4人) 延利用時間: 393時間 施設入所事業 42,730千円 延人数: 156人(施設数 9ヶ所) 短期入所事業 98千円	・居宅介護 利用実人数:1人(身体1人、知的0人 、児童の人) 延利用時間:2,208時間 ・移動介護 利用実人数:0人(身体0人、知的 0人、児童の人) 延利用時間:0時間 施設入所事業 21,038千円 延人数:72人(施設数4) 短期入所事業 1,370千円 利用実人数:2人延利用日数:168日	【参考】 (平成17年度予算) デイサービス事業 0千円 利用回数:0回 居宅介護事業(知的障害者も 含む) 4,666千円 (内訳) 居宅 4,471千円 児童 95千円 施設支援事業 7,605千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	身体障害児者補装具・日常	生活用具給付事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法、児童福祉法、相模原市重度身体障害児者日常生活用具給付等実施要綱、相模原市点字図書給付事業実施要綱、相模原市身体障害者補装具等自己負担金補給要綱	身体障害者福祉法、児童福祉法、城山町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要網城山町補装具費用自己負担金交付要網	身体障害者福祉法、児童福祉法 (県)身体障害者援護費県費負担金交付要網 (町)津久井町重度身体障害児者日常生活用具 給付等事業実施要網 (町)町補装具費用自己負担金交付要網	身体障害者福祉法、児童福祉法、相模湖町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要網、相模湖町身体障害者補裝具費用自己負担金交付要網	身体障害者福祉法、児童福祉法、 藤野町重度身体障害者日常生活用具給付等 事業実施要網、藤野町身体障害者補装具費 用自己負担金交付要網
歳出予算額(平成17年度)	303,713千円	10,929千円	9,002千円	3,959千円	7,610千円
歳入予算額(平成17年度)	131,105千円	7,535千円	4,579千円	2,270千円	4,378千円
【事務事業の内容】	【目的】 〈身体障害者日常生活用具給付(国)〉 在宅の重度身体障害者に対し、海標、特殊寝台等の日常生活用具を給付(国)。 今体障害者補裝具給付(国)。 身体障害者補裝具給付(国)。 身体障害者補裝具給付(国)。 身体障害者而対し、東山す、義足等の補装具の交付・修理を行う。 〈身体障害児の日常生活を容易にするため活用具の給付を行う。 【内容】 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容】では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合である。 「内容」では一次の場合では一次の場合である。 「中では一次の場合である。「中では一次の場合により、一次の場合により、一次の場合により、一次の場合により、一次の場合により、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では、「中では	【目的】 《身体障害者目常生活用具給付(県)〉 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常生活用具を給付(国・県)身体障害者に対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理と活用具といる。と身体障害者で行う。 《身体障害者で行う。 《身体障害児の日常生活を容易にすることをもに、日間、別事者を関する。 、身体障害児の管理を行うとともに、日間、別事者を関する。 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」 「内容」	【目的】 〈身体障害者日常生活用具給付(県)〉 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、特殊寝台等の日常者補実具給付(国・県)〉 身体障害者補装具給付(国・県)〉 身体障害者補装具給付(国・県)〉 身体障害者で対し、車いす、義足等の補装具の交付・修理を行う。 〈身体障害児の日常生活を容易によるため、活用具の給付を関連を行うとともに、日常生活を容易になるに、日常生活を容易になる。 【内容】 〈身体障害児の日常生活を発見に、日常生活用具給付(県)〉対象:個和障害相目重異にの過程を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	【目的】 【目的】 「目的】 「身体障害者日常生活用具給付(県) > 在宅の重度身体障害者的付える。 (身体障害者に対し、面で、	【目的】 (目的】 (目的】 (目的】 (目的】 (目的】 (目的】 (目的】 (

公开协议 事伍来只	10.併物達事項		古田並入々		
合併協議事項番号	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		
29 事務事業番号	合性事務事業の収扱い 事務事業名		休健価値部会		
5 111 5 111 5		ᄮᅚᇚᄝᄵᅛ ᆂ ᄴ			
21	身体障害児者補装具・日常	生活用具給 竹事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	【参考】 平成17年度予算() は市単 <身体障害者日常生活用具給付(国) > 給付件数:523件(15件) <身体障害者補装具給付(国) 給付件数:11,663件(交付9,246件、修理2,417件) <身体障害児補装具・日常生活用具給付(国) > 給付件数:4,161件(補装具4,080件、日常生活用具81件)	県負担金(1/4) 身体障害者援護費負担金 1,485千円 身体障害児言語事業費負担金 長補助金(3/4) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生活用具給付等事業補助金日常生活用具給付等事業補助金 1,622千円 【参考】 平成17年度予算 <身体障害者同常生活用具給付(県)> 給付件数:200件(交付180件、修理20件) 自己負担金交付額660,000円 <身体障害別補裝具給付(国・県)> 給付件数30件 自己負担金補給額:216,000円 <身体障害日常生活用具給付(県)> 給付件数:4件	県負担金(1/4) 身体障害者補装具交付費負担金 1,162千円 身体障害児補装具交付費負担金 72千円 県補助金(3/4) 重度身体障害者日常生活用具給付事業補助金 736千円 重度身体障害児日常生活用具給付事業補助金 139千円 障害者システム:なし 【参考】 平成16年度予算 (多体障害者日常生活用具給付(国)> 給付件数:9件 自己負担金補給額:1,850,000円 (身体障害者に落出馬具給付(国)> 件数:340件(交付300件、修理40件)自己負担金補給額:1,850,000円 (身体障害児補装具交付(国)> 体体防患:3件 自己負担金補給額:なし (身体障害児補装具交付(国)> 件数:35件(交付30件、修理5件)自己負担金補給額:290,000円	県負担金(1/4) 身体障害者援護事業負担金 230千円 県補助金(3/4) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金日常生 活用具給付等事業補助金 180千円 【参考】 平成17年度予算 <身体障害者日常生活用具給付(県) > 給付件数:2件 <身体障害者補装具給付(国・県) 給付件数:184件(交付174件、修理 10件) 自己負担金交付額622,183円 <身体障害児補禁具給付(国・県) > 給付件数32件(交付28件、修理4件) 自己負担金補給額:307,532円 <身体障害所生活用具給付(県) > 給付件数:1件	県負担金(1/4) 身体障害者援護事業負担金 634千円 身体障害化援護事業負担金 535千円 県市協会 (3/4) 第 東

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	更生医療給付事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
22	文土区原和门 争未		7、励磁公 时争公 (等) 103公	1	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法相模原市身体障害者補袋具等自己負担金補給要網	身体障害者福祉法第13条の2	身体障害者福祉法第13条の2 (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付 要網 (県)身体障害者援護費県費負担金交付要網	身体障害者福祉法第13条の2	身体障害者福祉法第13条の2
歳出予算額(平成17年度)	35,219千円	349千円	380千円	251千円	1,450千円
歳入予算額(平成17年度)	17.609千円	259千円	283千円	187千円	1.085千円
「「本のでは、」」」、「本のでは、」」、「本のでは、「ものでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「ものでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「本のでは、「ものでは、このでは、「ものでは、このでは、「ものでは、「は、このでは、このでは、「は、このでは、このでは、こので	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置及び手術、病院又は診療所(指定医療機関)への収容、看護、移送など費用負担国の費用負担令だが、市自己負担金補給制度により、自己負担金を全額市が負担特定財源 国庫負担金(5/10)身体障害者高祉費負担金 17,609千円障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化【参考】 平成17年度予算給付者数:150人 給付延人数:733人	【目的】	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付内容 診察、薬リモリスは診療材料の支給、医学的処置及びの収容、看護、移送など費用負担 国の費用負担による自己負担あり特定財源 国庫負担金(5/10): 189千円県負担金(1/4): 94千円 【参考】 平成17年度予算 ・給付者数 3人 ・絵付で返入数と手数料 2千円 ・更生医療給付費 378千円	【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害の除去又は軽減することにより職業能力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、更生相談所の判断により、医療給付が必要と認められる者。 給付内容 指定医療機関へ医療費等の給付費用負担 国庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4) 【参考】 平成17年度予算 給付延人数:2人 使生医療審查事務手数料 2千円 更生医療費	1,085十円 【目的】 身体障害者の更生に必要な医療(心臓手術、人工透析等)について、その障害 の除去又は軽減することにより職業能 力を増進し、日常生活を容易にするもの。 【内容】 対象者 身体障害者も緩析の判断により、医療給付が必要と認められた者。 給付の容 指定医療機関へ医療費等の給付費用庫負担金(1/2) 県費負担金(1/4) 【参考】 平成17年度予算 給付延免数:15人 使生医療費 1,447千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	障害者手帳交付診断料助成	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市身体障害者手帳等交付診断料助成要網	城山町身体障害者手帳等交付診断料助成要網	津久井町身体障害者手帳交付診断料助成要綱		藤野町身体障害者手帳診断料補助事業実施 要網
歳出予算額(平成17年度)	7,043千円	242千円	384千円		50千円
	0千円	0千円	0千円		17千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断・検査経費の 作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の 一部を助成し、負担の軽減を図る。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 助成額 限度簡4,000円 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成17年度予算 ・助成件数2,100件 (身障分1,860件、精障分240件) 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 (各年度4月1日現在) ・平成15年度: 749件 ・平成15年度: 927件 ・平成17年度:1,367件	【目的】 身体障害者手帳交付のために要する診断書料を 助成することにより、手帳取得にかかる負担を軽 減する。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者 助成額 限度額4,000円 【参考】 平成17年度予算 ・助成件数60件	【目的】 身体障害者手帳等の交付申請に必要な診断書の作成及び、診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。 (知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている) 【内容】 対象者 町内に居住する身体障害者手帳の交付を受けた者(精神障害者手帳の診断料に対する助成は行っていない)助成額 限度額4,000円障害者システム:なし 【参考】 平成14年度実績: 60件 219千円平成15年度実績: 76件 293千円平成16年度実績: 76件 293千円平成16年度実績: 96件 384千円精神障害者保健福祉手帳新規発行件数(各年度4月1日現在)・平成16年度: 11件・平成15年度: 13件	該当なし(平成16年度より廃止) 精神障害者保健福祉手帳新規発行件数 (各年度4月1日現在) ・平成14年度: 3件 ・平成16年度: 8件 ・平成17年度: 0件	【目的】 身体に重度の障害をもつ方が身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書の作成及び診断書作成に必要な診断・検査経費の一部を助成し、負担の軽減を図る。(知的障害者の療育手帳交付の診断は、児童相談所が無料で行っている) 【内容】 対象者 障害が重いために身体障害者手帳の交付申請に際し、身際法第15条指定医の往診を求めることが止むを得ないと町長が認めた者 助成額 限度額7,000円 障害者システム:なし 【参考】 平成14年度実績: 0件 0千円 平成15年度実績: 0件 0千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	住宅設備改善費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、相模原市重度障害者住宅設備改善費助成要網	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、城山町原市重度障害者住宅設備改良費補助要 網	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、津久井町重度障害者住宅設備改良費補助金 交付事業実施要網	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 綱、相模湖町重度障害者住宅設備改良事業費補助 金要綱	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金 交付要綱、藤野町重度障害者住宅設備改良 事業費補助金要綱
歳出予算額(平成17年度)	28,125千円	950千円	900千円	400千円	1,400千円
歳入予算額(平成17年度)	3,628千円	525千円	500千円	200千円	700千円
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 現境職者割用音声インターネットソフトの購入(限度額50万円) 視覚障害者用音解がリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円) 特定財源	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声インターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報パリアフリー化支援に要するパソコト週辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3度度額10万円) 特定財活	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成し、生活環境整備の促進を図ることにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2級の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額40万円) 天井走行式移動リフトの設置(限度額100万円) 環境制御装置の設置(限度額60万円) 視覚障害者用音声オンターネットソフトの購入(限度額5万円) 障害者情報パリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器及びソフト等の購入(補助率2/3限度額10万円)	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の住宅設備を障害者に適するように改善するための経費等を助成することにより、在宅生活を容易にし、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2・3級 + IQ50以下、知的障害IQ35以下の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事(限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担額あり特定財源 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助金200千円 【参考】 平成17年度予算見込助成件数:1件	【目的】 在宅の重度障害者又は保護者が居宅内の 住宅設備を障害者に適するように改善する ための経費等を助成することにより、在宅 生活を容易にし、もって福祉の増進を図る ことを目的とする。 【内容】 対象者 身体障害者手帳1・2・3級 + 1050以 下、知的障害1035以下の者等 対象工事等 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の 改善工事(限度額 1件40万円) ただし、所得区分に応じて自己負担 額あり 特定財源 県補助金(1/2) 在宅障害者福祉対策事業補助 700千円 【参考】
	県補助金(1/2,10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金3,628千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成17年度予算見込助成人数:104人	県補助金(1/2,10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金 525千円 【参考】 平成17年度予算見込助成人数:4人	特定財源 県補助金(1/2、10/10) 在宅障害者福祉対策事業補助金500千円 障害者システム:なし 【参考】 平成17年度予算 助成件数:3件 900千円 平成14年度助成状況(実績) 助成件数:0件 平成15年度助成状況(実績) 助成件数:1件 184千円 平成16年度助成状況(実績) 助成件数:0件		平成17年度予算見込助成件数:3件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	自動車運転訓練費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
25		1		1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網相模原市下肢等障害者自動車運転訓練費助成要網	城山町下肢等障害者自動車運転訓練費助成要網	(町単)津久井町下肢等障害者自動車運転訓練費 補助事業実施要網		(県)市町村障害者社会参加促進事業実施 要綱 藤野町下肢等障害者自動車運転訓練費助成 要綱
歳出予算額(平成17年度)	700千円	100千円	100千円		100千円
歳入予算額(平成17年度)	466千円	0千円	0千円		60千円
『事務事業の内容』	【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。 【内容】 対象者 ・身体障害者手帳「級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 ・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者 助成額:自動車教習所ないて、技能別を 受けるために直接要する。 特定財源: 国庫補助金(2/3) 身体障害者福祉費補助金 466千円 障害者システムと「障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成17年度予算見込 助成件数:7件	【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等障害者が社会 活動への参加を促進する。 【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体 幹・内部障害を有する者 助成額:自動車教習所において、技能試験に 合格すると3以内の額(限度額10万円)。 【参考】 平成17年度予算見込 助成件数:1件	【目的】 自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、下肢等の障害者が 日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就分等 社会活動への参加を促進することを目的とする。 【内容】 対象者 ・身体障害者手帳(級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者 助成額:自動車教育において、技能教習を 受けるために直接要する費用の2/3 以内の額(限度額10万円)を助成す る。 特定財源: 国庫補助金(2/3) 身体障害者記書福祉費 の千円 障害者システム:なし 【参考】 平成17年度予算見込 助成件数:1件 100千円 平成14年度助成状況(実績) 助成件数:0件 平成15年度助成状況(実績) 助成件数:0件 平成16年度助成状況(実績) 助成件数:0件	該当なし	【目的】 下肢等の障害者が、自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。 【内容】 ・身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹・内部障害のある者・身体障害者手帳1級の上肢障害のある者助成額:自動車教習所において、技能教習を受けるために直接要する費用の2/3以内の〔限度額10万円〕を助成する。 特定財源: (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3) 市町村障害者社会参加促進事業補助金(9/3)市町村障害者社会参加促進事業補助金・60千円 【参考】 平成17年度予算見込助成件数:1件

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	自動車改造費助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網 相模原市障害者自動車改造費助成要網	城山町身体障害者自動車改造費助成要網	(町単)津久井町重度身体障害者自動車改造費補助事業実施要網		(県)市町村障害者社会参加促進事業実施 要網 藤野町身体障害者用自動車改造費助成事業 実施要網
歳出予算額(平成17年度)	1,600千円	100千円	100千円		100千円
歳入予算額(平成17年度)	1,066千円	0千円	0千円		60千円
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、・ ともに該当する者 自らが所有し運転する自動車で操向操作等 (ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者 前年の所得制課経が所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 助成額:改造に要する経費(限度額10万円)特定財源:国庫補助金(2/3) 身体障害者編社費補助金 1,066千円障害者システム化 【参考】 平成17年度予算 助成件数:16件	(目的) 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を障害に適するように改造する経費を助成することにより、日常生活の利便を図る。 (内容) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、 ともに該当する者自動車の操縦装置等の一部(ハンドル・ブレーキ・アクセル等) を改造する必要がある者前年の所得税職税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者助成額:改造に要する経費(限度額10万円) 【参考】 平成17年度予算 助成件数:1件	【目的】 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。 【内容】 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、・ ともに該当連転する自動車で操向操作等 (ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部を改造する必要がある者前年の所得制限額を超えない者 助成額:改造に要する経費(限度額10万円) 特定財源:書書福祉費補助金 0千円障害者システム:なし 【参考】 平成17年度予算助成件数:1件 100千円平成14年度助成状況助成件数:1件 100千円平成15年度助成状況助成件数:0件平成16年度助成状况助成件数:0件平成16年度助成状况助成件数:0件	該当なし	(目的) 身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に適するように改造する経費を助成する。 (内容) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、所有し運転する者自身体で等(ハンドル・ガレーキ・アクセル等)の一部を改造自動中の所得制限額を超えない者助成額・改造に要する経費(限度額10万円)特定財源: (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金(2/3)市町村障害者社会参加促進事業補助金60千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	自動車燃料費助成事業				
21	日劉毕然科員助成争未		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅重度障害者等自動車燃料費助成要網	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要網			
歳出予算額(平成17年度)	25,400千円	10,137千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円			1
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の重度障害者等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、重度障害者等の分離と数の増進を図る。 【内容】 対象者 ・身体障害者手帳1・2級 ・知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 ・特定疾患にり患している者 ・小児特定疾患にり患している者 ・小児特定疾患にり患している者 ・抗神障害者保健福祉手帳1・2級 助成額(燃料券) ・自己運転(自己所有)@1,000円×24枚 = 24,000円/年 ・家族運転(家族所有)@1,000円×24枚 = 12,000円/年 年度途中からの助成は、月割枚数を交付 タクシー利用料助成との重複受給不可 【参考】 平成17年度予算 ・交付者数:1,768人(本人運転642人、家族運転1,126人) ・利用枚数:25,000枚(本人運転9,500枚、家族運転15,500枚)	【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。 【内容】 対象者(H17.4.1現在 施設入所者、長期入院者、社協移送サービス登録者を除く。)・身体障害者手帳1・2・3級 (338人)・知的障害者 A1・A2 (38人)・特定疾患にり患している者(17年4月現在把握者数) (30人)・リウマチ患者で身体障害者手帳(6級以上)を所持している者 (17年4月現在把握者数) (30人)・リウマチ患者で身体障害者手帳(6級以上)を所持している者 (199人)助成額(ガソリン券)の600円×60枚=36,000円/年年度途中からの助成は、月割枚数を交付(4・5月に関しては満額を助成)現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。(タクシー券・バス共通カードは福祉タクシ 利用料助成事業内) 【参考】 平成17年度予算・交付者数:290人・利用枚数:18,235枚	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
29			Mic Aid			
29	障害児者宿泊費助成事業	T	AIMの機工 P针手工 U等门部公	1		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市障害児者等宿泊費助成要綱					
歳出予算額(平成17年度)						
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 関書児者が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用 の一部を助成し、社会参加の促進を図る。 【内容】 対象者 場体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている者 障害者更生相談所・児童相談所で知的障害 と判定された者 特定疾患にり患している者 その他市長が認めた者 ~ の家族等介護者1名 助成内容:年度101泊分に対し、3,000円の 【参考】 平成17年度予算見込み 利用者数:1,791人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	更生訓練費等支給事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法 (国)身体障害者保護費負担(補助)金交付要網	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要網	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援等県費負担(補助)金交付要綱	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要網	身体障害者福祉法17条の14 (県)身体障害者施設訓練等支援費等県費負担金交付要網
歳出予算額(平成17年度)	2,890千円	283千円	114千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	1,445千円	212千円	85千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるう支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練した費用のアジモ・計の負担する。身体障害者更生支援施設の入通所者が更生訓練を終え、就職又は自営立事る場合に就職支度金(金品)を支給する。身体障害者更生支援施設に入所している者であって生活保護受給者以に入りしている者であって生活保護受給者以に入りしている者が象となる収入(更生訓練費相当額を必要経費として控除すると強の額が27万円以下の者 身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職等直接を終した後の額が27万円以下の者 身体障害者更生援護施設に入通所しており、就職時に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用のでは、対象費用更生訓練に要した費用のでは、対象費用更生訓練に要した費用のでは、対象費用更生訓練に要した費用のでは、対象費用更生訓練に要した費用のでは、対象費用更生計算を終り、施設通所に要した者対象費用を終り、1,050円/月(施設種別ごとに異なる)・施設通所に係る費用は、施設種別問わず一律280円/回(国基準) 就職支度金@36,000円 特定財源:国庫管力を受力といる。1,445千円障害者不分、25年、25年、25年、25年、25年、25年、25年、25年、25年、25年	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が施設通害者更生支援施設の入通所者が東と調解を終え支度とで費用の一部を明白立て。身体障害者を終え支度企会品別を支援により、以前の場合を終え支度企会品別を支援に入所している者であってなる収入(更生訓練費の解りから可能を対象とと観音とは一般の額がアカ円以下の者とは調整では、一般で開いました。一般では、一般で開いました。一般では、一般で開いました。一般では、一般で開いました。一般では、一般で開いました。一般に設通所により、一般に設通所により、表別を開いました。一般に設通所に係る費用と、一般に設通所に係る費用は、施設種別問わず一様で財源:県東は金のの円、「無数種別問わず一様で財源:県東は金のの円、「無数種別問わず一様で財源:県東は金の36,000円、「特定財源:県東は金の36,000円、「特定財源・県原建金の36,000円、「大き財源・県東は金の36,000円」をに関なる1、1、1、1年間、1年度を発力を発力を発力を発力を発力を発力を表別により、1、1、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間、1年間	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業には治療や日常生活の接続を受けること。 【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更進により、身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生調練に要した費用ので要性調解を終する。身体障害者更生支援施設の入通自立する場合に就職支度会(金品)を支給する。 対象者 身体障害者更生援護施設に入所している者であっな場合を終む支佐(金品)を支給する。 対象者であっなる収入(更生訓練費相当額を出別金との理別を支給する。 対象者であっなる収入(更生訓練費相当額を出別の語が10万円以下の者。 身体障害者更生援護施設に入時制主領所しておりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	【目的】 身体障害者が、施設に入通所して日常動作の訓練、職業訓練または治療や日常生活の援護を受けることにより、自立した生活を送れるよう支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生訓練のため、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で	【目的】 身体障害者が、施設に入通療学生活の援護を受けることを持ての損害を受けることを活を送れるよう支援を行う。 【内容】 身体障害者更生支援施設において身体障害者が更生を調練した費用費用の一部を可が負担する場合に就職立度全部を発表した。 対象者 身体障害者更生支援施設にあれて身体で重視を終める場合に対して対しまする場合に対しては利用者自動を対した者の自動を対した者の自動を対した者が、対象費用更生制練に要した費用及び更生制練費相当額を必要経過があり、対象費用更生制練性の影響を担保護施設の目的であり、就職等を投入して出り、動物を関が配設と関係を対した者対象費用更生訓練に要した費用及した者対象費用更生訓練に要した費用及び更生訓練のため施設通所に要した費用の一部・1,050円/月(施設通所に係る費用は、施設種別では280円/月(施設利で一定280円/月(施設利で一定280円/月(施設市で280円/月(施設通行に係る費用(国基準)就職支度金の36,000円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	特別障害者等福祉手当支給事業 A協議会 B幹事会 C専門部会				
32	付別牌古有守備性于日文紀	丁未 	A MM 成公 D 計事公 O 等 I J 即 公	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	164,569千円				
歳入予算額(平成17年度)	122,844千円				
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の障害児者に対し手当を支給し福祉の増進を図る。 【内容】 対象者 特別障害者手当:20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活に常時特別の介護を必要する者(国民年金庫等等級の1級に該当する者のうち、特に重度の障害別、一般に見て中華に関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	I MARINE F				
33	在日外国人障害者等福祉給	竹 金文紹事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県)外国籍県民高齢者・障害者等給付金助成事業補助金交付要綱 相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給 要綱				
歳出予算額(平成17年度)	2,160千円				
歳入予算額(平成17年度)	720千円				
【事務事業の内容】	【目的】 国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たす事が出来ない者(国籍要件や医住要件により加入できなかった者) で国民年金や厚生年金などの公的年金を受給していない者に福祉給付金を支給し、その福祉の増進を図る。 【内容】 対象者(共通要件) - の いずれかに該当する者(共通要件) - の いずれかに該当する者(共通要件) - の いずれかに該当する者(共通要件) - の いずれかに該当する者(共通要件) - の いずれかに該当する者の問題をとしている。 原則としている。 原則として、公的年金を受給していない (個別要件) 昭和37年(1982年) 1月1日前に生まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年) 1月1日前に埋まれた重度又は中度の在日外国人の障害者で、昭和57年(1982年) 1月1日前に増生まれた重度又は中度の日外国人の障害者で、昭和57年(1982年) 1月1日前に増生まれた重度又は中度の日外国人の障害者で、昭和57年(1982年) 1月1日前に増生が発生した書昭和57年(1982年) 1月1日前に増生が発生した重度又は中度の日外国人の障害者で、昭和57年(1982年) 1月1日から昭和61年(1986年) 3月31日までの間に障害が発生した重度又は中度の日本国内に住所がなかった者生活保護の受給と本人の所得額による支給制限有り(重度障害者)身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する者(中度障害者)身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかに該当する者 東度障害者・月額36,000円中度障害者・月額36,000円中度障害者・月額36,000円で発力に正座振替により支給 列は第20円 5分)にコ度時間金(1/13)外国籍高齢者・障害者のサービス利用状況をシステム 「響者システム」で表述を対して、1月30日の円で、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、1月31日ので、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
34	身体障害者ケア付住宅設置	運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国)身体障害者自立支援事業実施要綱 (国)身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付 要綱 相模原市身体障害者ケア付住宅設置運営事業補助 金交付要綱					
歳出予算額(平成17年度)	31,137千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 介護体制が整い、必要な整備が施された住宅の運営や、これらの住宅を運営する団体への助成を行ない、重度身体障害者の自立生活を支援する。 【内容】 設置運営基準 人居対象者 身辺動作の介助、生活関連動作の援助を必要とし、自立の意欲がある18歳以上の身体障害者 人居定員 市制度: 概ね5人程度 国制度: 5-9、10-14、15-の3区分ケア体制 身辺動作の介助、生活関連動作の援助及び緊急時の対応を図るなどのサービスを安定的に供給する体制を確保する。 運営委員会の設置 人居者、指導員、介助者等を構成員とした運営委員会を設ける。費用負担 人居者は、飲食費・光熱水費・家賃その他 私的な生活費を負担する。 事業内容 市制度(置管費補助金) 障碍者の住まいを考える会「シャローム」 @95、000×人居者数×月数 国制度(委託) (福)県央福祉会3ヶ所 @8、859、000円(予算)×3 特定財源: 国庫補助金(1/2) 身体障害者福祉費補助金13、287千円 【参考】 市制度(運営費補助金):1か所 国制度(委託):3か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
		中代电光					
35	身体障害者ケア付住宅家賃	<u> </u>	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
	相模原市生活ホーム等住宅家賃助成事業補助金交付 要綱						
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	3,282千円						
歳入予算額(平成17年度)	0千円				1		
【事務事業の内容】	【目的】 ケア付住宅利用者の家賃を助成することにより、経済的負担を軽減し、地域での自立した生活を支援する。 【内容】 交付対象 ケア付住宅運営主体 補助対象経費 家賃(管理費、共益費、消費全を含む)とし、入居者が負担する分に充てる 補助率 1/2 月額120,000円を限度とする。 【参考】 平成17年度予算 対象施設:4か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	重症心身障害児施設建設資	金借入償還金補助事業			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
中业無力			プキンプア PJ 健康福祉課	(1口1天/PDP) 健康福祉課	健康福祉課
担当課名 根拠法令等	障害福祉課 相模原市重症心身障害者等福祉施設整備に係る建 設資金の借入償還金補助金助成要綱	福祉推進課	延凍価促誘) 建液偏化課	健康備化課
歳出予算額(平成17年度)	4,060千円				
歳入予算額(平成17年度)					
「事務事業の内容」	【目的】 社会福祉法人が重症心身障害者等の施設建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」及び「県社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。 【内容】 助成内容:借人償還金(元金)の1/4を補助金として交付する。 ・元金分の負担割合 県3/4・市1/4 ・利子分の負担割合 県社会福祉協議会が全額負担 「但し、平成13年度からは県が全額補助) 【参考】 補助金交付先:1か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
37	民営鉄道駅舎垂直移動施設	救供車業は助今	A協議会 B幹事会 C専門部会		
31		置		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課・地域整備課
根拠法令等	(県)民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助 金交付要網 相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助 金交付要網			県)民営鉄道垂直移動施設設備整備事業補助 金交付要綱	県)民営鉄道垂直移動施設設備整備事業 補助金交付要網
歳出予算額(平成17年度)	0千円			0千円	66,666千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円			0千円	16,666千円
【事務事業の内容】	【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。 【内容】 補助対象経費 1基5,000万円を上限額とする。補助基準額 補助対象経費の1/3 (県1/2・市1/2) 補助対象経費の移負担割合については、国1/3、県市1/3、事業者1/3、となる。 【参考】 平成17年度整備 の駅 平成18年度整備(予定) 2駅(4基)	該当なし	該当なし	【目的】 民営鉄道事業者が駅舎にエレベーター・エスカレーターを整備する際その経費の一部を助成し、 障害者や高齢者の利用に配慮した環境の整備を促進する。 【内容】 補助対象経費	【目的】 藤野駅移動円滑化基本構想に定める特定 事業のうち、町の玄関であるJR藤野駅のラ 大内跨線橋に、お年寄りや身体障害者等が スムーズな公共交通機関の利用ができるようエレベータ2基の設置と身体障害者が安心して利用できる多目的トイレの設置に関して、Rに補助を行う。 【内容】 事業費 200,000千円 補助対象経費の財源内訳 国1/3 町1/3 町1/3 町1/3 、駅1/3 町食担額 66,666千円 うち県費 16,666千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29			保健福祉部会			
事務事業番号	国際主義の表現では、日本の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の		協議ランク			
39	身体障害者手帳交付事務	_	A協議会 B幹事会 C専門部会	_		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法 相模原市身体障害者障害程度認定に関する要網 相模原市身体障害者障害程度再認定に関する要網 等	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項	身体障害者福祉法第15条 身体障害者福祉法施行令第1条第3項 身体障害者福祉法施行令第3条第1項	
歳出予算額(平成17年度)	232千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円				1	
【事務事業の内容】	【目的】 法に定められた身体障害の障害程度に該当する人に対し、身体障害有手帳を交付する。 【内容】 手帳交付の流れ 手帳交付申請請 指定医師の診断書を添えて申請する。(福祉事務所) 内部審査 市障害福祉課で診断書内容の審査を行う。 審査部会審査 内部需査で基準に適合しない場合、市から社会福祉審議会に諮問し、審査委員が審査して結果を市に答申する。診断書に疑義がある場合は、申請者に返戻せず診断書作成医師に内容を照会する。	県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に 諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を 経由するのみ。	県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に 諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を 経由するのみ。	県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に 諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を 経由するのみ。	県総合療育相談センターが県社会福祉審議会に諮問し、答申を受け身体障害者手帳を交付する。 町は申請者からの申請及び県からの手帳交付を経由するのみ。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
40	在宅障害者家庭内作業指導	温兴声	Midia			
40	11 七牌古自家庭內 11 未拍导	进 己争未	7 加俄公 D针争公 0号门即公		_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市在宅障害者家庭內作業指導事業補助金交 付要網 相模原市在宅障害者家庭內作業指導事業実施要領					
歳出予算額(平成17年度)	4,800千円					
歳入予算額(平成17年度)					1	
【事務事業の内容】	【目的】 外出が困難な在宅障害者を対象に家庭内でできる作業を提供・指導し、働く喜びと社会参加の意識を高める。 【内容】 対象者 知的障害・肢体不自由・視覚・言語等の障害があり、後等への就労や、地域作業所等への通所が困難な者で、市長が適当と認めた古様の記念に対したのでは、カランク・20名以上 Bランク・15~19名 Cランク・10~14名 指導員等 1名以上を配置する。 作業内容 作業材料の配布・作業指導・製品の回収・作業の指導 工賃加入から必要経費を控除した額を工賃として支払う。 【参考】 平成17年度対象数 1(8ランク) 連営費補助 ・ Aランク・5、100千円/年・8ランク・4、500千円/年・Cランク・4、500千円/年	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
41	障害者地域作業所運営事業		mag フンプ A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要 網、(県)精神障害者地域作業所指導事業補助金 交付要網、相模原市障害者地域作業指導事業補助 金交付要網、相模原市障害者地域作業指導事業実 施要領	町立障害者地域作業所条例 障害者地域作業所等の重度加算負担に関する協定書 障害者地域作業所等の運営費補助にかかる負担に 関する協定書	町障害者地域作業所条例 (県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要網	(県)在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱 相模湖町福祉活動費補助金交付要綱	(県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金 交付要綱 藤野町障害児者地域作業所運営費補助金 交付要綱
歳出予算額(平成17年度)	400,456千円	29,912千円	12,513千円	13,690千円	13,922千円
歳入予算額(平成17年度)	89,685千円	20,634千円	5,185千円	9,315千円	4,885千円
(本成八子長) 「事務事業の内容」	(目的) 障害者の地域ケア対策の一環として、地域の協力により、統立を適じて、地域社会の一員として生活することを促進する。 【内容】 対象 障害 表 は	2,0,634円17 (高的)	(目的) 町内に居住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 (内容) 対象 町内に居住し、就労することが困難な在宅心身障害者 実施主体 津久井町障害者地域作業所(竹の子作業所) 民間 利用定員等 Bランク:15-19名 作業内部 解析を (1/2) 障害者地域作業指導事業補助金5,185千円 【参考】 平成17年度予算 民間・作業所者数 (身体・知的):17人 運営費補助基準額・Bランク:9,050千円/年 【平成17年度予算額】 町補助金 10,370千円(内 運度加算 13,20千円)適所交通費補助 984千円施設管理委託 1,159千円 計1 12,513千円	【目的】 「目的】 「目的】 「同内に在住し、就労することが困難な在宅の心身障害者が社会参加する場として、また一般就労へのステップとして地域作業所を運営する。 【内容】 対象 知的障害、肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害者・その他の身体障害者 実施主体 相模湖町障害者地域作業所(マーブリングハウス)民間 利用定員等 Cランク:10~14名 作業内容 作業訓練を基本とし、就労意欲の通養・人間関係の習得・注話習情等の指導 1自主作業 契袋作業・ブラスチック材作業・シール貼り等・工賃 1日 250円程度 県補助金(1/2) 平成16年度予算 民間・作業指導事業補助金4,090千円【参考】 平成16年度予算 民間・作業所数・(身体・知的):13人運営費補助基準額・Cランク:8,250千円/年 (やまのべ館)民間 在宅精神障害者地域作業所 県補助 5,225,000円町負担分 5,510,000円割 10,735,000円の計 10,735,000円の計 10,735,000円の円間負担内訳)4町の人口割・通所者割で算定域山中(3人) 779,221円津久井町(18人) 2,715,897円相模湖町(9人) 1,149,634円聴野町(6人) 865,248円計 (36人) 5,510,000円 通所者交通費助成やまのべ館(7人分) 165,000円	(目的)

·····································	専門部会名 保健福祉部会		
	協議ランク		
41 障害者地域作業所運営事業 A協議会 B幹事会 C専門部会			
「事務事業の内容			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
42	障害者小規模通所授産施設	運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)知的障害者施設措置費国庫負担金交付要網 (国)身体障害者保護費国庫負担金交付要網 (国)精神保健費等国庫負担金交付要網 相模原市小規模通所授産施設運営費補助金交付要網	(県) 神奈川県精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要綱助金交付要綱 (県) 神奈川県精神障害者小規模通所授産施設運 営費補助金交付要綱 城山町精神障害者小規模通所授産施設運営費補助 金交付要綱			
歳出予算額(平成17年度)	14,442千円	12,552千円	1,233千円	326千円	1,086千円
歳入予算額(平成17年度)	7,951千円	10,141千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。 【内容】 対象 知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚・言語障害・精神障害等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認める者。設置・運営主体社会福祉法人または公益法人利用定員等・10~19名施設整備基準作業室又は作業所・静養室・食堂・洗面所・便器・他施設との共同使用可能。職員配置、知的障害者及び身体障害者小規模通所授産施設にあっては生活指導員、作業指導員と離務が可あっては、施設長・生活指導員を施設長にあっては生活指導に、施設長にあっては生活指導員と推議を表して、施設長・生活指導員を施設長にあっては生活指導員を施設長にあっては生活指導に、施びは精神障害者が提高して、第1人以上が構造し、施設長に表表が可。特定財源、県補助金(3/4、1/2)精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金(3/4、1/2)精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金(3/4、1/2)精神障害者が規模通所授産施設運営費補助金(3/4、1/2)精神障害者が規模通所授産施設運営費補助なり、実務責計が所補助基本額 10,500千円 準務費特別加算額 1,150千円 ・果補助量本額 2,400千円 ・果補助金負担分 152千円 事務費特別加算は、新規の法人設立の場合のみ当初3年間補助を行う。	(目的) 小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対して、その施設の運営に係る人件費等を補助し、併せて就労困難な障害者を対象に、作業活動を通じて地域社会の一員として生活することを促進する。 【内容】 対象 「可内において精神障害者小規模通所授産施設を運営主体:社会福祉法人利用定員等:30~40名 職員配置 施設長(精神保健福祉士)1名,常動指導員1名,指導員4名特定財源県補助金(3/4、1/2)津久井郡他3町及び相模原市運営費補助金 7,875千円(3/4) 426千円(1/2)津久井郡他3町及び相模原市運営費補助金 7,875千円(3/4) 426千円(1/2)津久井郡他3町及び相模原市運営費も協助金 1,840千円 平成17年度予算・対象施設:1か所補助金 12,552千円(内訳)・補助基本額 10,500千円・家賃補助額 1,200千円・県補助金負担分 852千円	城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金として支出。	城山町にある精神障害者小規模通所授産施設への運営費補助金については、郡内4町で人口割及び通所割でそれぞれ城山町へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費負担金として支出。	城山町にある精神障害者小規模通所授産 施設への運営費補助金については、郡内4 町で人口割及び通所者割でそれぞれ城山町 へ負担金として支出している。 城山町がとりまとめ、施設へ運営費補助 金として支出している。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
43	障害者地域活動センター設					
43		且埋占尹未	AIDD MAC D针事公 C중[]마소	C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(県) 在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱 相模原市障害者地域活動センター補助金交付要綱 相模原市障害者地域活動センター設置運営要綱					
歳出予算額(平成17年度)	117,720千円					
歳入予算額(平成17年度)	16,343千円					
【事務事業の内容】	【目的】 法定(法内)施設に準ずる介護・支援体制を有する、重度障害者等の地域活動(社会参加)の場として整備し、社会的自立を図る。あわせて、施設通所者等の活動の場として位置付け、施設からの退所を促進する。 【内容】 対象者 知的障害・肢体不自由・視覚・聴覚言語等の障害があり、企業等に就労することが困難な者で、市長が適当と認めた者。 設置・運営主体 社会福祉法人または公益法人 利用定員等 A ランク 定員20人以上、基準面積146.0㎡ B ランク 定員15~19人、基準面積109.5㎡ 施設設備基準等 活動室・消火設備・食業兼休憩室・事務室・便所(男女各1以上)、中間配置 A ランク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1 号シンク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1 号シンク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1 号シンク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1 号シンク 常勤2・非常勤2・パート1・嘱託医1 特定財源 県補助金 激減緩和措置分)障害者也域活動センター設置運営事業補助金 16,343千円障害者のサービス利用状況をシステム化 [参考] 平成17年度予算・通所者数:115人(身障2人、知的113人、精障0人)・活動センター数:7か所	該当なし 事務事業41において記載。(相模原市への負担 金)	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
44	精神障害者地域生活支援セ	ンター運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会	}	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市精神障害者地域生活支援センター施設整 備等補助金交付要網	城山町精神障害者地域生活支援事業実施補助要網			
歳出予算額(平成17年度)	4,800千円	2,000千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 ・地域で生活する精神障害者の日常生活支援、日常的な相談等を行い、社会復帰の自立、社会参加を促進する支援センターの運営費の一部を助成する。 「(四400,000×12ヶ月 = 4,800,000) 施設運営経費については国、県により補助されている。 補助対象施設・名名称・地域生活支援センターカミング・運営主体・NPO法人エヌピーオーかむ・設置場所 相模原下淵野辺4 - 15 - 6ヴィーナスア設置年月日 平成15年6月1日 【参考】 ・対象施設:1か所	【目的】 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応及び地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及理解の促進を図り、精神障害者の社会復帰、自立る理解の促進を図る。 【内容】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
45	知的障害者スポーツ・レク	リエーション笙車業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
45	がいた。	リエーノョノ サギ 		1	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国)市町村障害者社会参加促進事業実施要網 (県)知的障害者スポーツ大会実施要網					
歳出予算額(平成17年度)	880千円					
歳入予算額(平成17年度)	33千円					
【事務事業の内容】	【目的】 知的障害者等に対し、各種スポーツ大会への参加支援等の促進を図る。 【内容】 県知的障害者スポーツ大会 参加者送迎、参加者所等 選手送迎方法 借り上げパスにより市内から会場まで送迎 全国障害者スポーツ大会 参加者送迎等 選手送迎方法:借り上げパスにより市内から見見方まで送迎 本人活動支援 知的障害者本人達が集まり、社会参加及び自立に向けての各種活動を行っている団体等に対し助成特定財源 国庫補助金(2/3) 身体障害者名ポーツ大会 ・参加者:計375人(平成16年度実績)全国障害者スポーツ大会 参加者:計375人(平成16年度実績) 全国障害者スポーツ大会 ・参加者:計375人(平成16年度実績) (大会パス送迎用パス使用料 平成17年度予算:5台 420千円 他に自己車両で送迎する施設あり。)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
46	知的障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	_	,
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法・児童福祉法 知的障害者・児童福祉法に基づく居宅生活支援 費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則 知的障害者・児童福祉法に基づく居宅支援、施 設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則 相模原市居宅生活支援措置実施要綱	知的障害者福祉法、児童福祉法 知的障害者法施行細則、障害児に係る児童福祉法 施行細則	知的障害者福祉法 児童福祉法 津久井町知的障害者福祉に関する規則 津久井町障害児居宅生活支援支給規則		
歳出予算額(平成17年度)	1,959,772千円	73,072千円	135,304千円	51,897千円	76,858千円
歳入予算額(平成17年度)	955,970千円	54,245千円	98,500千円	38,922千円	61,775千円
【事務事業の内容】	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを利用した 場合、その費用を助成するもの。	【目的】 知的障害者等が支援費対象サービスを 利用した場合、その費用を助成するもの。 【内容】
	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・日帰り介護(デイサービス) 【知的障害者・児童】 ・短期入所(ショートステイ) 【知的障害者・児童】 ・地域上部域の グループホーム) 【知的障害者】 施設(更生施設、授産施設、通勤寮、のぞみの園)【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含さりまたは、やむを得ない事由により指置される者 支援費基準額から利用者負担額を除いた額(国基準) 「国庫負担金(5/10)施設福祉対策費負担金(施設入所事業) 「国庫負担金(5/10)施設福祉対策費負担金(施設入所事業) 「信人,904千円 国庫・補助金(1/2) ・心身障害児(者)福祉対策費補助金(日帰り介護事業・地域生活支援事業・短期入所事業) 「関害者システム」 「管害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 「で成17年度予算)デイオーー延利用者数:13,479人(知的)、4,346人(児童) 短期人所事業 100,302千円 延利用日数:知的延利用日数:9,239日(知的)、4,049日(児童) 地域生活援助(グループホーム)事業 216,423千円 延利用人数:1,716人(ホーム数40)施設入所事業 1,531,773千円 延利用人数:7,884人(施設数90)	【内容】 対象事業 〈居宅生活支援〉 ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助(グループホーム)【知的障害者】 〈施設(更生施設、授産施設、通勤寮、のぞみの園)【知的障害者】 対象費の支給決定を受けている者(相互利用者含される者 支払対象経費 支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含される者 支払対象経費 支援費の主急には、やむを得ない事由により指案を関係をいた額(基本的に関金国基者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居富と支援費に係る利用者負担額を除いた額(基本的に関金国書者デイサービス支援費及び学齢に満たない児童居主を援費に係る利用者負担額支援事業 国庫負担金(5/10) 県費負担金(5/10) 県費負担金(2.5/10) 県費負担金(2.5/10) 県費負担金(1/2) 県費補助金(1/2) 県費補助金(1/2) 県費補助金(1/2) 県費補助金(1/4) 「李考】 (平成17年度予算) デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金(1/4) 【参考】 (平成17年度予算) デイサービス事業 3,257千円 利用回数:第77回 施設支援事業 65,937千円 延人数:288人 短期入所事業 1,598千円 利用人数:知的18人(延利用日数:251日)	【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・デイサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助(グループホーム)【知的障害者】 〈施設制練等支援> 施設(更生施設、授産施設、通勤寮、のぞみの園)【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含される者、支払対象経費 支援費器等の支給決定を受けている者(相互利用者含される者、支払対象経費 支援費器等に過去がたる者、支払対象経費 支援費器等に固定事態に満たない児童居で支援費に係る利用者負担額を除いた額に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額を除いた額に満たない児童居宅支援費に係る利用者負担額を除いた額に満たない児童居で支援費に係る利用者負担期かに関連事業 国庫負担金(2.5/10)29,547千円 児費 類担金(2.5/10)29,547千円 短期入所事業 国庫補助金(1/2)3,048千円県費補助金(1/4)1,524千円 デイサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金(1/4)1,524千円 「学考】 (平成17年度予算) デイサービス事業 1,568千円利用回数:276回施設支援事業 121,513千円 延人数:556人(施設数 25ヶ所)短期入所事業 6,097千円利用日数:1,013日)、児童7人(延利用日数:1,013日)、児童7人(延利用日数:1,013日)、児童7人(延利用日数:160日)	【内容】 対象事業 <居宅生活支援> ・ディサービス【知的障害者・児童】 ・短期入所【知的障害者・児童】 ・地域生活援助(グルーブホーム)【知的障害者】 <施設訓練等支援> 施設(更生施設、授産施設、通勤寮、のぞみの園)【知的障害者】 対象者 支援費の支給決定を受けている者(相互利用者含む)または、やむを得ない事由により措置される者 支払対象経費 支援費基準額から利用者負担額を除いた額 (国庫負担金(5/10) ・ 関東負担金(5/10) ・ 関東負担金(5/10) ・ 関東負担金(1/2) ・ 関東補助金(1/2) ・ 関積・制金(1/2) ・ 関積・制金(1/4) 「イサービス事業・地域生活支援事業 国庫補助金(1/4) 「平成17年度予算) ・デイサー回数・0日 施設支援事業 40,752千円 利用の数・192人月(施設数10) 短期入所事業 4,593千円 利用人数:知的6人(延利用日数:60日)、児童の人(延利用日数:0日)	対象事業

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
46	知的障害児者支援費事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	作件表別の (グループホーム)事業 205,081千円 ホーム数:40(市内27、市外13) 延人数:1,632人(市内1,452人、市外180人)	功以山町」 地域生活援助(グループホーム)事業 2,280千円 ホーム数:2(町外2) 延人数:24人(町外24人)	プ半久升申】 地域生活援助(グループホーム)事業 6,126千円 ホーム数:5(町外5) 延人数:60人(町外60人)	作行実が明山 地域生活援助(グループホーム)事業 6,552千円 ホーム数:5(町外5) 延人数:60人(町外60人)		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
47	生活ホーム等設置運営事業		M協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)知的障害者通勤療及び福祉ホーム設置運営 要綱、相模原市に間知的障害者福祉ホーム運営費 取扱要領、相模原市市知的障害者生活ホーム設置 運営要綱、同設置・改修費補助金交付要綱、相模原 市精神障害者グループホーム等設置運営費助成要 網他	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱 町精神障害者グループホーム設置運営費助成要綱	精神保健等国庫負担(補助)交付要網 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱 町精神障害者地域生活援助事業運営要綱 町精神障害者地域生活援助事業補助金交付要綱	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交付要綱	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱 県精神障害者地域生活援助事業等補助金交 付要綱 社会福祉法人の助成に関する条例
歳出予算額(平成17年度)	134,487千円	2,850千円	6,840千円	1,140千円	1,335千円
歳入予算額(平成17年度)	42,426千円	1,919千円	6,039千円	762千円	500千円
【事務事業の内容】	【目的】 知的障害者、精神障害者の自活に必要な住宅である「生活ホーム・グルーブホーム・福祉ホーム」の運営費等の助成を行なうことにより障害者の地域での生活を促進する。 【内容】 (概要	【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者 グループホームの設置及び運営費に要する経費へ の補助を実施する。 【内容】 概要	【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者 グループホームの設置及び運営費に要する経費へ の補助を実施する。 【内容】 概要	【目的】 社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者 グループホームの設置及び運営費に要する経費へ の補助を実施する。 【	【目的】 社会福祉法人が行う知的障害者グループ ホームの設置に要する経費への補助及び社会福祉法人等の非営利法人が行う精神障害者グループホームの設置及び運営費への補助を実施する。 【内容】 概要: 〈知的障害者生活ホーム設置費〉・500,000円 特定財源:県補助金(10/10)在宅障害者福祉対策推進事業補助金500千円 〈精神障害者運営費(1人あたり月額)〉・グルニープホーム95,000円 (県基財源:国庫補助金(1/2) 【参考】 平成17年度予算 (グループホーム運営) 精神障害者グループホーム:1か所 (延人数24人)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
48					
48	生活ホーム等家賃助成事業	_	A協議会 B幹事会 C専門部会		_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市生活亦一厶等家賃助成事業補助金交付要網	町精神障害者グループホーム家賃助成事業補助金 交付要網	津久井町精神障害者地域生活援助事業補助金交付 要網		
歳出予算額(平成17年度)	41,610千円	263千円	228千円		35千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	76千円		0千円
「事務事業の内容」	【目的】 生活ホーム及びグループホームの市民利用者の 家賃を助成することにより、経済的負担を軽減 し、地域での自律した生活を支援する。 【内容】 補助金介付対象 生活ホーム、グループホームの運営主体 補助対象経費 家賃(管理費、共益費、消費税を含む)とし、 入居者が負担する分に充てる。 補助率 (月翻家賃(限度額120,000円)×1/2×(市 民利用者数・生活保護受給者数/定員数) +生活保護受給者の住宅扶助を超えた額×対象者 数)×月数 生活保護受給者の住宅扶助(46,000円)を超 えた負担については、その差額を市単で家賃 助成している。 【参考】 平成17年度予算 ・施設数:48か所	日的り 精神障害者グループホームの入居者の家賃に対して助成を行う元とにより、経済的負担を軽減す るとともに、精神障害者が地域で自立した生活を 実現できるように支援する。 【内容】 補助金交付対象 精神障害者経費 家賃(管理費、共益費、消費税を含む)と し、入居者が負担する分に充てる。 補助率 (月館家賃(限度額100,000円)×1/2×(町 民利用者数/定員数)×月数 生活保護受給者も家賃助成している。 【参考】 平成17年度予算 ・施設数:1か所 ・町民利用者数:3人(延30人) ・定員:4人(延48人)	【目的】 「グループホームの入居者が集会室として利用するための家屋の運営費を補助することにより、経済的負担を軽減し、地域での自律した生活を支援する。 【内容】 補助金交付対象 グループホームの運営主体 補助対象経費 共通ルームとして使用する家屋に係る賃借料 補助額 38,000円(家賃)×12ヶ月×1/2 = 228,000円 (252,000円限度) 【参考】 平成17年度予算 ・施設数:1か所	該当なし	【目的】 精神障害者グループホームの入居者の家質に対して助成を行うことにより、経済が地域で自立した生活を実現できるように支援する。 【内容】 補助金交付対象 精神障害経費 共益費 消費税を含む)とし、入居者が負担する分に充てる。 補助率 (月額家賃(限度額100,000円)×1/2×(町民利用者数/定員数)×月数生活保護受給者も家質助成している。 【参考】 ・町民利用者数:2人

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
49	更生施設等通園・通所者交	通費助成事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市障害者施設通所交通費助成金支給要網	城山町障害者施設等通所交通費助成金交付要網	(町単)津久井町障害者地域作業所通所交通費助成要網 (町単)津久井町精神障害者地域作業所通所交通費 助成要網	相模湖町精神障害者地域作業所交通費助成要網	(町単)藤野町障害者等共同作業所たんぽぽの家通所交通費助成要網 (町単)藤野町精神障害者地域作業所通所・ 交通費助成要網	
歳出予算額(平成17年度)	48.677千円	591千円	2.409千円	303千円	703千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。	【目的】 障害者が障害者施設等に通所するための交通費 の一部を助成することにより、経済的負担を軽減 する。	[目的] 障害者が郡内の地域作業所に通う交通費を助成 することにより、経済的負担を軽減する。	[目的] 障害者が更生施設等に通う交通費を助成することにより、経済的負担を軽減する。	[目的] 障害者が町内(精神障害者のみ郡内)の 地域作業所に通う交通費を助成することに より、経済的負担を軽減する。	
	【内容】 対象者 施設等に通所している身体障害者・知的障害者・精神障害者(主な施設:地域作業所・活動センター・第三陽光園・たんぽぽの家・虹の家・ロシナンテ・第1松が丘園・第2松が丘園等) 対象経費 居所から施設等への通所に要する交通費 (バス及び鉄道の当該区間の運賃) 補助率:1/2 算出方法 通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2 障害者システム:障害者のサービス利用状況をシステム化	【内容】 対象者 施設等に通所している身体障害者、知的障害者、精神障害者(精神障害者(精神障害者・規模通所 授産施設、精神障害者地域作業所、知的障害者通所授産施設、知的障害者デイサービス施設等) 生活保護対象者(交通費扶助対象者)及び障害者手帳割引対象者は除く。 対象経費 ・居所から施設等への通所に要する交通費。 (バス及び鉄道の当該区間の運賃) 補助率:1/2(全額) 算出方法:通所日数×往復交通費×1/2 定期乗車券の額×1/2	【内容】 対象者 町内に住所を有する津久井町地域作業所 に通所する障害者(竹の子作業所) 町内に住所を有する部内の精神障害者地 域作業所に通所する障害者(かわせみの 家、やまのべ館) 対象経費 居所から施設等への通所に要するパス運賃 補助率:1/2 算出方法 半額(通所日数×往復交通費×1/2) 全額(通所日数×往復交通費) 障害者システム:なし	【内容】 対象者 施設等に通所している精神障害者(主:地域作業所・やまのべ館・かわせみの家) 対象経費 居所から施設等への通所に要する交通費 (バス及び鉄道の当該区間の運賃) 補助率:全額 算出方法 通所日数×往復交通費	【内容】 対象者 町内に住所を有する藤野町内の地域作業所に通所する障害者(共同作業所たんぼぼの家) 町内に住所を有する郡内の精神障害者地域作業所に通所する障害者 (かわせみの家、やまのべ館)対象経費 居所から施設等への通所に要する バス運賃 補助率:100% 算出方法 通所日数×往復交通費 障害者システム:なし 【銀出予算額内訳】 町共同作業所たんぼぼの家通所交通費助成(福祉班担当) 255千円郡精神障害者地域作業所通所交通費助成 (保健班担当)	
	【参考】 平成17年度予算 ・助成対象者:実人員896人 ・延べ通所者数:9,681人 ・1人当り1か月平均交通費:4,527円	【参考】 平成17年度予算 ・助成対象者:実人員13人 ・延べ通所者数:159人 ・1人当り1か月平均交通費:3,789円	【参考】 平成17年度予算 通所実人数: 16人 984千円 延入数: 192人 1人当り1か月平均交通費: 5,125円 通所実人数: 18人 1,425千円 延人数: 216人 1人当り1か月平均交通費: 6,597円	【参考】 平成17年度予算 ・助成対象者:実人員8人 ・延べ通所者数:96人 ・1人当り1か月平均交通費:3,156円	【参考】 平成17年度予算 可共同作業所たんぼぼの家通所交通費 助成 通所実人数: 5人 255千円 延入数: 60人 1人当り1か月平均交通費 4,250円 郡精神障害者地域作業所通所交通費 助成 通所実人数: 6人 448千円 延人数: 72人 1人当り1か月平均交通費	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
50	施設入所医療費等経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国) 障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要網相模原市在宅福祉サービス健康診断料助成事業要網	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者 施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要網	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要網(県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要網	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(県)知的障害者施設訓練等補助金事業交付要綱	(国)障害児施設措置費国庫負担金及び知的 障害者 施設訓練費等支援費等国庫負担(補助)金交 付要綱 (県)知的障害者施設訓練等補助金事業交 付要綱
歳出予算額(平成17年度)	28,025千円	1,496千円	1,680千円	576千円	720千円
歳入予算額(平成17年度)	13,021千円	1,089千円	1,260千円	432千円	540千円
【事務事業の内容】	【目的】 (国庫補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を市が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの (市単独事業:中核市移行事務) 十受病院に入所しているものに対して、入所にかかる費用を負担するもの 【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者 対象経費 医療費の自己負担分。十受病院入所に係る費用(@49,610円/月) 特定財源 国庫負担金(5/10) 施設福祉対策費負担金 13,021千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 医療費審查事務件数 平成17年 7256件 医療費延べ件数 平成17年 7256件 中愛病院加算(市単) 延月数 平成17年 24月	【目的】 (国庫負担事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を可が措置することにより入所者の福祉の向上を図るもの 【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者特定財源 国庫負担金(5/10) 726千円 県費負担金(2.5/10) 363千円 【参考】 医療費審查事務件数 平成17年 実人数22人 医療費延べ件数 平成17年 実人数22人	(目的) (国興補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を可が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの 【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者対象を費 医療費費の自己負担分特定財源 国庫負担金(5/10) 840千円 県費負担金(1/4) 420千円 【参考】 平成17年度予算・医療費選件数 600件・医療費審查事務手数料 600件 68千円・施設入所者医療費 1,680千円 平成16年度実績・実績近件数 544件・医療費審查事務手数料 544件 64千円・施設入所者医療費 2,208千円 知的障害者事務の事務委譲に伴い、平成15年度より実施	【目的】 (国興補助事業) 知的障害者入所施設に入所している者に対し、受診券の発行を行い、医療費の自己負担分を可が負担することにより入所者の福祉の向上を図るもの 【内容】 対象者 知的障害者入所施設に入所している者対象を費 医療費の自己負担分特定財源 国庫負担金(5/10) 288千円 県費負担金(1/4) 144千円 【参考】 平成17年度予算 ・医療費延件数 21件×12ヶ月=252件 ・医療費審査事務手数料 252件 31冊円 ・施設入所者医療費 48千円×12ヶ月=576千円	(国時) (国興補助事業) 知的障害者人所施設に入所している者 に対し、受診券の発行を行い、医療 費の自己負担分を町が負担すること により入所者の福祉の向上を図るも の (内容) 対象者 知的障害者人所施設に入所している 者 対象経療費 医療費の自己負担分 特定財源 国庫負担金(5/10)360千円 県費負担金(1/4)180千円 【参考】 平成17年度予算 ・医療費率(1/4)180千円 【参考】 ・医療費番音事務手数料 276件 ・医療費番音・28千円 ・施設入所者医療費 60千円×12ヶ月=720千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
51	健康診断料助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市在宅福祉サービス健康診断料助成要網				
歳出予算額(平成17年度)	49千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 在宅の低所得世帯の障害者が、福祉施設に一時 入所する際に必要となる健康診断書の取得に要す る費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。 【内容】 対象者 世帯の生計中心者の前年度市民が、非課税 または均等割りのみ課税の世帯であった受けることが著しく困難な者。 対象経費 診断書作成に必要な診察及び検査に要する 費用、ならびに文書代。 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成17年度予算 ・助成件数:3件	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
52	障害者福祉的就労協力事業	所奨励事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
		1			### ## ## ### ### ### ### ### ### ###
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課 相模原市障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実	福祉推進課 城山町障害者福祉的就労協力事業所奨励事業実	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
	伯侯原巾牌舌有悔性的纵分協力争案所突励争案表 施要網	城山町牌舌有幅低的纵方協力争案所突励争案美施要網			藤野町障害者福祉的就労協力事業所奨励事 業実施要網
根拠法令等					
INICIA 4 G					
304 3 31 HX (1 7-20 11 1 22)	10,800千円	90千円			1,080千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	AND	at the first	540千円
【事務事業の内容】	【目的】 「障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。 【内容】 対象者 一般就労が困難な知的障害者(最低賃金が適用されない者) 事業主体 市長が指定する協力事業所 奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 (協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。) 【参考】 平成17年度予算・対象事業所数:22事業所 (対象事業の人)	【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する事業所に助成する。 【内容】 対象者 一般就労が困難な知的障害者(最低賃金が適用されない者) 事業主体 市町村長が指定する協力事業所 奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 (協力事業所に対し、対象者への指導などの経費として支給する。) 【参考】 平成17年度予算 ・対象事業所数:1事業所 (対象者1人 延べ人数3人)	該当なし	該当なし	【目的】 障害者の就労の場の拡大と職場適応能力の向上を図るため、福祉的就労に協力する 事業所に助成する。 【内容】 対象者 一般就労が困難な知的障害者 (最低資金が適用されない者) 事業主体 市町村長が指定する協力事業所 奨励金 対象者1人あたり30,000円/月 (協力事業所に対し、対象者への 指導などの経費として支給する。) 【参考】 平成17年度予算 ・対象事業所 (対象者3人 延べ人数36人)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
53	障害者地域作業所等健康診		A協議会 B幹事会 C専門部会		
53	厚舌有地域TF耒州寺健康i	划争耒州以立 	AI协議式 D针争云 C等门引云	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市地域作業所等健康診断事業実施要網				
歳出予算額(平成17年度)					
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 地域作業所等の通所者及び職員の疾病の早期発見や健康の増進を図る。 【内容】 地域作業所等連絡協議会が毎年実施している健康診断受診事業に対し助成を行なう。 補助対象額 受診料の実費(一人当たり限度額6,000円) 補助率 2/3 【参考】 平成17年度予算 ・施設数56か所、対象人数604人	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名 協議ランク				
54	障害者一時ケア事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市市在宅障害者一時ケア事業補助金交付要綱				
歳出予算額(平成17年度)	27,113千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
「事務事業の内容」	【目的】 「関書児者の保護者や家族等が地域活動、通院及 び休養等のために、家庭内での介護が困難となっ た場合に、障害児者を一時かに介護する「障害者 一時ケア事業」を実施する団体に補助金を交接する。 【内容】 事業実施施設 「他ピップ・ステースのでは、一時ケア・は、一時ケア・主の大・ホーム(デイケア) ・ 連営主体(社)ホーチをつなぐ育成会 ・ 一時ケアもみのホホーム(デイケア) ・ 連営主体(社)・ボームの会 ・ 「添れあいディホーム(デイケア) ・ 連営主体(福)・ すずらんの会 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 「教考】 「対象施設・4施設・ ・ 延利用者数:4,662名	該当なし 平成17年度 事業検討	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
56	障害福祉施設運営費補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会			
36				T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市障害福祉施設運営費補助金交付要網					
歳出予算額(平成17年度)						
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川県内 の障害福祉施設の自主的で柔軟な施設運営を促 し、福祉サービスの維持向上及び地域間の均衡を 図る。 【内容】 民間障害福祉施設の自主的で柔軟な施設経営を 促進し、サービス水準の維持・向上を設の運営に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。 対象 相模原市の障害者が通所・入所する神奈川 県内の障害福祉施設(人件費等の経費について補助) 【参考】 平成17年度補助対象数 ・知的障害者要生施設等56施設 ・身体障害者授産施設等11施設 利用者 557名 障害福祉施設運営費補助金 214,381千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
57	知的障害者援護施設建設資	金借入償還金補助事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
扣火無力						
担当課名 根拠法令等	障害福祉課 相模原市知的障害者援護施設整備に係る市有地の 貸付け及び建設費補助等助成要網	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
歳出予算額(平成17年度)	30,284千円					
歳入予算額(平成17年度)						
本務事業の内容	【目的】 社会福祉法人が知的障害者の援護施設の建設に要する費用を、「独立行政法人福祉医療機構」、 「県社会福祉協議会」から借入をした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。 【内容】 〈平成16年度着工分以降〉 借入償還金(元金)の3/4を補助金として交付する。 元金:市3/4、法人1/4 利子:市3/4、法人1/4 平成15年度着工案件に限り(中核市移行時)元金:市4/4 利子:市3/4 平成13・14年度着工分 元金:県3/4、市1/4 利子:県3/4、市1/4 利子:県3/4、市1/4 利子:県3/4、市1/4 和子:県3/4、市1/4 和子:県3/4、市1/4 和子:県4-14年度以前着工分 元金:県3/4、市1/4	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
58	社会福祉事業団経費		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	(国) 市町村障害者社会参加促進事業実施要網 相模原市障害者支援センター条例	THE LEAD AND AND AND AND AND AND AND AND AND A	Oct. SPA 100 (AC 107)	Co. Sec. 111 Like 197	No. 100 LL 107	
歳出予算額(平成17年度)	127,999千円					
歳入予算額(平成17年度)	12,500千円					
【事務事業の内容】	【目的】 就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会 の経済的自立の促進や障害者地域作業所等の支 援を行う。 【内容】 障害者支援センター松が丘園の運営を「相模原市 社会福祉事業団」に委託 〈支援部門施設支援事業 地域で生活する障害者の活動の場として大き な役割の支援を行う。 障害者就労労が困難な知り障害者の活動の場として大き な役割の支援を行う。 障害者就労労が困難な助事業 一般就労が困難な助中事業産施受して、 の、地域就労が困難な助を生活技術で持たしいの事業をとして がき、在する。 障害者が生活技気では、として大き を実施の知的障害者等を対象として表さ のの生活技の知的障害者等を対象として表さ を実施の知い障害者等を対象として。 のとは活技術や情でしいての重要なする。 障害者が出活技術では、ま割が期待されている地域が表別の場合にいいての重要なする。 では、表別の場合にいいで、要にない、表別が関係を表の地域上の経済を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
59	障害児検討委員会運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市障害児検討委員会運営要綱	1個型。其中,是自然	7.2. 集情也。然	児童福祉法 相模湖町心身障害児通園事業パンダこあら教室運 営規定 相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱 等	, 児童福祉法 藤野町心身障害児生活訓練会実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	1,121千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				1
【事務事業の内容】	【目的】 「関書児の保健福祉ニーズに対して、その処遇等を統合的に関係を図る。 【内容】 「内容】 「関書児検討委員会での具体的な協議事項 「保育圏、幼稚園での障害児保育(統合保育)の対象、非対象についての協議等 【参考】 「検討委員会委員 医師 3名 歯科医 1名 学識経験者 1名 児童相談所 1名 私立保育園長 1名 私立場育園長 1名 木市域自 6名 平成16年度協議対象児:61名 検討委員会開催回数:4~5回/年	該当なし	該当なし 「検討委員会」は立ち上げず、児童福祉課内や保育所などの関係機関と連絡を取り合っている。	検討委員会ではないが、相模湖町心身障害児通 圏事業ケースカンファレンスを実施 【目的】 障害児及び障害が懸念される児童、教育上配慮 の必要な児童、情緒的な問題が懸念される児童に 対関人でも大きな問題が悪念される児童に 対関人でも大きな問題が悪念される児童に 対関係を図ることを目的とする。 【内容】 ケースカプランファレンスでの具体的な協議事項 ・児童に関対の連携の自動を連絡 ・児童に関切して、適切の調整、連絡 ケースカプランスでの具体的な協議事項 ・児童が関係機関のにといる。 ・児童が関係機関の調整、連絡 ケースカプランスをかい心理 県立総合リハビリテーションセンターと別 連久井やまゆり圏 地域支援・指導員 「とびまして、 「といるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	該当なし検討委員会は立ち上げておらず、関係部署と連絡を取り合っている。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
60	障害者福祉計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
60		1	AIDD開云 D针争云 C号门即云		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等		障害者基本法	障害者基本法		障害者基本法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	69千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【策定年月】 平成10年3月(基本計画、前期実施計画) 平成14年3月(中期実施計画) 平成10年度 - 平成22年度 基本計画 平成10年度 - 平成22年度 施策の基本的方向を示すもの。 実施計画 具体的な方策を示すもの。 (前期)平成10年度 - 14年度 (中期)平成15年度 - 18年度 (後期)平成19年度 - 22年度 【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現施策相互が連携し、障害者に関すのあるため、市場合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画を策定した。 【参考】 今後のスケジュール(概要) ・平成17-18年度:後期実施計画の策定・平成21年度:基本計画の見直し	【策定年月】 平成16年12月9日 【計画期間】 平成16年度 - 平成22年度 基本計画 平成16年度 - 22年度 施策の基本的方向を示すもの。 推進計画 平成16年度 - 22年度 月体的な方策を示すもの。 【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」と「リハピリテーション」の理念のもと、るる社会づくりを進めるため、城山町新途合計画を踏まえ、障害を記念でした。 【進行管理 平成17年度から】目的 計画の進捗状況を定期的に調査・把握し、町民の意見を反映するため、「障害者権推計画」を策定した。 【進行管理 平成17年度から】 目的 計画の進捗状況を定期的に調査・把握し、町民の意見を反映するため、「障害者権推体制の整備に取り組むもの。外容・開催日数 年1回程度・委員候補者(案)20人平成17年度予算(謝礼委員16人)・学識経験者(入)、こ30,000円・その他委員(13人):39,000円	【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現を称目が連携し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町策合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。 【策定スケジュール】 《平成15年度》 東定委員会、第1回部会開催 《平成16年度》 ・基礎値を把握するためのアンケート調査の実施。 【参考】 今後のスケジュール(概要) ・支援法等の動向も見定めた中で、新市におい速やかに策定する。	【策定年月】 平成16年7月 【計画期間】 平成16年度 - 平成20年度(本計画) 【策定の趣旨】 「リーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も地域の中でともに生きる社会づくりを進めるため、相模湖町総合計画を第まる法に基づく「相模湖町障害者福祉計画」を策定し、障害者を主体とした施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	【策定の趣旨】 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある方々が、安心して快適に生活できる社会の実現をめざし、福祉・保健・教育・労働などの諸施策相互が連携しい、障害者に関する施策の総合計画を踏まえ、『障害者基本法』に基づく計画の策定を目指す。 【策定スケジュール】 (平成13年度) 保健福祉委員会設置、第1回保健福祉委員会開催 (平成14年度) 第1回一第回計画策定部会開催 第2回保健福祉委員会開催 「藤野町障害者保健福祉計画』策定 ・計画期間 平成15~21年度

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
61	身体障害者福祉法に規定す		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	身体障害者福祉法第22条	
歳出予算額(平成17年度)	0千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【内容】 身体障害者福祉法第22条に基づき、身体障害者 から公共的施設内に売店設置の申請があった場合 に協議を図る。 売店設置数 3か所 設置者 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名 協議ランク				
63	指定居宅支援事業者、指定	施設等の指定	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	身体障害者福祉法第17条の4、知的障害者福祉 法第15条の5及び児童福祉法第21条の10に基づく 指定居宅支援事業者の指定 身体障害者福祉法 第17条の10及び知的障害者福祉法第15条の11に 基づく指定施設の指定 市規則に基づく基準該 当居宅支援事業者の登録				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【内容】 支援費支給決定障害者が、指定居宅支援、指定施設対策を受けた場合、指定事業者・指定施設が支援費を代理受領することとされている。 この場合のの、事業者・施設の指定について、厚生労働省の申請により、市がサービスの種類及び事業所ごとに行う。 「見支援費支払総合システム:指定事業者に対しての支援費等の支払及び事業者指定を行うもの。 本野の流れ>事前相談・調整 指定(登録)申請書受付 審査 指定・登録(原則毎月1日付け) 通知(指定事業者・施設へ指定書・登録書を送付) 公告・情報提供 (県支援費支払総合システムに情報提供)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
	事務事業名		協議ランク		
64	障害者支援センターの管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
04				T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立障害者支援センター条例 相模原市立障害者支援センター条例施行規則				
歳出予算額(平成17年度)	14 405工田				
					-
歳入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	80千円 【目的·内容】	該当なし	 該当なし	該当なし	該当なし
【争務事業の内容】	就労が困難な知的障害者及び身体障害者の社会的、経済的自立の促進や障害者者地域作業所等の支援を行う松が丘園の施設の管理等を「相模原市社会福祉事業団」に委託するもの。要託内容、設備保守管理委託、清掃委託等特定財源 諸収入(松が丘園自動販売機光熱、水費実費負担金)80千円			欧田はし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
65	けやき体育館の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部会		
00		T			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市立けやき体育館条例 相模原市立けやき体育館条例施行規則				
歳出予算額(平成17年度)	50,830千円				
歳入予算額(平成17年度)	2,156千円				
【事務事業の内容】	【目的・内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
66	市立身体障害者デイサービ	フセンターの管理運営	A協議会 B幹事会 C専門部会			
00						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
	身体障害者福祉法第18条第1項第2号 相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例					
101fm / T V VV	III NAME OF THE BOOK OF THE BO					
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	0千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【設置目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	在宅身体障害者及びその介護を行なう者に対 し、通所による機能訓練、創作的活動、介護方法					
	の指導等のサービスを提供することによって、身					
	体障害者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進 に寄与するため。					
	【施設の概要】					
	名称:相模原市立上九沢身体障害者デイサー ビスセンター					
	【施設の運営内容】					
	(1)維持管理に関すること					
	設備保守点検、機械警備、施設内清掃、備品 管理、その他施設の維持管理に必要なこと					
	(2)運営事業に関すること					
	身体障害者福祉法に基づく身体障害者デイサ ービス事業、その他デイサービスセンターの					
	管理運営に必要な事業					
	運営費					
	委託業務を実施するために身体障害者福祉					
	法に定める居宅生活支援費を事業収入とし て収受し、これをもって委託業務を実施す					
	ప 。					
	施設等使用料 委託者に施設、設備及び備品を無償で使用さ					
	せる。					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
67	進行性筋萎縮症療養給付		A協議会 B幹事会 C専門部会		
07		T		1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	(国)進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要網 身体障害者保護費負担(補助)金交付要網		(国)進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱 津久井町進行性筋萎縮症療養等給付事業実施要綱		
歳出予算額(平成17年度)	4,406千円		0千円		
歳入予算額(平成17年度)			0千円		
【事務事業の内容】	【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。 【内容】 事業内容 医療機関に収容もしくは通所させ、必要な 医療・訓練及び生活指導を行う。 実施方法 国立療養所箱根病院に委託 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長期間を要する者(18歳未満の者については、児童福祉法院で参えりにより同様に委託することができる。) 給付内容 医療費及び日用品費、期末一時扶助費等費用負担基準(世帯の前年の所得税額によって23区分)により自己負担あり 特定財源 国庫負担金(5/10) 身体障害者福祉費負担金2,243千円 障害者システム 障害者のサービス利用状況をシステム化 【参考】 平成17年度予算 ・入所延月(人)数:12	該当なし	【目的】 進行性筋萎縮症者を入所措置し、必要な医療訓練及び生活指導を行う。 【内容】 事業内容 医療機関に収容もしくは通所させ、必要な 医療・訓練及び生活指導を行う。 実施方法 国立療養所箱根病院に委託 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以 上の進行性筋萎縮症者で、その治療等に長 期間を要する者(18歳未満の者については、児童福祉法第27条2頃により同様に委託する ことができる。) 給付内容 医療費及び日用品費、期末一時扶助費等 費用負担基準(世帯の前年の所得税額によっ て23区分)により自己負担あり	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
68	障害者地域作業所指導監査		Mic Aidi議会 B幹事会 C専門部会		
00					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	地方自治法第221条第21項 相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市地域作業所等指導監査指針				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市障害者地域作業所補助金交付要網等に 基づく地域作業所等への運営費補助金金について、 当該補助金の交付を受ける団体の選問人を 図る。 【内容】 対象団体 下記の施設を運営する補助金交付団体 ・障害者地域活動センター ・在宅障害者家庭内作業所 ・生活ホーム・グループホーム ・ケア付住宅 掲導監査 概要 事業の実施に使用する施設の設備等の現地施設監査を含む、補助金交付に係る帳簿等の書面監査とする。 【参考】 指導監査対象団体 ・障害者地域活動センター 6か所 ・ 体宅活ホーム・グループホーム ・ に電害者の関係を発行しています。 33か所 ・ 障害者地域活動センター 6か所 ・ 生活ホーム・グループホーム (精神)16か所 ・ 生活ホーム・グループがホーム (精神)16が所 ・ 生活・カーム・グループが、カーク・ア付住宅 4か所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	老人福祉法に規定する福祉	の世界	A協議会 B幹事会 C専門部会		
6	七人佃仙広に祝止りる佃仙	の担	AI协議云 D针争云 C号门部云	1	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
「「事務事業の内容」	●護老人ホームへの入所措置 【目的】 (50歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭 の事情により匿宅生活が困難な者が入所にて必要 な介護を受け生活する。 【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行い さらに入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置 の基準」に基づきその要否を決定する。 入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置 「報標福祉事務所 34名 南福祉事務所 34名 南福祉事務所 34名 南福祉事務所 34名 自計 72名 特別養護 【目的】 やむを得ない事由(家族からの虐待を受けているないし痴呆等が不在)により介護保険法に規定する介護を人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。 【方法】 本人の状況を勘案し、入所指針に基づいて随時福祉事務所が決定する。 相模原福祉事務所 0名 南福祉事務所 0名	福護老人ホームへの入所措置 【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭 の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要 な介護を受け生活する。 【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行い さらに入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置 の基準」に基づきその要否を決定する。 該当者 なし 特別養護老人ホームへの入所措置 【目的】 やむを得ない事由(家族からの虐待を受けているないし痴呆を呼が不在しまり意思決定できたが見定するなが護老人福祉施設に入所困難な場合に決定する介護を人福祉施設に入所困難な場合に決定をする。 該当者なし	日間の	機譲老人ホームへの入所措置 【目的】 (65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭 の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。 【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 該当者:2名 特別養護老人ホームへの入所措置 (該当事業なし)	機種老人ホームへの入所措置 【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていた り家庭の事情により居宅生活が困難な者が 入所にて必要な介護を受け生活する。 【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会 を行いさらに入所判定委員会においてその 要否を決定する。入所判定委員会によいで表し、 本の入所措置の基準」に基づきその要 特別養護老人ホームへの入所措置 (該当事業なし)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	児童福祉法に規定する福祉	の世界乃が保育の宝饰	A協議会 B幹事会 C専門部会			
/	元里抽仙法に規定する抽仙	の領国及び休月の美心		T	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	児童福祉法 ・第22条(助産の実施) ・第23条(母子保護の実施) ・第24条(保育の実施) ・第25条の 2 (事務所長の採るべき措置)	児童福祉法 ・第24条(保育の実施)	児童福祉法 ・第24条(保育の実施)	児童福祉法 ・第24条(保育の実施)	児童福祉法 ・第24条(保育の実施)	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	- 0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合 に申請により保育所で実施する。 平成17年4月1日現在、認可保育所3園(私立 36園、公立17囲) 定員6.38人。入所児童数 6.608人(内障害児71人、管外受託児177人) ・新規入所申込者(4月1日入所希望者)の受付 平成17年度新規入所申込光童之,235人、入所 児童1,425人 ・年度途中人所申込者の受付 16年度途中申込 児童1,425人 ・在園児の継続面接 平成17年度対象児童5,127 人用、1726人、内入所児童808人 ・在園児の継続面接 平成17年度対象児童5,127 人の保護上必要があるにもかかわらず経済的理由等 に分響が改善ができない妊婦に対し申請により実施をの実施 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により実施をの実施 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により実施する。 市内3 施祖根原病院、16年度実施件数24件 母子保護のない配偶により実施する。 16年度は県外のに配設へ22家族実施。 福祉事別して措置 必要に応して措置 必要に応して措置 必要に応して持ている。 16年度は県外長の理るべき措置 必要に応して持ている。 16年度は県外長の理るできる。 16年度は県外長の理るできる。 16年度は県外長の理るできる。 16年度は県外日の経験を入宅措置 必要に応して措置 必要に応じて持置 必要に応じて持ている。 16年度は明日には日本のよのは一般のよのに対している。 16年度は県外日の日本のよのに関係である。 16年度は県外日の日本のよのは、随時福祉事務所で受け。入時日は日本日日には日日に緊急入所にで受け。からに対したが、は、随時福祉事務所で受け、からに対している。 ・年度途中日は日日に、第二人の日は日本日のよりに対している。 ・毎の実施 ・新規市は日日に、1830人所には、1850人のよりには、	「目的) 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合 に申請により保育所で実施する。 平成17年4月1日現在、 公立6個<内町立2圏> 146人 私立15園) 33人 町立2圏 定員150人 入所児童数140人(内受託 6人) 新規入所申込者(4月1日入所希望者)の受付 平成17年度新規入所申込児童58人 内入所児 童28人 内入所児童58人 内入所児 童28人 中の他には、年度途中入所申込者の受付、年度 途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手 続き事務等があり ・・ については、津久井保健福祉事務所において実施	【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合 に申請により保育所で実施する。 平成17年4月1日現在、 公立11園 < 内町立5園 > 267人 私立8園) 8人 町立5園 定員379人 人所児童数273人(内受託16人,障害児 1人)。 可外町立保育園2園 定員115人 人所込者(4月1日入所希望為3人 内入所边童83人(他児童保育園17人) その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由数更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり ・ については、津久井保健福祉事務所において実施事務等があり、 保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所(7園)、児童福祉課で行な う。町広報で周知する。 ・年度・外所は随時)	【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合 に申請により保育所で実施する。 平成17年4月1日現在、 公立3園 定員180人 入所児童数69人(内受託 5人) その他には、年度途中入所申込者の受付、年度 途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手 続き事務等があり ・・については、津久井保健福祉事務所にお いて実施	(目的) 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、公立1園 定員60人 入所児童数62人(内受託 1人) その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり ・・については、津久井保健福祉事務所において実施	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	母子及び寡婦福祉法に規定					
0	は「女」及び身が抽性なに死た	9 る神仙の指揮		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 ・第9条(福祉事務所) ・第13条(母子福祉資金の貸付け) ・第17条(居宅等における日常生活支援) ・第31条(母子家庭自立支援給付金)					
歳出予算額(平成17年度)	0千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的及び内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	母子父子家庭及び寡婦の相談、指導、調査、 業務の実施 母子父子家庭及び寡婦からの相談に応じそ の福祉に関し必要な業務を行う。母子自立支 援員が業務を行う。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている。	津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている	津久井保健福祉事務所で実施	津久井保健福祉事務所で実施	
	母子寡帰福祉資金の貸し付け 経済的な自立助成と生活意欲の助長と扶養し ている児童の福祉増進のため資金の貸し出申請 の受付を行う。 母子寡帰福祉資金(事業開始資金他12資 金)					
	・母子福祉資金等利子補給					
	日常生活支援事業実施 母子父子寡帰家庭等で日常生活に支障をきた している家庭への家事援助等について家庭生活 支援員の派遣申請の受付を行う。					
	自立支援教育訓練給付金の給付 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座など受 講した場合、母子家庭の母の自立促進を図るた めに給付金支給の申請受付を行う。					
	高等技能訓練促進費の支給 母子家庭の母が看護師などの資格を取得する ために養成校へ通う場合の促進費支給の申請受 付を行う。					
	【事務手順】 は、母子自立支援員が申請受付、子育 て支援課が審査、決定し通知発送。					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	身体障害者福祉法に規定す	る福祉の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法 障害者生活訓練コミュニケーション支援事業(国) 障害者のあかるいくらし促進事業(国) 体障害者自立支援事業(国) 市障害者手帳交付診断料助成事業市身体障害者補装具費等事故負担金補給要網外	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	─ 0千円	
【事務事業の内容】	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	身体障害者手帳交付事務	
	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 相模原福祉 7,834人 H17.5.1 南福祉 5,096人 合 計 12,930人	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 78人	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 823人 H17.4.1	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用 するために証票として交付する。 交付状況 244人 H17.4.1	【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度 を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人	
	更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する 費用を支給する。	更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する 費用を支給する。	更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給 付する。医療の給付が困難なときはそれに要する 費用を支給する。	更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する 費用を支給する。	更生医療 【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときは それに要する費用を支給する。	
	補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を 補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うた めに用いられる用具(補装具)の交付及び修理を 行う。	補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を 補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うた めに用いられる用具(補装具)の交付及び修理を 行う。	補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を 補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うた めに用いられる用具(補装具)の交付及び修理を 行う。	補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を 補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うた めに用いられる用具(補装具)の交付及び修理を 行う。	補装具の交付 【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある 部分を補って必要な身体機能を獲得し、あ るいは補うために用いられる用具(補装 具)の交付及び修理を行う。	
	日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された 日常生活用具を給付又は貸与する。	日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された 日常生活用具を給付又は貸与する。	日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された 日常生活用具を給付又は貸与する。	日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された 日常生活用具を給付又は貸与する。	日常生活用具の給付 【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作 された日常生活用具を給付又は貸与する。	
	住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成す る。	住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成す ス	住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成す る。	住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成す る。	住宅設備改善費助成 【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を 助成する。	
【内 重 所	【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便 所・玄関・台所・廊下等の改善工事) 見積書に基づき調査・決定する。限度額40万 円で所得により一定の制限がある。	【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便 所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書 に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得 により一定の制限がある。	【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便 所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書 に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得 により一定の制限がある。	【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業(浴室・便 所・玄関・台所・廊下等の改善工事)見積書 に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得 により一定の制限がある。	【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業 (浴室・便所・玄関・台所・廊下等の 改善工事)見積書に基づき調査・決定 する。限度額40万円で所得により一定 の制限がある。	
	天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額 5万円) 障害者情報パリアフリー化支援に要する視覚及 び上肢機能障害の者が使用するパソコンの 周辺機器及びソフト等(限度額10万円)	天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額 5万円) 障害者情報パリアフリー化支援に要する視覚及 び上肢機能障害の者が使用するパソコンの 周辺機器及びソフト等(限度額10万円)	天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額 5万円) 障害者情報パリアフリー化支援に要する視覚及 び上肢機能障害の者が使用するパソコンの 周辺機器及びソフト等(限度額10万円)	天井走行移動リフト設置(限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入(限度額 5万円) 障害者情報パリアフリー化支援に要する視覚及 び上放機能障害の者が使用するパソコンの 周辺機器及びソフト等(限度額10万円)	の制限がある。 天井走行移動リフト設置 (限度額100万円) 環境制御装置(限度額60万円) 視覚障害者インターネットソフト購入 (限度額5万円) 障害者情報パリアフリー化支援に要す る視覚及び上肢機能障害の者が使用す るパソコンの周辺機器及びソフト等 (限度額10万円)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	身体障害者福祉法に規定す	る福祉の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	相模原市 目動車運転免許取得・改造助成事業 【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。 【内容】 自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2(限度額10万円)の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。 身体障害者自立支援事業「ケア付住宅」 【目的】 身辺の介護や生活への援助を必要とする重度の身体障害者が自立するための支援を行う。 【内容】 申請に基づいて入居の決定を行う。(常時医療ケアの必要な者は利用できない)		津久井町 自動車運転免許取得・改造助成事業 【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。 【内容】自動車運転免許取得助成指定の自動車教習所でかかった技能教習費の3分の2(限度額10万円)の助成を行う。自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。	相模湖町	藤野町 自動車運転免許取得・改造助成事業 【目的】 身体障害者の運体免許取得のための教習 費の一部を助成する。また、障害に適した 運転操作の改造費の一部を助成する。 【内容】 自動車運転免許取得助成指定の自動車教 習所でかかった技能教習費の3分の2 (限度額10万円)の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル 等を障害仕様にするための費用を10万円 まで助成する。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	知的障害者福祉法に規定す	る福祉の措置	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法知的障害者福祉法施行細則	知的障害者福祉法施行細則	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者にひき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。 職親委託 【目的】知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。療育手帳の交付 【目的】知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対するを対けする。 相模原確社 1.626人 (H17.5.1) 南福祉 906人 合計 2.532人 【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を対定を受付する。 知的障害者福祉ホーム 【目的】金で住居を求めている知的障害者に対し、民富に必要な便宜を供与する。 【方法】申請に基づいて決定後を対し、日常生の他の施設を利用させるとともに、日常生活を必要な便宜を供与する。	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生 活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支 援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知 的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための 用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用 具について申請書・見積書を確認決定する。 職額委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職 親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇 用の促進と職場における定着性を高める。 療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者を対して一貫した指導・相談を行 なうとともに、各種の援助を受けやすくするため に手帳を交付する。 知的障害者福祉ホーム 該当者なし	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生 活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支 援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図 の用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用 具について申請書・見積書を確認決定する。 職親委託 【目的】 別に預け、生活指導及び技能習得訓練を 行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。 養育手帳の交付 【目的】 知的障害と報告に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知するを対するるの損割。 平成16年度実績 新規 7件 更新 14件 再交付 9件 計 30件 【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。 【参考】手帳所持者数 平成15年4月1日現在 133人 平成17年4月1日現在 139人 知的障害者福祉ホーム該当者なし	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生 活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支 援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知 的障害者につき、日常生活上の便宜を図 の用具を給付もしくは貸与する。 【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用 具について申請書・見積書を確認決定する。 職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職 親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。 春育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知ちくするたのに手帳を交付する。 H17.4.1 交付 8人 知的障害者福祉ホーム 該当者なし	相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就 労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等に ついて相談支援を行う。 日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以 りの知らである18歳以の知的障害者につき、日常生活は関与する。 【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定 職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、習過度における定義で行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。 療育手帳の交付 【目的】 知的障害とともに、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知り障害人者に対して事まが表する。 知的障害者福祉ホーム 該当者なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	生活保護法に規定する保護の決定、実施	他その他生活保護法の施行に関する事務 -	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	福祉推進課
根拠法令等	生活保護法		生活保護法		
歳出予算額(平成17年度)	10,060,855千円				
歳入予算額(平成17年度)	7,552,180千円				
【事務事業の内容】	披保護世帯等(平成17年4月1日現在)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	保護世帯 3,665世帯 保護人員 5,631世帯 保護率 9.01‰	津久井保健福祉事務所で実施	津久井保健福祉事務所で実施	津久井保健福祉事務所で実施	津久井保健福祉事務所で実施
	- 扶助費 総額 9,218,725千円 医療扶助費の国保連支払分を除いた金額は 5,004,969千円 - 国負担金 6,981,264千円 - 国補助金 13,571千円(生活保護適正実施推進事業) - 生活保護費63条等返還金 54,172千円 法外援護 - 臨時的援護住宅整理費 現物給付 行路人旅費等 現物給付 行路人旅費等 現物給付 行路人旅費等援護 現物給付 ・ 行路人医療費等援護 現物給付 ・ 行路人医療費等援護 現物給付 ・ 行路人医療費等援護 現物給付 ・ 中球市に係る本課事務は、地域福祉課	【参考】 按保護世帯等(平成17年4月1日現在) 保護世帯 83世帯 保護人員 137人 保護率 5.87%	[参考] 按保護世帯等(平成17年4月1日現在) 保護世帯 90世帯 保護人員 137人 保護率 4.74‰	[参考] 按保護世帯等(平成17年4月1日現在) 保護世帯 36世帯 保護人員 44人 保護率 4.29%。	【参考】 接保護世帯等(平成17年4月1日現在) 保護世帯 20世帯 保護人員 30人 保護率 2.78%。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
12	婦人保護事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
12		T				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	政策秘書課	健康福祉課	こども課	企画課	
根拠法令等	売春防止法第35条(婦人相談員) ・厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護 事業実施要領」 ・DV法第2条(地方公共団体の責務)	・DV法第2条(地方公共団体の責務)				
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円			<u>1</u>	
【事務事業の内容】	【目的】配偶者等から暴力を受けている女性の保護及び要保護女性の転落への未然防止と更生を図る。 【内容】 売春防止法適用要保護女性の保護 DV法適用要保護女性の保護 【事務手順】・婦人相談内容を聴取し要保護女性(売春防止法適用要保護女性のV法適用要保護女性(売春防止法適用要保護女性は県立女性相談所へ保護依頼。 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼。 ・県において、要保護決定後、一時保護所(シェルター)へ要保護女性を送致。	【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 【内容】 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施ため該当なし。 DV法適用要保護女性の保護 15年度0件 【事務手順】・DVは適の実施・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼・見において、要保護決定後、一時保護所(シェルター)へ要保護女性を送致 【平成16年度予算】 65千円	該当なし 《D V法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画政策室 【目的】 *配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成16年度実績 0件 * D V法第2条(地方公共団体の責務) 【平成17年度予算】 一時保護費 130千円 * 男女参画事業調書にて資料あり。 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。	該当なし参考 《D V 法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画財政課 【目的】 *配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成16年度実績 0件 * D V 法第2条(地方公共団体の責務) 【平成17年度予算】 一時保護費 65千円 * 男女参画事業調書にて資料あり。 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。 該当なし(津久井保健福祉事務所で実施)	該当なし 《D V法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画課 【目的】 *配偶者等から暴力を受けている女性で緊急性のある方の任度譲を図る。 平成16年度実績 1件 * D V法第2条(地方公共団体の責務) 【平成17年度予算】 一時保護費 65千円 * 男女参画事業調書にて資料あり。 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名	名			
13	13 老人福祉施設入所者費用の決定		A協議会 B幹事会 C専門部会	_	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
「事務事業の内容」	【目的】	【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。 本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。 扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1 人に対して費用負担を行う。"	【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。 本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。 扶養義務者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。"	【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。 本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。 扶養義務者の負用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税 を最多納税している配偶者及び子供のうちの1 人に対して費用負担を行う。	【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。 【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者的も措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。 本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負認でを行う。 扶養義務者の費用徴収について被措置者の入所日の前年に所得极及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	最議ランク		
14	児童福祉施設入所者費用の	油 宁	Midi議会 B幹事会 C専門部会			
14		//		T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	児童福祉法第56条 (費用の徴収及び負担)	
根拠法令等					<i>1-7</i>	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用 徴収額の決定する。	【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じ た費用徴収額を決定する。	
	【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」によ リ決定する。 17年4月1日対象児童 (管外受託児除く)6.561名。	【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」によ リ決定する。 17年4月1日対象児童 (管外受託児除く)179名。	【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」によ リ決定する。 17年4月1日対象児童 (管外受託児除く)273名。	【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」によ り決定する。 17年4月1日対象児童 (管外受託児除く) 64名。	【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準 表」により決定する。 16年4月1日対 象児童 (管外受託児除く) 66名。	
	助産施設 「助産の実施に係る費用徴収基準表」により 決定する。	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所 において実施	
	母子生活支援施設 「母子保護の実施に係る費用徴収基準表」に より決定する。					
	【事務手順】	【事務手順】	【事務手順】	【事務手順】	【事務手順】	
	保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収 票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき 計算する。	保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収 票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき 計算する。	保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収 票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき 計算する。	保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税資料に基づき 計算する。	保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料(源 泉徴収票、確定申告書控等)を受理し税 資料に基づき計算する。	
	・年度途中において税額変更、離婚等により家族 状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保 育料の階層変更(保育料変更)を行う。	・年度途中において税額変更、離婚等により家族 状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保 育料の階層変更(保育料変更)を行う。	・年度途中において税額変更、離婚等により家族 状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保 育料の階層変更(保育料変更)を行う。	・年度途中において税額変更、離婚等により家族 状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保 育料の階層変更(保育料変更)を行う。	・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更(保育料変更)を行う。	
	・ は入所者から家庭状況に応じた税資料(源 泉徴収票、確定申告書控等)を受理し決定。	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所におい て実施	・ については、津久井保健福祉事務所 において実施	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	障害者に対する居宅生活支援費及	障害者に対する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法知的障害者福祉法	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法知的障害者福祉法	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 身体障害者福祉法施行細則 知的障害者福祉法施行細則	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支 援費決定を行う。	【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支 援費決定を行う。	【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支 援費決定を行う。	【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。	【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービ スの支援費決定を行う。	
	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援	
	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス	
	短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	短期人所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所	
	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	知的障害者地域生活支援費	
	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3) 身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3) 身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3) 身体障害者授産	施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療 護 (3)身体障害者授産	
	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害 者療護 (3)身体障害者授産	身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療 護 (3)身体障害者授産	
	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授産	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授產	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授産	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害 者授産	知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授 産	
	知的通所 知的障害者更生 知的障害 者授產 知的障害者通勤寮	知的通所 知的障害者更生 知的障害 者授產 知的障害者通勤寮	知的通所 知的障害者更生 知的障害 者授產 知的障害者通勤寮	知的通所 知的障害者更生 知的障害 者授産 知的障害者通勤寮	知的通所 知的障害者更生 知的障害者授產 知的障害者通勤寮	
	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行 い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を 行う。 決定者数 居宅 1,594人 (全体) H16.3.31 施設 811人	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行 い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を 行う。	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行 い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を 行う。 決定者数 居宅 16人 H16.3.31 施設 53人	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。 決定者数 居宅 2人 H16.3.31 施設 21人	【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査 を行い、支給量・区分・加算等の決定業 務を行う。 また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
16	身体障害者更生援護施設入	所者費用の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	(目的) 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 (内容) 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を充した決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。	(日的)	(目的) 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担にたいご徴収する額を表した決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。	(目的) 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく 困難であると認められるときは身体障害者更生施 設等にその者 「内容」 「学生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該身体障害者または扶養義 務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した競務 者がら負担能力に応じ我の者の者の強収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。	0千円 【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められる措置を行う事ができる。 【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、出該身体障したじのである。 【専生省の定める基準により算定した当該者情報を持ている。例当、対策を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	知的障害者援護施設入所者	費用の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
7	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく 困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく 困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得な い事情により支援費の支給を受けることが著しく 困難であると認められるときは知的障害者更生施 設等にその者の措置を行う事ができる。	【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむ を得ない事情により支援費の支給を受ける ことが著しく困難であると認められるとき は知的障害者更生施設等にその者の措置を 行う事ができる。
	【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該知的障害者または扶養義 務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額 をもって決定する。当該知的障害者または扶養義 務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の 算定方法に準ずる。	【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該知的障害者または扶養義 務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額 をもって決定する。当該知的障害者または扶養義 務者のの徴収額は支援費制度の利用者負担額の 算定方法に準ずる。	【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該知的障害者または扶養義 務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額 をもって決定する。当該知的障害者または扶養義 務もの徴収額は支援費制度の利用者負担額の 算定方法に準ずる。	【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に 要する費用額から、当該知的障害者または扶養義 務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額 をもって決定する。当該知的障害者または扶養義 務者から倒収額は支援費制度の利用者負担額の 算定方法に準ずる。	【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該 措置に要する費用額から、当該知的障害者 または扶養義務者から負担能力に応じ徴収 する額を控除した節をもって決定する。当 該知的障害者または扶養義務者からの徴収 額は支援費制度の利用者負担額の算定方法 に準ずる。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
19	特別児童扶養手当の認定請	求事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課	
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施 行令	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に 対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に 対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に 対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に 対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	
	【内容】 支給手続き 申請主義、市の窓口に必要書類を添えて申請 し、市は県に進達、知事の認定を受ける。	【内容】 支給手続き 申請主義、福祉推進課窓口に必要書類を添え て申請し、町は県に進達、知事の認定を受け る。	【内容】 支給手続き 申請主義、児童福祉課窓口に必要書類を添え て申請し、町は県に提出、知事の認定を受け る。	【内容】 支給手続き 申請主義、こども課窓口に必要書類を添えて 申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。	【内容】 支給手続き 申請主義、健康福祉課窓口に必要書類 を添えて申請し、町は県に進達、知事 の認定を受ける。	
	所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上 であるときは支給されない。	所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上 であるときは支給されない。	所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上 であるときは支給されない。	所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上 であるときは支給されない。	所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定 額以上であるときは支給されない。	
	手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 障害等級2級(中度)月額33,900円	手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 障害等級2級(中度)月額33,900円	手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 障害等級2級(中度)月額33,900円	手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 障害等級2級(中度)月額33,900円	手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 障害等級2級(中度)月額33,900円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	障害児福祉手当、特別障害	老手当等の注定	A協議会 B幹事会 C専門部会		
20					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【特別障害者手当 【目的】 20歳以上であって政令で定める程度の障害の状態にあるため日常生活うえにおいて常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障害者に支給する。 【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給条件 法に定められた施設に 入所している場合また3ヶ月以上に入院している場合はなれない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合、その年の8月から一年間支給しない。 支給制度 1人につき月額26,520円(2月・5月・8月・11月支給)指定金融機関で支給する。 障害児福祉手当 【目的】 20歳未満であって、政令で定められおしている場合が悪とあるる程度の対態にある在宅の障害の状態とあるを記されて宅の障害を必然要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する。 【内容】障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。支給要件 (1)障害を支給事由とする各種給付制度で、定められたものに該当するときには給付しない。 (2)児童福祉を設その他定める施設を利用している間は支給しない。 (2)児童福社を記その他定める施設を利用している間は支給しない。 な給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合は支給しない。 支給額 1人につき月額14,430円(2月・5月・8月・11月支給)指定金融機関で支給する。	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)	該当なし (津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
29 事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
		о. т. г.				
21	重度心身障害者等福祉手当	の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会		T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	相模原市重度心身障害者福祉手当条例					
歳出予算額(平成17年度)	0千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 重度心身障害者等に対して、手当を支給することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。 【内容】対象 重度 身体障害者手帳が1級・2級のもの・知能 指数が35以下のもの・身体障害者手帳が3 級でかつ知能指数50以下のもの・ 中度 身体障害者手帳が3級のもの・知能指数が 40以下のもの・身体障害者手帳が4級でか つ知能指数50以下のもの。 支給要件 障害児福祉手当・特別障害者手⊌との併給は できない。 手当の額 重度 月額5,000円 中度 月額3,000円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	TIME / Jame / COOLS					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	高齢者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談語	果及び高齢者福祉課の主管に属するものを除く)の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会	T.	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市高齢者家事援助サービス事業実施要網 相模原市高齢者住宅設備改善助成要網 相模原市能何高齢者SOSネットワークシステ ム運営事業実施要網 相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要網				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームへ ルバーを派遣し家事等の支援を行う。	家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームへ ルバーを派遣し家事等の支援を行う。	家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームへ ルバーを派遣し家事等の支援を行う。	家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームへ ルバーを派遣し家事等の支援を行う。	家事援助サービス 【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホ ームヘルパーを派遣し家事等の支援を行 う。
	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護 度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担 あり。	【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。 要介護度の出ている者は除く。所得に応 じて利用者負担あり。
	住宅設備改善費助成 【目的】 要介護度が自立で予防のため必要と認められた 者に対して、手すりの取付や段差解消の工事費の 一部を助成する。 【内容】 市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対 象。助成限度額20万円。市民税非課税所帯は1 割、均等割のみ課税世帯は5割を自己負担とす る。				
	徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録 【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する 【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年 以内に撮影した本人の写真が必要。	5VA. (15.) CC	徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録 【目的】痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する【内容】事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。		
	緊急一時入所 【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護 老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着 替え等必要な介護を行う。 【内容】 食事代等の負担あり。	緊急一時入所 【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護 老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着 替入等必要な介護を行う。 【内容】 食事代等の負担あり	緊急一時入所 【目的】介護者の入院や介護疲れ等により介護が できない場合に、高齢者を一時的に指定された 特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食 事・入浴・着替え等必要な介護を行う。 【内容】食事代等の負担あり		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
23	障害者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談説	限及び障害福祉課の主管に属するものを除く)の決定	A協議会 B幹事会 C専門部会	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課・高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
根拠法令等	市障害者在宅福祉サービス総合利用登録実施要網 市手話通訳者設置等要綱 市要約率記者 設置等事業実施要網 市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要網 市身体障害者自動車燃料 費助成要網 市障害者施設通所交通費助成金支 絵要網 市障害児等宿泊費助成事業					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	関書者在宅福祉サービス総合利用登録 【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。 【内容】 登録により寝具消毒乾燥・訪問人浴サービス・ 総食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。 寝具消毒乾燥 【目的】 な者を対象とする。 【内容】 寝見の消毒乾燥を年6回業者委託して実施する。 訪問人浴サービス 【目的】 型を回降書者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。 【内容】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。 【内容】 直の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。 【内容】 直の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をする。 【内容】 直をする事が困難な者を対象とする。 【内容】 直をする。 【内容】 過4回調理した夕食を自宅に直接届ける。 (1食400円)緊急通報サービス 【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に自動的に119番通報する装置を提供する。 【内容】 ての緊急時に自動的に119番通報する装置を提供する。 【内容】 などで迅速・的確な対応が可能な 養雪を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能な 表面を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能な 素面を設置する。またかかりので可能と の容となる。 この名といる。 この名といる。 この名といるのといる。 この名といるのといる。 との音を記している。 との音を記している。 との音を記している。 とする。 【内容】 はの音といる知り障害者が行方不明時に警察 等関係機関の協力を要請し発見を支援する。	図	関書者在宅福祉サービス総合利用登録 【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。 【内容】 登録により入浴サービス・給食サービス・緊急 通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保 陝対象者は介護保険優先とする。 【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難 な者を対象とする。 【内容】 寝具の消毒乾燥を年1回業者委託して実施する。 【内容】 寝具の消毒乾燥を年1回業者委託して実施する。 【内容】 では、のでは、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一	下書名在宅福祉サービス総合利用登録 該当なし 張具消毒乾燥 該当なし 訪問人浴サービス 「目的】	原書者在宅福祉サービス総合利用登録 該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項						
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
23	障害者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談課及	3.75隋宝海沖縄の主管に属するものを除くての油室					
23		X ひ 陸 舌 個 位 課 の 工 旨 に 高 す る も の を 际 く) の 次 定	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。 手話・要約筆記通訳者の派遣 【目的】 聴覚障害者の相談・通院等の用務や公的事業への参加場面等に通訳者を派遣する。 【内容】 本人・福祉団体等の申請に基づき、市に登録されている通訳者を派遣する。 宿泊施設利用料の助成 【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を助成する。 【内容】 「管害児者とで「自の利用を限度とする。施設通所交通費助成 【目的】 障害者が市内の知的・身障・精神の通所施設に通所する際にかかる交通費の一部を助成する。 【内容】 申請により路線パス・鉄道の通所負担額の二分の一について助成を行う。 福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成 【目的】 在宅障害者の外出・社会参加等の促進を図る。 【内容】 対象は身体障害者1-2級・療育手帳A1-A2所持者、タクシーの助成と自動車燃料費の助成のどちらかを選択する。いずれもチケットとなる。		手話・要約筆記通訳者の派遣 該当なし 施設通所交通費助成 【目的】 障害者が町内の地域作業所、又は郡内の精神障害者地域作業所へ通所する際にかかる交通費の一部を助成する。 【内容】 申請により路線パス・鉄道の通所負担額の二分の一について助成を行う。 福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成 該当なし				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	母子・父子相談、女性相談、家は	庭児童相談その他福祉相談事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法第18条の2(福祉事務所の業務) 母子及び寡婦福祉法第8条2項(母子自立支援員 業務) DV法第4条(婦人相談員の相談) 売春防止法第35条(婦人相談員) 児童虐待防止法第6条(児童虐待に係る通告)				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 母子、父子、寡婦、妊産婦、児童の保護者、女 性等から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提 供及び指導等を行う。通告については必要な状況 把握を行い関係機関と連絡調整を行い必要な措置 をとる。	該当なし 津久井保健福祉事務所において、母子自立相談 員・家庭児童相談員を配置している。	該当なし津久井保健福祉事務所で実施	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施	該当なし 津久井保健福祉事務所で実施
	【内容】 母子自立支援員は、母子・父子家庭の生活に 係る相談に応じる。				
	婦人相談員は、夫婦や家庭の問題など女性の悩 みごと、DVなと*の相談に応じる。				
	家庭児童相談員は、乳幼児や学齢期の児童全般 的な相談に応じる。 16年度相談件数1083件。				
	社会福祉主事は、保育所入所に関する相談、児 童虐待の通告、その他児童に関する相談や実情 把握、調査などを行う。				
	【事務手順】 ・相談員は保健福祉総合相談課において相談に応 じる。				
	・母子自立支援員(4名) 月~金 9:00~17:00				
	・婦人相談員(4名) 月~金 9:00~17:00				
	・家庭保育福祉員(2名) 月~金 9:00~17:00				
	・相談員の相談業務以外については、福祉事務所 窓口で社会福祉主事が相談・通告等に応じる。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	陽光園管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	陽光園	福祉推進課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等	児童福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉施設最低基準、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準、相模原市立療育センター条例及び同施行規則、相模原市障害児(者)地域療育等支援事業実施要網 他	城山町在宅心身障害児等生活訓練会実施要網	津久井町在宅心身障害児生活訓練会実施要網	児童福祉法 心身障害児通園事業パンダこあら教室運営規定 相模湖町児童虐待ネットワーク運営要網 等	藤野町在宅心身障害児生活訓練会実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	135,911千円	4,073千円	3,286千円	8,390千円	4,321千円
歳入予算額(平成17年度)	154,196千円	1,883千円	622千円	7,612千円	293千円
「「事務事業の内容」	194,196十円	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】 「関連のある者及び障害が懸念される者の療育のある者及び障害が懸念される者の療育体部のの上を図に相当する事業 生活調練会(月・児等が近に保護が養養を行う育時間(月・大きのでは、一次・金属を担い、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受ける。 「「は、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を使いるでは、一般を受けるでは、一般を使いるでは、一般を受けるでは、一般を受ける。 「「は、一般を使いるでは、一般を使いるでは、一般を使いるでは、一般を使いるでは、一般を使いるでは、一般を使いるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を受けるでは、一般を使いる、一般を使いるでは、一般を使いる、一般を使いる。 「「は、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる。」 「「は、一般を使いる」を使いるでは、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる。」 「「は、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる。」 「「は、一般を使いる、」」 「「は、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一般を使いる。」 「「は、一般を使いる、一体を使いる、一般を使いる、一般を使いる、一体を使いる、一体を使いる、一体を使いる、一体を使いる、一体を使いる、一体を使いる、一体を使いる、一体を

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	保健福祉部分	<u> </u>		
務事業番号	事務事業名	協議ランク	·		
			n 外市人 A 本明 to A		
7	陽光園管理運営事業 相模原市	 A協議会	B幹事会 C専門部会	相模湖町	
	***************************************	 			旅主」,
【事務事業の内容】	競人【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H17予算額 17,456千円 ・肢体不自由児診療報酬負担金 H17予算額 17,772千円 その他 ・診療所機能 ・送辺バスあり ・歯内療育時間 10:00~15:00 4・第三陽光園(定員30人) 知的障害者福祉法第21条の6の規定により、概な18級以上の知的障害者が通園し、日々の作業や社会体験態で行うなど、生活の質の向上を目指した自立支援を関しているでで、受している。 対象 支援費制度に基づく契約者契約者 契約者 (利用者の特性に応じた形態で行うなど、生活の質の向上を目指した自立支援を関し、国庫) H17予算額 25人 成人【特定財源】 療育センター使用料(第三陽光園分) H17予算額 26,75千円 支援費総額から を引いた金額の1/2 その他 ・送迎なし ・給食あり ・利用時間 9:00~16:00 【負担金】 H17予算額 20,7千円 日本知的障害者福祉協会負担金 他8件 【連営費】 H17予算額 29,722千円 日本知的障害者福祉協会負担金 他8件 【連営費】 H17予算額 89,222千円 指動職員の賃金等の経費 45,559千円を含む 【施設修繕等の維持補修費 16,720千円を含む 【施設修繕等の維持補修費 16,720千円を含む 【参考】 建物の概要 ・鉄筋面ンクリート造 2 階建 3,289.78㎡ 所有3台、ワゴン1台、バン1台、乗用1台 職員の65人所長 1を含む)(H17.4.1) 【総務班】担当課長 1、率務表土 1(1)、高語聴覚上 2(1)、調理作業員 3(1)、保護師 1、保護師 1、保護法土 2(1)、高語聴覚上 2(1)、高語聴覚上 2(1)、高語聴覚上 2(1)、調理作業員 3(1) 【療育相談室】至長 1、福祉指導員 2、社会福祉職 9(2)、福祉指導員 1、社会福祉職 1、保育士 12(4) 【第二陽光園】園長 1、社会福祉職 6(3) 【第三陽光園】園長 1、社会福祉職 6(3) 【第三陽光財」割動職員数で、65人には含まれていない。	(年20回	保健福祉事務所から心理相談員を	心身障害児(者)福祉対策補助金(県) H17年度予算額2,537千円 *支援費総額から を引いた金額の1/4 【負担金】110千円 ・4町合開機(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3.第二事業なし 4.第三事業なし 4.第三事業なし 【参考】デイサービス実施場所 桂北小学校空き教室 職長1(兼務)、事務職 1(兼務) 児童指導員兼別 6(過4日) 心理士(月1回) 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立土、青門回)の利間(月1回程度) (県立土、青門回)の利間(東) (東京強力の管師、巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)	

市民部会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
11	地域市民まつり助成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
11		1-1: . I . mT		101# Num.	≠± .mz.m⊤	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	経済課	企画政策室	企画財政課	企画課	
	相模原市地域市民まつり等助成金交付要綱・					
根拠法令等						
1KJ&/A Y + J						
歳出予算額(平成17年度)	5,050千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 心のかよいあう明るいまちづくりを図るため、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	地域(原則として公民館区域とする)における市					
	民まつりの開催を推進することを目的とする。					
	【対象】 ふるさとづくりを目的とした地域市民まつり事					
	業及びこれに類する事業。					
	【助成を受ける団体】					
	助成事業を実施するために地域の人々によって					
	構成された団体。 その他、市長が認めた団体。					
	【助成額の内訳】					
	H16年度					
	1地区@ 250,000円 × 17地区 @ 400,000円 × 2地区(2公民館区)					
	計 5,050,000円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	ふれあい広場事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課	
根拠法令等	相模原市立ふれあい広場条例・ 相模原市立ふれあい広場施行規則・ 相模原市立ふれあい広場整理・ 相模原市立ふれあい広場管理要綱・ 相模原市立ふれあい広場管理要綱・ 相模原市立ふれあい広場設置基準・ 相模原市広場基金条例					
歳出予算額(平成17年度)	36,882千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 地域住民のコミュニティ活動を促進するための 場として、軽スポーツ、レクリェーション、文化 活動に利用できる「ふれあい広場」を、1 公民館 区に2 箇所の調査する計画で整備を進める。 【広場設置数】 3 1箇所 【整備施設】 防球ネット、関内灯、清掃用具保管庫、水飲み場、使所等の別帯設備及び値栽程度 (管理方法】 広場の清清掃や維持管理、組織する「広場管理運営委員の」に吸引を選集としている。 【予算管理費 5,359千円維持補修費 839千円整備費 30,684千円 広場用地取得事業の円滑な執行を図るため、相模原市広場基金を設置している。 【基金の翻】 2 0 億円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
16	防災資機材整備事業		Mic A協議会 B幹事会 C専門部会			
10				1	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		町民課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等	地域防災計画 避難所運営マニュアル					
歳出予算額(平成17年度)						
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	日 的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	出張所維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課	4 支所	総務課	町民課・支所
根拠法令等	相模原市出張所設置条例		津久井町支所等設置条例		藤野町役場支所設置条例
歳出予算額(平成17年度)			2,465千円		2,089千円
歳入予算額(平成17年度)			0千円		0千円
【事務事業の内容】	【内容】 出張所(橋本出張所及び大野南出張所を除く)の 維持管理及び施設修繕に関すること・ 【施設名】 大野北出張所 大沢出張所 大沢出張所 上溝出張所 麻溝出張所 麻溝出張所 麻溝出張所 解出出張所 相関台出張所 相関台出張所 相関台出張所	該当なし	【内容】 支所(中央出張所を除く)の維持管理及び施設修 嬉に関すること。 【施設名】 串川支所 青野原支所 青央出張所	該当なし	【内容】 維持管理及び施設修繕に関すること。 【施設名】 牧野支所 佐野川支所

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	市民健康文化センターの管	理運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	町民課・(広域行政組合管理課)	企画政策室	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市立市民健康文化センター条例及び・ 相模原市立市民健康文化センター条例施行規則	津久井郡広域行政組合青山健康会館条例・ 津久井郡広域行政組合青山健康会館条例施行規則・			
歳出予算額(平成17年度)	410,578千円	9,814千円			
歳入予算額(平成17年度)	利用料金制度により計上せず	9,814千円			
「事務事業の内容」	【目的】 市民の健康保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、不可ともとして、また、関かれた市民相互の交流の場として、また、関かれた市民相互の交流の場として、また、関かれた市民相互の交流の場として、また、関かれた市民相互の交流の場として、また、関かれた市民相互の交流の場として、また、同様のでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	(津久井郡広域行政組合で実施) 【事業目的・内容】	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
20	市民健康文化センターの管	押蛋台重業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
20						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	- 構 造・ 鉄筋 コンク 地上 3 階 地下 1 階 地下 1 階 1 階					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	斎場の管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部	A協議会 B幹事会 C専門部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	環境防災課	環境課	町民課	町民課・健康福祉課協議
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律・ 相模原市営斎場条例・ 相模原市営斎場条例施行規則				
歳出予算額(平成17年度)	261,567千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	 合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	国際の表現では、		協議ランク		
23	地域センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課	政策秘書課・町民課	企画政策室・町民課・4支所・出張所	総務課	総務課・社会教育課
根拠法令等			津久井町地域センター条例・ 津久井町地域センター条例施行規則		藤野町立町民センター管理の設置及び管理に 関する条例 藤野町立町民センター管理及び使用規則
歳出予算額(平成17年度)			23,383千円		8,241千円
歳入予算額(平成17年度)			64千円		30千円
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1.地域センターの維持管理及び施設修繕に関すること。 2.非常勤職員の報酬の支払に関すること。 3.地域センターの運営及び諸経費に関すること。 3.地域センターの運営及び諸経費に関すること。 (施設概要】 用川地域セ日	該当なし	1 中央町民センターの管理運営に関すること。 【施設概要】 藤野町立中央町民センター (図書室併設、町社会福祉協議会へ一部 貸与) 開設年月日 昭和62年6月18日 敷地面積 848.22㎡ 延床面積(全体) 614.00㎡ うち中央町民センター 509.84㎡

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	地域センター管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
23					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	1日1季(水川)	<i>УЖ</i> ,Щ₩]	(平成17年度予算) 報酬 1,344千円 事務諸経費 10,545千円 維持管理費 11,416千円 適営委員会事業費 78千円 【使用料・手数料の概要】 津久井町地域センター条例第7条に規定する営利 目的の使用に伴う料金収入		【平成17年度予算】 維持管理費 8,241千円 【使用料・手数料の概要】 藤野町立町民センターの設置及び管理に関する条例第4条に規定する地域の文化、福祉の向上、産業の振興等に適合しない個人、営和の伴うもの、町外の者等の使用に係る料金リ

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	広場設置費補助事業		Midi議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課・生涯学習課	環境課	総務課	まちづくり課
担当旅节	印代王冶林	城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	津久井町広場整備費補助金交付要綱 •	無らりな水	
根拠法令等			コミュニティーと緑の環境づくり基金事業計画書・		
歳出予算額(平成17年度)		0千円	500千円		
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	(目的) 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設 又は設備の整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。 【内容】 ・広場、児童遊園新設(1,000千円限度) 総事業費×1/2	コミュニティーと緑の環境づくり基金 【目的】 地域のコミュニティー組織の育成及び活動の拠 点となる広場の整備費用を補助する。 【内容】 自治会が5年以上地域の広場として無償で借り 受け広場として整備する費用及び返還時の現状 復帰に要する経費に対しそれぞれ50万円まで補助を行う。 *平成16年度事業実績 ・三井自治会 0円(ネット、水道等) ・大堀自治会 0円(水道整備等)	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
	各種事務事業の取扱い		市民部会				
_	事務事業名		協議ランク				
	相談事業(市民相談)		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名		町民課	企画政策室	企画財政課	企画課		
	相模原市広報広聴規則						
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)	22,070千円						
	0千円						
【事務事業の内容】		該当なし			該当なし 相談があった場合は随時対応している。		
	・9:00~17:00 ・相談員 3名 北市民相談室 (第4月曜日を除く毎日)						
	・9:00~12:00、 13:00~16:00 ・相談員 2名						
	南市民相談室(月~金) ・9:00~12:00、						
	*相談員は、市のOB等で非常勤特別職員。全市で15名。市民相談室6名、北市民相談室5名、南市民相談室4名が配置されている。週2~3日勤務。						
	平成 1 6年度相談件数 6 , 1 7 7 件						
	予算額 報酬等 22,070,000円						

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	相談事業(法律相談)		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	企画政策室	企画財政課	企画課	
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
歳出予算額(平成17年度)	9,970千円	672千円	670千円	181千円	180千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 相続,離婚,借地・借家,金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 市民相談室 毎週火曜日 予約制	【目的】相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 役場別館相談室 毎月第1、第3火曜日 予約制・13:30~4:00(30分単位) 委託先 弁護士法人 谷口綜合法律事務所報償費 28,000円×2回×12月=672,000円	【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 本庁舎1階相談室 第3水曜日 予約制 ・10:00~15:00 ・1枠30分 相談枠8(弁護士1名×8枠) 委託先 弁護士 水上淑子(町顧問弁護士)	【目的】相続,離婚,借地·借家,金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】 県立相模湖交流センター 奇数月 月1回(年6回) 予約制 ・13:00~15:00 ・1枠20分 相談枠6(弁護士1名×6枠) 委託先は、澤野法律不動産鑑定事務所 (町顧問弁護士) 需用費 1,000円 委託料 @30,000円×6回=180,000円	【目的】相続,離婚,借地・借家,金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。 【内容】藤野町本庁舎会議室 奇数月 月1回(年6回) 予約制・13:30~16:00・1枠30分 相談枠5(弁護士1名×5枠) 委託先は、谷口綜合法律事務所(町顧問弁護士) 委託料 @30,000円×6回=180,000円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	相談事業(特設相談)		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課	企画課
根拠法令等	相模原市広報広聴規則	0.T.M.			
	2,745千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円 【月的】	0千円 【目的】	0千円 町足の相談の中で特に事門的な助言をするため	0千円 【目的】	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 市民の相談の中で特に専門的なおの事門家のによる相談の中による相談の中による相談をおり開設をおり開設をあり開設を持足の事では、関すけける。 「人内容」をおり、大変に関すがある。 「人内容」をおり、大変に関すが、大変に対して、大変に対しなが対し、大変に対して、大変に対して、大変に対して、大変に対して、大変に対して、大変に対して、大変に対して、大変に対して、大変に対し、大変に対し、大変に対し、大変に対し、大変に対して、大変に対して、大変に対し、大変に対し、大変に対し、大変に対し、大変に対し、大変に対し、大変に対して、大変に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対象に対し、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	【目的】 町民からの国等に関する苦情や意見、要望等を受ける行政相談を開設している。 【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委(年4回開設) 人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 役場別館相談室(年4回開設)	町民の相談の中で特に専門的な助言をするために専門家による相談窓口を次のとおり開設している。 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 5月及び10月の第3水曜日役場新分庁舎会議室(5月)町生涯学習センター(10月) 人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことを人権擁護委員が受ける。 毎月第3水曜日(町内公共施設を巡回)	【目的】 町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。 【内容】 行政相談 国,公庫,公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 概ね年6回(金曜日) 人権相談 人権をおかされているなど,お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 概ね月1回(平成16年度は10回開設)	【目的】 町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。 【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事につい委員では、での意見する。年5回開設 人権相談 人権をおかされているなど、おありのことが受ける。年5回開設

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
10	相談事業(特設相談)		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】	北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2水曜日					
	新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が相談 員。					
	市民相談室 第3木曜日 北市民相談室 第2木曜日 南市民相談室 第1木曜日					
	労働相談 労働・社会保険や労働条件などの相 談を社会保険労務士が受ける。 市民相談室 第1水曜日					
	行政書士相談 相続,成年後見,契約書,官公 署に提出する書類の作成などの相談 を行政書士が受ける。 市民相談室 第3水曜日					
	不動産相談 不動産取引や借地·借家契約に関 する相談を宅地建物取引主任が受ける。 市民相談室 第2金曜日					
	*新築・増改築・修理等の相談は、相談員に文具券により謝礼を払っている。その他の相談は、相談員が所属する団体の自主事業であるため市の謝礼等の負担はない。					
	*相談時間の記載のない相談の相談時間は、 13:00~16:00 予算額 謝礼用文具券2人×34回×@2,000円= 136,000円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
11	人権擁護委員		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課市民相談室 人権擁護委員法	町民課 人権擁護委員法	総務課 人権擁護委員法	企画財政課 人権擁護委員法 •	企画課 人権擁護委員法	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	550千円	100千円	150千円	86千円	80千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【内容】 人権擁護委員数 17人 相模原市人権擁護委員会を組織している。 1、相模原市人権擁護委員会の活動内容 (1) 啓発活動 ・4月又は5月に開催される市民まつりに参加する。 ・主に6月、12月に広報さがみはらにて人権擁護委員を周本方舎及び南合同庁舎にて横断幕り相談を参照)・6月1日の人権強護委員の日に「特設相談所」を問題する。(2) 相談を参照)・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を同期とする。(3) 研修12~3回程度、ビデオを使用した研修会で開催した研修会で開催した研修会で開催した研修会で開催したのと、行政相談委員の候補者の推薦事務・6月議会及び12学校会の推議は、公立れる。・候補者の選出権強護委員協議会・分出る。 3、相模原人として、488,400円を支出している。	【内容】 人権擁護委員数 5人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。 1、活勢発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加する。 ・人権週間中、役場別館にて懸垂幕を掲出する。 ・2)相談活動 ・年に4回(特設相談を参照) ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。(役者の推議事務・任期満了前の護任提案のの任権権のの指統者とに提補でいる。 ・候補者等の中から推薦している。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、32,300円を支出している。	【内容】 人権擁護委員数 6人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 1、津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容 (1) 啓発活動 ・11月に開催される町民文化祭の会場及び 12月に街頭にて啓発を実施でして人権擁護 委員を周別する。 ・人権週間中、本庁舎にて横断幕等掲出する。 (2) 相談回(特設相談を参照) ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談 所」を開設 ・7月に1日の人権擁護委員の日に「特設相談 所」を開設 ・6月1日の人権擁護委員の目に「特設相談 ・70政権にている。 2、人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を年1 回開催している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・年4回開催公立立を長退職者や地域の有識 者を選出している。 3、相模原として、39,500円を支出している。	【内容】 人権擁護委員数 4人相模湖町人格 4人相模湖町人格 4人相模湖町人格 6 員及 5 で 1 0 月(ふれあい広場) で 4 月(ふれあい広場がまされる。 ・ 4 月(いまで) で 4 月(いまで) で 5 で 7 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8	【内容】 人権擁護委員数 4人 藤野町人権擁護委員とのでいる 【活動内容・になる。 ・人権強護委員を周知・なる。 ・人権強いのにて人権強護委員を周知・なる。 ・人権内にて立て通動者への にのの場合にで立て通動者への にのの場合にで立て通過では、3月に相談日を開設・8、10、12、3月に相談日を開設・6月1日の人権擁護委員の日に「特設は、4日の日に「特設は、5日の日に「特別をでは、5日の日に「特別を関係をでは、5日の日に「特別を関係をでは、5日の日に「特別を関係をでは、5日の日に「特別を関係をでは、5日の日に「特別を関係をでは、5日の日に「特別を関係をでは、5日の日に「特別を関係をでは、5日の日に、「特別を関係をでは、5日の日に、「特別を関係をでは、5日の日に、「特別を関係をでは、5日の日に、「特別を関係を表して、「大権・大田の日に、「大田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い					
29 事務事業番号	国際主義の状態に		市民部会協議ランク			
12	行政相談委員		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課	企画課	
根拠法令等	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	
歳出予算額(平成17年度)	54千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円 【内容】	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【内容】 行政相談委員数 8人相模原市行政相談委員連絡会を組織している。 1.相模原市行政相談委員連絡会の活動内容 (1)啓発活動 ・4月又は5月に開催される市民まつりに参加 ・主に5月、10月に「広報さばあわせて) (2)相談西側にあわせて) (2)相談回(特設相談を参照) ・外の行政相談の一環として「国県市合同行政が関係活動 ・人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を実施 ・県北プロ談委員と合同で視察研修(県内)を実施 ・県北プロ談番のはは無く、出し推無の。・特定の選出の候補者を選出協議会 ・分担金として48,000円を支出	「行政相談委員数 1人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織 している。 1.活動内容 (1)啓発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加 (2)相談活動 ・年に4回(特設相談を参照) (3)研修合を実施 2.行政名員の推薦事務 ・特定の選出段候補書の選出日候補書の ・特定の選出日候補書を員協議会 ・分担金として6,00円を支出	【内容】 行政相談委員数 1人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 (委員が1人のため人権擁護委員等連絡会の活動内容 (1)啓発活動(行政相談委員に関係する部分) ・11月に開催される町民文化祭の会場及び 12月に街頭にて啓発を実施する。 ・主に5月、10月に広報つくいにて行政相談委員 (2)相談活動 ・5月及び10月の第3水曜日(特設相談を参照) (3)研修活動 ・人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を実施 ・県北ブロック自主研薦事務 ・特定の選出の世補裁委員の推大選出の計算を選出の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	日本	【内容】 行政相談委員数 1人 藤野町人を相談委員及び行政相談委員連絡会を組織している。 【活動内容】 (1)啓発活動 ・行政にている。 ・人権に該委員のにあわせて、広報が出して、広報が出して、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	戸籍住民課連絡所維持管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
11				1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	町民課	町民課	町民課
	相模原市行政組織及び事務分掌規則				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	582千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	光が丘連絡所の施設維持管理のための経費				
	【経費】				
	(582千円) ・需要費 335千円				
	・役務費 113千円				
	· 委託料 134千円				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	日直代行員経費		Mic		
12		T	八脚殿云 时事云 (寺) 105		T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	総務課	町民課
	日直代行員服務要領	城山町職員服務規程	津久井町職員服務規程	相模湖町職員服務規程	藤野町職員服務規程
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】	【目的】
【事務事業の内谷】	は民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年 始(12月29日から翌年1月3日)に市役所及受事務を行うもの。 平成17年3月31日に日直代行員制度は廃止しているが、平成18年度は、新たな日直代行員制度として整備する予定である。 【参考:平成16年度実績】 身分非常勤特別職委嘱期間 1号解制間 多「曜間(4月1日~3月31日)登録者数 58人(平成16年4月1日現在)勤務時間 8:30~17:00動務場所 市役所本庁及び大野南出張所を除く全出張所職務内容 戶籍に関する届に出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等)及び死度解許可証の発行。 【財政的な影響額を把握するための基礎数値】 日直代行員報酬(年末年始) 8,160×90人=734,400 日直代行員報酬(研修) 5,540×40人=221,600 計 8,009,000円	住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する代日及び年末年的(12月29日から翌年1月3日)に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の収受事務を行なうもの。	は民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3届出出等の収受事務を行なうもの。 【内容】 身分町職務時間 8:30~17:00受付場所 役場本庁舎のみ職務内容する届(出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火葬許可証の発行。	は民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日出一等の収受事務を行なうもの。 【内容】 身分町職務時間 8:30~17:00受付場所 役場本庁舎のみ職務内容 戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等)及び死産届の発行	は民サービスの向上を図るため、日曜日、 生曜日、国民の祝日に関する法律に規定する る休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)による。 年1月3日)にでの届出等の収受事務を行ならの。 【内容】 身分 町職員 動務時間 8:30~17:15 受付場所含のみ 職務内に関する届(出生届・死亡届・婚姻 届・離婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火舞許可証の発行。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
				事人 ○東明郊人		
13	住居表示整備事業		A協議会 B幹	事会 C専門部会		
	相模原市	城山町		入井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	都市計画課	В	町民課	町民課・総務課協議
根拠法令等	住居表示に関する法律・ 相模原市住居表示に関する条例	住居表示に関する法律・城山町住居表示実施要項				
歳出予算額(平成17年度)	10,059千円	19千円				
歳入予算額(平成17年度)		0千円				
【事務事業の内容】	長衛	【整備】平成5年10月12日以降実施なし 【維持管理】 目的 住居表示実施区域について、街区表示 板の更新及び新築建物の住居番号を付 番する もの。 対象 21町 383街区 付番件数 100件(予定) 事業費 19千円	該当なし		該当なし	該当なし

合併協議事項		専門部会名		
各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業名		協議ランク		
戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録	事務(統計、総括及び指導を含む)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
相模原市行政組織及び事務分掌規則		津久井町行政組織及び事務分掌規則		藤野町行政組織及び事務分掌規則
0千円		0千円		0千円
0千円		0千円		0千円
【目的】 市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を行うことにより、事務の取り扱いの統一と円滑化を図る。また、市内の事務処理状況を把握するため、統計事務を行う。 【内容】 (住民基本台帳、印鑑登録等に係る)窓口担当者を集めて窓口担当者会議を開催する。 年3回程度 場所(市役所本庁舎) 戸籍事務担当者会議を開催する。 年2回程度 場所(市役所本庁舎) 各出張所に事務処理状況報告書、及び(戸籍)事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務処理件数の統計を出す。(毎月)	該当なし(支所なし)	【目的】 窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。 【内容】 町内41箇所の支所及び1箇所の出張所に対して窓口事務説明会を開催する。 (戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、(前記の他、税証明、老人保健医療事務等を同時に開催する。))年1回程度場所 本庁各支所及び出張所より毎月手数料及び件数表を提出させ、町内での事務処理件数の統計を出す。(毎月)	該当なし	【目的】窓口等における事務取扱を正確かつでは上行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし町民サービスを図る。 【内容】 町内 2 箇所の支所に対し、各一人体制のため、講習。窓口対応の疑議問題は本庁照会。 扱う事務等 (戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国国民健康保険、各種税証明、牧野財産区、施設利用等) 各支所より毎月手数料及び件数表を抵出す。(毎月)
	 各種事務事業の取扱い 事務事業名 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 相模原市 戸籍住民課 相模原市行政組織及び事務分掌規則 0千円 (目的) 市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を行うことにより、事務の軍務処理状況を把握するため、統計事務を行う。 (内容】 (住民基本台帳、印鑑登録等に係る)窓口担当者を失めて窓口担当者会議を開催する。 年3回程度場所(市役所本庁舎) 戸籍事務担当者を集めて、戸籍事務担当者会議を開催する。 年2回程度場所(市役所本庁舎) 各出張所に事務処理状況報告書、及び(戸籍)事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務 	各種事務事業の取扱い 事務事業名 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務(統計、総括及び指導を含む) 相模原市 城山町 戸籍住民課 町民課 相模原市行政組織及び事務分掌規則 丁民課 0千円 (目的) 該当なし(支所なし) 市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を行うことにより、事務の取り扱いの統一と円滑化を図る。また、市内の事務処理状況を把握するため、統計事務を行う。 (住民基本台帳、印鑑登録等に係る)窓口担当者を集めて窓口担当者会議を開催する。 (住民基本台帳、印鑑登録等に係る)窓口担当者を集めて窓口担当者会議を開催する。 年3回程度場所(市役所本庁舎) 戸籍事務担当者を集めて、戸籍事務担当者会議を開催する。 年2回程度場所(市役所本庁舎) 各出張所に事務処理状況報告書、及び(戸籍)事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務	事務事業名	市民部会 事務事業名 協議ランク 一角 一角 一角 一角 一角 一角 一角 一

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	外国人登録事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10		T		I	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	外国人登録法・	外国人登録法	外国人登録法・	外国人登録法	外国人登録法・
歳出予算額(平成17年度)	363千円	0千円	105千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	20,000千円	397千円	744千円	110千円	330千円
【事務事業の内容】	【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。 【内容】 戸籍住民課新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行名出張所、連絡所外国人登録原票記載事項証明書の発行【必要経費項】 3町の登録者を本庁電算システムに入力原票の居住地変更職権変更登録報告書の作成【管理システム】 住民オンライン(NEC)登録事項をすべつで電算入力し、証明書はプリンターより出力。 【特定財源】 外国人登録事務委託金 20,000千円	(目的) 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外外国人の公正な管理に資することを目的とする。 【内容】 町田課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行 【必要経費項目】 原際の居住地変更職権変更登録報告書の作成 【管理システム】 マル氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄	(目的) 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。 (内容) 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録尽力お置により原票入力、各支所、出張所取扱なし 【必要経費目】 登録者を相模原市電算システムに入力	(目的) 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。 【内容】 町氏課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請目】 原票の居住地変更職権変更登録報告書の作成 【管理システム】 住基オンラインへ氏名、通称名、生年月日、 性別、住所、世帯主、続柄	【目的】登録法第1条

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	住民基本台帳カードの発行		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法・	住民基本台帳法・	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法
歳出予算額(平成17年度)	2,379千円	1,021千円	1,032千円	32千円	75千円
歳入予算額(平成17年度)	1,500千円	50千円	50千円	5千円	25千円
【事務事業の内容】	【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政I Cカードとしての独自利用、身分証明書として 機能があるカードの交付 【内容】 行政I Cカードとしての独自利用は現在なし 申請及び交付場所は声籍住民課及び12出張所・即日交付はカード発行機が、戸籍住民課のみ に設置のため、戸籍住民課にて処理。 事業費の内訳 ・住基カード受付通知用厚紙 5千円・1 7 7 1 1 4 7 千円・カードブリンタリボン 1 4 7 千円・カードブリンタリボン 2 0 千円・住基カード発行関連機器リース料 住基カード発行関連機器リース料 住基カード交付実績(H16年度)1725件 【手数料の概要】 一枚 500円 【システムの概要】 住基カード発行関連システム・システム全般 NEC・カード・NTTコミュニケーションズ・カード・ブリンタ トッパンフォームズ	(目的) 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政I Cカードとしての独自利用、身分証明書として機能のあるカードの交付 【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。申請及び交付場所は町民課定機器設置済みのため可能。 事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 ・仕基カード発行関連機器保守料 278千円 【手数料の概要】 一枚 500円 【システムの概要】 住基カード発行関連システム・システム全般 NEC カード 凸版印刷株式会社・ブリンタ トッパンフォームズ	【内容】 住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民駅の広域交付や転入転出の特例のほか、行政ICカードとして、市町村が独自に利用することも可能。 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。申請及び交付場所は町民課。即日交付の成認・住基カード発行関連機器リース料953千円・住基カードプリンターリボン79千円 【手数料の概要】 一枚500円 【システムの概要】 住基カード発行関連システム・システム全般NEC・カード・公成印刷株式会社・カリンターリがソフォームズ	【内容】 町が独自の利用は現在なし 申請及び交付は町民課窓口 交付については、委託しているため、2週間程 度かかる。 カード発行委託料 32千円 【手数料の概要】 一枚 500円	【内容】 住民基本台帳カードは、10年間有効の I Cカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例及び身分証明書として利用することも可能、行政I Cカードとしての独自利用は現在ない。 行政I Cカードとしての独自利用は現在ない。 行政I Cカードとしての独自利用は現在ない。 中議及び交付場所は町民課。住基カード発行処理業務委託により、委託券から10日程度で交付。 「任基カード発行処理業務委託料 75千円・住基カード発行処理業務(財)地方自治情報センター 【手数料の概要】 一枚 500円

17	合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
事務事業者 事務事業名 拓議テンク A協議会 日幹事会 C専門部会 日模原市 坊成山町 津久井町 日模湖町 原設 町民談 田民談 田民 田民						
17 大学 17 17 18 18 18 18 18 18						
担当課名						
担当課名 戸経住民議 町民議 町民議 町民議 町民議 町民議 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 17 2 千円 0 千円	17		T	NIMIKA PITTY OFFICE	T	1
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 電子器名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 電子器名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 電子器名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 電子器名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 電子器名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 電子器名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 電子器名に係る地方公共団体の認証業務に関する・法律 17 2 千円 17 2 千円 0 千円 0 千円 0 千円 0 千円 0 千円 0 千円 1		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
法律 法律 法律 法律 法律 法律 法律 法律	担当課名					
根拠法令等 180千円 179千円 179千円 179千円 179千円 0千円 0千						電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・注律
(10 this 7 4 44	7AH	7A II-	/AIT	/AIT	IN TO TAKE
(本の大学算額(平成17年度) 6 6 6 千円 0 千円 0 千円 0 千円 0 千円 1 日的	依拠法令寺					
(本の大学算額(平成17年度) 6 6 6 千円 0 千円 0 千円 0 千円 0 千円 1 日的	告出名管額(亚成17年度)	180千円	170千円	224 千円	0千田	177千四
【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう。他人になりすまされず、データを改さんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 電子証明書の発行等業務・公的個人認証機器保守委託締結・電子証明書の交付実績(H16年度) を電子証明書の交付実績(H16年度) をではいないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績(H16年度) を電子証明書の交付実績(H16年度) をではいない。とを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績(H16年度) は 14件 取り扱い部署 ・ 建ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 「以下は、関すないの概要】 ・ 建ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 「システムの概要】 ・ 建ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 ・ 建ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 「システムの概要】 ・ 建ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 「システムの概要】 ・ 建ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可民課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可と課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可と課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可に課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可に課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可に課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可民課のみに設置のため、可に課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可R課のみに設置のため、可に課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可R課のみに設置のため、可に課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可R課のみに設置のため、可に課にて一括処理。 ・ 銀ペア生成装置が可能と、 は、		***	* * * *	111		
様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 電子証明書の発行等業務 ・公的個人認証機務保守委託締結 ・電子証明書の交行実績(H16年度) 2 3 9 件(取り扱い部署) ・選ペア生成装置が戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課にて一括処理。 【システムの概要】 ・選ペア生成装置がご覧にで一括処理。 【システムの概要】 ・選ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー ・保守などの対策ををインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改さんされていない。 ・企べア生成装置が町民課のみに設置のため ・関に関して、日が理解の交付実績(中は 1 6年度) ・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べを改善のため ・関に関いて、日が定が、データを改さんされでいない。 ・企べア生成装置が町民課のみに設置のため ・関に関いて、日が定が、データを改ざんされていない。 ・企べの個別・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・・企べの機関・企べの機関・・企べのは、デールを表になるのでは、では、になるのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で						
	【事務事業の内容】	様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】電子証明書の発行等業務・公的個人認証機器保守委託締結・電子証明書の交行実績(H16年度) 239件(取り扱い部署)・鍵ペア生成装置が戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課にて一括処理。 【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末	様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 電子証明書の発行等業務・公的個人認証機器保守委託締結・電子証明書の交付実績(H16年度)6件(取り扱い部署)・鍵ペア生成装置は町民課に設置 【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末	様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改さんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう 【内容】 公的個人認証機器保守委託電子証明書の交付実績(H 1 6 年度)14件取り扱い部署・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため、町民課に一括処理。 【システムの概要】 「ジステムの概要】 「ジステムの概要】 「製ペア生成装置及び窓口受付端末	電子証明書の交付実績(平成16年度) 0件 取り扱い部署・ 鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため	様々な行政手続きをインターネットで行 えるよう、他人になりすまされず、データ を改ざんされていないことを、行政機関が 確認し、利用者が安心して手続きを行な う 【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績(H 1 6 年度) 1件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置の ため、町民課にて一括処理。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉	使用承認事務(身体の一部に係るものを除く)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課/環境防災課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地,埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律
歳出予算額(平成17年度)	291千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可 市営斎場火葬が使用承認	環境防災課所管事務 【内容】 改葬申請2件(平成15年度) 町民課所管事務 【内容】 「埋葬、火葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	[内容] 埋葬、火葬、改葬許可

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	死体解剖保存法第13条に規定		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明 書を発行する法律第8条の規定による埋葬許可証又 は火葬許可証とみなす)	「内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行するでの。 書を発行するでの場合では、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明 書を発行する法律第8条の規定による埋葬許可証又 は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書を発行する(死体交付証明書 墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定 による埋葬許可証又は火葬許可証とみな す)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	相続税法第58条に規定する	通知事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄積級システムで管理、作成【システム概要】ア籍、門籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの	【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日東でに有轄総合システムで管理、作成【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの	【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を競型したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税籍管理システムで管理、作成【システム概要】 戸籍受付、当該システムにて作成した戸籍記載等受付、当該システムにより効率化を図る。	【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する	【内容】 相続税法58条により死亡で又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書を受理したときは、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務 署長知する帳票は戸籍総合システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、万華納票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	破産者、禁治産者、準禁治産者、成年	被後見人及び犯罪人名簿に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	内務省訓令	内務省訓令・	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令・
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの	「内容」 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者 名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づ いた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳 関システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関 連事務までトータルに効率化するもの	【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者 名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づ いた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成(紙管理)	【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産 者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基 づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成(紙管理)	【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票もたる。 「システム概要】戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	公職選挙法第11条第3項及び第		A協議会 B幹事会 C専門部会		
22				T	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名			町民課	町民課	町民課
	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法
15 115 1 4 55					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	_ 0千円
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】	【内容】
	公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙 権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ	公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙 権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ	公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙 権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ	公職選挙法11条又は252条の規定により、選 挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生	公職選挙法11条又は252条の規定により 、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべ
	たこと又はその事由がなくなったことを知った	たこと又はその事由がなくなったことを知った	たこと又はその事由がなくなったことを知った	じたこと又はその事由がなくなったことを知っ	き事由が生じたこと又はその事由がなく
	ときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管 理委員会に通知する	ときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管 理委員会に通知する	ときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管 理委員会に通知する	たときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙 管理委員会に通知する。	なったことを知ったときは、遅滞なくそ の旨を当該市町村の選挙管理委員会に
	ASSESSION OF THE PROPERTY OF T	I S F M I C M I M I	ZZZZICZ/N / U		通知する

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		護ランク			
23	人口動態調査		A協議会 B幹事会 C専門部会			
23				T	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		町民課	町民課	町民課	町民課	
	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令	
根拠法令等						
造 山 又 等	400 X III	0千円	0千円	0千円	0千円	
1000 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	400千円 3,500千円	0十円 22千円	25千円	10千円	22千円	
歳入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	3,500十円	【目的】	【目的】		【目的】	
▶ヺの尹未♡アメタ台】	人口動態調査	人口動態調査	人口動態調査	人口動態調査	人口動態調査	
	【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動	【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動	【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動	【内容】	【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき	
	態調査票を作成、保健所へ提出	態調査票を作成、保健所へ提出	態調査票を作成、保健所へ提出	出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口	人口動態調査票を作成、保健所へ提出	
	帳票は戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】	帳票は戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】	帳票は一部戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】	動態調査票を作成、保健所へ提出。	帳票は戸籍情報システムで管理、作成 【システム概要】	
	戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関	戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関	戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍	【特定財源の概要】	戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さら	
	連事務までトータルに効率化するもの	連事務までトータルに効率化するもの	関連事務までトータルに効率化するもの	人口動態調査委託金	に戸籍関連事務までトータルに効率化す るもの	
	【特定財源の概要】	【特定財源の概要】	【特定財源の概要】			
	人口動態調査委託金	人口動態調査委託金	人口動態調査委託金		【特定財源の概要】 人口動態調査委託金	
					八口到心神马里又自己里	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		対議ランク		
24	住民実態調査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法
1070 T 107 T 107	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民 基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記 戦事項について、調査を行う 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場 合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場 合、既に関係各課職権消除申立書が出ている場合、既に関係とは、職権消除申立書が出ている場合性民票を消除する	【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民 基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記 載事項について、調査を行なう 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場 合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場 合、既に関係各線の調査により、居住不明が判 明している場合、職者別除申立書が出ている場 合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で 住民票を消除する。"	【内容】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民 基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記 戦事項について、調査を行う。 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場 合、他の力政機関から通知又は通報を受けた場 合、既に関係各課・職権消除申立書が出ている場合、既に関係を引い、職権消除申立書が出ている場合性民票を消除する。	【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けが判明している場合、職権消除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を消除する。	【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行なう 【内容】 住民からの届出が事実に反する疑いのある場。会で、機に関係を引いる場合、のの最近で関係に関係。関係関係の調査により、居住不明が判明している場合、職権消除申立理地調査を実施し、職権で住民票を消除する。。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	自動車臨時運行許可		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課		町民課	町民課	町民課
根拠法令等	道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する法令・ 相模原市手数料条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則		道路運送車両法・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令・ 津久井町手数料徴収条例・ 自動車の臨時運行許可に関する規則・		
歳出予算額(平成17年度)	136千円		31千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円		420千円		1
【事務事業の内容】	【内容】 臨時運行許可件数等(大野南出張所合算数) · 番号標保有組数 3 4 5 4 4 5 6 9 4 7 0 5 0 0 件 事業費の内訳 · 自動車臨時運行許可申請書(証) 2 0 0 冊	該当なし	[内容] 臨時運行許可件数等 ・番号標保有件組数(自動車)56組 (単車) 4組 ・許可件数(H16年度)569件 事業費の内訳 ・自動車臨時運行許可申請書(許可証) (二部複写) 500枚	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	自衛官募集		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	防災課	町民課	総務課
根拠法令等	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衞隊法
歳出予算額(平成17年度)	36千円	27千円	27千円	28千円	20千円
歳入予算額(平成17年度)		27千円	27千円	28千円	
【事務事業の内容】	(目的) 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施市ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク本庁舎、出張所への自衛官募集ポスターの掲示市広報誌への自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報)の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】自衛官募集事務委託金	【目的】 自衛官募集事務 【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホーム ページとのリンク 本庁含への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報) の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金	【目的】 自衛官募集事務 【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホーム ページとのリンク 本庁含への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報) の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金	【目的】 自衛官募集事務 【内容】 町広報誌への自衛官募集の掲載 自衛隊協力員の委嘱式の実施 町ボームページと神奈川地方連絡部とのリンク 本庁舎へのポスターの掲示 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金	【目的】 自衛官募集事務 【内容】 本庁舎への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳 (4情報)の閲覧手数料の減免 【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	児童手当に係る認定請求書	等の受理	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	児童福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等					
	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 戸籍住民課受付分は台帳に記入した後、子育 で支援課に送る。 所得証明書等受付した上で、不足書類のみ後 日、担当課に持参又上のう。 オンライン上の項目を検索し請求書に書き加 える。 ・請求者の住民票コード ・対象児童数 ・国民年金田受数更の有無 転居は口座の変更の有無について、転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分は福祉推進課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合 は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後 日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご 案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分はこども課に送る。 所得証明書等の添付=類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後 日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人にご 案内する。	【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた 場合は、申請書を受付した上で、不足書類 のみ後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要な人 に案内する。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	国民年金に係る資格取得届	書等の受理	A協議会 B幹事会 C専門部会		
20				+D+#:\+DmT	तंत्र सर mT
Im Althon 45	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課 国民年金法	町民課 国民年金法	国民年金法	町民課 国民年金法	_町民課 _国民年金法
根拠法令等	国氏牛並/広	國氏牛並,茲	国代牛並/広	国代牛並/広	国氏牛並/広
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金連動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所製励届に記入し、そのコピーを担当課へ送付する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると、担当課に変更内容がオンラインでにのよります。 を見になっている。個別に年金の処理を行う必要はない。	「内容」 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金連動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっている。個別に年金の処理を行う必要はない。	「内容」 転入時は、町民課が住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は、保険年金課で年金システムに異動をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、町民課が住民登録オンラインで住所変更を入力し、保険年金課で個別に年金の処理を行う。	【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班の振り等を入力し、その内容を住民費調品に配入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっているが、個別に年金の処理が必要である。	【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班の担当者は年金の政治を表力し、その内容を成別という。 取得日、利の名を全性民異動届に、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更の方が、個別に年金の処理が必要である。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	介護保険に係る資格者証の作品				
30		T			1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課・高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
100-10 11 AM (1 1 10 1 10-2)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 転入受付時、65歳以上の者(1号保険者) や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。	【内容】 町民課で転入受付後、高齢者福祉課で65歳以上の者(1号保険者)や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格設置を持書を持ちた者に対し、必要に応じ、必要に応じ、交付する。転居、転出届受付時は、町民課で資格証の書を必要に応じて交付する。	【内容】 転入受付時、65歳以上の者(1号保険者) や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。	転入受付時、65歳以上の者(1号保険者) や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及 び前住所地から受給者資格証書を徴し、 又は資格証を受付する。 転工、設定、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、	【内容】 転入受付時、65歳以上の者(1号保険者)や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持定した。 書を持定申請書を徴し、少は資格証文で付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証明書を必要に応じて交付する。

合併協議事項番号	一合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作品	成交付。出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 国民健康保険証について ・住民異動、世帯異験に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の予続を戸籍住民課で受付、国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、被保険者証を交付する。とができる。出産一時金、葬祭費について ・申請書を記していただき受付し、国民健康保険課へ受けずる。。高齢者受経者者証について ・対象者には行する。 高齢者で使する。なお、転入の際は国民健康保険課へ負担額の確認をしてから交付する。	【内容】 国民健康保険証について ・住民翼動、世名保険等に加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の可受付・回収等を町民課(保険年金班窓口)で行う。被保険者証について ・国民健康保険証の交付が郵送扱いの際、郵送されるまでの間に課(保険年金班)で行う。出産育児ー助ででいただいた後は、町民課(保険年金班)が受付ける。高齢者受給者配いのでは、東祭費について・財務者について・対象者について・対象者について・対象者について・対象者について・対象者の書面認してから町民課(保険年金班)が交付する。	【内容】 国民健康保険証について 住民異動、社会保険等期に伴う国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付回収等をすることができる。 は保険を利まする場合、資格証明証を交付することができる。 出産一時金、葬祭費について ・申請書を記入していただき受付する。 高齢者受給者証について ・対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから交付する。	【内容】 国民健康保険証について 住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の 手続もくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付が国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明証を保険を金班で交付することができる。出産一時金、葬祭費について申請書を記入していただき保険年金班で受付する。高齢者受給者証について対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、公付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから保険年金班が交付する。	【内容】 【内容】 国民健康保険証について 住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険 証の 手続もしくは社会保険等加入、 長による国民健康保険証の受付、 国民健康保険証の交付でう。 被保険者証について 国民健康保険証のでがが郵送扱いの際 郵送されるまでの間に保険年金班で交付する ことができる。 会のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
32	妊娠届出書の受付及び母子	健康手帳の交付	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	保健推進課	健康福祉課	こども課	健康福祉課
根拠法令等			母子保健法	母子保健法	母子保健法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	366千円	13千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録を確認して母子手帳を交付している。 再交付や特殊交付も同様。 登録のない居住者は申請書のみ受付、担当課へ 送付し、担当課より居住確認の文書送付し後日 交付。 日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハングル・スペイン・ポルトガル・タガロ グ語の母子手帳訳本も交付している。	(保健所部会(E-1-30)「母子健康手帳交付事業」にて対応いたします。 (城山町では町民課での妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付事務は行っていません)	【内容】 保健所部会 地域保健課(30)「母子健康手帳 交付事業」にて対応。 妊娠届書に記入し、住民登録又は外国人登録を口 頭にて確認し母子手帳を交付している。 再交付も同様。 登録のない居住者の交付は行っていない。 日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハングル・スペイン・ボルトガル・タガログ語 の母子手帳訳本も交付している。	母子健康手帳交付事業としてこども譲で交付。 妊娠届出票を受理し、住民登録又は外国人登録 のある妊婦に対して、母子健康手帳を交付。 外国版を希望した場合も交付。 需用費(平成 1 7 年度) 母子子帳 5 0 冊 1 7 0 円×5 0 冊×1 . 0 5 = 8 , 9 2 5 円 包装用ビニール袋 1 , 2 0 0 円×1個×1 . 0 5 = 1 , 2 6 0 円 外国語版母子健康手帳 7 5 0 円×3 冊×1 . 0 5 = 2 , 3 6 2 円	保健所部会(E・1・30)「母子健康手 観交付事業」で対応。 町民課での交付は行っていません。 虐待チェックリストの記入や相談がある ため、保健師が交付するようにしていま す。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		市民部会		
	事務事業名		協議ランク		
33	し尿の処理に係る届出書の		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
19101 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 申請者からし尿収集申込(異動)届を受け取り 担当の相模台収集事務所に送付している。	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異勤)届を受け取 り担当の津久井郡広域行政組合に送付してい る。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書 再発行事務(なお、直接津久井郡広域行政組 合でも受けている)	【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を 受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送 付している。あわせて、し尿料金未払い金 に関わる納付書再発行事務。(なお、直接 津久井郡広域行政組合でも受けている)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	学齢児童及び生徒に係る入学期日		A協議会 B幹事会 C専門部会		
J 4				T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【内容】 転入、転居等、住所異動の入力を行うと、オンラインにより自動的に就学通知書が発行されるため、住所の異動手続時に保護者へ渡している。 製学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合は、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい手続きしてもらっている。	【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日につい ての変更がある場合も同様である。	【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日につい ての変更がある場合も同様である。	【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書を付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。	【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接 教育委員会の担当課へ出向いてもらい就 学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日 についての変更がある場合も同様である。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
			市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
37	証明書自動交付機システム		A協議会 B幹事会 C専門部会			
31	証明音日勤文刊機クステム	能付旨注事未		I		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		町民課	町民課	町民課	町民課	
	相模原市証明書自動交付機設置に関する規程					
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	19 231千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	 該当なし	該当なし	
* チッパチボットコロ *	証明書自動交付機を設置し、市民の利便を図る。					
	【内容】					
	証明書の種類:住民票・印鑑登録証明書・税務 証明書(一部)					
	設置場所					
	・本庁 (2台) ・橋本出張所 (1台)					
	・大野南出張所 (1台)					
	・相模台出張所 (1台) ・相模原駅連絡所(1台)					
	事業費の内訳					
	・システムパッケージ保守委託 ・メンテナンスリース(6台分)					
) A COUNTY					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	住民基本台帳ネットワーク	システム維持管理事業	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課
根拠法令等	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する・ 法律・	住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に 関する・法律
歳出予算額(平成17年度)	23,906千円	11,247千円	12,353千円	4,663千円	5,266千円
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	- 0千円
【事務事業の内容】	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住基での活用の 外、法に基づく2 4 6 業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H16年度) 1,725枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁及び出張所(12ヶ所) 連絡所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,7733千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 12,601千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 2,555千円 ・消耗品費 ・消耗品費 (データ用媒体、トナーカートリッジ等)	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住基法での活用の 外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H16年度) 25枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等)・本庁 事業費の内訳・仕基台帳ネットワークシステム保守委託 6、6、74千円・ 日基台帳ネットワークシステム周連機器リース料 ・データ用媒体	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住居、での活用の 外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H16年度) 55枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等)・本庁のみ 支所・出張所では取扱わない。 事業費の内部 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 4、15連携器リース料 ・パックアップ用データカートリッジ 80千円 ・住基カード発行機械器具借り上げ料 953千円	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報 基盤として整備されたもので、住基法での活用の 外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H16年度)1枚 2次稼動業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等)・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 1,845千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 ・パックアップ用データカートリッジ 8千円	【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共適の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的電子政府・自治体の基盤となるものである。 【内容】 住基カードの交付実績(H16年度)5枚2次稼動業分の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等)・本庁のみっま所では取扱わない。事業の内訳・住基台帳ネットワークシステム保守委託 2,060千円・保基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 3,118千円・住基台帳ネットに係る消耗品 142千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	住民基本台帳事務オペレー	この一大紅光教			
39	住民を平口戦争物グベレー	ンコン安心未動 	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		町民課	町民課	町民課	町民課
	住民基本台帳 • 相模原市印鑑条例				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	24 624 - 17				
<u>歳入予算額(平成17年度)</u> 【事務事業の内容】	0千円 【目的】	 該当なし	 該当なし	 該当なし	 該当なし
【争物争未の内台】	住民基本台帳事務のオペレーション業務を 委託し、事務の効率化を図る。	M. 1 & 0			M 1 8 0
	【内容】 ・印鑑登録に係る入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知発送業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知発送業務 ・住民票等の郵送請求事務に係る出力等諸業務 ・住民登録入力業務 ・電話予約サービス業務				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
40	相模原市民証交付業務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課	町民課	
根拠法令等	相模原市民証交付事業実施要綱					
歳出予算額(平成17年度)	402千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市民証を交付し、市民の日常生活の利便の 向上を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	【内容】 対象者 ・住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている15歳以上の希望者 交付状況 ・13年度:2717枚(13年9月から実施) ・14年度:936枚 ・15年度:244枚 ・16年度:19枚 事業の内訳 ・発行機リース ・消耗品					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	国民年金事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	国民年金課	町民課	保険年金課	町民課	町民課
根拠法令等	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法国民年金法施行令国民年金法施行規則国民年金市町村事務处理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準
歳出予算額(平成17年度)	50,724千円	186千円	476千円	1,015千円	800千円
歳入予算額(平成17年度)		6,833千円	8,719千円	2,609千円	3,277千円
【事務事業の内容】	【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(名齡基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理)等の国民年金法に基づたかの電算システム。開発はNEC。国民年年金相征関する相談・手続きに対応するため、年金制度に精通するものを委嘱する。身分は非常動特別職。 基礎年金事務費交付金 158,313千円福祉年金事務費交付金 158,439千円国民年金監察事務費交付金 158,499千円国民年金等務連營費(50,724千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。負担金国民年金協会 13千円果都市国民年金協会 13千円果都市国民年金を事務連絡協議会 5千円	【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被係険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給求書民(金事務を効率的に行うための電算の表達、企事務を対率に行うための電質の表達、企事務を対率に行うための電質の主要を選集を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(名齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理)等の電民年金法に基づき町が行うステム。開発はNEC。国民年金推進相談員該当なし特定財源基礎年金等事務費交付金 8,707千円福祉年金事務費交付金 12千円合計 8,719千円国民年金事務適営費(476千円)に死当され、残りは職員給与費に充当される。負担金(社)日本国民年金協会 6千円	【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(名齡基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理)等の電房年金法に基づきの電算システム。開発は日本電子計算(株)。国民年金審務支力を出版,基礎年金等事務費交付金 2,606千円福祉年金事務費交付金 3千円合計 2,609千円国民年金事務適営費(1,015千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。負担金(社)日本国民年金協会 6千円	【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。 【内容】 国民年金を受けされる。 【内容】 国民年金を受けされる。 【内容】 国民年金を受けるでは、一般を発展を受ける。 「関本とは、一般を表して、、一般を表して、、一般を表して、一般を表して、一般を表して、、一般を表して、、一般を表して、、一般を表して、、一般を表して、、一般を表して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		市民部会			
29	事務事業名					
事務事業番号			協議ランク			
8	防犯活動等推進事業	T	A協議会 B幹事会 C専門部会		1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等	防犯活動推進員設置要網					
歳出予算額(平成17年度)	38,218千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	1 概 要 市内における犯罪の多発化に対応するため、 地域住民・警察等関係機関と連携を図り、総合 的な防犯対策を展開する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	2 主な事業内容 (1)防犯活動推進員の設置 勝犯容発活動による地域住民の自主防犯意識の高揚、並びに防犯対策に関するアドバイ ス相談業務等を行なう。 (2)防犯モデル地区の推進 自主防犯活動に積極的に取り組んでいる地区 (団体)等については、モデル地区として指定 し、地域防犯活動に積極的に取り組んでいる地区 は、犯罪の防止を図をともに支別性のあるとにより、全市的な取り組みを促進する。 H16:6団体、H17:12団体 (3)防犯活人・コアルの作成・配布 防犯が、1-アルの作成・配布 防犯が、1-アルのでが記活動を行なうための 手引きの作成・配布を行う。 1,000部 (4)地域防犯活力・ラの防犯がトロールに必要な物品の貸与 (4)地域防犯がトロールの支援 バトロールベスト等の防犯がトロールに必要な物品の貸与 (5)その他 各種媒体を活用した啓発、情報提供事業 JR町田駅南口環境浄化対策事業等					

	1.人供切得市场		1=== 0.0			
合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29 事務事業番号	各種事務事業の取扱い 事務事業名		市民部会			
事物事未留与	連合防犯協会補助金		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等	20.347千円	236千円	237千円	139千円	132千円	
歳出予算額(平成17年度)						
蔵人予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	1 概 要 防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪の発生を未然に防止することにより、犯罪のない 明るい社会を実現するため、地区防犯協会の 連合組模原南連合防犯協会」に活動費を補助する。 2 事業内容 (1)補助金額(H17予算) ・ 相模原連合防犯協会通費費 3,277千円 ・ 相模原連合防犯協会随動力 7,692千円 ・ 相模原連合防犯協会防犯力 7,692千円 ・ 相模原連合防犯協会防犯力 7,692千円 ・ 相模原連合防犯協会防犯力 7,692千円 ・ 相模原連合防犯協会防犯力 7,692千円 ・ 相模原連合防犯協会防犯力 7,692千円 ・ 相模原連全防犯協会防犯力 7,692千円 ・	□ 千円 1 概要 防犯思想の徹底を図り、防犯意識の高揚と自 警心を喚起し、各種犯罪の未然防止や地域ぐる みの防犯体制の確立により、犯罪のない明るい 対会の実力を期をするため、防犯関係団体の活動を助成する。 2 事業内容 (1)補助金額等(H17予算) 236千円 ・津久井郡連合防犯協会負担金 122千円 ・津久井郡連入井郡連入井郡・・防犯指導員活動補助金 32千円 3 各団体事業内容の犯協会 ・地域安全活動及び各種運動の推進・少年非行防止活動、少年非行防止活動、少年非行防止活動、安全のよち方団排除活動が推進(2)津久井郡シイーンの実施・暴排中を会の開催・各種無限・お日間における暴力団の排除(3)防犯指導日ールの実施 ・防犯指導日ールの実施 ・防犯がより、所犯がより、所犯がより、所犯がより、所犯がより。 所犯がより コールの実施	□ 千円 1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安雄持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。 2 事業内容 (1)補助金額(H17予算) ・ 津久井郡運局防犯協会負担金 145千円 ・ 津久井郡運局的推進協議会補助金92千円 3 事業内容 (1)津久井郡連合防犯協会 ・ 地域安全活動の推進 ・ 広報活動の推進 ・ 近年計の防止活動 ・ 安早の北までの実施 ・ 崇排中ンペーンの実施 ・ 崇排中とペーンの実施 ・ 崇排中を会の開催 ・ 各種祭礼における暴力団の排除	1 概要	1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の音及衛底を図り、各名等与するため、関係団体に活動費を推持に助成成する。 2 事業内容 (1)補助会無額(H17予算) ・津久井郡・運会の11年降推進協議会・2年人主報制助金・41千円 3 事業内子の部間・2年の野田福運動の推進・少年記事が防止活動・2年の野田福運動の推進・少年記事が防止活動・2年の計算が表する。 ・東村田田市・大田田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号 	事務事業名		協議ランク		
10	交通安全思想普及啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
根拠法令等	相模原市違法駐車等の防止に関する条例	城山町交通安全対策協議会規程 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例	津久井町交通安全対策協議会規約 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町交通安全対策協議会規約	藤野町交通安全対策協議会規約 藤野町特別職で非常勤のものの報酬及び 用弁償に関する条例
歳出予算額(平成17年度)	8,085千円	2,579千円	2,038千円	0千円	466千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 概要	1 概要 交通安全対策協議会を開催し、交通安全関係 団体や機関と連絡調整を図る。また、啓発活動 や広報活動を行い、交通事政的止を図る。 交通整理員を配置し、登下校時における児童・生徒の安全確保を図る。 2 事業内容 (1)減級の開催(全に動)。・各季交通を発行、のでは、一・カー・リーフレットを配布 (2)交通を理員・町の4億所に配置 (3)交通安全啓発活動・立看板の作成、配布 3 事業費 (1)域山町交通安全対策協議会委員報酬対策事業委託料 132千円 (2)交通整理員 2,358千円 (3)交通安全啓発活動 50千円	1 概要 交通安全対策協議会を開催し、各関係機関と 調整を図る。また、啓発活動を行い 交通事故防止を図る。 2 事業内容 (1)津久井町交通安全対策協議会 ・会議の開催(年4回、各季運動期間)・ ・各季交通・別に対し、ランドセルカバー、 ハンカを配相普及 ・名の通野期間中に、カツギセによる鼓笛隊パレードを配利でして、小学生による鼓笛隊パレードを行い、交通安全対策協議会委員報酬 (1)津久井町交通安全対策協議会委員報酬 1,812千円 (2)啓発経費 226千円	1 概要 可内における道路交通の現況に鑑み、交通安全対策の充実めざすと共に、各関係機関及び団体相互間の密接な連絡を保ち、組織的な総合交通安全対策の樹立を放防止を図る。また、6発活動や広報活動を行い交通事人内容のでは、1)交通を全思想普及事業・幼児・一部では、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	係機関及び団体相互間の密接な連絡を保 ち、組織的な総合交通安全対策の樹立を 図る。 また、啓発活動や広報活動を行い交通 交通事故防止を図る。 2 事業内容 (1)交通安全思想普及

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	交通安全教室事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課
	相模原市児童交通指導員設置要綱。 交通公園設置運営要綱	城山町交通安全対策協議会規程	津久井町交通安全対策協議会規約	相模湖町交通安全対策協議会規約	藤野町交通安全対策協議会設置規程
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	11,995千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	1 概要 交通安全指導員が、保育園、幼稚園、小中学 校PTA、自治会等に対して自転車の正しい乗り方、信号機の見方、街頭指導旗の振り方等を 指導し、交通事故の減少に努める。 2 事業内容 道路横断の仕方、自転車の乗り方の指導。動安全映画の上映、ダミー人形を用いた高揚を図るとともに、正しい知識の普及を曜日を開催日時・エー・日・税の日、10時から11時30円で前10時から1中時10時から1中時22時から4時まで 午後2時から4時まで 大多さー実験等 3 指導員 交通安全指導員 職員)	1 概要高齢者を対象に、交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止を図る。 2 事業内容高齢者を対象に、自治会単位で、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。 3 その他 城山町交通安全対策協議会の主催により実施	1 概要 新入学(圏)児を中心に交通安全教室を開催 し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある 幼児及び小学生の交通事故的止を図る。 2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の 指導により交通安全教室を実施。 3 その他 津久井町交通安全対策協議会主催により実施	1 概要 幼児、小学生及び高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通事故防止を図る。 2 事業内容 幼稚園児、小学生及び高齢者に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。 3 その他 相模湖町交通安全対策協議会主催により実施	1 概要 幼児・児童を中心に交通安全教室及び自転車の正しい乗り方教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。 2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の協力を得ながら町交通指導隊等により交通安全教室及び自転車の正しい乗り方教室を実施。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		市民部会			
	事務事業名		協議ランク			
		古光		a + 115 + 11 A		
12	鹿沼児童交通公園管理運営	事 業 	A協議会 B幹事会 C専門部会		,	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
		環境防災課	防災課	総務課	総務課	
	相模原市児童交通指導員設置要網 交通公園設置運営要網					
歳出予算額(平成17年度)	8,652千円					
	0千円					
【事務事業の内容】		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号			専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		5氏部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	ランク		
13	交通安全団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	3,916千円	64千円	1,559千円	209千円	174千円	
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	1 概要 「交通安全都市」宣言に基づき、市民総ぐるみで交通事故を防止するため、各種交通安全運動の実施、交通安全思想の実施、立びに相模原交全協会に対し、活動費を補助をする。 2 事業費及び事業内容 (1)相模原市交通安全部市推進協議会当協議会事業は、本年7月設立の「安全・安心まちづくり協議会」に移行する。事業費 2,126千円(H17予算)事業内容・春の全国交通安全運動の実施・資通安全に入口・ルの実施・遺法駐車等防止啓発活動の実施・遺活駐車等防止啓発活動の実施・遺活財事務は、1,790千円(H17予算)事業費 1,790千円(H17予算)	1 概要 町民の交通安全意識を高揚し、交通ルールの遵守等により、交通事故の減少を図る為、交通安全推進関係団体の活動を助成する。 2 事業費及び事業内容 (1)津久井交通安全協会城山支部 補助館 64千円(H17予算)事業内容・各季交通安全援運動募集・機関紙の発行 (2)交通安全協会・補助金 0千円(廃止)	1 概要 町内における道路状況をかんがみ、関係機関なびに各種団体と相互の連絡を保ち、組織的な交通安全対策を推進し交通事故防止を図るため、津久井町交通安全対策協議会事業内容 (1)津次井町交通安全可振協議会事業費 1,510千円(H17予算)事業内容・各季交通安全運動の実施・常任研究会の開催の機会、臨時会4回)・交通安全重度の開催・交通の大田・で、近野で、おは記事の、は1頭活動の推進・交通安全教室の開催・交通安全教室の開催・交通安全を会して2)交通安全は一下の実施・交通安全メデレードの実施・交通安全メデレードの実施	1 概要	1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の実施による交通事故防止を図るため、交通安全推進関係団体の活動を助成する。 2 事業費及び事業内容 (1) 藤野町競 28千円事業内容・各季の交通安全運動の実施・交通室全側催・治頭活支通安全運動の実施・治頭活支通安全協会補助的群な会協会補助的な会に、(2) 津久邦額 40千円 事業同上 (4) 津久井袞通安全協会教野支部補助館 30千円事業同上 (5) 幼児交通安全・30千円事業内容・対別を必要を対している。 30千円事業内容・対別を対している。 30千円事業内容・対別を通安全・ラブ・補助額 30千円事業内容・対別を対している。 45千円事業内容・対別を通安全・ラブ・対別を通常を発き、45千円事業の容・対別を対している。 45千円事業内容・対別を対している。 45千円事業内容・対別を対している。 45千円事業内容・対別を対している。 45千円事業内容・対別を対している。 45千円	

14 大田田田	専門部会名		
14 交通指導隊事業			
### 1			
提出課名 交通・地域安全課 環境防災運 環境防災運 総対政 総対政 総対政 総対政 総加可交通指導際の回編で主席制のものの指摘 投入計可、配置のものの指摘 投入計可、配置の 大人計可、配置の 大人が表面 大きために関係が出る 大きために関係が出る 大きために関係が出る 大きために関係を対する 大きために関係 大きに関係 大きために関係 大きために関係			
横見子 (野町		
根拠法令等 現出す物用配の場合で本来動のものの報酬 及び費用弁儀に関する条例 日本			
0千円	投酬		
0千円			
名称 株理人工 大会 株理人工 大会 株理人工 大会 株理人工 大会 大会 株理人工 大会 大会 大会 大会 大会 大会 大会 大			
# 2 目 的 人 会尊重の理念に基づき、交通事故による 権性者の絶滅を期し、正しい交通ルールを指 場すると共に、交通事故の防止を図り、町 の の 交通安全急減の高層を図る。			
- 4時間以下の出動 2,400円 - 4時間超の出動 2,700円 - 4時間超の出動 2,700円 - 5時間以上の場合1,400円 - 3時間以上の場合1,400円 - 3時間以上の場合1,400円	に基づき、交通安全組織 特別 では、		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	安全・安心まちづくり推進	協議会補助全	A協議会 B幹事会 C専門部会			
10		I		1	T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課	総務課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	6,242千円					
【事務事業の内容】	1 名 称 相模原市安全・安心まちづくり 推進協議会 2 目 的 市、市民、警察、事業者等が適事故の 下、地域における犯罪及び交通事故の 下放上等に取り組むことと暮らし、す及び各種原市を実現することを自的とする。 3 事業(1)安全・安心まちづくり知識の普及及び啓発(2)安全・安心まちづくりに関する地域活動互の情報交換及び連携の強化(4)その他協議会の目的達成のために必要な事業4 会員協議会の目的に賛同する 地域団体、事業者、行政機関等	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	消費者啓発事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	2,716千円	136千円	65千円	8千円	42千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活知識の情報提供、	【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び生活設計 (貯蓄等)に関する講座の開催 【内容】 ・高齢者向け悪質商法被害未然防止講座 年1回(2会場) ・暮らしの講座 年1回(1会場) 情報提供 パンプレット、くらしの豆知識等で情報を提供 供し、啓発をある悪質商法等が発生した場合に緊急情報誌を発行する。	【目的】 消費者被害の未然防止及び、自立した消費者育成の未然防止及び、自立した消費者育成の本的情報提供專業 1市4町で作成した消費者啓発リーフレット等を各支所及び講座の際に配布。 消費生活展事業 該当なを報連を必要の事業 42千円消費者替務主による事業 42千円消費者替商法による高齢者を対象に防止するため特に被害が集中間による高齢者を対象にによる共町社会の場合で連入井町内を7地区に分別は含数室、2000円間値。 親子消費也 親子消費也 消費生活 順座講師派遣該当なし 消費生活	【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動 ・ 町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催 【内容】・ 高齢者向けの講座を可老人福祉センターと共催で年1回(11月又は12月)開催。 情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供 供し、啓発を図る。	【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い		市民部会	市民部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク	協議ランク				
7	消費者保護事業	-	A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町			
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課			
根拠法令等	消費者保護基本法		消費者保護基本法					
歳出予算額(平成17年度)	28,385千円	460千円	460千円	463千円	460千円			
歳入予算額(平成17年度)	1,980千円	0千円	0千円	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	消費生活相談事業 目的	消費生活相談事業 相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 304件(平成16年度) 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)	消費生活相談事業 相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 387件(平成16年度) 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体 6団体)	消費生活相談事業 相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 100件(平成16年度) 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)	消費生活相談事業 相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 77件(平成16年度) 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	消費生活推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課	
根拠法令等		The state of the s				
歳出予算額(平成17年度)	379千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	消費生活事業推進協議会事業 【目的】 消費者保護行政の参考とするため、各界の代表者の意見を聞く協議会を開催する。 【内容】 ・年2回開催 ・協議会の構成(委員15名、任期2年) 消費者保護行政の参考とするため、各界の代表省の意見を聞く協議会の構成(委員15名、任期2年) 消費者協経験者 2名市職員 2名 モニター事業 【目的】 「消費生活モニター」を委嘱し、地域での消費者啓発、情報提供、意見収集を行い、消費生活の安定・向上を図る。 【内容】 ・市内在住の20歳以上の市民 ・職務 収集 消費生活に関する意見・要望・提案等の提出 勉強会、講演会等への参加及び調査への協力	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	計量検査等事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	
歳出予算額(平成17年度)	6,253千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	計量検査等事業 [目的] 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 [内容] 計量に基づき、特定計量器の定期検査、事業所への立入検査、計量思想の普及指導等を実施する。 定期検査 取引や証明に使用される「非自動はかり、分網及びおもり等」の定期検査 ・市域を2分し、原年で実施 (2年に1度の検査) ・ 平成17年度は、市南部地区を実施 対象計量器数 1500台(予定) 定期検査委託料 5,4590千円 事業所への立入検査 特定計量器の適正な使用状況や適正な計量の実施について調査、等の事業場・営業所等で、計量器の適正な使用状況や適正な計量の実施について調査、・事業者に対する立入検査 3業種(者)・特定計量器に対する立入検査 3計量器・適正計量管理事業日検査・試質検査・その他、商品を関係者を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するな ど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 県が直営で実施している。町では計量器定期検査の事前調査、通知の発送、定期検査・取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びおもり等」の定期検査・2年に1度の検査 事業所への立入検査 該当なし 計量思想の普及指導 県より送付されるポスター等で計量法の普及 啓発を行う。	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。	計量検査等事業 【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。 【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
10	家庭用品品質表示法及び消費生活	用製品安全法に規定する表示監視	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課	まちづくり課	
根拠法令等	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法 津久并町家庭用品品質表示法事務取扱要領 消費生活用製品安全法 津久并町消費生活用製品安全法事務取扱要領	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	家庭用品品質表示法· 藤野町家庭用品品質表示法事務取扱要領· 消費生活用製品安全法·	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	— 0千円	
【事務事業の内容】	家庭用品品質表示法に基づく表示監視	家庭用品品質表示法に基づく表示監視	家庭用品品質表示法に基づく表示監視	家庭用品品質表示法に基づく表示監視	家庭用品品質表示法に基づく表示監視	
【 ずの ず 茶 ツ / 3 台 】	【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。 【内容】 ・指示・公表・申出の受理及び調査・報告なる店舗への立入検査対象とな店舗への立入検査教の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。・指定・2日 実施地域を定めて、2,000点程度調査 消費生活用製品を全法に基づく表示監視【目的】 消費生活用製品による消費者の生命対象を含む。 (内容】・報告の聴取・立入検配の聴取・立入検配の提出命令対象と変配品 6品目・年1~2日 実施地域を定めて、5~6点調査	【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。 【内容】 ・指示・公表・申出の受理及び調査・報告となら、消費者が商品の品質を対象とな務の徹底を図り、消費者が商品の品質をの確に識別できるようにする。・指定 1 実施 消費生活用製品にする。 1 海費生活用製品による消費者の半年の別は多体に対する信息・第1 の歌にの助止を図り、消費生活患害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護(日的) 消費をは、1 海費者の利益を保護 1 の立人検査・特定製品の提出の立人検査・特定製品の提出の立人検査・特定と製品の提出の立人検査・特定と製品を開き、1 に対している。 1 に対してい	【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。 【内容】 ・指示 ・ 公表 ・ 申出の受理及び調査 ・ 報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際である。品質を的確に識別できるようにする。 ・ 指定直対象品目 90品目 ・ 検査対年度は、30品目指定し、立入検査を実施。 ・ 平成は査を実施。 ・ 平成は査を実施。 消費生活用製品による消費者の生命資生活産が発生の防止を図り、消費者の利益を保護 ・ 特定なるに対する危害る。 【内容】 ・ 報告の聴取 ・ 立入検査・・ 特定な製品 6品目を指定し、立入検査・・ 特定数量品 6品目を指定し、3店舗立入検査で実施。 ・ 特定は製品 6品目を指定し、3店舗立入検査を実施。 ・ 平成は毎年度は、1品目指定し、3店舗立入検査を実施。	【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。 【内容】 ・指示・公太表・申出の受理及び調査・報告の聴取及び立入検査対象となる店舗への立入検査表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・調査品目 100~120品目・年1回 実施	【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の品質に関する表示の適正化を図る。 【内容】 ・ 指示・公表・申出の受理及び調査・報告の聴なが象とのでは、消費的確に対し、消費的では、	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	窓口業務の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	出張所	町民課	4 支所・出張所	町民課	支所
根拠法令等	戶籍法 住民基本台縣法 相模原市印鑑条例 相模原市印鑑条例施行規則 相模原市出張所設置条例 相模原市广含管理規則 相模原市公印規則相模原市手数料条例施行規則 相模原市手数料条例施行規則		P籍法 住民基本台帳法 津久井町印鑑条例 津· 久井町印鑑条例施行規則 津久井町支所等設置条· 例 津久井町公印規程 津久井町手数料徴収条例		戸籍法 住民基本台帳法 藤野町印鑑条例 藤野町 石鉱条例施行規則 藤野町支所設置 条 例 藤野町支所処務規程 藤野町公印規 程 藤野町手数料徴収条例
歳出予算額(平成17年度)	0千円		0千円		0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円		0千円
【事務事業の内容】	【内容】 出張所は、次の事務を所掌する。 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍の届出の受付及び処理 ・日度基本台帳の間覧 ・住民基本台帳の間覧 ・住民基本台帳の間覧 ・住民基本台帳の間覧 ・住民基本台帳の間覧 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・住民基本会所の関策 ・位民基本会所を定して、 ・一、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京、「東京	該当なし	「内容」 支所は、次の事務を所掌する。 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍の居国の受付 ・住民異動国の受付 ・住民異動国の受付 ・住民異動国の受付 ・住民異動国の受付 ・住民異動国の受付 ・住民異動国の受付 ・住民異動居の受付 ・住民異動居のの関節 埋火葬許可及びの葬許可に関すること。 身分証明書その他譲賊和証明及び納税証明に関すること。 固定資産税の諸証明及び公図の閲覧等に関すること。 所管区域内の行政に係る情報収集に関すること。 所管区域内の行政に係る情報収集に関すること。 可民の相談和交び公園の閲覧等に関すること。 を人医療証係る資格取得届書等の受理に関すること。 国民健康保証の各資格取得届書等の受理に関すること。 国民健康保証の担間すること。と 国民健康保証の担間すること。と 国民健康保証の地理に係るとの連手帳の交付に関すること。 し塚の地理に係るの連手帳の交付に関すること。 地域自治、次の事務を所覚すること。 地域自治、次の事務を所覚すること。 地域自治、次の事務を所覚すること。 中籍騰沙本の英行に関すること。 連項証明書ので付に関すること。 地域自治は常くない。 東項証明書ので付に関すること。 地域自治は常くない。 「は、次の事務を所覚すること。 ・ 世域登録知ば、次の事務を所覚すること。	該当なし	「内容】 支所は、次の事務を所掌する。 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録 ・戸籍機力を受付・戸籍機力を受付・戸籍機力を受け、一時期間があること。 ・住民異動屋が再発している。 ・住民異動産の受付に関すること。 ・田総登録が可は関すること。 ・四総登録が可に関すること。 ・理火葬計の扱びの理解が可に関すること。 ・現人及が開すること。 ・課税及び開すること。 は民保険に関すること。 「選保険に関すること。 国民健康健康である。 本の他の利用のの団体等に関すること。 施設の団体等に関すること。 施設の団体等に関すること。 をの他の利用をでに関すること。 をの他の利用をでに関すること。 をの他の利用をでに関すること。 をが野女が表に関すること。 をが野女がは、上記の事務以外に次の事務を 大学する。 をいるのでは、上記の事務以外に次の事務を 大学する。

合併協議事項番号	合併協議事項				
29	各種事務事業の取扱い		市民部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	窓口業務の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
6	芯口未労の収扱い		7. 四成公 レギザム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	すること。 し尿の処理に係る属出書の受付に可ごと。 地域自治団体等との連絡に関すすること。 地域自治団体等との連絡に関すり期のが就 学すべき学をがの指定に関すること。 不在者投票すること(当該連絡所の所属する出 張所に限る。)。 シティ・ブラザはしもと(相模原市橋本6丁目2番号。の維持管理及び秩序保持に関すること(指検原市の自力で表)の。 1番号のの維持管理及び秩序保持に関すること(大野南の出張所に限る。)。 出納良、税投所に限る。)。 出納自我の表別の一般などの全が表別では、大野南の出張質に関すること。 ・市税、分野南の出張質に関すること。 ・市税、対外諸書の作成福公の収納及び公金払込領収書、政定報に係る置及が形成券の交付で製造のでの受付で、対し、表別では、大野南出張所・・・12出張所 連絡所は下・ム、12出張所 連絡所はアム・・・12出張所 連絡所は関連の交付に関連のでは、大野南部・大阪の事業を所する。 戸籍歴史ので対しに関連のでは、大野南部・大阪の事業のでは、大野南部・大阪市等である。 「中国証明書証明書のでは、大野南部・大阪市等では、大阪市等では、大阪市等では、大阪市等のでは、大野南部・大阪市等のでは、大野南部・大阪市等のでは、大野南部・大阪市等のでは、大野南部・大阪市等のでは、大野南部・大阪市等のでは、大野南部・大野南部・大野南部・大野南部・大野南部・大野南部・大野南部・大野南部・				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		市民部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
		/D +±				
7	出張所の維持管理及び秩序	1.未持	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		町民課	4 支所・出張所	町民課	町民課・支所	
根拠法令等	相模原市庁舎管理規則					
歳出予算額(平成17年度)	668,700千円					
歳入予算額(平成17年度)	150千円(シティプラザはしもと 光熱水費実費負担					
	金) 【内容】	該当なし	 該当なし	該当なし	該当なし	
【事務事業の内容】	【内容】 シティ・ブラザはしもと維持管理及び秩序保持に関すること。 施設維持管理費 ・旅費(19千円) ・需要費(660千円) ・受務群人(18,000千円) ・使用料及び賃債耕料(262,003千円) ・会担金補制の金及び交付金(16,200千円) 施設維持補修費 ・需要費(300千円) 南合同庁舎の維持管理及び秩序保持に関すること。 施設維持管理費 ・需要費(22,873千円) ・役務辞人(85,388千円) ・使用料及び賃借料(460千円) ・備品購負費(272,900千円) ・表記料(65,388千円) ・使用網料及び賃借料(460千円) ・機品購負費(272,900千円) ・その他施設維持補修費 需要費(800千円) ・表の他施設維持補修費 需要費(800千円) ・急担金補助金及び交付金(20千円) 南合した。 南合同庁舎の事務室等の配置に関すること。 南合同庁舎の連絡調整に関すること。 財務事務に関すること。 財務事務に関すること。	談当体し	改当なし	該当体し	談当なし	

経 済 部 会

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
7	産業振興ビジョン推進事業		Mic Aidi Aidi Aidi Aidi Aidi Aidi Aidi Ai			
,						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	都市整備課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	495千円					
歳入予算額(平成17年度)					1	
【事務事業の内容】	内容 政策アドバイザー謝礼 255千円 目的 本市産業政策の理念と施策の方向を示した「さがみはら産業振興ビジョン(平成8年3月策定)」を効果的に推進し具現化を図るため、各界の専門家から助言等を受けるもの。 内容 経済懇話会委員謝礼 240千円 目的 経済懇話会委員謝礼 240千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	相模原商工会議所補助金		Maiii A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等				相模湖町産業振興事業補助金交付要網	
歳出予算額(平成17年度)	30.982千円	9.840千円	8.687千円	6.500千円	9.200千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 市内商工業の育成振興を図るため、相模原商工会議所の運営事業費の一部を助成する。 【内容】 ・小規模事業経営支援事業 ・ル規模事業経営支援事業 ・のの千円 ・お店大賞 ・商店街販促支援事業 ・商店街販促支援事業 ・中小企業人材確保支援事業 ・中小企業人材確保支援事業 ・T M O 構想推進事業(橋本) ・既存産業高度化支援事業 ・地域幹線道路網活性化事業 ・地域幹線道路網活性化事業 ・を業フェスティバル2005 ・優良従業員等表彰 ・多90千円 ・さがみはらIT元気フェア2005 ・情報化推進研修事業 ・広域事業所照会システム ・「大のの千円 ・「大のの千円 ・「大のの手円・「大のの手円・「大のの手円・「大のの手円・「大のの手円・「大のの手円・「大のの手円・「大のの手円・「大のの手円・「大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の	【目的】 中小企業指導育成と地域経済の振興を目的とする町商工会の連営事業費 の、000千円 ・地域商業振興事業費 ・地域工業振興事業費 ・地域工業振興事業費 ・商年部助成金 ・60千円 ・女性部助成金 ・60千円 ・地域資源研究事業費 ・400千円 ・地域源興ビジョン推進事業費 160千円 【公共的団体の概要】 ・・商工会法に基づく団体 (商工会法に基づく団体 (商工会法に基づく団体 (商工会法に基づく団体 (商工会法に基づく団体 (商工会法に基づく団体) ・商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)	【目的】 町内商工業の発展のために町の商工行政の一躍を担う、津久井町商工会の運営費の一部を助成。 【内容】 商工会運営費補助金 6,948千円 積算式: (人件費6名分・国県補助金額)×50% 提案公募型商工振興事業補助金 1,739千円 【目的】 中小企業者の自立を促し、多様化するニーズに応える。 【内容】 自ら先進性及び独創性のある事業を提案してもらい商工振興上有益であると認められる事業に対して補助金を交付する。 補助率 30%-50% 限度額 20万円-50万円 補助対象 津久井町商工会 (津久井町両工会 (津久井町両工会 (津久井町両工会 (津久井町両工会 (第2大井町市工会 (第2大井町市工会 (第2大井町市工会 (第2大井町市工会 (第2大町の本の概要) 津久井町商工会 ・商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)	【目的】 経営改善普及事業の経営指導を積極的に行い、 商工業者の経営基盤の安定に寄与する。 【内容】 ・経営改善普及事業指導職員設置費 4,256千円 ・経営改善普及事業措導事業費 899千円 ・地域総合振興事業費 985千円 ・管理費 360千円 【公共的団体の概要】 相模湖町商工会 ・商工会法に基づく団体 (商工会は、その地区内における商工業の総合的 な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の 増進に資することを目的としている団体)	【目的】 中小企業指導育成と地域経済の振興を目的とする可商工会の運営事業費の一部を助成する。 【内容】・経営改善普及事業職員設置費 4,896千円 ・経営改善普及事業指導事業費 1,318千円 ・地域総合振興事業費 1,318千円 ・遭難 873千円 ・管理費 1,498千円 ・資産取得等支出 615千円 【公共的団体の概要】 藤野町高工会 (高工会に基づく団体 (商工会は、基づく団体 (商工会は、産の地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	工業団体育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	2,000千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 工業団体を組織する構成員の経営及び技術力の 向上を目的とする研修や、団体が行う調査研究 等の事業の一部に対し助成する。		該当なし 【参考】 津久井町商工会工業部会にて同様な各種事業を 実施。	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		経済部会			
	事務事業名		協議ランク			
	優良従業員等表彰事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
3=-1811-1		経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
	相模原市優良事業所表彰要領・ 相模原市優良店舗表彰要領・ 相模原市商工業優良従業員表彰要領					
歳出予算額(平成17年度)	135千円					
	0千円				1	
【事務事業の内容】	(目的) 相模原市の商工振興のため、経営の合理化、生産性の向上、勤労意欲の向上等に貢献した優良事業所、優良店舗、優良だ業員を市表彰し、市内産業の発展を図る目的で行っている。表彰対象者は商子会議所推薦で会議所表彰と合同開催。 「内容」対象者・優良店舗(商業) 4店舗・優良店舗(商業) 4店舗・優良役業員(商工) 各20名 【公共的団体の概要】 相模原商工会議所法、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)	該当なし	該当なし 【参考】 ・津久井町表彰条例あり 対象者 町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	新事業創出促進事業(産業	振興課分)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例・ 相模原市青年アントレブレナー奨励金交付要網・ 相模原市産学連携に係る研究者等誘致促進補助金・ 交付要網・ 首都圏南西地域産業活性化フォーラム運営委員会・ 設置要網				
歳出予算額(平成17年度)	47,707千円				
歳入予算額(平成17年度)	4,020千円				
【事務事業の内容】	1.青年起業家育成事業 7,020千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
【事務事業の内容】	1 . 青年起業家育成事業 7,020千円 【自的】 独創的な事業プランを持ち、概ね1年以内に 起業を目指す青年に対し奨励金を交付し、 起業の支援を行う。 2 . 中小企業新分野進出支援事業 16,632千円 【目的】 中小企業の新分野進出等に伴う技術、経営改善 の相談を行い、市内産業の活性化を図る。 【内容】 ・相談内容は技術相談、経営改善指導、経理相談 など (株)さがみはら産業創造センター(SIC)概要 設立 平成11年4月 概要 創業や中小企業の新分野進出の支援を目 的として、地域公団、市、地域企業等の出 資により設立。インキュペート事業、産学 ・企業間連携事業、人材育成事業等に取組 んでいる。 3 . 産学連携支援事業 16,615千円 【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	市内企業と大学など研究機関との産学連携の支援を行い、市内産業の振興を図る。 【内容】 【内容】 産学連携推進アドパイザーの派遣 企業訪問により、大学研究機関との連携ニーズ等把握し、技術相談・コンサルティング等調整 産学連携セミナーの開催 市内企業の産学共同研究への意識の啓蒙普 及等				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	新事業創出促進事業(産業	に闘弾分)	A協議会 B幹事会 C専門部会		
12					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	地域資源ネットワーク活用事業委託 大学シーズ・企業ニーズ発掘調査等 特許情報アドバイザーの設置 特許に関する相談業務等				
	4 、広域連携支援事業 1,800千円 首都圏南西地域産業活性化フォーラムの開催 【目的】 地域における企業・大学・支援機関・金融機関・ 行政機関等が一堂に集い、中小企業等の新技術・ 新製品開発や新分野進出などに繋がる新たな連携 のための交流の場を提供。 【内容】 相模原・町田を中心に県央・津久井地域にわたる エリアを対象に年3回開催。(事務局相模原市)				
	エリアを対家に年3回開催。(事務局相模原中) 5.コミュニティビジネス推進事業 5,000千円 [目的] コミュニティビジネスの新たな事業機会を創出 推進し、地域経済の活性化に資することを目的と する。 【内容】 以下の事項を相模原産業振興財団へ委託する				
	コミュニティビジネス総合相談窓口の開設準備				
	コミュニティビジネスHPの作成立ち上げ準備				
	コミュニティビジネス起業家育成塾の開催				
	コミュニティビジネスフォーラム開催				
	仮称コミュニティビジネス協議会設立準備				
	6.公共図書館ビジネス支援事業 640千円 【目的】 起業家の自立等や新事業の創出を図る。 【内容】 橋本図書館ビジネス支援コーナーを設置し、関連図書の貸出し、有料データベースによる情報提供、ビジネスカウンセリング(委託業務)等を実施。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	青年起業家育成基金積立金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例				
歳出予算額(平成17年度)	5,000千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 市では新事業創出を重要な施策として位置付けており、市内産業の活性化を図るため、次代を担う若い世代を対象とした諸事業を展開することが肝要であると判断し、その財源を確保するための基金を平成12年4月1日に設置。 【内容】 基金残高 22,451,771円(H17.3.31現在) 基金の使途 青年起業家育成事業 独創的な事業ブランを持ち、概ね1年以内に起業を目指す青年に対し、起業の支援を行う ジュニアアントレ体験事業(子ども商人体験事業) 小学生から高校生を対象に「会社を起こ売、経済の流れであるが、原料の任人れ、商品の製造、近れの発育の流れであるが、手、という経済の流れで商売の仕組のが開業をとおして、子ども達に、「失敗を忍力」「チームワークの大切さ」「個人を評価しまるの大力さ」「等を学んでもらうことを目的に開催。(年1回)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	情報集積促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	505千円	10千円	10千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	1.情報集積促進事業 505千円 【目的】 産業経済情報の集積を図る。 【内容】 ・産業のまちネットワーク年会費負担金・TAMA協会会費 ・県産業貿易振興協会負担金・日本貿易振興会年会費 【公共的団体の概要】 (社)首都圏産業活性化協会(TAMA協会) 埼玉県南西部、東京団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。	1.商工振興管理経費 【目的】 産業経済情報の集積を図る。 【内容】 ・TAMA協会年会費 10千円 【公共的団体の概要】 (社)首都圏産業活性化協会(TAMA協会) 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県央部 の企業、大学、高丁団体、行政などにより結成さ れ、産学情報ネットワーク事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。	1.情報集積促進事業 【目的】 産業経済情報の集積を図る。 【内容】 ・TAMA協会年会費 10千円 【公共的団体の概要】 (社)首都圏産業活性化協会(TAMA協会) 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県央部 の企業、大学、高市工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	工業集積促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市企業立地促進資金融資要網				
歳出予算額(平成17年度)	836,007千円	50千円	50千円	50千円	50千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 市内経済の活性化や雇用の創出を促進させるため、市内に新たな企業立地の促進を図る。 【内容】 工業地保全整備事業 823,107千円 (工業集積の促進を自的とする企業立地促進資金融資制度の原資を金融機関に預託する。) ・相模原市企業立地促進資金融資制度 8 1 4 x 7 2 2 年円 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 2 8 0 千円 ・ テクノ相模協同組合共有施設等補助金 2 ,6 1 1 千円 ・グリーンピア田名協同組合共有施設等補助金 5 ,1 6 4 千円 テクノパイル田名企業立地推進事業 1,940千円 (知る塩田原地区(テクノパイル田名)への高度技術型企業の誘致を図る。) ・土地鑑定評価料 3 2 0 千円 ・応募企業経営・ドア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確 保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。 【内容】・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 ちの千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会・企業誘致の計画的、効率を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等	【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。 【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致促進協議会 ・企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成負は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等	【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。 【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、場合で業誘致の計画的、積減で、規浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等	【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町 財源確保を図るため、産業集積拠点整備の 促進を図る。 【内容】・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致に連協議会 ・企業誘致に、関東企業活動的、効率的な展開を図る ために、県内企業誘致活動の、効率的な展開を図る ために、県内企業誘致活動の、対策ので構成する協議会。 構成育市、横須育市、横須育市 等

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	中小企業国際活動支援事業		Mic Aid		
10				1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	1,283千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】経済のグローバル化に対応し、本市の友好都市であるカナダ(トロント市)をはじめとする、市内中小企業の海外展開を支援するもの。 【内容】事業実施 (財)相模原市産業振興財団へ委託。 【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団 設置目的 社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応するため、産業振興財団 設置自り、市内経済の活性化に寄与する団体。 設立者 相模原市、相模原商工会議所。	該当なし	該当なし 【参考】 津久井町はカナダのトレイル市と友好都市を結 んでいる。	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	中小企業経営安定対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
17				I	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中小企業融資規則 · 相模原市信用保証料補助規程 · 相模原市中小企業融資診断員設置要網		津久井町中小企業金融対策資金貸付要網・ 津久井町中小企業設備資金利子補給金交付要網・ 津久井町信用保証料補助金交付要網	相模湖町中小企業金融対策資金貸付要網	藤野町中小企業設備資金利子補給金交付要 網·
歳出予算額(平成17年度)	2,455,347千円	8,539千円	2,325千円	10,212千円	428千円
歳入予算額(平成17年度)	2,333,000千円	8,000千円	0千円	10,000千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協発の表表であることにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。【内容】 中小企業事業資金利子補給金 42,000千円利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。小企業小口資金 高額利率2.4%以内のうち市負担率1.0%(本人負担1.4%以内の)対象者及び融資限度額 小企業者:1,000万円環境整備支援金融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6%(本人負担1.8%以内のうち市負担率0.6%(本人負担1.8%以内のうち市負担率0.6%(本人負担1.8%以内のうち市負担率0.6%(本人負担1.8%以内のうち市負担率0.6%(本人負担1.8%以内のうち市負担率1.0%(本人負担1.8%以内のうち市負担率1.0%(本人負担1.8%以内のうち市負担率1.0%(本人負担2.4%以内のうち市負担率1.0%(本人負担2.4%以内のうち市負担率1.0%(本人負担2.4%以内)対象者及び融資限度額 市の指導に添った公害防止施設等を設置する中小企業者:1,000万円起業支援資金。計算的工作工作未満の中小企業者:1,000万円中小企業事業資金融機関へ預託し、低利な融資制度を実施を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実施する。対象資金中小企業操川口資金、体質強化支援資金、対象資金・中小企業操川口資金、体質強化支援資金・市融資制度取扱金融機関 58店舗預託第間 H17.4.1~H18.3.31 預託金利 無利息 協調倍率 3.5倍	【目的】 中小企業が企業活動を行うための必要な資金を金融機関と協調して行い、町内中小企業の健全な発展を図る。【内容】中小企業金融対策事業預託金8,000千円町が資金を金融機関外預託し、低利な融資制度取扱金融機関 3店舗預託期間 H17.4.1~H18.3.31 預託金利 無利息協調倍率 5倍 141千円町制度を送配料補助金 141千円町制度融資信用基金協会の保証を行った場合、支払った保証料の一部を補助する。補助金割47,0以内補助金割47,000円以内中小企業事業資金融資事務費 398千円中小企業整営安定対策事業を実施するための出えん金県信用保証協会出えん金	【目的】 町内の中小企業者の事業活動の高度化と経営基盤の強化を促進する。 【内容】 津久井町中小企業金融対策資金貸付 0円 ・該当なし ・本制度は、制度内容の検討を行い、平成12年度をもって当分の間株止としている。 津久井中小企業設備投資な利子補給金1,038千円 ・中小企業設備投資な利子補給金1,038千円 ・中小企業社備投資する際に支払った利子の一部を補給。 対象者:町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者補給率:30%~50% 限度額:10万円~15万円 平成16年度の実績:603千円(新規9件、継続1件) 津久井町合用保証料補助金 800千円(新規9件、継続6件) 津久井町合用保証料補助金 800千円(最低資政・神奈川県信用保証料の計算を受ける基金協会に支払の上の計算を受ける基金協会に支払の上の計算を開業を営かており町税等を滞納している。 ・事業を営んでおり町税等を滞納している。 ・中心企業事業資金融資事務経費 487千円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【目的】 南工業における融資金利制度の充実と利用促進を図る。 【内容】 中小企業金融対策資金貸付金 10,000千円 町が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する 対象資金 運転・設備資金 可融資制度取扱金融機関 3店舗 預託金利 資付利率 県中小企業融資制度の小企業の 内、小規模企業資金の利率に連動するものとし、変動のあった時点 の1ヶ月後から適用	【目的】 商工業における融資金利制度の充実と利用 促進を図る。 【内容】 中小企業金融対策資金貸付金 該当なし 藤野町中小企業金階で、 藤野町中小企業者が設備投資する際に支 払った利子の一部を補給。 対象者;町内で1年以上継続して事業所 を所有し、事業を営んでおり町税等 を滞納していない中小企業者 補給率;30%~50% 県信用保証協会出損金 228千円 中小企業者の金融の円滑化に資するため 経営基盤の強化と保証能力の拡大を図る。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	中小企業経営安定対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
17			_		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	相模原市信用保証料補助金 69,190千円 市中小企業融資制度利用者の信用保証料の負担の軽減を図るため、県信用保証協会への払込保証料の一部助成。支払われた保証料の70%以内(千円未満切り捨て)、15万円限度で補助。 中小企業事業資金融資事務費 11,157千円 中小企業事業資金融資事務費 11,157千円 中小企業の出記のしおり印刷製本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名協議ランク				
18	中小企業景気対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市中小企業融資制度利子補給規則 相模原市中小企業融資規則 相模原市信用保証料補助規程 相模原市中小企業融資診断員設置要網				
歳出予算額(平成17年度)	3,210,856千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 景気の後退で経営環境が悪化している中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行なうことにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。 【内容】 景気対策特別融資利子補給金 112,005千円利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を監機関に対して補給する。 ・景気対策特別資金 融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%(本人負担1.1%以内) ・倒産関連防止資金 融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%(本人負担1.1%以内) ・例素対策特別融資預託金 2,950,500千円○景気対策特別融資循託金 2,950,500千円○景気対策特別融資循託金 2,950,500千円○景気対策特別資金融資事務費 96千円(融資診断員謝礼) 【電算システムの概要】 融資事務を行っていくうえでの、融資利用者の個人データ管理ファイル。また、データを基に利子補給金や信用保証料補助金等の算出計算も行うシステム。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		経済部会		
	事務事業名		協議ランク		
	相模原市産業振興財団補助	全	A協議会 B幹事会 C専門部会		
20		1			Γ
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
	民法第34条				
12 to 1.2 0 cc					
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	78,740千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	地域産業の健全な発展及び経済の活性化を図る ため、財団法人相模原市産業振興財団が実施する				
	各種事業に対し助成するもの。				
	【内容】 事業費 78,740千円				
	・負担金、補助及び交付金				
	補助内容 事業				
	・各種フェア、展示、国際経済セミナー等				
	・経営向上促進事業 (国際経済交流支援事業等)				
	・情報提供事業				
	(インターネット、データベース事業、 SOHO事業、調査研究事業等)				
	法人管理				
	・派遣、嘱託職員及び事務所管理				
	「ハサか屋はの桜声】				
	【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団				
	設置目的				
	社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応 するため、産業振興に係る各種事業を行なうこ				
	とにより、地域産業の健全な発展を図り、市内 経済の活性化に寄与する団体。				
	設立者				
	相模原市、相模原商工会議所。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
21	産業会館の管理運営		A協議会 B幹事会 C専門部	p会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	総務課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立産業会館条例· 相模原市立産業会館条例施行規則				
歳出予算額(平成17年度)	85,056千円				
歳入予算額(平成17年度)					
「本の内容」 【事務事業の内容】	(目的) 【目的] 相模原市立産業会館条例及び施行規則に基づき産業会館の管理運営等の適正な管理運営を図る。 【内容】 産業会館の概要 設置目的を選集を振興し、及び市民の産業に対する理解を深める場を提供することにより、賑わいのあるもり置。 豊かな場所を図り、もって活ために産業会館が概要と称が、相模原市立産業会館」(H5年4月開館)地上5階、地下2階敷地面面積 1,338㎡、建築面積 1,038㎡、超級概要 1階 9展示・ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	事業協同組合等の設立認可	笙	A協議会 B幹事会 C専門部会		
22	事業励问組口守の以近応り	ਹ 		T	1
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法・	中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律・
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
「事務事業の内容」	【目的】 「県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。 【内容】・設立窓更調の事務・定款第の場所と一定教育の要理・役員変更の理・経験届の理・休眠組合の数(旧)46年度未現在)事業組合動信。11 商店街振興組合:6	【目的】 県から権限移譲され、根拠法令、通達に基づき 事業実施しているもの。 【内容】 ・設立認可事務 ・決算無類 受理 ・役員変更届 受理 ・保服組合の整理事務 ・所管組合数(平成16年度末) 事業協同組合:2	【目的】 果から平成10年度に権限移譲がされ根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。 【内容】 ・設立認可事務 ・定款変更無類受理 ・没真変更理等現で ・経済を表面では、一般ながある。 ・経済を表面では、一般ながある。 ・経済を表面では、一般ながある。 ・経済を表面では、一般ながある。 ・経済を表面では、一般などのでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一体のでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、一	【目的】 果から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基プき、事業実施しているもの。 【内容】・設立家更事務 ・定款変更態調類受理 ・没算変更の調理 ・役員変更用 ・経動品 受理 ・解散組合の整理事務 ・所管組合の数 事業協同組合:2 協業組合:1	【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠 法令、通達に基づき事業実施しているもの。 【内容】 ・設立認可事務 ・決策関係書類 受理 ・発散国 受理 ・解散届 受理 ・解散組合の整理事務 ・所管組合数・・・該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	工業地域等における住宅開	発の指導	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名		経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市工業地域等における住宅開発指導要綱・				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 工業系産業用地の保全及び良好な生産環境と居住環境の調和を図る。 【内容】 良好な生産環境と居住環境の調和を図るため、 工業地域及び準工業地域において、500㎡以上の住宅建築を目的とした開発行為を行おうとする場合に、自粛要請・緩衝帯設置等の指導を行っている。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	工場立地法に規定する届出	、勧告等	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	工場立地法・	工場立地法	工場立地法	工場立地法	工場立地法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 平成11年度、神奈川県の権限移譲により、 工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。 【内容】 特定工場の新設の際の届出の受理(法第6条) 特定工場の変更の震いる出いの受理(法第8条) 特定工場の変更の際の届出の受理(法第8条) 特定工場の変更の際の届出の受理(法第1条) 海出たる事期間の短縮(法第11条) 実施の制限期間の短縮(法第12条) 地位を承継した場合の届出) 昭和49年6月28日以前からあるよりかる既存工場の最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条)	【目的】 平成11年度、神奈川県の権限移譲により、 工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。 【内容】 ・特定工場の際の届出の受理(法第6条) ・特定工場の変美が拡大された後の最初の変更時の届出の受理(法第7条) ・特定工場の変更の際の届出の受理(法第8条) ・	【目的】 平成11年度、神奈川県の権限移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。 【内容】 ・特定工場の新設の際の届出の受理(法第6条)・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理(法第7条) ・特定工場ので変更の際の届出の受理(法第8条)・結正は「金利である。(法第10条)・最出をした事順の変更命令(法第10条)・との制度期間の短縮(法第11条)・氏名等の変更の届出(法第12条)・・氏名等が継した場合前のおよいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条)	【目的】 平成11年度、神奈川県の権限委譲により、 丁場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。 【内容】 ・特定工場の所の届出の受理(法第6条) ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更 時の届出の受理(法第7条) ・特定工場の変更の際の届出の受理(法第8条) ・特定工場の変更の際の届出(法第19条) ・局出をした者に対する勧告(法第10条) ・屋部の利限期間の短縮(法第11条) ・民名等の変更の届出(法第12条) ・比名等の選した場合的届出(法第13条) ・昭和49年最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則 第3条)	【目的】 平成11年度、神祭川県の権限委譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。 【内容】・特定工場の新設の際の届出の受理(法第6条)・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理(法第7条)・特定工場の変更の際の届出の受理(法第1条)・届出をした者に対する勧告(法第19条)・動告に係る事順の変更の協立は(法第11条)・近の多変更の届出(法第12条)・近の多類により、近、第13条)・昭和49年6月28日以前からあるいかゆる既存工場の最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律を一部改正する法律附則第3条)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
			A協議会 B幹事会 C専門部会			
25	中小企業経営革新支援事業	·	AI励俄云 D针争云 U等I J即云			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	産業振興課	経済課	経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	相模原市中小企業研究開発補助金交付要網					
歳出予算額(平成17年度)	22,487千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	中小企業研究開発支援事業 【目的】 中小企業が自ら行なう新製品・新技術等に関する研究開発に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の技術研究開発を促進し、中小企業の技術力向上を図る。 【内容】 事業内容・対象 市内で1年以上継続して操業し、単独または共同で新技術、新製品開発等の研究開発を行なっている市内中小企業者・補助率及び補助金額研究開発に要する経費の1/2以内で200万円を限度・補助機関及び採択件数 最大2ヵ年度/3件程度・選考方法 相模原市中小企業研究開発補助金審査会にて審査を行う。 中小企業販路開拓支援事業 【目的】 3,247千円 「市内中小企業者の販路開拓を支援するため中小企業者の販路開拓支援事業 【目的】 市内中小企業者の販路開拓を支援するため中小企業者等の出展する際に要する経費に対し 予算の範囲内で補助金を交付する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	商業地形成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市商業地形成事業補助金交付要項				
歳出予算額(平成17年度)	19,346千円				
歳入予算額(平成17年度)	6,593千円				
【事務事業の内容】	[目的] 生活環境の向上と地域商業が振興を図るため、活気とにぎわいのある商業地づくりを推進する。 【対象】 「さがみは5産業振興ビジョン」を基本として、それぞれの地区ごとに変した基本計画・整備計画等の整備を対象とする。 【内容】 商店街環境整備事業補助(アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュール・大田が原本のでは、大田が開発をしている。 本任意団体の商店会が環境整備事業を行う、場合には、一の補助がよニューを活用付る。 商店街選金別がよニューを活用付る。 商店街選金別がよニューを活用付き。 商店街選金別が、日本のでは、日本の	該当なし 【参考】 商店会数の、会員数 = 538(商工会会員数) 大型小売店舗数 = 5、売場面積17,826㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし	該当なし	該当なし 【参考】 商店街 名称 会員数 店舗数 与瀬商栄会 32 32 *但し、店舗数は全部で43店舗ある。	該当なし 【参考】 商店会数0、会員数 =(商工会会員数) 大型小売店舗数 = なし 数年以内に環境整備を予定している商 店街 = 該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	中心市街地活性化事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等・ の活性化の一体的推進に関する法律				
歳出予算額(平成17年度)	24千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大 野駅周辺地区を市の中心商業地として位置付け、高度な都市機能の集積と活気とにぎわいのある商業地づくりを推進する。 【内容】 橋本駅周辺では、多くの来街者でにぎわう中心市街地の形成に向け、「相模原市中進多さめ、商工会議所が家定したが開想に基づさい、一部街地の部間・上商業ソフトが構想に基づさい、市荷地整備や商業の活性化を推進している。 また、平成13年度には橋本地区に次ぐ2地区目とし、相模大野地区における中心市街地活性、商業の活性化を推進している。 また、平成13年度には橋本地区に次ぐ2地区目とし、相優大野地区における中心市街地活性、商業間をでは、商業間をでは、高楽間を開発した、「中心市街地活性化推進連路協議会」の開催に係る会議等の経費である。 【平成17年度予算額】 会議開催経時(会場費、賄い) 2 4 千円 【参考】 中心市街地活性化基本計画の策定を 今後計画している地域 = なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	商店街振興支援事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市商店街近代化事業補助金交付要項				
歳出予算額(平成17年度)	32,909千円		60千円		
歳入予算額(平成17年度)	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	目的] 商店街の近代化を図るため、商店街街路灯の電気料や共同駐車場の維持費、環境整備事業等に対し助成する。 対象] 商店会組織公衆浴場 「内容] 商店街環境整備事業補助金(アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュメント等)。 * 任意団体の商店店が環境整備事業を行う場合には、「商店街田で、「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。 * 「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。 * 「商業地形成事業」は、法人代団体を補助対象と同様に対している。 (電気料の70%を補助) 商店街田路灯電気料補助金(電気料の70%を補助) 商店街街路灯電気料補助金(億5個料の30%を補助) 市当自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金(修繕料2030%を補助)、金幣海場機構構動金(県との協調補助・県補助1/2、市補助1/4) 【平成17年度予算額】 商店街街路灯修繕費補助金(県との協調補助・県補助金)、1,358千円市当自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金 1,358千円南店街街路灯修繕費補助金 1,253千円公衆浴場設備整備費補助金 1,253千円公衆浴場設備整備費補助金 1,253千円公衆浴場設備整備費補助金 1,253千円公衆浴場設備整備費補助金 1,250千円高店街路灯修繕費補助金 1,250千円合店街路灯修繕費補助金 1,250千円公東沿場市場を入場上で、長野工場には、1,500千円高店街路灯修本場上で、長野工場には、1,500千円高店街路灯の本数合計 = 約2 ,800 基公衆浴場の数 = 1 1 軒	該当なし 【参考】 商店会数 = 0、会員数538(商工会会員数) 大型小売店舗数 = 5、売場面積 = 17,826 が 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 6世の商店街共同駐車場の数、借地料の概算 防犯灯 1693基(環境防災課所管) 街路灯 77基公衆浴場の数 = 該当なし	【目的】 南店街街路灯の維持管理費補助。 【内容】 中野商店街街路灯組合補助金 30千円 (70本所有) 中央街路灯組合 30千円 (67本所有)	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
			A協議会 B幹事会 C専門部会			
12	商店街活性化事業補助金		Al伽俄云 D针争云 C等门配云			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	相模原市商店街活性化事業補助金交付要網					
歳出予算額(平成17年度)	29,154千円					
歳入予算額(平成17年度)	1,200千円					
【事務事業の内容】	【目的】 商店街の活性化を図るため、商店街が自ら取り組むソフト事業、空き店舗活用事業、イベント事業などに対して助成する。 【対象】 市内商店会組織 【内容】 商店街ステップアップ事業補助金(ソフト事業が対象、事業費の50%を補助)空き店舗活用事業補助金(賃借料の30%を補助)の店店街イベント事業養費の一部を補助)アドバイザー派遣事業(商店街話動を助言する専門家を派遣)個店の魅力アップ講座の開催経費(商工会議所に事業補助金 10,557千円商店街イベント事業補助金 10,967千円アドバイザー派遣事業 1,880千円個店の魅力アップ講座の開催経費950千円でき店舗活用事業補助分として国庫補助金1,200千円の歳人がある。 【参書】 商店会の魅力アップ講座の開催経費950千円の歳人がある。 【参考】商店台、会員数 = 2,464新たなソフト事業実施を検討している商店街内にある空き店舗商店街内にある空き店舗商店街内にあるでき店舗商店街内にあるでき店舗商店街が実施しているイベントと当業費が30万円の歳分がある。	該当なし	該当なし 【参考】 商店街・商店連盟(4団体)	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	商業実態調査事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	4,500千円				
歳入予算額(平成17年度)	64千円				
【事務事業の内容】	【目的】 さがみはら産業振興とジョンに基づ容等がが活用できる選称行動調査、商店経営書調査を実施で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
14	買物公園道路維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	5,089千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 相模原西門商店街に設置した買物公園道路 (愛称:グリーンブラザさがみはら)内の街路 灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理を行う。 【内容】 街路灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理(光 熱水費、保守点検、清掃、修繕など) 【平成17年度予算額】 5、089千円 【参考】 一買物公園の概要 ・面積 17,550㎡ ・整備年度 S57 ・施設・街路が、公衆トイレ、噴水、時計塔、モニュメント	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	商業団体育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	相模原市商業団体等活動促進事業補助金交付要網					
歳出予算額(平成17年度)	1,770千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 商業団体の運営の向上と活動促進を図るた め、運営費及び活動費に対し助成する。 【内容】 法人化された商店街振興組合、商店街協同組 合に対して運営費の補助を行う。 相模原市商店会連合会対して運営費及び活動 費の補助を行う。 【平成17年度予算額】 法人化組合 900千円(設立後10年以上 @50千円×15団体、10年末満@150千円× 1団体) 相模原市商店会連合会 700千円 (運営費50千円、活動費650千円) 商店街組織と大型店の共生フォーラム開催経費 170千円 【参考】 法人化された商店街団体数 = 設立後10年以上15団体、10年末満1団体	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
16	新事業創出促進事業(商業	観元禄万)	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	17,055千円					
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	【目的】 新規事業に進出しようとする商業者の支援や将来の産業を担う人材育成による商業の活性化を図る。 【内容】 チャレンジショップ支援事業 商業系ペンチャーの育成と商店街の活性化を図るため、商店街の現事業を支援を追して、独創的なする意欲ある商業者を支援として支援する。。 子ども高く質性がいる。 子どもの産業を支える人材育成と商業の活性化を図点を単位したのに、「合品の製造、化性化を図に対した。 「日本の主要を対して経過である。」 「日本の産業を支える人材育成と商業の活性とから、「原料の仕入れ、商品の製造、化性を図点に対した経済のさがみ性もの表達、では、中で、中で、一、中で、一、中で、一、中で、一、中で、一、中で、一、中で、	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	市民まつり開催事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)		2,500千円	2,000千円	500千円	1500千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 ふるさとづくりの中心的行事として、市民参加による手作りのまつりである「市民まつり」を開催する。 【内容】 相模原市民桜(若葉)まつり 昭和49年に、市制施行20周年を記念し市民のふ本をで、毎年4月の上旬に力に市民参加をのときは5月上旬)に、市民の手づくりによたに行われる。事業費(負担金) 8,980千円 平成17年度開催内容 名称第32回相模原市民桜まつり開催日平成17年4月2日(土)・3日(日)・3日間で成17年4月2日(土)・3日(日)・市役勢数延2日間成17年4月2日(土)・3日(日)・市役勢数延2日間成15年度 34万5千人(平成15年度 34万5千人)(平成15年度 34万5千人)(平成15年度 40万人)参加以上下 39団体(平成15年度 40万人)参加以上下 39団体(平成14年度 40万人)参加以上下 39団体(236行事)主権権原由民まつり実行委員会(構成所、警察署 ほか)	【目的】 町民相互の協力により、地域の郷土意識を通し、産業・文化・コミュニティ等の活動が体となって、ふれあいの場を創り上げることにより、郷土意識の高揚を図るため「もみじまつり」を開催する。 【内容】 もみじまつり 昭和49年に観光産業まつりとして開催され、翌50年からは、町の木であるもみじをまつりの名称にし、明唯に。 事業費(負担金) 2,500千円 平成16年度開催内容 名称第29回もみじまつり 開催日 平成16年10月17日(日)会場宿見込数 15,000人(平成16年度観客数 13,500人)(平成15年度観客数 12,000人)(平成15年度観客数 12,000人)(平成15年度観客数 12,000人)(平成15年度観客数 12,000人)(年成15年度観客数 13,500人)(年成15年度観客数 13,500人)(平成16年度観客数 13,500人)(平成16年度観客数 13,500人)(平成16年度観客数 13,600人)(平成16年度観客数 13,600人)(平成16年度観客数 13,600人)(平成16年度観客数 15,000人)	【目的】 町民相互のふれあいと産業振興を図ることを 町民相互のふれあいと産業振興を関係する。 平成17年10月23日(日) 事業費(補助金) 2,000千円 【内容 ・開成16年度開催内容 ・開成16年10月24日(日) 事業費(補助金) 2,000千円 【参考】 平成16年度開催内容 名	ふれあい広場 【目的】 町民相互のふれあいが少なくなっている現状を踏まえて、「町民相互のふれあいの場」を提供し、また、町内産業の振興・地域PR・観光開発・特産品開発等の「まちおこし」を考えていく。 【内容】・補助金 500千円(内訳)イベント関係 52千円ステージ関係 219千円広報関係 104千円事務局経費 73千円 【参考】 平成16年度開催内容商工会が中心となり実行委員会形式で運営されている。第16回相模湖ふれあい広場・開催日・観客数 3,000人・参加団体 40団体	【目的】 善意と友情に基づく全ての藤野町町日 ・ 一大では、「大田では、一大田では、田では、一大田では、一大田では、一大田では、一大田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、田では、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
18	観光宣伝事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等				県観光地人込観光客調査実施要領		
歳出予算額(平成17年度)	1,595千円	420千円	175千円	1,483千円	157千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 行事会場となる相模川河川敷の整地やイベント で必要となる備品の購入、イベント打合せ会場の 使用などにより観光事業の充実を図るとともに、 本市観光のPRを積極的に展開する。 【内容】 ・備品購入費 225千円 ・施設使用料 750千円 ・会場整地費用 180千円 ・県への負担金 370千円 ・野堀和水路を 愛する会への補助金 70千円	【目的】	【目的】 観光振興の遂行、及び観光宣伝の展開を図るため、各種団体に負担金等を交付。 【内容】 ・公告料 32千円 ・県観光振興対策協議会負担金 70千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・郡観光振興対策協議会負担金 43千円	【目的】 各地区で行われる観光行事・イベント等の新願、雑誌へのPR及びガイドマップ等の作成。 【内容】 - 報償費(つり大会・写生大会) 21千円・無期費(ガイドマップ・リーフレット等) 1,035千円・負担金補助(観光協会観光宣伝負担金及び交付金) 270千円・県観光協会負担金 30千円・県観光振興対策協議会負担金 30千円・開設光振興対策協議会負担金 25千円観光地入込観光客調査事業 25千円観光地入込観光客調査事業 (目的) 観光宣伝事業での基礎データ作成。 【内容】・事業費 72千円・町内3ヶ所(年4回)調査を実施	【目的】 各種新聞、旅行情報誌等のマスコミを利用し、本可の観光行事、施設の知名度を高め、観光誘客の促進を図るとともに、各種団体に負担金等を交付する。 【内容】 ・	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
19	キャンプ場管理運営事業	ァンプ場管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	相模原市営キャンプ場管理運営要綱		津久井町立青野原森林総合利用施設の設置及び・ 管理に関する規程			
歳出予算額(平成17年度)	13,554千円		153千円			
歳入予算額(平成17年度)			113千円			
【事務事業の内容】	【目的】 市内に2ヶ所あるキャンプ場(上大島・望地 弁天)の管理運営事業 【内容】 事業費 ・施設修繕料 200千円 ・電話料 150千円 ・で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	該当なし	【目的】 「目的】 「同の(青野原地区)にあるオートキャンブ場の 管理運営事業 【内容】 事業費 ・火災保険料 40千円 ・土地質付料 113千円 (青野原オートキャンプ場組合より 「町を経由して土地所有者 利用状況 平成16年度実績 ・利用人数 30,062人 平成15年度実績 ・利用人数 27,146人 ・利用人数 30,062人 平成15年度実績 ・利用人数 35,685人 管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		経済部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
19	キャンプ場管理運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
19							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	相模原市	城山町	津久井町 事業の趣旨を尊重し事業の成果をより発揮させ林業経営の健全な発展と林業所得の向上を図ることを目的とする。 事業内容 青野原オートキャンブ場の利用促進、管理運動13人(内 組合長1名、副組合長2名)監事 2人 組合員の資格(1)青野原地域の居住者(但し各世帯1人を限度とする。(2)青野原地域に居住し観光事業経営を希望する個人で本組合に参加しようとするもの。	相模湖町	藤野町		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	観光事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	21.532千円			3,000千円	
歳出予算額(平成17年度)	1 111			* ***	
歳入予算額(平成17年度) 【事務事業の内容】	0千円 【目的】	該当なし	該当なし	0千円 さがみ湖湖上祭分担金 3,000千円	該当なし
【争効争素の内合】	伝統ある観光行事の保存、発展を図るとともに、市民に憩いのひとときを提供する。 【内容】 負担金、補助金 22,025千円(内訳) ・泳げ鯉のぼり相模川 2,640千円 相模の大凧まつり 3,472千円・相模の大凧まつり 3,472千円・担瀬屋祭り 6,600千円・相模原納涼花火大会 6,600千円・相模原納涼花火大会 6,600千円・橋本七夕まつり 6,168千円 泳げ鯉のぼり相模川 昭和63年に子供たちのたくましく立派な成長を願い始められ、人と人の出会いとふれあいの場の提供と子供たちに夢や想い出去らえるものとして4月29日~5月5日のゴールイーを渡し約1,200匹の鯉のぼりが群泳るものとして4月29日~5月5日のゴールイーを渡し約1,200匹の鯉のぼりが群泳をもにのまさに再社・開催日平成17年4月29日~5月5日・会 場 相模川高田橋上流・主 催 泳げ鯉のぼり相模川実行委員会(観客数 H13 41万人、H14 47万人、H15 51万人、H16 38万人、H17 55万人)相模の大凧まつり 5月4、5日に新磯地区で行われる江戸時代から続く伝統行事で、最大で一辺の長さ影間(約14.5m)もある・相模の大凧、まさに日本一。(昭和52年に「かながわのまつり50選」で発して、国の「記録作成等の規管すべき無形の民俗文化 財」に選択れまいては関東恒等の大凧揚げ雪俗として、国の「記録作成等の規管すべき無形の民俗文化 財」に選択されている。)・開催日 平成17年5月4日・5日・会 場 新磯地区 新戸スボーのよりに選ばれまり実行委員会(観客数 H13 万人、H14 7万5千人) 11万5千人)	【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号 2 3番) 【目的】 城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、	【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号24番) 津久井町については、観光事業に対しての補助 金は交付付していません。観光協会に補助金600 千円を交付付し観光事業を行っては、観光協会に表す。 ・津久井湖さくらまつり事業費補助 500千円 ・観光センターまつり事業費補助 100千円 理久井湖さくらまつり 「程の名所である津久井湖周辺の「桜」光展元素のでは、一般である。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	【目的】 昭和23年相模湖誕生とともに、湖に関係して亡くなった人々の慰霊と湖内外から多くの人が訪れる夏の風物詩として、ひろく人々に楽しんでもらう。 【内容】 ・会議策 59千円 ・宣伝費 586千円 ・宣伝費 234千円 ・旅費 29千円 ・修繕費 29千円 ・修繕費 293千円 ・修繕費 293千円 ・修繕費 293千円 ・修繕費 293千円 ・修繕費 293千円 ・「大会運費 1,699千円 ・「保険料 23千円 ・「保険料 23千円 ・「保険料 23千円 ・「保険料 23千円 ・「大会は、相模湖観光協会が中心となり実行委員会形式・運営されている。・名称 第55回さがみ湖湖上祭花火大会・開催日 平成16年8月1日(日)・観客数 70,000人 ・打上げ発数 5,000発	を他類似していると思われる参考情報 【目的】 「目的】 「目的】 「一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
22	観光事業補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	上溝夏祭り 7月下旬の土・日に開催される上溝に江戸末期 から伝わる伝統あるまつりで、上溝商店街通り を中心に、御與24基、山車7台が繰り出す勇壮 なまつり。(昭和57年に「かながわのまつり50 選」に選ばれる。)・開催日 平成17年7月23日・24日 ・会 場 上溝面店街通り ・主 催 上溝夏祭り実行委員会 (観客数 H13 34万人 H14 34万人 H15 35万人 H16 36万5千人) 相模原納涼花火大会 昭和25年に「水郷田名」の復興を願って灯籠流 しとともに花火が打ち上げられたのが始まり で、7月30日に相模川高田橋上流の河畔で打ち上げられる。打ち上げ花火、スターマインなど が夏の夜空を華麗に彩る。・開催日 相模原納涼花火大会実行委員会 ・開催日 相模原納涼花火大会実行委員会 (観客数 H13 32万人、H14 33万人、H15 31万人、H16 31万人、H16 31万人、出5 31万人、出5 31万人、出6 31万人、出6 31万人、出7 416 31万人、出7 417 417 418 418 418 418 418 418 418 418 418 418				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
23	地域活性化イベント事業補	助金	A協議会 B幹事会 C専門	部会	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	企画財政課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	5,555千円	405千円		400千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円		0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市報光振興計画で「地域活性化イベント を表して位置付けられた事業の発展充実に努 ある。 【内容】 負担金、補助金合計 5,5555千円 ・東林間サマーカぁ!ニパル 1,480千円 ・相模大野まんどうまつり 1,480千円 ・相模ながたカーニパル 1,480千円 ・はさこいまつり 1,295千円 東林間サマーカぁ!ニパル 1,480千円 ・はさこいまつり 1,295千円 ・ 相模ながたカーニパル 1,480千円 ・ はさいまつり 1,295千円 ・ ではりが振興となり、本場であるといり、本場であるといいたが、たちにも飛び入り大だくことができる。・ 開催日 平成17年8月5日(金)~7日 ・会場 東林間サマーカぁ!ニパル実行委員(H13 11万人、H14 12万人、H15 14万5千人、H16 15万5千人) 相模大野まんどうまつり 平成2年に地域が12性化と商業振興を目的底にアレンジした地域総ぐるみで行われる祭。を表べ他しが公園のほか駅前や通りで開催日平の人が大きなじか、スを提名ないまりに対している祭って行われる祭。を表へというパレードをはじか、スを見をへが公園のほか駅前や通りで開催される・・ 閉催日 平成17年10月8日(土)、9日 ・会場 相模大野駅間辺・主催 相模大野駅間辺・主催 相模大野まんどうまつり実行委員 (H13 29万人、H14 30万人、H15 29万人、H16 13万人)	【目的】 「城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各名 を	該当なし	【目的】 相模湖町のシンボルとしての湖・ダムの重要性と環境学化を図るものとする。 【内容】 負担金・補助金合計 400千円 ・ 拍模湖やまなみ祭 120千円 ・ 小原宿本陣祭 250千円 ・ 相模湖やよなみ祭 (50千円 ・ 相模湖やまなみ祭 (50千円 ・ 相模湖やまなみ祭 (50十円 ・ 相模湖やまなみ祭 (50十円 ・ 相撲湖やまなみ祭 (50十円 ・ 一	該当なし 「市民まつり開催事業」及び「観光事業 補助金」と同様 その他、地域の自主的な活性化イベント「和田こいのぼり実行委員会」に60千円 を補助

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
		市 会	A協議会 B幹事会 C専門部会		
23	地域活性化イベント事業補助	切 並	AI协議会 B幹事会 C等门部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	相模のまつり相模ねぶたカーニパル 平成5年に子どもたちの思い出・ふるさとづく リをテーマに、銀河連邦共和国友好都市の秋田 県能代市の協力を得て始められたまつりで今で は地元の子どもたちの手作りで可愛らしい子ねぶたが多数登場するなど、光と音の幻想的なねぶたパレードが楽しめ。 ・開催日 平成17年10月9日(日)・会 場 リバティ大通り(市役所周辺)・主 催 相模ねぶたカーニパル実行委員会(H13 21万人、H14 22万人、H15 23万人、H16 18万人) 相模原よさこいRANBU! 平成11年から始められたエネルギッシュでエキサイティングながシスイペント・よ鋭さの前りに対していたちのまつりの伝統との情性的な創作ダンスの識し出すパフォーマンスであかれる。イベントを盛り上げる。・開催日 平成17年9月18(日)・会 場 古淵駅周辺・主 催 相模原よさこいRANBU!実行委員会(H13 5万人、H14 8万人、H15 9万人、H16 11万人)			庁・社会福祉協議会・ボランティア団体等	

合併協議事項番号			専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	市観光協会補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	3,230千円	1,400千円	600千円		100千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円		0 千円
【事務事業の内容】	【目的】 翻光関係団体の指導育成を図り、各地区で実施されている地域観光行事の振興に努める。また、市営キャンブ場の管理運営を行い、市民に憩いの場を提供し、環境保全に努める。 【内容】 負担金、補助金及び交付金合計	【目的】 町観光協会が主催する各種事業の一部を補助し 本町の観光事業の振興と健全な発展を図る。 【内容】 「成成人) 町補助が頭 1,750千円 計 3,150千円 (歳出費 60千円・金銭議費 550千円 ・金銭議費 550千円 ・季業費 100千円・事業業費 100千円 ・事業業費 100千円 ・事業人の概 1人 (事業) 事業 観光客伝事開催・きな事開催・きるよりまつう流しと 各種イベルまつり・本ル傷橋ベントの参加・さみじましていまるのがした。 は、おいたのものは、は、おいたのものは、は、ないとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	【目的】 観光協会で主催している2つのイベントに対し 補助を行い、交流型観光の振興に努める。 【内容】 負担金、補助金及び交付金 600千円 ・津久井湖さくらまつり事業費補助金 100千円 ・観光センターまつり事業費補助金 100千円 【町観光協会概要】 加入会員負 171名 費助会会員 21名 会長。事業 湖東とセンターまつりの実施 津久井湖観光センターの作成 天体観測・自然観光を19 20 18	該当なし 【参考】 相模湖観光協会は、任意の団体で、17年度の 会員数は95名です。相模湖県立公園の駐車場管理 委託を見く行なっており、その収入を事務局長の 人件費等にあてている。 【観光協会の概要】 役員等 会長 1名副会長 3名会計 1名監事 2名 理事 22名 理事 22名 事務局長 1名 会長 条員 大学 22名 事務局長 1名 会長 5 会員 23名 会長 5 会員 23名 第 3 会員 25 会員 26 会員 26 会員 26 会員 26 会員 27 会員 1,253千円 駐車場受託収入 8,513千円 15年度収入 26 会員 1,330千円 駐車場受託収入 9,332千円 14年度収入 26 会員 1,338千円 駐車場受託収入 9,330千円 13年度収入 26 会員 1,351千円 駐車場受託収入 10,265千円 13年度収入 26 会員 1,351千円 14年度収入 26 会員 1,351千円 14年度収入 26 会員 1,351千円 14年度収入 26 会員 1,351千円 14年度収入 10,265千円	【目的】 町観光協会が主催する各種事業の一部を補助し、本町の観光事業の振興と健全な発展を図る。 【内容】 事業費の内訳(歳み) 100千円自主財源 1,499千円前計 1,599千円(歳出)・会議費 210千円・事業費 799千円・表の機費 90千円・事業費 799千円・その他 500千円・事業を 1,599千円 「町観光協会の概要】 加入者を 会員内より選出主な事業 同主事業川バイキングを制つきた会・ひまりカサイングを制・連馬よりカナスタ・親子ブムカ・場・里観光関係団体への動成・連観光間係団体への助成補助金の推移・平成13年度 1,800千円・平成15年度 1,500千円・平成15年度 1,000千円・平成16年度 1,000千円・平成16年度 1,000千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	相模の大凧センター経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
25		1		T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
	相模原市立相模の大凧センター条例・ 相模原市立相模の大凧センター条例施行規則				
10 thi /T V VV	יאוא וו אווא וואריי אין אוואריי אין אוואריי אין אוואריי אין אוואריי				
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	2,218千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	相模の大凧文化の保存・継承を図ることを目 的とした相模の大凧センターの自主事業等に要す				
	る経費				
	【内容】				
	自主事業費 2,020千円				
	展示凧入替作業経費 57千円				
	特別展示開催経費 500千円				
	寄贈凧写真撮影委託 100千円				
	指定管理者への移行経費 20千円 その他事務経費 731千円				
	展示事業 年間2回を予定				
	凧ボランティアの運営体制 ・毎週土、日曜日及び祝日に配置(半日単				
	位)				
	・報酬は半日(4H) 2,000円				
	1	l .	1	1	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名				
26	たてしな自然の村管理運営	車光	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	たしては自然の利息性連合	丁未 	7/m成公 5针事公 6号[]即		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市立自然の村条例 相模原市立自然の村条例施行規則				
IKIZIA 4 G					
歳出予算額(平成17年度)	66,656千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 長野県北佐久郡立科町にある、余暇利用施設「たてしな自然の村」の管理運営を行う。 【内容】 施設概要 敷地面積 70,000㎡・5人用キャピン9棟・15人用キャピン5棟・テント(夏季のみ)10張 開村日 昭和59年6月1日 使用料 5人用キャピン(1棟) 7,500円 15人用キャピン(1棟) 7,500円 15人用キャピン(1棟) 15,000円 テント(夏季のみ)10張 開村日 昭和59年6月1日 使用料 5人用キャピン(1棟) 600円 利用率 32.1%(平成16年度実績) 予算 本課分 2,945千円 (内2,800千円は土地賃借料) 63,711千円 何内7,300千円は整備と対委託分 63,711千円 の下7,300千円は修繕費 他は主に人件費)利用できる人 相模原市民・在勤者・在学者で3ヶ月前から受付 平成13年4月1日から町田市の町田市民休 暇村と相互利用を実施している。 委託先(「財・と会館 現地の管理作業及び食堂運営は信州リゾート へ再委託 【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原市の委託に基づく公共施設その他の施設の取得、建設、管理等を行う団体。 【参考】 13年度 12,326人利用 使用料収入 18,313千円 14年度 12,326人利用 使用料収入 18,313千円 15年度 11,478人利用 使用料収入 17,144千円 16年度 11,291人利用 使用料収入 17,024千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
27	相模川自然の村管理運営事		A協議会 B幹事会 C専門部会		
		1		T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
	相模原市立自然の村条例・ 相模原市立自然の村条例施行規則				
根拠法令等	TARRIET TO STATE OF THE STATE O				
依拠広マ寺					
歳出予算額(平成17年度)	101,470千円				
歳入予算額(平成17年度)					
【事務事業の内容】	【目的】 市民が気軽に利用できる宿泊施設「相模川自然	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	の村」の管理運営を行う				
	【内容】				
	施設概要				
	敷地面積 5,941㎡ 開村日 平成8年4月20日				
	施設				
	・和室(9部屋) 定員 各5名 ・洋室(1部屋) 定員 2名				
	利用率 74.3%(平成16年度実績)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
28	観光施設維持管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)		5,527千円	1,888千円	1,630千円	2,385千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 八景の棚観光公園や当麻山無量光寺など市民の憩いの場の美化推進と利用者の利便を図る。 【内容】 事業費 855千円 後務費 56千円 委託料 1,700千円 (内訳)・八景の棚観光公園清掃委託(麻溝観光協会) 108千円 (内訳)・機原・シーン・機関・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	【目的】 町内の観光施設の維持管理を行い、安全で快適な観光地づくりに努め観光誘客を促す。 【内容】 観光便所(3カ所)の維持管理 217千円 城山登山道の草刈り倒木処理産業委託 210千円 観光施設一円費修繕 100千円 小倉橋観光便所建替工事測量・設計業務委託料 5,000千円	観光トイレは持管理 【目的】 可内の観光トイレ(7ヶ所)の維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、山岳ハイカーなどの利便に供する。 【内容】 ・清掃業務・・観光トイレ(7ヶ所)について、近隣の請負者へ業務委託(清掃回数約月2~3回)・16年の子等・消耗品費 63千円・第14年の一十年の一十年の一十年の一十年の一十年の一十年の一十年の一十年の一十年の一十	観光案内所管理費 3千円 【目的】 観光案内所(64㎡)は、相模湖観光協会と管理 委託しており、協会の事務所となっている。 【内容】 建物共済掛金 3千円	【目的】 町内の観光施設の維持管理を行い、安全で快適な観光地づくりに努め観光誘客を促す。 【内容】 観光便所(7カ所)の維持管理 1,585千円 清掃賃金、電気・水道、借地料等含む ハイキングコース等整備事業 600千円 草刈受託町民団体公募 観光施設一円費修繕 200千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
29	東海・首都圏自然歩道管理	平式車器	A協議会 B幹事会 C専門部会		
29	来/ · 自即图目然少坦自珪	又心尹未	7/m碳公 D针事公 0号 Jap公	1	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		県長距離自然步道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領	
歳出予算額(平成17年度)		212千円	2,933千円	1,533千円	622千円
歳入予算額(平成17年度)		212千円	2,933千円	1,522千円	622千円
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】 首都圏自然歩道(関東ふれあいの道)の利用者の自然保護に対する啓発及び自然歩道を安全に勝 快適に利用できるよう、県から管理委託を受け実施。 【内容】 自然歩道(城山高校パス停~中沢~峯の薬師~三沢峠:4.02km)の管理 ・自然歩道巡視員及び草刈り賃金 2名 212千円 【特定財源の説明】 県(自然環境保全センター)との自然歩道管理 委託契約に基づく収入	【目的】 自然歩道利用者の保健・休養に寄与するとともに自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の湯に資するため、町内を通る東海・首都圏自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう管理のである。 【内容】 ・自然歩道心視・自然歩道神(修等・自然歩道神)リ【17年度予算】・共済費 16千円・賃金 1,149千円・需用費 41千円・委託料 1,727千円	【目的】 県民、その他自然歩道利用者の保健及び療養に寄与するとともに、自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう管理する。 (神奈川県立自然環境保全センターと委託契約) (内容】 ※視員2名による、※視・草刈等。 【17年度予算】・役務費 11千円・賃金 金1,474千円・需用費 38千円東海自然歩道連絡協会負担金10千円 【特定財源の説明】県(自然環境保全センター)との自然歩道管理委託契約に基づく収入	【目的】 県民、その他自然歩道利用者の保健及び療養に寄与するとともに、自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に質するため、自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう値できるようできるようできるようできるようできるようできるようできるようできるよう

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		経済部会		
29 事務事業番号	百性事務事業の収扱い 事務事業名				
			協議ランク		
30	道志川流域振興事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			0千円		
歳入予算額(平成17年度)			0千円]
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 道志川の持つ水源地としての役割を将来に向けて、内外の人々と共に守り、育でていくために、人と自然の共生する新しい里「清流の里」を統一イメージとして、流域の持つ様々な自然・文化・産業資源を活かしながら、独自の個性を持った流域文化圏の創造をめざす。 【内容】 < 流域の個性を代表する里の形成 > 上流ゾーン 体験キャンプの里中流ゾーン ふれあいみ曲がリアユの里下流ゾーン 学習三太の里	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
31	ダム対策に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	政策秘書課・経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	TO PE MAY CHEN	Total Community (are		The Prince Parish	
歳出予算額(平成17年度)		50千円	50千円		
歳入予算額(平成17年度)		0千円	0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	(目的) 観光や地域振興の核としてダムを活用するため 「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。 【内容】・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円	【目的】 観光や地域振興の核としてダムを活用するため「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。 【内容】・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円 【参考】 宮ヶ瀬ダムの建設に当り、地元住民によるダム対策組織が設立されたが、平成14年度には2団体、平成16年度には1団体が解散し、試済が引き継いでいる。 未解決事項として、青根地区からの導水路建設に伴う21項目の要望に対する整備が課題として表ったい。 その他、導水路掘削に伴う沢水、井戸の水量の減少の有無についての調査を引続き国土交通省で実施している。	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
	森林ミュージアムの推進に関すること				
32	森林ミューシアムの推進に	判りること	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			45千円		
歳入予算額(平成17年度)			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 宮ヶ瀬ダム建設を契機に、宮ヶ瀬湖に隣接する南山・東山の広大な森林資源の総合的な活用を図る方策として策定された。内容は、環境の保全と活用が調和した自然教育の拠点づくりを目指している。 【内容】 計画の概要 南山・東山を中心とする北岸林道に囲まれた395haのエリア体が遺伝のとして、地形的・立地的特性を考慮した6つの区域(ソーン)設定による組み立てとなっている。 ・ 主な経過・平成5年 (仮称)つくいふるさと村森林ミュージアム基本制造策定・平成6年 (仮称)つくいふるさと村森林ミュージアム基本計画策定・平成12年 華屋根地区森林ミュージアム基本計画策定・平成13年 ゆめを活かいたまちづくらは掲建策を表さいれたまちづくらは掲速策を活かしたまちづくのは掲述実施計画策定 ・ 後の計画概要・ 宿泊体験疾流を設め検討・谷戸地区市民農園の開園・丸山の公園化	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	北丹沢文化の森の推進に関	すること	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			0千円		
歳入予算額(平成17年度)			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	「目的】 「(仮称)北丹沢文化の森」整備構想は、平成 肉(情報地区)を活用した森林体験施設の一種を あり、国、県、町及び地元が一体となって整備を 進めることを目的としている。 【内容】 経過現在までに具体化している整備計画は、国道4 13号線から予定(以下「アクセス)通いで、「設定の が表アクセス)を活り、その他(森林体験施設等の就 労の場の確保)については、以、 その後、)については、以。 その後、)については、い。 その後、対か一ブ」で検討を耐かで整備を は、北向き斜面の針でのことをが、こという、 がルーブ」は、北向き解析で魅力という がルーブ」は、北向き解析で魅力という がルーブは、北向き解析で魅力という がいた。 場際での経情後、地元の青根地域振興協議会は、 現での報告後、地元の青根地域振興協議会は、 の体暇村付めら、画に対し、事材、 での報告後、地元の青根地域振興協議会で 地域振興の実現をは、、はの の体暇村付め、一定の報告とし、「本の地域振興 の体での温東閣等を図り、方向やすえたを変、 平成14年度には、「体暇村付」での地域構計画が をたことかき計画に替り、方向やすえたの。 平成14年度には、「体暇村付」での地域構計画が をたことかき計画には、「体暇村付」での地域構画が をたことかき計画には、「体暇村付」での地域構計画が をたことかき計画に対し、事材、これたを変、 の中心的と、単には、「体暇村付」での地域構計画が をたことかきが重要なまた。 平成14年度には、「本の地域構計画が をたことかまでの地域構計画が をたことが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、また	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	宮ヶ瀬湖鳥居原周辺整備に	関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会		
		I		1	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			0千円		
歳入予算額(平成17年度)			0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 宮ヶ瀬湖の立地特性や、周辺の豊かな自然環境 を活用し、首都圏氏が身近に利用できる都市近郊 型リゾートとして、より質の高い環境整備を図り、宿泊機能と文化・スポーツ・レクレーション 機能などを複合したリゾート地の形成を図る。 【内容】 ・鳥居原ふれあいの館の整備(完成) ・鳥居原湖畔庭園の整備(完成) ・鳥居原湖畔庭園の整備(完成) ・鳥居原湖畔庭園の整備(一部完成) ・鳥居原教策路の整備(一部完成) ・鳥居屋オートキャンプ場整備	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	交流の里づくり事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
47.7.4.7		*** , ,			
根拠法令等	商業観光課	经済課	産業経済課	企画財政課	まちづくり課
歳出予算額(平成17年度)		90千円	9,241千円	97千円	43,639千円
歳入予算額(平成17年度)		0千円	9,000千円	0千円	18,610千円
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づく水源地域における交流の里づくり事業を、行政地域交流の里がより事業を、行政地域交流の里地域の活性化を図る。 「神奈神の神をならで開催推進するため、水源地域交流の里推進協議会を設立し、各地域が実施するイベントの等を支援し水源地域の活性化を図る。 「人容】 「協議会へ負は、協議会から補助金として各イベントの実行委員会に助成される。 「本久井湖さつり 375千円 小松コスモスまつり 170千円 東立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」・主催 津久井湖さくらまつり・開催日 4月3日・会場 県立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」(中間推出 6月18日・会場・「東江東行委員会・「小松コスモスまつり・「開催日 11月1・2日・会場・小松コスモスまつり・「開催日 11月1・2日・会場・小松コスモスまつり実行委員会・「大学で表現を表現を表現して、またの前により、「大学で表現して、大学で表現れば、大学で表現り、大学で表現り、大学で表現れば、まれば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学の表現れば、大学で表現れば、大学の表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、まれば、大学で表現れば、大学で表現れば、大学で表現れば、まれば、大学で表現れば、大学では、大学で表現れば、まれば、大学で表現れば、まれば、まれば、大学で表現れば、まれば、大学で表現れば、まれば、まれば、大学では、まれば、大学では、まれば、大学では、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば	【目的】 「神奈川力構想プロジェクト51」に基づと民間が一体とな流の里が上地域における交流の里が上地域に対ける交流の里が上地域に対ける交流の単準進協議会を接近し水源地域が実施するイベント等を支援し水源地域の流域を表現が一体とな源で地域で変流の単準進協議会負担金 80千円円の登場では、10年間で	【目的】 「神奈川力橋想プロジェクト51」に基づて水源地域における交流の里づくりの事業を行政と民間が一体となって水源地域「交流の里」推進協議会を設立し、その地域に沿うする。 【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金 90千円(協議会事務局・県土地水資源対策課)協議会へ負担金として支払い、事業旧間は、協議会事務局をしして支払い、事業旧間、協議会の自動をの自動をのを関する。 ・旅 費 7千円 相模湖ファームフェスタ 【目的】 内郷地区の酪農家を訪ねながら家畜や土とふれあい、酪農体験を通じ、水源地域の保全と活性化を促進する。 【内容】 ・事業費 496千円(205千円)・開催日 11月6日・会場内郷地区遊び広場・主催 実行委員会 小原容】 ・事業費 145千円(120千円)・開催日 1月6日・会場内原の郷・主催 実行委員会 小原容本陣見学と流木フラワーアレンジメント体験 【内容】 ・事業費 208千円(208千円)・開催日 8月4日・会場り原の郷・主 催 4月期前・横浜市・事業費 208千円(208千円)・開催日 8月4日・会場り原の郷・主 惟 相模湖町・横浜市・事業費 208千円(208千円)・開催日 8月4日・会場り加原の郷・主 惟 相模湖町・横浜市	【目的】 「神奈川力構想プロジェクル等のでは、

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
35	交流の里づくり事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】			コーネ・・里山 テ	相模湖線のダム自然体験教室 【内容】 ・事業費 120千円(120千円) ・開催日 平成17年6月19日 ・会 場 若柳・嵐山の森 ・主 催 実行委員会 相模湖自然体験教室 【内容】 ・事業費 150千円(150千円) ・開催日 平成17年8月8日 ・会 場 ふるさとの森・みの石滝キャン ブ場 ・主 催 実行委員会	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
36	青野原道志川の家の管理運	営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等			津久井町青野原道志川の家条例			
歳出予算額(平成17年度)			32千円			
歳入予算額(平成17年度)			0千円			
「事務事業の内容」	該当なし	該当なし	【目的】	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
37	緑の休暇村センターの管理	運営事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)			1,663千円			
歳入予算額(平成17年度)			1,015千円			
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 昭和64年の自然休養村事業でできた青根地区の 線の休暇村センターを中心とする施設の維持管理 を行う。 【内容】 1 施設の概要 管理センター 構造 名骨室 2階建 640.75㎡ ・内容 宿泊室6室 (61人定員)、食堂、売店 コテージ ・構造 木造 17.7㎡3棟 ・内容 定員8人×3棟=24人 テニスコート 2面 2 施設の管理運営 ・指定管理者として青根地域振興協議会が行う。 3 町予算 ・歳入 町有土地建物貸付収入 988千円 トイレ光熟水費 27千円 ・機出 光熟水費 27千円 ・火災保険料 110千円 土地借上料 1,526千円 4 平成16年度の決算 ・売上高 22,626千円 ・当期未処分利益 6,190千円 【指定管理者の概要】 青根地域の振興協議会 青根地域の振興協議会 青根地域の振列増進をはかることを目的協議会 青根地域の振列増進をはかることを記しました。 2時間上に関する研究、線の休暇村センターの管理運営に関する事業等を行う。 役員は会長1名、齢多長2名、幹事5名、監事3名。 組織は正副自治会長等37名で構成されている。。	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
	各種事務事業の取扱い		経済部会		
29 事務事業番号	事務事業名				
		\	協議ランク		
38	ふるさとの森運営・育成指	1	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)				1,265千円	
歳入予算額(平成17年度)				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】 「相模湖自然公園ふるさとの森」の事業主体である相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合に助成するとともに、運営への協力等行なっている。 【内容】 1,200千円・施設の概要・相模湖自然公園ふるさとの森第2次林業構造改善事業の森林総合利用促進事業として造られた施設で、水源かん養機能、土砂の流出功の場として開放されている。約30万㎡の敷地内に林間歩道や野鳥の森広場、イリュウジョンハウスなどが置かれている。 【公共的団体の概要】 相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合第2次林業構造改善事業の趣旨に賛同し協力していただいた土地所有者31名(団体)による団体。	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	町立相模湖記念館運営事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等				相模湖町立相模湖記念館条例	
歳出予算額(平成17年度)				2,471千円	
歳入予算額(平成17年度)				0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	(目的) 町立相模湖記念館の展示物の維持管理及び借地管理等 【内容】 (役務費 28千円 建物共済 28千円 建物共済 28千円 機理等 50千円 修理等 安託料 1417千円 保守点検委託 417千円 用地借地料 (使用料及び賃借料 976千円 用地借地料 (世地料に関しては、面積割合で県と支出している。(町8.51%・県91.49%) 委託先 財団法人相模湖周辺環境整備公社 建物の概要 神奈川県立柏模湖交流センター(3400㎡)の内 2階部分を使用。・専用部分200㎡・共有(電気・機械室)18.77㎡・共有(上記除く) 70.44㎡・計 289.21㎡ 【一部事務組合等の概要】 財団法人相模湖周辺環境整備公社 理事11名、評議員11名、監事2名で構成されており、駐車場の管理運営、相模湖記念館の管理、環境美化清掃事業を行っている団体。	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
40	自然公園法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課		環境課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等			神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例	神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例	神奈川県立自然公園条例 事務処理の特例に関する条例	
歳出予算額(平成17年度)			0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)			0千円	0千円	0千円	
「事務事業の内容」	該当なし		(目的) 神奈川県立自然公園内における工作物、新築等行為を行う場合の許可及び届出の受理について事務処理の特例に関する条例で県より委譲されたものについて行っている。 *平成16年度受付事務件数 3件	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物新築等行為を行なう場合の許可及び届け出の受理について、事務処理の特例に関する条例で県より移譲されたものについて行なっている。 *平成16年度受付事務件数 2件	【目的】 神奈川県立自然公園内における工作物新築等行為を行なう場合の計可及び届け出の受理について、事務処理の特例に関する条例で県より移譲されたものについて行なっている。 *平成16年度受付事務件数 2件	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
			経済部会			
29 事務事業番号	各種事務事業の取扱い 事務事業名		協議ランク			
41	フィルムコミッション事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	1		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	4,957千円				350千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円				0千円	
「事務事業の内容」	【目的】 相模原市の観光振興、地域振興及び地域経済の活性化を図るとともに、シティセールスの観点から映像を通していくことを目的とする。 【内容】 ・映画制作・ロケ撮影の誘致活動 ・ロケ撮影の研算 ・協議会の運営 ・リーフレット等の作成 ・フォーラムの開催 【設立日】10月1日	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
42	温泉管理事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
42		T		T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課	やまなみ温泉	
根拠法令等			津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例 津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例施行期 日を定める規則 津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例施行規 則		藤野やまなみ温泉の設置及び管理に関する 条例 藤野やまなみ温泉の設置及び管理に関する 条例 施行規則 藤野やまなみ温泉施設整備基金条例	
歳出予算額(平成17年度)			5,161千円		103,100千円	
歳入予算額(平成17年度)			5,000千円		103,100千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【事業概要】 自然とふれあいながら心身のやすらぎを享受できる温泉施設。 1. 施設内容 構造 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建 規模 敷地面積 4,187.73㎡ 延床面積 999.875㎡。 内容 大浴槽2、源泉浴槽2、水風呂1、 サウナ2、露茶風呂2、大広間、 個室2、事務室、ロビー他 附帯施設 駐車場(大型2台、普通車60台) 2. 営業時間 午前10時~午後9時 休館日・・毎週火曜日 3. 入館料 3時間・・大人600円 (小学生300円) 1日・・・大人90円 (小学生500円) 4. 運営 津久井町青根緑の休暇村「いやしの湯」条例に 基づき、青根地域振興協議会が指定管理者として 管理運営を行う。	該当なし	【事業概要】 自然とふれあいながら心身のやすらぎを 享受できる温泉施設。町南部の重要な観光 拠点である。 1.施設内容 湖の湯・・天然温泉、水風呂、トライサウナ 森の湯・・天然温泉、水風呂、ウェットサウナ その他・・食堂、売店、大広間、中広間、特別室 2.営業時間 午前10時~午後8時 休館日・・毎週水曜日 3.入館料 3時間・・大人600円 (小中学生300円) 1日・・・大人900円 (小中学生500円) 4.運営 正規職員1名、臨時職員20名	

	合併協議事項		専門部会名		
合併協議事項番号 29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	雇用促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	職業安定法· 市パート労働相談員設置要綱 市高年齢者職業相談員設置要綱 市駐留軍関係離職者等対策協議会規則				
歳出予算額(平成17年度)	4,551千円				
歳入予算額(平成17年度)	20千円				
【事務事業の内容】	雇用促進対策経費 4,370千円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【目的】 雇用の促進及び安定を図るため、相模原公共職業安定所などの関係機関と協力して相談事業、啓 発事業等を実施する。				
	【内容】・バート労働相談 3,509千円 相談員: 4人 場 所:市民ロビー相模大野で土、日曜日 及び祝日を除く通年実施。・高年齢者職業相談 750千円 相談員: 3人 場 所: サン・エールさがみはらで土、日 曜日及び祝日を除く毎日実施。・障害者雇用促進街頭キャンペーン 111千円 平成16年9月実施。 駐留軍関係離職者等対策費 181千円 【目的】 市内の米軍施設に従事する従業員の離職者対策の推進を図るため関係機関の相互協力により相談事業等を実施する。 【内容】・駐留軍関係離職者巡回職業相談年34回実施。サン・エールさがみはら及び南合同庁舎で実施。				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
8	緊急雇用対策推進事業		- M協議会 B幹事会 C専門部会			
		城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	2007) III LLIUN	PAT (AL BA)	ALTRICE (PIN	122 000 000 75 UM	\$ 33 () BA	
歳出予算額(平成17年度)	42,664千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 雇用情勢の改善を図るため、平成17年7月に 就職 支援センター(シティ・ブラザはしもと)を 開設し、求人情報の開拓・キャリアカウが就職 情報の提供を実施し、就職が困難な方々に 対する支援を行う。後継者籍を行い、若者の保護を行い、表生を で	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	技能功労者表彰事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名根拠法令等	勤労福祉課 相模原市技能功労者表彰要綱	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
歳出予算額(平成17年度)	463千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
「事務事業の内容」	【目的】 技能の錬腫、後進の育成等その職種の向上発展に尽くした人を表彰する。 【内容】 表彰基準:要網に定める技能職種に従事している市民(主に市内で技能職種に従事で、優れた技能を持ち、後進の育成等その職種の方ち「60歳以上で同一職種に30年以上従事した者」または「市長が特に功労顕著と認めた者」または「市長が特に功労顕著と認めた者」表彰式:平成17年11月実施予定表彰式:平成17年11月実施予定表彰式:平成17年11月実施予定表彰者数:50人	該当なし	該当なし (参考) ・津久井町表彰条例あり。 対象者:町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	勤労者福祉事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	市勤労者生活資金融資要網(下記 に該当) 市勤労者住宅資金利子補給要網(下記 に該当) 市中小企業退職金共済掛金補助金交付規則(下記 に該当)	城山町中小企業金融対策資金貸付要網 · 城山町中小企業退職共済制度加入奨励補助金交付 · 要網	津久井町勤労者生活資金貸付規則		
歳出予算額(平成17年度)	533,978千円	17,420千円	17,000千円		
歳入予算額(平成17年度)	460,000千円	17,000千円	17,000千円		
【事務事業の内容】	【目的】 市内在住動労者の福祉増進を図るため、労働関係金融機関へ融資(住宅ローン等)のための用資金を預託する。市内在住動労者の生活の安定と向上に資金資料を表して労働関係金融機関へ融資のを発表を必要を関係を表して労働関係金融機関へ融資を発表して労働関係金融機関を発表を表して労働関係金融機関があられた。 動労者の持家促進を図るため、動労者が市内に自己の任宅金融機関があら往る会をのよりの一部を補給である。市内の中中の安定を図るため、動労者を持ちないの一部を連続である。市内の中中の安定を図るため、動力の一部の一定、大海に関係を表しての一定、大海に関係を表して、は相模原の工会が、対象を表して、は相模原の工会が、対象を表して、は相模原の工会が、対象を表して、は相模原の工会が、対象を表して、は相模原の工会が、対象には、中央労働を重相模原文店・預託制度・平成で1年4月1日~18年3月31日動労者を設定が、中央労働金庫相模原文店・預託制度・平成17年4月1日~18年3月31日動労者と、中央労働金庫相模原文店・預託制度・平成17年4月1日~18年3月31日動労者を表し、行政に対した。10万円は、10万円以、10万円以、10万円以、10万円以、10万円、10万円、10万円、10万円、10万円、10万円、10万円、10万円	【目的】 町内在住勤労者の各種生活資金の需要に応えるため、町が一定の資金を金融機関に預託し、それぞれの金融機関の独自資金を預託する。町内の中小企業従業員(パート含む)の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の中小企業は職共済制度に加入している事業所に共済掛金の一部を補助する。 【内容】 動労者融資預託金 17,000千円・預託第:17,000千円・預託期間:17,000千円・預託期間:17,000千円・預託期間で中央が働金庫相模原支店・大月信用金庫、JAつくい・預託期間で中央が働金庫を得到と22%貸付期間 5年以内(平成16年8月1日~17年3月31日・融資条件限度額 100万円利率 1412・2%貸付期間 5年以内(平成16年8年以内)・平小企業返職金等共済掛金の10件)中小企業返職金等共済掛金の10件)中・補給金額:共育額をの10円以内・補助金額:共育額との10円以内・補助金額:共育額との10円以内・補助金額:共育数共済加入月から36ヶ月以内・排動金額:14,200円(平成16年度70件見込み))	【目的】 町内に在住・在勤の勤労者の福祉の増進及び健全な生活の安定に資するため、生活に必要な資金資付として金融機関へ融資のためのの運用資金を預託する。 【内容】 動労者融資預託金 該当なし勤労者生活資金融資預託金 17,000千円・預託既:1中、200千円・預託期間:平成16年4月1日~17年3月31日・平成15年度実績:貸付件数 新規20件貸付額 23,350千円・貸付限度額 200万円動労者住宅資金利子補給金該当なし企業退職金等共済掛金補助金該当なし(津久井町商工会にて加入の斡旋を行ってる。)(平成15年度実績:43件)	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
		加洛安里米			
12	勤労者総合福祉センター管	<u> </u>	A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	地方自治法第244条の2第3項・ 相模原市立動労者総合福祉センター条例・ 条例施行規則				
歳出予算額(平成17年度)	61,821千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 相模原市立動労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)の管理を利用料金制を導入して指定管理者(財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター)により行っている。 【内容】 相模原市立動労者総合福祉センター管理運営委託 53,842千円・施設名:相模原市立動労者総合福祉センター・所在地:相模原市西橋本5丁目4番地20号・委任先:指定管理者(財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター(通称:あじさいメイツ))相模原動労者総合福祉センター暫定駐車場等土地賃借料 5,275千円土地開発公社への土地賃借料 16設時間(平成18年3月8日から一年間)指定財間(平成18年3月8日から一年間)対者総合福祉センター維持補修費2,660千円 【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原中小企業勤労者福祉サービスセン4規模原市に在住、在動する中小企業勤労者を対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇活動に関する事業等を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図る。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
13	各種労働関係団体補助金		協議フンク A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	労働災害防止団体補助金交付要綱		津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則			
歳出予算額(平成17年度)	2,770千円	71千円	99千円	39千円	29千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 動労者の福幸等に対し助成する。 【内容】 労働祭補助金(地域連合)・交付先・保証の資金・実施する・実施する・実施内容・実施内容・実施内容・実施内容・実施内容・実施内容・実施内容・実施内容	【目的】 動労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の 実施する事業等に対し助成する。 【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金・交付先・相模原・津久井地域労働者福祉労策協議会の目会が働者福祉の間等業を地域にある「労働者福祉のの事業業を地域にあいて展開すること・事業内容:文化・体育事業、学習会等58千円 湘北建築高等職業訓練校補助金・交付先:湘北建築高等職業訓練校・団体の目的:建築技術者(大工)を養成するための職業訓練内容:学科、実技	【目的】 動労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。 【内容】労働祭補助金(地域連合)該当なし労働祭補助金(総連合)該当なし別機禁補助金(総連合)は別り神奈川県駐労福祉センター補助金(該当なし相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助館者福祉協議会補助館者福祉協議会の目的でよる「労働者福祉の軍事業をでは、において展開することと事業内容系高等職業訓練校補助額:目のは、2000年の間が、2000年の目的に対して、2000年の間が、2000年の間が、2000年の間が、2000年の目的に対して、2000年の目的に対して、2000年の間が、2000年の目的に対して、2000年の目的に対しは、2000年の目的に対して、2000年の目的に対して、2000年の目的に対して、2000年の目的に対しのは、2000年の目的に対し、2000年の目的に対し、2000年の目的に対し、2000年の目的に対し、2000年の目的に対し、2000年の目的に対し、2000年の目的に対し、2000年の目的に対しのは、2000年の目的に対しのは、2000年の目的に対しのは、2000年の目的に対しのは、2000年の目的に対しのは、2000年のに対しのは、2000年のに対しのは、2000年のに対しのは	【目的】 動労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の 実施する事業等に対し助成する。 【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会負担金・交付先:相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・補助額:29千円 ・団体の目的:県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること ・事業内容:文化・体育事業、学習会等 湘北建築高等職業訓練校補助金・交付先・批選築高等職業訓練校 ・団体の目的:建築技術者(大工)を養成するための職業訓練を実施するもの ・訓練内容:学科、実技	【目的】 動労者の福祉向上を図るため、労働関係 団体の実施する事業等に対し助成する。 【内容】 相模原津久井地域労働者福祉協議会負担金 ・交付先:相模原津久井地域労働者福祉協議会・補助額:29千円・団体の目間的 県労働者福祉が策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」こと・事業内容:文化・体育事業、学習会等	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
14	中小企業勤労者福祉サービ	スセンター補助全	A協議会 B幹事会 C専門部会			
17		I			T	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	89,303千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 市内の中小企業動労者の福祉向上を図るため、(財)相模原市中小企業動労者福祉サービスセンター(あじさいメイツ)の運営に対し助成する。 【内容】 団体への運営費等補助金(管理費及び情報提供事業費補助)交付先(あじさいメイツ)の状況会員加入数1,492事業所 16,079人(平成17年4月1日現在7平成17年度センター事業(1)健康維持・増進事業(2)老後生活安定事業(3)自己啓発事業(4)会暇活動事業(5)財産形成事業(5)財産形成事業(5)財産形成事業(7)相模原市立勤労者総合福祉センター管理運営事業(8)情報提供事業	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		- 等口部会名 経済部会			
	百性事務事業の収扱い 事務事業名		経済部会 協議ランク			
15	無料職業紹介事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名		経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	職業安定法・					
歳出予算額(平成17年度)	40,242千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 雇用情勢の改善を図るために就職支援センターを シティ・ブラザはしもとに開設し、求人情報の 開拓、キャリアカウンセリング、職業紹介、求職者 支援講座及び就職情報の提供を実施し、就職が 困難な人で障害者)に対する支援を行う。 【内容】 ・キャリアカウンセリング 原則毎週火・木曜日 ・球職者支援講座 年24回開催予定 ・職業紹介 ・就職情報の提供 求人情報の検索等	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	日本の 各種事務事業の取扱い		等口部会看 経済部会			
	百性事務事業の収扱い 事務事業名		協議ランク			
		সাম				
16	伝統技能チャレンジャー事	美	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	1,700千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	(目的) (後継者不足の伝統技能分野に就職したい意欲のある若年者を対象に、市内の技能職団体の協力を得て研修(技能の修得等)を行い、若年者の雇用促進並びに伝統技能の伝承を図るため市が研修費の一部負担を行う。 (内容) (内容) (内容) (内容) (内容) (内容) (力線太数 10人程度 ・研修期間 3ヶ月・受入事業所 大工職、万葺き職、左官職、昼職、タイル職、クリーニング職及び洋菓子製造職の1/4(月額25,000円)を上限。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
 	事務事業名		協議ランク		
8	経営・生産対策推進会議		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	経営生産対策体制整備推進事業実施要網	経営対策体制整備推進事業実施要網 農業経営・生産対策推進会議設置要網	経営対策体制整備推進事業実施要綱	経営生産対策体制整備推進事業実施要網	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱
歳出予算額(平成17年度)	220千円	40千円	182千円	96千円	
歳入予算額(平成17年度)	4千円	10千円	91千円	30千円	0千円
「事務事業の内容」	【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造 対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進す るために、関係機関・団体等の役割分担を明確に するとともに連帯計画に係る調整を図る。 【内容】 構成員 人 数 20人 団体等 流通販売組織、農業団体関係者、流通販売組織、消費者団体の代表、 学識経験者、関係行政機関、その他 積算 204千円 学識経験者、大学教授 15000×1名×4回=60,000円 その他の委員 3000×12名×4回=144,000円 ・需要費 16千円 会議賄い 200円×20名×4回=16,000円	(目的) 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造 対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進す るために、関係機関や団体等の役割分担を明確に するとともに、連携計画に係る調整を行う。 【内容】 構成員 人数8人 団体等農業経営士会代表、農業振興協議会代表、関係行政機関職員など 精質 40千円 5,000円×4人×2回=40,000円	(目的) 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造 対策と農業生産対策を一体的かつ総合的担を明確 るために、関係機関・団体等の役割分担を明確 するとともに連携計画に係る調整を図る。 【内容】 構成員 人数 5人 団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関 種算 ・普通旅費 12千円 ・消耗品費 140千円 ・役務費 30千円 【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金(県補助金)	(目的) 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推造するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。 【内容】構成員人数 8人団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関 精算・普通旅費 16千円・消耗品費 80千円	【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの総 営構造対策と農業生型対策を一体的の体質 合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画 に係る調整を図る。 【内容】 構成員 人数 10人 団体等 機関

合併協議事項番号			東明郊人夕			
	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
9	営農センター助成事業	T	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	6,670千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 農作業の受委託等の農地利用調整、営農指導等の農業振興に関する事業を全市的に実施する農協営農センターに対し助成を行う。 【内容】 助成事業	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	認定農業者育成事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法
歳出予算額(平成17年度)	13,435千円	228千円	216千円	196千円	232千円
歳入予算額(平成17年度)	200千円	10千円	10千円		10千円
【事務事業の内容】	【目的】 平成6年度策定の農業経営基盤強化基本構想を踏まえ、今後本市農業の中心的役割を担っていく認定農業名(5年先の農業の中心的役割を担っていく認定農業名(5年先の農業改善計画を作成し、市の認定を受けたもの)の育成に対し、助成を行う。 【内容】 旅費 18千円 負担金、補助及び交付金 連営養・補助金・農業経営改改・主婦をは一次 450千円・県200千円)・農地系・一般 2500千円・県200千円)・農業経営基盤強化資金利子補給金 認定農業者が受けられるスーパーし資金の利子について、地方負担分の0.5%を県と市が同率で負担する。 予算額 900千円・農地流動機者のの農用地の集積を促進するため、利用権の継続設置に関連者名への農用地の集積を促進するため、利用権の継続設置に関助の金 認定農業者育が取り組む経営改善のうち、適認定農業者育が東業補助金 認定農業者育が東業補助金 認定農業者育が東業補助金 認定農業者育が東業補助金 認定機械等の資本装備に対し助成を行う。 事業主体 認定規制6年以上 15千円建設事業補助金 1/3以内(日本) 1/10以内 限度あり 1/1,617千円 (参考) 1/3以内(日本) 1/10以内 限度あり 1/1,617千円 (参考) 1/3以内(日本) 1/10以内 限度あり 1/1,617千円 (「参考」)・認定農業者整強化促進事業費補助金 (公共) 1/10以内 限度あり 1/1,617千円 (「参考」・認定農業者を強化促進事業費補助金 (公共) 1/10以内 限度あり 1/1,617千円 (「参考」・認定農業者者の 0/10以内 限度 1/10以内 R 1/10以内	日的	(目的)	【目的】 平成13年度策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者(5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者)の育成を行う。 【内容】 郡農業経営改善支援センター活動費負担金農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。・負担金、補助及び交付金 196千円 【参考】・認定農業者数 3戸(内、法人 3社) 【特定財源の概要】 県農業経営改善支援センター認定農業経営改善支援センター認定機業経営支援を対していく、都農業経同組合の一機関。	【目的】 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営農業者(5年先の農業)の育成を行う。 【内容】 ・

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	米の数量調整実施事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	米の数量調整実施要綱・要領	米の数量調整実施要網・要領	米の数量調整実施要網・要領	米の数量調整実施要綱・要領	米の数量調整実施要網・要領
歳出予算額(平成17年度)	430千円	182千円	72千円	125千円	80千円
歳入予算額(平成17年度)	270千円	144千円	72千円	124千円	75千円
【事務事業の内容】	【目的】 消費重視、市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。 【内容】 事業費の積算・一般事務用賃金 217千円・転作等現地確認謝礼 30千円・一般旅費・一般調整事務・県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事態計画の取りまとめ、現地確認・県への報告・対象農家的 680戸 【特定財源の概要】数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)・定額補助	【目的】 消費重視、市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の 安定と発展を図る。 【内容】 事業費の積算 - 一般事務用賃金 175千円 - 普通旅費 7千円 米の数量調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画のとりまとめ、現地確認 ・関への報告 ・対象農家数 100戸程度 【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)・定額補助	【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施 を推進するため、地域の実態に即したより効率 的・弾力的な指導推進活動を展開する。 【内容】 事業費の積算 ・ 普通旅費 12千円 ・ 消耗品 25千円 ・ 役務費 20千円 ・ 燃料費 15千円 【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)・定額補助	【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。 【内容】 事業費の積算・ 報信強度 5千円・ 消耗品 82千円・ 役務費 10千円 【特定財源の概要】 数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)・定額補助	【目的】 水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。 【内容】 事業適の積算 7千円 35千円 35千円 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
			A協議会 B幹事会 C専門部会		
12	環境保全型農業導入支援事	未			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	370千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 自然環境に調和した農業体系確立のため、環境 に配慮した資材の導入に対し助成する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	【内容】 事業費の積算 関連資材導入支援補助金 370千円 (補助率1/3以内)				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	農産物振興対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	9,205千円	168千円	25千円	70千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 野菜、果樹、花卉植木等の生産性向上、経営安定、市内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。 【内含】 報債費・野菜格付審査員謝礼 240千円 (12000×20名) 負野菜、農村(12000×20名) 負野菜・野菜株側対策事業補助金 6,543千円 機械、施設等の導入により新鮮かつの安定供給。 生産振興を図る。主体市園芸連絡協議会事業業費 19,453千円補助率 1/3以内(施設整備は4/10以内)・果樹振興対策事業補助金 2,300千円 防除除工業消費 19,453千円補助金 1,300千円 防除 1000円円 衛節な果実資を出た、市果実生産の場の品質が20名。 主体薬剤、管材のなどともに、中央での場合、市果実組合事業系別、農業用機械等事業費 6,900千円補助率 1/3以内	【目的】 野菜、花卉植木等の生産性向上、経営安定、町内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。 【内容】 負担金、補助金及び交付金 ・ 茶病害虫助防除対策事業補助金 75千円町内系生産農家が行っている病害虫防に対し、収や品茶業部(都農協の下部団体)事業費 317千円補助率 1/4以内 ・花き病害虫生防除対策事業補助金 75千円町内花を生薬剤費の一部を補助し、花きの品質の向上を図る。主体域の向上を図る。主体域の向上を図る。まないで、主要剤のの向上を図る。まないで、主要剤のの向上を図る。まないで、主要剤のの向上を図ので、ま変剤のの向上を変剤をで、ま変剤のの向上を変剤をで、ま変剤のの向上を変剤をで、ま変剤をは対し、薬剤をのの向上を変剤を、まず、水田共同防除事業補助金 18千円町内米・薬剤をに対し、薬剤をの向上を図を広ーのの向上を図を広ーのの向上を図を広ーののの上を変剤を、まず、水田共同防除事業補助金 18千円町内、薬剤をに対し、薬剤を、主体が、水田共同防除事業補助金 18千円町内米・薬剤を、まず、水田共同防除・薬剤を、まず、水田共同防除・素剤を、まず、水田共同防除・素剤を、まず、水田共同防除・素剤を、まず、水田共同防除・素剤を、まず、水田共同防除・素剤を、まず、水田共同・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	【目的】 直売事業の指導育成及び情報交換並びに地元農 産物の直売による有利販売を進め、地域農業の振 興を図る。 【内容】 負担金、補助金及び交付金 ・津久井都農産物直売事業連絡協議会補助金 25千円 都内の直売所間の情報交換、協調体制の確立、 地域農業、津久井郡農協 ・町内の会員: 8直売所、56人 【参考】 ・果樹振興対策事業補助金対象想定の津久井町 りんご生産組合(事務予算384,975円) 青根特生産組合(事務局:農協青根支所) (19名・17年度予算622,484円) 【公共的団体の概要】 ・りんご及び青根梅生産組合 生産者で組織する団体。	観光農業推進事業 【目的】 地場農産物(加工品を含む)のブランド化と関連団体を育成し、地産地消の振興を図る。 【内容】 ・事業主体:町特産物推進協議会 ・事業費 70千円 【公共的団体の概要】 ・町特産物推進協議会 生産農家、町等で組織している団体。	該当なし 平成16年度より「町直売所連絡協議会」 への補助金を全額カット。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	農産物振興対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
13					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	・相模原市果実組合補助金 122千円 果樹の栽培技術や品質改良等を組織的に行い、均一で良質な果実の生産と経営の安定を図る。 主体 市果実組合事業 生躯種の導入、栽培技術、病害生躯が講習会の開催事業費 122千円補助率 定額 【公共的団体の概要】・市園芸連組織会生産者で組織する団体・市果実祖の組織する団体・生産者で組織する団体・生産者で組織する団体・・市果実者の一様、197戸・花卉植木 57戸・果 東 第 41戸・養 41戸・養 41戸・	「公共的団体の概要」 ・生産者で組織する団体 【参考】		TH IA/79-7	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
14	営農対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	2,401千円	804千円	50千円	60千円	1千円	
歳入予算額(平成17年度)	300千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開発、生産技網の育成等、営農環境を整備するための事業に対し助成を行う。 【内容】需要費・優良農業者表彰事業消耗品 45千円 (記念品、筒等)負担金、補助及び交付金・有害鳥獣駆除対策事業補助金 536千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を実施し、安定生産を図る。主体 休 市みどり銀台連絡協議会内容 スズメ、カラス等の銃器による駆除事業前の主 1/304円 福助率 1/304円 帰政課事務事業 1,610千円 花と緑豊かなまちづくりに資するため、頻範草花(レンゲ・コカスを行う。主体 相模原本 148年 (10年 1月	【目的】 生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開 発、生産組織の育成等、営農環境を整備するため の事業に対し助成を行う。 【内容】 負担金、補助及び交付金 ・女性農業省協議会助成金 60千円 平成4年度に結成された、協議会の活動に対し、助成を行うことにより、活動の活発化 を図る。 中で大性農業者連絡協議会 内容特産品の開発等 補助率 1/2以内 ・農業経営の安定と生産力の増強 を図る。 補助率 3%以内 関 償還期限内 対 象 農業機械の購入 農業機械の購入 農業機械の購入 農業機械の購入 農業機械の購入 農業機械の購入 農業機械の購入 農業機械の購入 農業機械の購入 農業の主婦を中心に組織する団体。	【目的】 農業経営の安定と農業生産力の増強のために要する近代化資金融資に対し利子補給を行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。 【内容】 ・農業近代化資金等利子補給金 50千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 ・生活グループ連絡会運営費補助金該当なし。 H17.7現在の町内生活改善グループ 2団体	【目的】 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 【内容】 ・農業制度資金利子補給金 60千円 補助率 3%以内 期 間 農運棚板の購入 対 象 農業用施設の建設等	【目的】 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 【内容】 ・農業制度資金利子補給金 1千円 藤野園芸ランド運営協議会 【概異】農家と都市住民の交流をはかるべく、昭和47年から50年にかけて県補助事業を受けて退境を整備。 町は、園芸ランドを統括する「運営協議会」の事務局の事務を行っている。 【内容】 総会(年1回)に係る事務役員会(年数回・随時開催)に係る事務会計に係る事務その他(観光客に対する対応、産業まつり等イベントに係る対対応)	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	営農対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
14					T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	- 農業近代化資金利子補給金 500千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補 給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を 図る。 補助率 2%以内 期間 5年間 対象 農業機械の購入 農業用施設の建設等 - 相模原市大沢南部営農組合補助金150千円 営農組合の育成を図り、都市農業の推進に 資する。 主 体 市大沢南部営農組合 補助金90千円 営農組合内 2000 (2000) (200				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
15	農業後継者・担い手確保対					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	1,818千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 農薬後継者、新規就農者等の都市農業従事者への誘導を図り、魅力ある農業経営を実現するための事業に対し助成を行う。 【内容】 報償費新規就農者に対し、農作業指導等の支援を講ずることにを図る。 8,000円×10回×4人=320,000円負担金、補下の受定化を図る。 8,000円×10回×4人=320,000円負担金、補下の機能等準補助金、1,000千円担い手の企業を発展を必要を発展しまり、技術向上、経常の安定の農家に表し、多様な就農者を斡旋する様な農業補助金、1,200千円担い手の育成・拡充を図る。・主体 市農協営農センター・事業費 2,000千円 農業研修講座(ビギナー、サポート)・補助率 1/2以内農業青年の健全な発展を図るとともに、農業経営の安定と生活向計生年部・内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	該当なし 【参考】 H12~H16年度(農業従事者の増減等) ・農業後継者 ・町外からの新規就農者 5名	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
16	地場農産物ブランド化促進	事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	736千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 地場農産物の生産を振興するため、ブランド化 を進め、消費者への定着を図るとともに、相模原 産の表示を明確にし、消費者・生産者双方の利益 を図る。 【内容】 協議会委員謝礼 6,000円×6名 地場農産物ブランド化キャンペーン委託 500千円 地場農産物ブランド協議会負担金 200千円 【公共的団体の概要】・・地場農産物の普及を目的に生産・流通・消費団体と行政機関で構成 委員19名	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		経済部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
17	農産物流通対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課		
根拠法令等							
歳出予算額(平成17年度)							
歳入予算額(平成17年度)							
【事務事業の内容】	【目的】 農産物の生産出荷奨励、市場対策等地場農産物の生産拡大を図るとともに、市内流通を促進するため事業を実施する。 【内容】 負担金、補助及び交付金 3,000千円 野菜生産出荷奨励金事務取扱交付金 600千円 奨励金を交付に要する出荷組合別の野菜売上等の集計事務に対する交付表 神奈川青果、相模原事業生産出荷契励荷するとりで、市内3市場に出て安定供給を図る。 団体類 60,000千円 立り加金を交付銀 出荷額の3% 相模原市内3市場に出て安定供給を図る。 団体育 60,000千円 交付額 出荷額の3% 相模原市内3市場に出て安定供給を図る。 団体育 60,000千円 公付額 出荷額の3% 相模原市外の地大を推廣市・設小売商組合 150千円組合の内容充実や組織の強化を図るととに、米消費の拡大を推廣市・設小売商組合 内容 組合員の拡大を推廣市・設小売商組合 内容 組合員の拡大を推廣市・製小売商組合 大学の数点 1,50千円 小規模農家の最低を表し、出荷育型の3たを規定の再以と市内3市場に対する。 主体 組合員の指導を表して、第書のが表して、第一次では、1,590千円 小規模農家の最低を表して、1,590千円 小規模農家の最低を表して、1,592戸(内部、関係を表して、1,592戸(内部、関係のの3% 【参考】数 1,592戸(内部、関係の3% 【参考】数 1,592戸(内部、関係の3% 【参考)数 1,592戸(内部、対域の3% 【参考)数 1,592戸(内部、対域の3% 【参考)数 1,592戸(内部、対域の3% 【参考)数 1,592戸(日本、対域の3% 【参考)数 1,592戸(日本、対域の3% 【参考)数 1,500円(日本、対域の3% 【参考)数 1,500円(日本、対域の3% 【参考)数 1,500円(日本、対域の3% 【参考)数 1,500円(日本、対域の3% 【参考)数 1,500円(日本、対域の3% 【参考)数 1,500円(日本、対域の3% 【本、対域の3% 【表、対域の3% 【本、対域の3% 】 1,500円(日本、対域の3%	該当なし	該当なし 【参考】 町内に出荷組合はなく、また、農協を経由した出 荷の実績はありませんが、野菜農家個人での出荷は あるようです。	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	都市農業ふれあい事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	2,851千円			80千円	
歳入予算額(平成17年度)				0千円	1
【事務事業の内容】	【目的】 市民と農業者のふれあう場づくりを推進し、都市農業に対する理解を深める事業に対し、助成等を行う。 【内容】 農業かくり農家謝礼 15,000円×3回×45,000円 学校給食を活用した食育の推進 5,000円×3日を活用した食育の推進 5,000円×3日を活用した食育の推進 5,000円×3日を100円 農業よつり諸長貴賞旨 2,750円×8個=22,000円 農業よつり諸長貴賞品 2,750円×8個=22,000円 農業よつり調助薬・1,800千円 新鮮な地場野菜の即売会や電ントの実施な「魅力よるほか」のある本つの実施を「きたってに、魅力あるまつり」の創造を行う。主体、市農業よりリッ実行委員会、調明 4月から11月(集中行事は、淵野辺公園では、調野辺公園では、調野辺公園では、調野辺公園では、調野辺公園では、調野辺公園では、調野辺公園では、一世の事態を深めるとともに、都市農業の振興を図る。主体、相模原本日期のに供給し、農家を市民第市連営協職日申、市体育会前野軍事場、市本部・市体育合同庁舎駐車場、市本の書が、おの事が、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、農業作業を体験して、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、農業の大切さり、といて、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	該当なし	該当なし 【参考】 農政課事務事業番号41番「共進会に関すること」でJAまつり共進会町長賞5,000円(1点)を記載。	【目的】 町民に酪農家の家を訪ねてもらい家畜や土とぶれあい、酪農業に対し理解を深めてもらうことを目的とし、畜産振興を図るため町と酪農部共催で開催する。 【内容】 さがみこファームフェスタ運営費補助金 80千円 (やまなみ五湖ネットワーク事業後援事業)	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	市民農園整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農地法・ 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律	農地法・ 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律		法によらな11農園利用方式により開園・ 予算計上なし(町は事務、仲介のみ)	
歳出予算額(平成17年度)	7,770千円	0千円		0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円		0千円	
「本の内容」 【事務事業の内容】	【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、市が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。 【内容】 市民農園領理整備委託 6,270千円新規農園の整備 市民農園管理整備委託 6,270千円新規農園の整備 市民農園数 200千円 【参考】 市民農園数 2箇所 50区画(50㎡以上/区画) 日常の管理は、利用者で組織する管理運営 委員会が行う。 レクリエーション農園 65箇所 3,165区画(20㎡以上/区画) 日常の管理は、市民農園運営協議会が行う。 生きがい農園 9年に回り日常の管理は、市民農園運営協議会が行う。	【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地質問の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地質付法に基づき、町が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。 【内容協議会により事業執行を行っているため、歳出予算はない。 【参考】市民農園数 1箇所 42区画(30㎡/区画)使用料 年額6,000円 健康づくり農園 14箇所 304区画(30㎡/区画)使用料 年額5,000円 農業体験農園 3箇所 82区画(50㎡以上/区画)使用料 年額10,000~15,000円 使用料は、運営協議会に収入されるため、一般会計への歳入はない。	該当なし 【参考】 市民農園整備促進法による「グリーンファーム青野原」があるが、事務局、管理運営は全てJA津久井郡 青野原支所が行っている。 グリーンファーム青野原 198区画(30㎡・45㎡)) 使用料 年額550円/㎡	(目的) 農業者以外の町民が、自ら野菜や草花を栽培することで、農業に対する理解を深めるとともに、町民の余郎活動の多様な行う。 (内容) 農家を支援しながら町民が農作業に親しむ事業・3箇所	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
	(株)神奈川食肉センター食肉	公闲体 机敕供車 类	A協議会 B幹事会 C専門部会			
20	(株)仲示川良内 ピノダー良内	<u> </u>		T		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	86,249千円					
	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 (糊神奈川食肉センターに対し、平成14年4月1日より稼動した食肉流通施設の整備費を助成する。 【内容】 整備資金償還事業補助 86,249千円 債務負担行為の設定期間 平成12年度 平成27年度 限度額 1,401,000千円 【公共的団体の概要】 ・(㈱神奈川食肉センター 県、平頃市、租模原市及び民間の出資による安全で収す。本で収すを安定的に流通させることを目的に設立した会社。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
			A協議会 B幹事会 C専門部会		
22	農道等維持管理補修事業	1	AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD AIDD	1	
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	23,770千円	717千円	210千円	486千円	2,710千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する 経費。 【内容】	【目的】 農業用施設(農道・用排水路・建物など)の 維持補修に関する経費。 【内容】	【目的】 農業用施設(農道等)の維持管理・補修に関する 経費。 【内容】	【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する 経費。 【内容】	【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に 要する経費。 【内容】
	維持管理費 14,520千円 新堀用水路ボンプ電気料 80千円 農業用施設賠償責任保険料 40千円 委託料 12,000千円 ・農業用施設時界査定委託 4,300千円 3箇所程度の境界査定 500m ・農業用施設施業別 13,800千円 市内一円用水路 19,000㎡ ・農業用施設漁業業務委託 3,100千円 渋津 350m、ごみ処理 ・表示登記登託 800千円 H16年度に譲与を受けた法定外公共財産 の表示登記費用 800千円 ・相模川左岸土地改良駆が行う左岸甲水路 (磯部頭首エー茅ヶ崎市)の維持管理費の一部を関係市町が負担することで、用、確保と水田耕作安定に寄与するとともに、関係無家の負担軽減を図る。組合員 3,047人関係市町 相模原市、座間市、海老名市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市 維持補修費 9,250千円 ボンブ、農業用取水口及び堰等の修理 3,350千円 農道の敷砂利 1,000千円	火災保険料 17千円 城北農業構造改善センター及び葉山島センターの火災保険料 町内一円維持補修工事費 700千円	農業施設維持管理事業費 210千円 工事請負費 ・農道維持管理工事(農道金原西線) 210千円	維持管理費 需用費 5千円 賃借料 181千円 工事請負費 300千円	維持管理費 2,500千円 質借料(機械) 210千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		経済部会			
29 事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
23	農道・用水路等整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会	幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課	
根拠法令等	土地改良法 県土地改良事業等補助金交付要綱・ 地域用水環境整備事業実施要綱・ 基盤整備促進事業実施要綱					
歳出予算額(平成17年度)	148,010千円					
歳入予算額(平成17年度)	84,835千円					
【事務事業の内容】	【目的】 農とみどりの整備事業及び市単独事業。 農道については、幅員が狭く、また未舗装等で 農耕車の通行に支障をきたしている箇所の整備工 事を行い、用排水路については通水に支険をきた している箇所の改修工事を行う。また、新堀用水 路内木道については、老朽化が進んでいるため補 修工事を行う。	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし	農政謀事務事業番号40「農とみどりの整備 事業」に記載。	
	【内容】 消耗品、印刷製本費 150千円 工事請負費 48,580千円 - 農道整備事業 2件 延長 225m - 水路改修工事 2件 延長 350m - 木道補修工事 1件 延長 117m					
	望地地区地域用水環境整備事業 平成12年度に策定した相模原市農業農村環境整備計画に基づきね生態系や景観など自然環境に背理した整備を行う。 消耗品、印刷製本費 410千円 委託料 1,000千円 工事請負費 40,600千円 ・水路工 延長340m、散策路工 延長400m ・植栽工、管理施設工、修景施設工1式					
	新戸地区基盤整備促進事業 幅員が狭く、未舗装で農耕車の通行に支障を 来たしている農連の整備 また、崩壊、漏水が 進み通水に支障を来たしている用排水路を改修 する。 消耗品、印刷製本費 570千円 工事請負費 56,700千円 ・農道工 延長33m ・水路工 延長1,829m					
	【特定財源の概要】 地域用水環境整備補助金等 国 47,780千円 県 17,555千円					

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
24	農道等調査測量設計委託事	苯	A協議会 B幹事会 C専門部会		
24				T	T
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)					
歳入予算額(平成17年度)	0千円		■TL+U=Z2=W		
【事務事業の内容】	【目的】 農道・水路整備実施のために調査測量設計委託 を行う。 【内容】 委託料 5,000千円 新戸地区基盤整備のための境界確定を行う。	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし。	該当な し

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
25	各種農業団体補助金		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	345千円	100千円			
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することに より、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定 化に寄与する。 【内容】 諏訪森下用水組合運営事業補助金135千円 用水組合の経費(電気対・接助するる欲の向上 を図り、間係種にの安定化を図る。 主体 電気料 補助率 電気料の1/6 下大島用水組合運営事業補助金 210千円 用水組合の経費電気料)を援助するととも に、相模目自然の村の建設に伴って大き減させ、 稲作の安定化を図る。 主体 電気料及び組合運営費権助は、よって軽減でするととも に、相模員の負担を定額補助によって軽減させ、 稲作の安定化を図る。 主体 電気料及び組合運営費 補助率 電気料及び組合運営費 補助率 電気料及び組合運営費 補助率 電気料及び定額補助170千円 【公共的団体の概要】・ 諏訪森下用水組合 ・下大島用水組合・下大島用水組合・下大島用水組合 ・下大島用水組合	【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することに より、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定 化に寄与する。 【内容】 水田揚水補助金100千円 用水組合の経費(電気料)を援助することにより、関係農家の経営不安解消と生産意欲の向上 を図り、稲作の安定化を図る。 主 体 電気料 補助率 電気料の1/4 【公共的団体の概要】 ・葉山島開拓事業組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を 行う団体	該当なし	該当なし	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
26	農業振興地域整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律
歳出予算額(平成17年度)	0千円	272千円	120千円	0千円	200千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
「事務事業の内容」	【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に開建するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。 【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成15年度 = 用途変更 1件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施(前回平成12年度、次回平成17年度に基礎調査予定) 農業振興地域内の農用地に関する証明事務 (別掲) 【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域 = 321ha	【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を 計画的に指するともに、土地利用計画との調整を図りつの情報を開業をのはいまする事務 軽微な変更に振りを開発をできません。 一般時変更 中成16年度 - 0件 随時変更 中成16年度 - 0件 随時変更 中成16年度 - 0件 基礎調査信果による定期変更 平成15年の農田地で関する証明変更 下成15年の農田地で関する証明変更 でよる計画の見直とを行った。 次回平成20年度展制で変施が、10月1日、10月1	【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を 計画的に指達するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。 【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成16年度は該当なし 随時的な変更に係る事務 平成16年度は該当なし 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施(前回平成12年度。平成16年度に基礎調査、17年度に変更予定) 農業振興地域内農用地に関する証明事務 (別掲) 【参考】 農業振興地域 = 2,000ha ・農用地区域 = 217ha	(目的) (目的) 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効がにたの計画を計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。 (内容) 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成15年度=除外 0件 基礎調査結果による定期変を実施し、定期変更 平成15年度に基明遺を実施し、定期変更 による計画の見直しを行った。 次回平成20年度に基礎調査実施予定 農業振興地域内の農用地に関する証明事務 (別掲) (参考) 農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 ・農業振興地域面積	【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業主産の効率化のための措置を計画的は推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。 【内容】 委託料200千円農業振興地域発備計画に関する事務随時変更 平成16年度=除外 0件基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施(前回平成12年度、次回平成17年度に基礎調査予定)農業振興地域内の農用地に関する証明事務(別掲) 【参考】 農業振興地域内の農用地に関する証明事務(別掲) 【参考】 農業振興地域回積・農業振興地域 = 119ha

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
27	生産緑地に係る営農指導		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	生産緑地法					
歳出予算額(平成17年度)	0千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】 生産緑地地区における営農に係る助言、行為の許可等を行う。 【内容】 生産緑地地区における行為の制限に関する事務(法8条第1項) ・事前相談件数 1件(H16年度) 生産緑地の買取申し出及び取得のあっせんに関する事務(法10条・13条) ・買取申止に関する事務 12件(H16年度) ・取得のあっせんに関する事務 12件(H16年度) 農業委員会及び農協へあっせんの依頼を行った。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
28	農産物の生産、経営技術等	の指导事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)		0千円				
		0千円				
【事務事業の内容】	【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。 【内容】 ・	【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。 【内容】 地場農産物を安定的に学校給食に提供する方策の研究等 平成16年度 幼稚園、小中学校給食に掲ジャムが配食	該当なし	該当なし		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
29	農産・園芸団体の指導及び	連絡事務	A協議会 B幹事会 C専門部会	協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 各種団体との連絡調整を行う。	【目的】 各種団体との連絡調整を行う。	【目的】 各種団体との連絡調整を行う。	【目的】 各種団体との連絡調整を行う。	【目的】 各種団体との連絡調整を行う。	
	【内容】 各種団体との連絡調整 団体 営農組合(2団体) 園芸連絡協議会 養養理論格議議会 著務局 農協(営農センター) 市が事務局となっている団体 団体 果実組合 事業 議習会、共進会の開催 組合員 40名 【公共的団体の概要】・営農組合部、田名西部の土地区画を耕作する農業 者の団体。	【内容】 各種団体との連絡調整 団 体 都農産物直売事業連絡協議会 城山茶業部(郡農協の下部団体) 事務局 郡農協 【公共的団体の概要】 ・郡農産物直売事業連絡協議会 津久井地域の生産農家の団体。	【内容】 各種団体との連絡調整 町が事務局となっている団体 ・団体 津久井園芸特産物販売組合 事業 研修会、みつばつつじ畑の維持 管理 組合員 9名	「内容】 各種団体との連絡調整 団体 体相模湖路農部 内郷新田県産組合 道志新田朝市会 干木良水田組合 ・一・団体・ウメ生産組合 ・・団体・ウメ生産組合 ・・団体・ウメ生産組合 ・・団体・ウメ生産組合 ・・団体・ウメ生産組合 ・・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一	【内容】 各種団体との連絡調整 団体 都農産物直売事業連絡協議会 佐野川茶生産組合(都農協の下部団体) 事務局 郡農協 町が発局となっている団体 該当なし 【公共的団体の概要】・郡農産物直売事業連絡協議会 津久井地域の生産農家の団体。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
30	水田農業推進協議会事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領	水田農業構造改革対策実施要綱・要領
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水	「目的] 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。 【内容】 新生産調整事務	(目的) 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。 【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にか かる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 約57戸 米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし	【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。 【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・児への報告 ・対象農 出通で計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし。相機湖町水田・田農業推進協議会農家、産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。・会員 20名 【公共的団体の概要】 ・相模湖町水田・開業推進協議会農家、農財、田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。 【内容】 新生産調整事務 県を適じて示される生産目標数量の配分にからる事務・実施がの報告・対象 4戸 米の部の報告・対象 世間の取りまとめ、現地確認・県へ条農 出口で計画出荷農協を通ちを行う。一方縁農家なし。藤野町地域水町、農業の主産地づくり等を協議する。・会員 8名 【公共的団地域水田農業推進協議会農家、会員 8名 【公共的団地域水田農業推進協議会農家、自然の財団地域、国、県、町、農業委員会で組織する団体。

合併協議事項番号 合	合併協議事項		専門部会名		
	日 日 加		経済部会		
	事務事業名		協議ランク		
31 月	農作物の病虫害防除		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度) 0-	千円	0千円	101千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度) 0-	千円		0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】 「う	【目的】 県の病害虫防除所との連絡調整に係る事務を行	【目的】 県の病害虫防除所との連絡調整に係る事務を行う。 【内容】 ・予察情報の農家への提供 ・新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供	【目的】 農作物被害を防ぐための病害虫防除。 【内容】 防除機利用による被害拡大防止 事業費の積算 ・消耗品 51千円 ・備品修繕料 50千円	【目的】 県の病害虫防除所との連絡調整に係る事務を行う。 【内容】 ・予察情報の農家への提供 ・新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供	【目的】 県の病害虫防除所との連絡調整に係る事 務を行う。 【内容】 ・予察情報の農家への提供 ・新農薬、廃止農薬等の農家への情報提 供

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
32	土地改良事業		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)		201千円	172千円	50千円	50千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 880千円 土地改良事業の適正かつ効率的運営を確保 し、共同の利益を増進する。 会員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 務 土地改良に関する技術援助、事務的 援助、調査研究、教育情報の堤供 農地の集団化の指導援助 (現在、具体的になっている土地改良に係る案件はない。) 【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、調査研究、教育情報の堤供農地の集団化の指導援助を行う団体	【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付 【内容】 神宗川県土地改良事業団体連合会及び同津久 井支部負担金 ・県本部 137千円 ・都支部 33千円 ・護瀬彦曹 14千円 火災保険料 17千円 (城北農業構造改善地である。会員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 粉 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農助の集団化の指導援助 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。)	【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付 【内容】 神宗川県土地改良事業団体連合会及び同津久 井支部負担金 ・県本部 142千円 ・都支部 30千円 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はなし。) 【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会土地改良育者技術援助、事務的援助、調査研究、致育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団ない表対で、連久井地域県政総合センター地域農政推進課が事務局。 「同津久井支部津久井支部海体の投資の計画推進を図り、事業の効率化等についてお部事業内容別機を引動権が表示。 【津久井支部事業内容別機をの開催。(年2回)地域農政推進課所管担当者会議の開催。 (年1回)・地域農政推進課所管担当者会議の開催。(年1回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付 【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 30千円 土地改良事業団体連合会津久井支部負担金 20千円 (現在、具体化されている土地改良事業の予定 はない。) 【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調 登研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援 助を行う団体	【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付 【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 30千円 土地改良事業団体連合会津久井支部負担金 20千円 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。) 【公共的団体の概要】・神奈川県土地改良事業団体連合会土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	漁業及び林業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等				相模湖町産業振興補助金交付要綱。	
歳出予算額(平成17年度)	250千円	581千円	1,571千円	1,020千円	997千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	295千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	海業及び林業については、日常業務の中では特段の事務はありません。 【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 250千円 林道事業、治山事業等の研究改善とおは、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。・会 員 19市・17町・1村及び県森砂電系の 拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対しての陳情、建議に関すること 【公共的団体の概要】・神奈川県治山本道協会 森林土本事業の普及徹底及び事業の拡大推進 ので関係出事業の協会 ないでは、建議に関することを行う団体。	【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 40千円 林道事業、治山事業等の研究改善とわに、工地のの有 17 で 1 対する認識を発展に対する犯法を関い、山本の 17 で 1 中 1 中 2 で 1 中 2 で 1 中 3	【内容】	【内容】 神奈川県治・山林道協会負担金 403千円 林道事業 協山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を含とをもに、これらの事する国土保全機能と相政の発展に寄み速。 ・会	【内容】 神奈川県治山林道協会負担金193千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務 に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 神奈川県市町村林野振興協議会負担金 144千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差の是正を図る。 津久井郡森林組合補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。 連久井郡林業振興協議会14千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体密接に連携し林業の振興を図る。 相模湖魚族組合補助金200千円 相模湖にかかさぎの卵を放流し、自主採卵作業の実施を図る。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
33	漁業及び林業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
33		T			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】		枝打・除間伐推進事業補助金 295千円 川尻財産の実施する枝打・除間伐推進事業の推進を図る。 【特定財源の概要】・神奈川県地域林業形成促進事業補助金 295千円 【公共的団体の概要】・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対しての陳情、建議に関することを行う団体	津久井郡森林組合補助金 718千円 ・補助者 津久井郡郡森林組合長 佐藤喜美蔵	相模湖魚族委員会補助金 200千円 相模湖にわかさぎの卵を放流し、自主採卵作業のを図る。 ワカサギ津久井湖放流補助金 40千円 津久井湖に稚魚を放流し、増殖を図ることにより観光資源の充実につとめ、釣り客等観光の増加を図る。 道志川アユの里づくり事業費 50千円 道志川を水産観光の拠点とし、アユ資源の確保育成を図る。 【公共的団体の概要】・神奈川県治山林道協会森林土木事業の普及破底及び事業の拡大推進及び関係を行う団体	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
34	家畜の防疫		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事 務を行う。	【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事 務を行う。	【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事 務を行う。	【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事 務を行う。	【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。
	【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務 (県・市畜産振興協会等) 高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置にかか	【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務 (県・郡畜産振興協会等)	【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務 (郡・町酪農振興協議会等) BSE感染牛発生対策	【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務 (県・相模湖酪農部・各農家)	【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務 (県・郡畜産振興会・町酪農振興会)
	る準備事務		BSE緊急対策利子補給金交付の実施		
	BSE対策本部設置に係る準備事務		町要綱により利子の80%以内で15万円が限度		
	2.2 に対象不即改量にかる干福子が				

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
35	農業者年金基金法		A協議会 B幹事会 C専門部			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	
歳出予算額(平成17年度)						
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	市農業委員会に事務委託している。	町農業委員会事務局で行っている。	可農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
36	荒廃農地対策等活動事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	農業委員会事務局	農業委員会事務局	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度)		146千円	0千円	104千円	0千円
		0千円	0千円	0千円	0千円
「「「「「「」」」	荒廃農地対策等活動事業については、農政課事 務事業番号9番「営農センター助成事業」、同14 番「営農対策事業」等の中で実施している。 また、遊休農地の活用事業として、市民農園を 積極的に整備している。	【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進 し、また周辺生活環境の改善に資する。 「城山町環境保全に関する条例(空地の適正管 理事業の概要」 【内容】 町内全域を調査し、空地等管理不良状態の土地 については近隣の生活環境を損なうことのない	(日的)	(日的)	(目的) 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また、周辺生活環境の改善に資する。 【内容】 遊休農地を利用した景観作物を栽培し荒廃地化を減らすための委員活動。 ・ブルーベリー栽培(1,000㎡) ・ひまわり植栽(景観用1,000㎡) ・農業委員単独による実施 ・歳出予算 0千円

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
38	林道整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	地域整備課
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度) 歳入予算額(平成17年度)		神奈川県林道事業補助金交付要綱 5,030千円 1,500千円	0千円 0千円	37千円 0千円	3,767千円 0千円
【事務事業の内容】	該当なし	(目的) 既設の林道を舗装することにより、林道通行車両の向上を図る。 【内容】 事業費の積算・林道舗装工事 5,000千円・草刈謝礼 30千円 路線数 1路線所有区分 町所有 【特定財源の概要】・神奈川県林道事業補助金(県補助金)(補奈川県林道事業費:4,500千円 補助率:1/3) 【参考】・ 路線名:中沢線・区 分:改 良・幅 員:3.0m・延 長:193.0m(林道総延長:668.0m)	(目的) 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的 にその基礎、基盤となる林道整備(舗装工事等を 含む)を行う。 【内容】 整備箇所 ・林道維持管理工事 林道寺入沢線 L=100m W=3.0m (敷砂利工) 【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 11路線 ・路線延長 13,012m ・幅 員 3.0m 【特定財源等】 なし。	【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備(舗装工事等を含む)を行う。 【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 林道の維持管理 ・草刈賃金 37千円 【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 12路線 ・路線延長 9,063m ・幅員 3.0m(一部2.8m・3.6mあり)	【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備 (舗装工事等を含む)を行う。 【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 林道の維持管理 ・維持修繕工事(路面) 3,500千円 ・機械借上 140千円 ・草刈賃金 112千円 ・ 消耗品等 15千円 【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 10路線 ・路線延長 11,844m ・幅員 3.0m(一部2.8mあり)

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
39	鳥居原ふれあいの館の管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			1,680千円		
歳入予算額(平成17年度)			750千円]
<u> </u>	該当なし		【目的】		該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
40	農とみどりの整備事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		_
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等 歳出予算額(平成17年度)		13,913千円	24,302千円		400千円
歳入予算額(平成17年度)	【参考】	6,500千円 【目的】	9,000千円 【目的及び事業地区】	該当なし	200千円 【目的及び事業地区】
【事務事業の内容】	展政課事務事業番号23番「農道・用水路等整備 事業」に記載。	【目的】 葉山島学相生・下河原地区において、地元の葉山島開拓事業組合からの要望により、老朽化した用水路の補修及び改修を行うとともに、合わせて河川の氾濫を防止するため、河川を横断している用水路(サイフォン)の改修を行うもの。〈平成16年~17年の2ヵ年事業〉 【内容】 事業費 13,913千円・サイフォン改修工事 12,000千円 L = 440m・用水路設計業務委託料 1,500千円・その他の経費 413千円	【百的及び事業の医】	談当なし	【目的以の事業率に】 荒廃農地の削減、農産物の生産性の向上を目的にその基礎となる基盤整備事業を佐野川地区で実施する。 【内容】 事業費 400千円 補助金 400千円 【特定財源の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会協議ランク			
事務事業番号	事務事業名					
41	共進会に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	0千円	5千円	12千円	70千円	17千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を 図るため共進会を実施する。 【内容】	【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を 図るため共進会を実施する。 【内容】	【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を 図るため共進会を実施する。 【内容】	【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を 図るため共進会を実施する。 【内容】	【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の 振興を図るため共進会を実施する。 【内容】	
	各種の共進会は、市農業まつりの中で行っており、補助金として支出している。 共進会実施品目 ・野 菜 トマト、キュウリ、ナス、甘藷、 大和芋 ・花 卉 シクラメン ・果 樹 なし、ぶどう ・畜 産 乳牛、種豚、鶏卵	津久井郡特産物共進会 ・事 業 うめ、スイートコーン、りんご、なし、くり、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会	津久井郡特産物共進会 ・事 業 うめむ毛、スイートコーン立毛、	津久井郡特産物共進会 10千円 ・事 業 うめ立毛、スイートコーン立毛、 りんご・なし・くり立毛、茶園部 門の表別のではしています。	津久井郡特産物共進会 ・事 薬 うめ立毛、スイートコーン立毛、外島部門・事務局 標準振興協議会・事 業	
			- 都農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 - 都畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している 団体。	【公共的団体の概要】 ・都農業振興協議会 農協、県、町等で組織している団体。 ・都畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している 団体。	農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。	

合併協議事項		専門部会名		
事務事業名		協議ランク		
有害鳥獣対策事業		M協議会 B幹事会 C専門部会		
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
	城山町いのしし被害防護事業費補助金交付要網	津久井町農作物被害防護事業費補助金交付要網。 緊急地域雇用特別対策市町村補助金交付要網		
536千円	300千円	9,200千円	3,247千円	3,434千円
300千円	0千円	4,450千円	1,400千円	1,560千円
【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。 【内容】 有害鳥獣駆除対策事業補助金 536千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を棄施し、み定と生産を図る。 ・主体 市みどり組合連絡協議会・内 容 スズメ、カラス等の銃器による駆除・事業費 1,610千円・補助率 1/3以内(県補助1/2以内) 【特定財源の概要】・有害鳥獣対策事業補助金(県補助金) 【公共的団体の概要】・市みどり組合連絡協議会農業者、農協等で組織されている団体。 【参考】・有害鳥獣対策事業は農政課事務事業番号14番「営農対策事業」の中のひとつの事業として実施している。	(日的) [日的] [日的] [日的] [日的] [日的] [日的] [日的] [日的]	【目的子門 【目的子院 「	【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。 【内容】 有害鳥獣駆除事業費 イノシシによる農作物の被害が増加している ため、猟友会に依頼しワナによる駆除を行なっている。 ・駆除軽奨費 240千円 ・看板作成費 7千円 農作物張害防止緊急対策事業費 3,000千円 境による農作物の被害が増加しているため相 模渕町野猿対策協議会を設置し、被害を事前に 防除するため追い払いを行なっている。	【目的】 野生鳥獣等による農作物への被害を防護する。 【内容】 有害鳥獣等防除事業 584千円イノシシによる農作物の被害が増加しているため、地元猟友会に依頼しワナによる捕獲を行っている。 野猿対策協議会事業 2,850千円野後による農作物の被害が増加している地域を、野猿対策協議会を設置し、被害を事前に防除するため追い払いを行なっています。 協議会補助金2,300千円
	有害鳥獣対策事業 相模原市 最政課 536千円 300千円 【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。 【内容】 有害鳥獣駆除対策事業補助金 536千円 農産物を鳥害からを変施し、安が生産を図る。・主体 市みどり組合連絡協議会・内容 スズメ、カラス等の銃器による駆除・事業費 1,610千円・補助率 1/3以内(県補助1/2以内) 【特定財源の概要】・有害鳥獣等被害対策事業補助金(県補助金) 【公共的団体の概要】・市みどり組合連絡協議会農業者、農協等で組織されている団体。 【公共的団体の概要】・市みどり組合連絡協議会農業者、農協等で組織されている団体。 【参考】・有害鳥獣対策事業は農政課事務事業番号14番「営農対策事業」の中のひとつの事業として実		各種事務事業の取扱い	経済部会 200 日本 1 日

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
43	相模原市森林整備計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法	森林法
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	【目的】 森林法に基づき、神奈川県の「地域森林計画」 の対象民有林について、「市町村森林整備計画」 を策定する。	【目的】 森林法に基づき、神奈川県の「地域森林計画」 の対象民有林について、「市町村森林整備計画」 を策定する。	【目的】 森林法に基づき、神奈川県の「地域森林計画」 の対象民有林について、「市町村森林整備計画」 を策定する。	【内容】 森林法に基づき、神奈川県の「地域森林計画」 の対象民有林について、「市町村森林整備計画」 を策定する。	【目的】 森林法に基づき、神奈川県の「地域森林 計画」の対象民有林について、「市町村森 林整備計画」を策定する。
	【概要】 「相模原市森林整備計画」 平成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しに より改定されたことを受けて、平成15年3月に本 市森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間 の終期を平成25年20年3月31日に変更した。 ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林(県・市有地を含む) A = 307ha ・市街化調整区域以内にある森林(0.3ha以上の 面積を持つ立木地) ・均地、保全地区(近郊緑地特別保全地区含む) 内、近郊緑地保全区域内の森林 ・保安林	【概要】 「城山町森林整備計画」 中成15年1月に「県計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本 明森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。 ・計画期間 平成15年度から平成24年度まで ・対象となる森林 県計画で定める民有林(県・市有地を含む)A = 802ha ・市街化調整区域以内にある森林(0.3ha以上の面積を持つ立木地) ・砂防法による砂防指定地に係る森林 ・保安林	【概要】 「津久井町森林整備計画」 ・「津久井町森林整備計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に策定されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。・・計算となる森林県計画で定める民有林(県・町有地を含む)A-9、316ha・保安林	【概要】 「相模湖町森林整備計画」 「相模湖町森林整備計画」が5年ごとの見直しにより改定されたことを受けて、平成15年3月に本町森林整備計画を改造されたことに伴い、計画期間の終期を平成25年3月31日に変更した。 ・対象となる森林 県計画で定める民有林(県・町有地を含む) A-2、261.5h a ・保安林	【概要】 「藤野町森林整備計画」 「藤野町森林整備計画」が5年ごとの見 直しにより改定されたことを受けて、平成 15年3月に本町森林整備計画を改定。また、「全国森林計画」が平成15年度に 策定されたことに伴い、計画期間の終期を 平成25年3月31日に変更した。 【計画期間】 平成15年度から平成24年度まで 【対象となる森林】 計画対象民有林(県・町有地を含む) 5,082ha

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
44	神奈川県地域森林計画対象森林における届出事務		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法	森林法	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	— 0千円	
「水人で早間(半成1/年度)」 【事務事業の内容】	【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した届出書は県の地域森林計画に反映させるため県央地域県政総合センターに参考送付する。 対象民有林 1ha未満森林法に基づく伐採届出書の受理の件数・平成16年度実績 2件	【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の、届出を受理する。また、受理した画出書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地域県政総合センターに参考送付する。 対象民有林 1ha未満森林法に基づく伐採届出書の受理の件数・平成16年度実績 1件	【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する際の大島 受理した国書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地域県政総合センターに参考送付する。 対象民有林 1ha未満森林法に基づく伐採届出書の受理の件数・平成16年度実績 3件	【内容】 森林所有者等が神奈川県の策定した「地域森林計画」の対象民有林の立木を伐採する書は県の地域森林計画に反映させるため津久井地域県政総合センターに参考送付する。 対象民有林 1ha未満森林法に基づく伐採届出書の受理の件数・平成16年度実績 2件	【内容】	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
45	松くい虫の防除		A協議会 B幹事会 C専門部会		
10	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
和北無石	農政課	り 場 山 甲 J 経済課	/丰人/ 六 川 産業経済課	イロイ天/PJ PJ 産業環境課	まちづくり課
担当課名	秦以誅 森林病害虫等防除法	森林病害虫等防除法	E 美 於 冷 誅	在美 境現 課	まらつくり謎
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	4,377千円	200千円		50千円	
歳入予算額(平成17年度)		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	【目的】 森林病害虫的除法に基づき、県が指定した区域の松くい虫被害対策を行う。 【内容】 松くい虫被害木調査委託 松くい虫被害木(8割以上の赤枯木)の所在、幹周等を現地調査し、防除の基礎資料とする。 予算額 1,600千円 対象区域 11ha 松くい虫防除委託特別伐倒駆除・・・被害木を伐倒後、搬出・破砕処理 予算額 863千円 対象区域 11ha 【特定財源】 県補助金 補助率1/2 431千円 松くい虫被害予防委託 松くい虫被害予防委託 松くい虫被害予防委託 松くい虫被害者予防するため、市が管理する緑地の松を対象に薬剤注入を実施する。 予算額 1,914千円 予算額は11「緑地等維持管理事業」と重複	【目的】 景勝地である相模川沿い小倉橋周辺の黒松の保全を行うため地元の管理会と協力し、松くい虫被害防除のための薬剤注射を行う。 【内容】 松くい虫防除薬剤注入委託 【町補助金】 総事業費の2/3以内	該当なし	【目的】 森林病害虫等防除法の区域外であるがまとまっているお寺の境内に2ヶ所に2年に1度実施する。 【内容】 ・松くい虫防除薬剤注入委託・事業費 50千円	該当なし

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		経済部会				
 	事務事業名		協議ランク				
46	自然保護奨励金の委託事務	に関すること	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	農政課	環境防災課	環境課	産業環境課	まちづくり課		
根拠法令等	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要綱	神奈川県自然保護奨励金交付要網		
歳出予算額(平成17年度)	150千円	40千円	260千円	241千円	354千円		
歳入予算額(平成17年度)	150千円	40千円	260千円	240千円	350千円		
【事務事業の内容】	【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立 自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区	【目的】 自然環境保全地域、国立公園、関立公園、関立公園、関立公園、関立公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風数地区(市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めず、かつ、用途地域を定めずるために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。 【事業内容】 【事業内容】 「事業自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された申告書の受付及び内容審査を行い、神祭川環境農政部級政課に提出する。なお、奨励金の交付事務は県が行う。 特に事業立てはせず、歳人は一般事務費に充当している。 平成16年度実績 35件 特定財源 県委託金 40千円	【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊線地保全区域、特別線地保全地区、風致地区(市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めずいい区域のものに限る。)及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。 【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された環境機工の発送や提出された環境機工の変付事務は県が行う。 平成16年度実績 462件特定財源 県委託金 260千円	【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、風致地区(市街化回域区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限る。)及び保安林の自然環境を保全するために指定地域内の山林等の所有者に対して、自然保護奨励金を交付する。 【事業内容】 県と自然保護奨励金に関する事務について委託契約を締結し、仕様書に基づき、交付申告書の発送や提出された環境機関が受が表述を締結し、社様書に基づき、交付申告書の発送や提出された環境機関の変付事務は県が行う。 歳入は一般事務費に充当している。 平成16年度実績 414件	【目的】 自然環境保全地域、国立公園、国定公域、早立自然公園、東立自然公園、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地びで、街化区域及び市街化調整区域を定めていない区域の名。)及び保安体の自然環境を保全する。)のでは、日本保護理別金を交付する。 【事業内容】 県と自然保護理励金に関する事務について委託契約を締結し、し仕様書に基当を終結し、してでの路径の部分を設ちれての路が、である。ので、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
47	林地開発に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等	森林法	森林法	森林法	森林法	森林法	
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	【内容】 森林法の規定による開発行為(土地面積1ha以 たりにおける県知事の許可に伴い、当該開発行為 について県知事より市町村長へ意見照会がなされ るため、この意見照会について回答するもの。 平成16年度照会実績0件	【内容】 森林法の規定による開発行為(土地面積1ha以上)における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成16年度照会実績1件	【内容】 森林法の規定による開発行為(土地面積1ha以上)における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの平成16年度照会実績0件	【内容】 森林法の規定による開発行為(土地面積1ha以上)における県知事の許可に伴い、当該開発行為について県知事より市町村長へ意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの 平成16年度照会実績0件	【内容】 森林法の規定による開発行為(土地面積1 ha以上)における県知事の許可に伴い、 当該開発行為について県知事より市町村長 へ意見照会がなされるため、この意見照会 について回答するもの。	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		経済部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
48	岩石採取に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等		採石法		採石法	碎石法
歳出予算額(平成17年度)		0千円		0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)		0千円		0千円	0千円
【事務事業の内容】		採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の 拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町 村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成16年度照会実績 1件	該当なし	採石法の規定による採石事業の実施・事業区域の拡大における県知事認可に伴い、県知事より市町村長へ当該事業に対する意見照会がなされるため、この意見照会について回答するもの。 平成16年度照会実績の件	以下による採石事業の実施・事業 区域の拡大における県知事認可に伴い、県 知事より市町村長へ当該事業に対する意見 駅会がなされるため、この意見照会につい て回答する。 平成16年度照会実績 0件

合併協議事項番号					
29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		
	事務事業名		協議ランク		
	治山・治水事業		Midia B幹事会 C専門部会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)			0千円	0千円	0千円
歳入予算額(平成17年度)			0千円	0千円	0千円
「事務事業の内容」	該当なし	該当なし	「内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。 県において事業実施が確定した際に、必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書等を得る。 ・平成16年度要望件数 1件	【内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。 県において事業実施が確定した際に、必要に応じ分筆登記や地権者等から承諾書等を得る。	【内容】 地域からの要望をまとめ、県に対して整備等の要望を行う。また、県において事業実施が確定した際には、地域住民への説明会を開催したり、必要に応じて地権者等から承諾書等を得る。

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		経済部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
50	保安林に関すること		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課		
根拠法令等			森林法				
歳出予算額(平成17年度)			0千円				
歳入予算額(平成17年度)			0千円		1		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【内容】 治山・治水事業により実施される箇所を必要に 応じ分筆登記や地権者等から承諾書を得る。 【平成16年度実績】 0件	該当なし	【内容】 治山・治水事業により実施される付近を 必要に応じて保安林指定する場合は、森林 所有者から承諾書を得る。		
			治山・治水に関する保安林事務であり 一般的な保安林事務はなし。		治山・治水事業は、あくまでも保安林が 対象である。		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
51	水源の森林づくり事業		M協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等			神奈川県協力協約推進事業実施要綱神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	神奈川県協力協約推進事業実施要綱神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	神奈川県協力協約推進事業実施要綱神奈川県協力協約推進事業補助金交付要綱	
歳出予算額(平成17年度)			16.540千円	2.941千円	- 22.425千円	
歳入予算額(平成17年度)			16,540千円	2,939千円	22,425千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備 を行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援 を行う。	【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を 行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を 行う。	【目的】 水源の森林づくりに協力し、自発的に森林整備を 行う所有者と市町村が協約を結び、整備の支援を 行う。	
			【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域 (森林法第6条第1項に規定する地域 森林計画対象森林・森林所育者が 県、市町村及び森林開発公団以外 の森林) ・協約内容 水源林として適正な森村の40の推 進施行地あたり、2 h a 以上の皆 伐の禁止補助事業実施後5年以内の 転用及び皆伐の禁止	【事業の概要】 ・事業区域	【事業の概要】 ・事業区域 県内の河川の源流域やダムの上流域 (森林法第5条第1項に規定する地域 森林計画対象森林・森林所有者が 県、市町村及び森林開発公団以外 の森林) 水源林として適正な森林づくりの推 進ー施行地あたり、2 h a 以上の皆 伐の禁止補助事業実施後5年以内の転用及び皆伐の禁止	
			【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10 以内の額 ・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当 たり12,000円(定額) ・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率 については、毎年度県知事が定める 【平成17年度見込】 ・県からの補助金歳人 16,540千円 ・協力協約推進事業補助金 15,483千円 ・事務費 1,057千円	【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円(定額)・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める 【平成17年度見込】・県からの補助金歳入 2,939千円・協力協約推進事業補助金 2,754千円・事務費 187千円	【補助率】 ・森林整備内容により、標準経費の1/10及び8/10以内の額・協力協約締結に伴う事務経費 契約面積1ha当たり12,000円(定額)・協力協約推進事業標準単価及び指導監督費率については、毎年度県知事が定める 【平成17年度見込】・県からの補助金歳入 22,425千円・協力協約推進事業補助金 22,185千円・事務費 240千円	
			【平成16年度実績】 ・県からの補助金歳入 27,292千円 ・協力協約推進事業補助金 25,835千円 ・事務費 1,457千円 【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 28,696千円 協力協約推進事業補助金 26,936千円 需用費 1,760千円	【平成16年度実績】 ・県からの補助金歳入 8,203千円 ・協力協約推進事業補助金 7,738千円 ・事務費 465千円 【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 7,105千円 協力協約推進事業補助金 6,662千円 事務費 443千円	【平成16年度実績】 ・県からの補助金歳入 15,307千円 ・協力協約推進事業補助金 14,885千円 ・事務費 422千円 【参考】 ・平成15年度実績 県からの補助金歳入 9,365千円 協力協約推進事業補助金 9,121千円 事務費 244千円	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
52	町有林管理審議会に関する	こと	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	財務課	産業経済課	総務課	総務課	
根拠法令等				相模湖町町有林管理審議会条例		
歳出予算額(平成17年度)				841千円		
歳入予算額(平成17年度)				0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	審議会の所掌事項 町有林の悠子に関する事項の調査及び審議 町有林の処分に関する事項の調査及び審議 町有 本の処分に関する事項の調査及び審議 組織 委員 8名(会長、副会長各1)で構成。委員は表の同意を得て町長が任命する。ただし、町に財産を帰属させた旧財産区の各地域毎に同数の委員を任命しなければ ならない。 任期 4年 報酬 会長 年額120,000円 委員(副会長含む)103,000円 現状 町有林と氏有林の境界設定の立会い、町有林と氏有林の境界設定の立会い、町有性施行計画の確認直営による施業(下草刈など)の応援などが主な活動内容である。年間の実働は10日程度	該当なし	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
53	農村環境改善センター(農村		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課		産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)					2,918千円	
歳入予算額(平成17年度)					0千円	
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【事業概要】 町南部地域の集会拠点として運営されて いる。 各種行事を (イベント会場 地元特産物を使った料理教室 各種趣味の教室 南部地域の情報発信施設	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
54	ふじの里山くらぶ		A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)					500千円	
歳入予算額(平成17年度)						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】 自然との触れ合う機会が少なの風景とで、低景でで、ないの触れ合う機会が少なの風景とだき、で、ないので、で、ないで、ないので、ないの	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		経済部会・財務部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
55	藤野町営産業用施設の管理	田電学					
ეე		王建吕	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課		
根拠法令等					藤野町営産業用施設の設置及び管理に関する条例 藤野町営産業用施設の管理及び使用規則 藤野町営産業用施設事業等分担金徴収条例		
歳出予算額(平成17年度)					282千円		
歳入予算額(平成17年度)					0千円		
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	【目的】 発展である地域の社会情調器会及び地域の行政、実生活改善の普及、各種調器会及び地域の行政、文化活動等に使用し、保住民の交流と、供世極級男子の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次		

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会・財務部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
55	藤野町営産業用施設の管理	E業用施設の管理運営 A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
【事務事業の内容】					国連集会施設 開設年月日 昭和63年3月26日 延床金施設 開設年月日 全体) 299.38㎡ 上岩集会施設 開設年月日 全体) 110.14㎡ 川上多年月日 全体) 110.14㎡ 川上多田 110.14㎡ 川設年 110.14㎡ 川設年 110.15間 開設年 110.15間 開設日 110.15間 用地 110.15	

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い		経済部会			
事務事業番号	事務事業名		協議ランク			
6	新都市農業推進事業 A協議会 B幹事会 C専門部会					
0		1				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	農政課新都市農業推進室	経済課	産業経済課	産業環境課	まちづくり課	
	構造改革特別区域法					
10 this 1 4 44						
根拠法令等						
歳出予算額(平成17年度)	54,612千円					
歳入予算額(平成17年度)	0千円					
【事務事業の内容】	【目的】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	相模原市新都市農業推進計画の推進・計画の目標					
	『新都市農業の創出』					
	地産・地発・地工・地消(商)の農業の実現 "地域で生産された農畜産物を地域で開発、					
	加工を行い、地域で販売(商い)、消費					
	する " 農業の実現をめざす。					
	【内容】 新都市農業公園拠点事業					
	「たな四季の里」事業					
	・アグリセンター事業 <50,138千円> ・市民ファーマー事業					
	・アグリフェアー開催事業 < 500千円 >					
	・フラワーガーデン事業 <1,041千円> ・マイ、夢果樹園事業					
	新都市農業公園促進事業 ・バイオマス・フロンティア事業					
	(資源循環型農業開拓事業) < 500千円 >					
	・ヤングファーマーインキュベート事業 (若手プロ農業者育成事業) <180千円>					
	・農業マイスター事業					
	(農業技術専門指導者登録活用事業) ・商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業					
	・アグリテクニカル&メディカル創造事業					
	(農業新技術開発、医療福祉分野応用事業) <1,890千円>					
	・さがみはら田園スクール事業・アグリセラピー事業					
	(農業の癒し効果活用事業)					
	新都市農業公園連携事業					
	民間の新たな事業参入の動向に応じて促進					
			1			

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い		経済部会				
事務事業番号	事務事業名		協議ランク				
6	新都市農業推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
【事務事業の内容】	【参考】 構造改革特区関連(構造改革特別区域法) ・未利用農地を活用した法人の農業参入 対象面積:市内すべての農業振興地域 731ha ・農地の権利取得の際の下限面積要件の緩和措置 (30a以上を10a以上に)を利用した個人の 農業参入 対象区域:田名の新宿塩田地区の農業振興 地域の農用地区域25haのみ *17年度中に法改正等により全国展開される予定 地域再生開連 ・認定された「相模原市地域再生計画」の区域 対象区域:市内全域						